

平成24年 第3回定例会

摂津市議会会議録

平成24年10月22日 開会

平成24年11月 8日 閉会

摂 津 市 議 会

目 次

平成24年第3回定例会

○10月22日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した 議会事務局職員	1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1- 2
開会の宣告	1- 3
市長あいさつ	
開議の宣告	1- 3
会議録署名議員の指名	1- 3
日程1 会期の決定	1- 3
日程2 議案第38号摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改 正する条例訂正の件	1- 3
質疑（山本靖一議員）	
日程3 議案第46号～議案第48号	1- 8
提案理由の説明（市長）	
採決	
日程4 認定第1号～認定第8号、議案第44号、議案第45号、議案 第49号～議案第52号	1- 9
提案理由の説明（総務部長、水道部長、保健福祉部長、土木下水道部長、 生活環境部長、都市整備部長、消防長）	
質疑（原田平議員、山本靖一議員、上村高義議員、安藤薫議員）	
委員会付託	
日程5 報告第5号～報告第9号	1-36
報告（教育総務部長、生涯学習部長、総務部長）	
質疑（三好義治議員、木村勝彦議員、藤浦雅彦議員）	
日程6 常任委員会の所管事項に関する事務調査報告の件	1-46
報告（総務常任委員長、文教常任委員長、民生常任委員長）	
休会の決定	1-47
散会の宣告	1-47

○11月2日（第2日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した 議会事務局職員	2- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	2- 2
開議の宣告	2- 3
会議録署名議員の指名	2- 3

日程1 一般質問	
野原修議員	2-3
川端福江議員	2-12
上村高義議員	2-18
野口博議員	2-23
渡辺慎吾議員	2-32
藤浦雅彦議員	2-41
安藤薫議員	2-51
柴田繁勝議員	2-61
延会の宣告	2-67

○11月5日(第3日)

出席議員、地方自治法第121条による出席者(説明員)、出席した 議会事務局職員	3-1
議事日程、本日の会議に付した事件	3-2
開議の宣告	3-3
会議録署名議員の指名	3-3
日程1 一般質問	
森西正議員	3-3
山本靖一議員	3-13
弘豊議員	3-21
原田平議員	3-26
南野直司議員	3-33
日程2 議案第38号、議案第44号、議案第45号、議案第49号～ 議案第52号	3-42
委員長報告(総務常任委員長・建設常任委員長・文教常任委員長 民生常任委員長、駅前等再開発特別委員長)	
討論(山崎雅数議員)	
採決	
日程3 議会議案第7号～議会議案第10号	3-45
討論(弘豊議員)	
採決	
日程4 議会議案第11号	3-46
提案理由の説明(三宅秀明議員)	
採決	
休会の決定	3-46
散会の宣告	3-46

○11月7日（第4日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	4- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	4- 2
開議の宣告	4- 3
会議録署名議員の指名	4- 3
日程1 議長辞職許可の件	4- 3
採決	
議長辞職のあいさつ（嶋野浩一朗議員）	
日程2 議選第2号	4- 4
選挙	
議長就任のあいさつ（木村勝彦議員）	
日程3 副議長辞職許可の件	4- 5
採決	
副議長辞職のあいさつ（村上英明議員）	
日程4 議選第3号	4- 5
選挙	
副議長就任のあいさつ（南野直司議員）	
日程5 議案第53号	4- 6
提案理由の説明（市長）	
採決	
延会の宣告	4- 6

○11月8日（第5日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	5- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	5- 2
開議の宣告	5- 3
会議録署名議員の指名	5- 3
日程1 常任委員会委員選任及び議会運営委員会委員選任の件	5- 3
選任	
日程2 特別委員会委員選任の件	5- 3
選任	
日程3 議選第4号	5- 3
選挙	
日程4 議会運営委員会の所管事項に関する調査の件	5- 3
閉会中の調査に決定	
閉会の宣告	5- 3

☆添付資料

審議日程	資料－	1
議案付託表	資料－	2
一般質問要旨	資料－	3
選任名簿	資料－	8
議会運営委員会の所管事項に関する調査表	資料－	9
議決結果一覧	資料－	10

摂津市議会会議録

平成24年10月22日

(第1日)

平成24年第3回摂津市議会定例会会議録

平成24年10月22日(月曜日)
午前10時 開会
摂津市議会 議場

1 出席議員 (22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平博
21 番	安藤薫	22 番	野口博

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長兼 会計管理者	乾富治
総務部長	有山泉	生活環境部長	杉本正彦
保健福祉部長	福永富美子	都市整備部長	吉田和生
土木下水道部長	藤井義己	教育委員会兼 教育次長兼 次世代育成部長	馬場博
教育委員会 教育総務部長	登阪弘	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
水道部長	宮川茂行	消防長	北居一
監査委員 局長	山田雅也		

1 出席した議会事務局職員

事務局長	寺本敏彦	事務局次長	藤井智哉
事務局総括参与	野杵雄三		

1 議 事 日 程

- 1, 会期決定の件
- 2, 議案第38号撰津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例訂正の件
- 3, 議案第46号 教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 議案第47号 教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 議案第48号 公平委員会委員の選任について同意を求める件
- 4, 認定第1号 平成23年度撰津市一般会計歳入歳出決算認定の件
- 認定第2号 平成23年度撰津市水道事業会計決算認定の件
- 認定第3号 平成23年度撰津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定第4号 平成23年度撰津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定第5号 平成23年度撰津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定第6号 平成23年度撰津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定第7号 平成23年度撰津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定第8号 平成23年度撰津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第44号 平成24年度撰津市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第45号 平成24年度撰津市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 撰津市防災会議条例及び撰津市災害対策本部条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第50号 撰津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第51号 撰津市暴力団排除条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第52号 撰津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
- 5, 報告第5号 損害賠償の額を定める専決処分報告の件
- 報告第6号 損害賠償の額を定める専決処分報告の件
- 報告第7号 損害賠償の額を定める専決処分報告の件
- 報告第8号 損害賠償の額を定める専決処分報告の件
- 報告第9号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件
- 6, 常任委員会の所管事項に関する事務調査報告の件

1 本日の会議に付した事件

日程1から日程6まで

(午前10時 開会)

○嶋野浩一朗議長 ただいまから平成24年第3回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長のあいさつを受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

平成24年第3回の定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には、お忙しいところ、ご参集を賜りまして厚く御礼申し上げます。

過日の市長選挙で三たびのご信任を賜りました。今回の選挙でもまた新たな感動をいただきましたが、基礎自治体を取り巻く状況は、多事多難といえますか、穏やかならざるものがございますが、3期目もこの緊張感を大切に、そして感謝の気持ちを忘れず、間違いのないハンドルを切ってまいりたいと存じます。皆様方には引き続きご指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、今回お願いいたします案件は、報告案件といたしまして、損害賠償の額を定める専決処分報告の件ほか4件、認定案件といたしまして、平成23年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件ほか7件、予算案件といたしまして、平成24年度摂津市一般会計補正予算(第2号)ほか1件、人事案件といたしまして、教育委員会委員の任命について同意を求める件ほか2件、条例案件といたしまして、摂津市防災会議条例及び摂津市災害対策本部条例の一部を改正する条例制定の件ほか3件、合計22件のご審議をお願いいたしますのでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。

○嶋野浩一朗議長 あいさつが終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、南野議員及び渡辺議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から11月8日までの18日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、議案第38号、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例訂正の件を議題とします。

本件について、理事者から発言の申し出がありますので、これを許可します。水道部長。

(宮川水道部長 登壇)

○宮川水道部長 平成24年第1回定例会に提出いたしております議案第38号、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、議案の訂正をお願いいたしますもので、摂津市議会会議規則第19条第1項の規定に基づき、議会の承認をお願いいたしますのでございます。

それでは、その訂正内容についてご説明申し上げます。

議案第38号につきまして、建設常任委員会におけますご審査の経過を踏まえつつ、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日について、平成24年8月1日といたしておりましたものを、平成25年2月1日に変更をお願いいたしますのでございます。

以上、訂正内容の説明とさせていただきます。(「議事進行」と山本靖一議員呼ぶ)

○嶋野浩一朗議長 山本議員。

○山本靖一議員 議案第38号の施行期日を延期するという事の訂正が今提案されていますが、建設常任委員長ということもありますし、また、内容は民生の所管にある部分がありますし、確認の意味も込めまして幾つかお尋ねしたいことがありますがお許しをいただきたいと思えます。

○嶋野浩一朗議長 質疑を認めます。山本議員。

○山本靖一議員 お聞きしたいことは、この条例を廃止するに当たって、当初、私たちが会派懇談会のお聞きしていたのは、この制度を継続、持続していくためにいろんな見直しをかけていきたい、その中で所得制限をかけていきたいというのが出発だったというふうに認識しています。それで、この所得制限について検討された結果、ソフトの開発に大変なお金がかかるということの中から全面廃止ということになってきたんだというふうに認識をしています。

そこでお聞きしたいんですが、このソフトを開発しなくても、従来の方式の中で十分この所得制限というのをかけていく方法があるのではないかということです。例えば、就学援助金は、毎年卒業、入学、たくさんの方が出られますが、これも所得制限がかかって、毎年遅滞なく実施をされると、こういう実態がありますし、それから、家賃補助についても、これは申請されたときに所得の証明を出される。これは、何も新たなソフトをつくるということではなくて、申請された時点で、この人はどうだったかということだけを水道のほうに報告すれば、これは端末を消したり出したりということだけで所得制限が十分可能ではないかと、新たなソフトがなぜ必要なのかというふうな疑問に当たりますし、また、

その事務をするために職員の方は大変な労力というふうなお話もお聞きするんですけども、再任用の方であるとか、また、そのことだけに特化した嘱託の方というようなことでも、これは十分人件費の件では対応できるのではないかというふうな思いがするわけです。こういうことが本当にこの間の中で議論をされてきたのかという思いがあります。

それから、今、基本料金は10立方メートル、これで1,120円でしょうか。これは消費税抜きですが。その半額560円、下水については499円、これは10立方メートルの換算基本料金の形で減免がされているわけですね。今の基本料金は6立方メートルに落とされています。この6立方メートルに対応するような料金体系、減免体制という考え方もあったのではないかというふうな思いがするわけです。このような検討がされて、なおかつ全面廃止というふうなことになってきたのかということをお聞きしたいと思えます。

それから、9月7日、今年ですね、民生常任委員協議会が開かれています。この中で、保健福祉部長、私は大変な仕事をこなしておられるし、いろんなことで頑張っておられる、そういう方だというふうに認識していますが、そういう前提でお聞きをしたいと思えます。こういう答弁をされています。「法律に基づいた補助を実施していくところが、最低限していかなければいけないことだととらえております。これらの財源確保のためにということで、現状で法的な根拠を超えたところを見直す」と言われました。

この財源を求める方向が私は間違っているんじゃないかと思うわけですね。つまり、法律で、国の制度ですから国に対して財源

を求めていく、これが筋だと思ふんですけれども、法律に決められたことをやらなければ、これは法律違反ですから、そのことが問われるというふうに思います。

もう一つ、「福祉の施策をしていく上で、どこかで線を引いていかななくてはならないということで、法律に定められたところを最優先して実施していくというのが市として一番大事なところであると考えておりますので、」この後ですが、「このたびの案は、とりあえず本日提示させていただきました内容でご理解ください」というふうにおっしゃっています。

これは確認いただいたと思ふんですけれども、私は、22年度決算、23年もちょっと調べてみたんですが、ちょっと見つかりませんので、22年決算で聞いております数字を言いますと、3,237人、金額にして3,804万950円ですね。40年間何とか維持してきた制度を、とりあえずという説明で納得できるかなと。私は、到底これは納得できません。本当にとりあえずということであれば、2月の1日施行ということで、いろんなことをまだ考えておられるのかなと、そういうふうに解釈もするわけですけれども、とにかく廃止だというふうなことで、対案として考えておられると。その中身はどんなことなのかということで、具体的にお聞きしたいと思ふんですが、この民生常任委員協議会では、委員長から各委員に、水道減免に伴い、新たな制度に置きかえられた内容について資料を配付するようにと、こういうふうに要請されていますけれども、いまだにこの資料は配付されておられません。当初予算の関係でいえば、2,119万円、これがいろんな障害者の方とか見守りとか、いろんなことにシフトされたということなんですけれ

ども、それプラス、今の民間住宅の家賃補助、これは270人ほどでしたか、それを所得制限をかけますと230人ほど、金額にして276万円ほどは上乘せしたいというふうなお話を提案されたようですが、これで私は、同じこの中で本当に困っておられる方により手厚い制度、そういうことでこの家賃補助制度を考えたというふうな説明をされていますが、そこで具体的にお聞きしたいんですけれども、この230人、家賃補助を受けておられる方の中で水道減免を受けておられる方は何人ほどおいでになったんでしょうか。つまり、水道減免1,087円1か月補助されている方が、家賃補助1,000円上乘せされても87円マイナスになって、これは、より手厚い制度の構築というふうには私はとても理解できないんですけれども、こういうところの具体的な精査をされてきたのか。

もう一つ、翻って部長は、「より困難な方により手厚い、そういう制度として再配分をしていきたい」と、そういう趣旨のお話を何回か繰り返されています。では、お聞きしたいんですけれども、この3,237人の中に、今回いろいろ制度を振り分けられましたけれども、それから外れた人の中に本当に困難な人はないのか、どういう調査をやられたのか、3,237人に対してどんな調査をやられたのか、これをお聞きしたいと思ふます。

それから、これはもう一つお聞きしたいんですけれども、下水道の使用料も同時にこれは廃止ということで、そういう前提で進んでいますけれども、下水道使用料条例の中の、これは27条でしたか、市長が認める者ということになっています。その中に、今持っている制度、それぞれ規則でうたわれていますけれども、これは水道料金

の減免申請をすれば、同時に下水道の使用料の減免申請もしたというふうになすということになっていまして、自動的に、水道料金の申請をしなければ、これは下水道の使用料も減免しないとリンクされているわけですね。そういうふうに見ていきますと、これは一つの制度ですけれども別々の会計ですから、やっぱりこの下水道の使用料条例のところの規則かもしれません。これは市長の専決事項で自由に変えられるということかもしれませんけれども、40年も定着してきた制度を変えるときには、しかるべき手続きというんでしょうか、そういうものが必要ではなかったかというふうな思いがするわけです。

いろいろ言いましたけれども、ご答弁をお願いしたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 それでは、答弁を求めます。水道部長。

○宮川水道部長 まず、今お尋ねのソフトの件でございますけれども、私どもとしまして、福祉減免につきまして、その内容が変わるたびに、やはりソフトの見直しといたしますか、修正をしなければならぬ。その中では、実際にうちの職員もいろいろかかわってはまいりますけれども、その中でお支払いする額、やはり数百万円の費用がかかっているのは事実でございます。ですから、そういう制度の変更のたびにソフト開発といたしますか、見直しをするということにつきましては、非常に労力あるいは費用がかかっているというのも実態でございます。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 まず、「とりあえず」という言葉についてでございますが、この意味でございますが、これにつきましては、扶助費がかなり年々増額してきている。そ

れの対策として、今、現行の制度の見直しをかけるということにおきまして、水道減免をまず考えてきましたという意味合いでございます。

それから、家賃補助のうち水道減免を受けている人は何人かというお問い合わせでございますが、水道減免を受けている方の中で家賃補助を受けておられる方は143人でございます。

次に、3,237人中にこのたびの種々の代替案を受けられない方があるということで、その方たちにどんな調査をしたのかというお問い合わせでございますが、まず、高齢者につきましては、2年前にひとり暮らし高齢者と認知症高齢者の実態調査をさせていただいております。この調査の中で、高齢の方、ひとり暮らしの方に対して、今後どのような施策を希望するかとか、それから、現在不安なことはないかというようなお問い合わせをいたしましたところ、まず、ひとり暮らしであるということの不安感を訴えておられる方が最も多うございました。その中で、私どもといたしましては、個別給付を代替案としてご提案するのは、必要最低限の方にとということで、より多くの方に安全・安心の施策をお届けするということで、ご要望の高かった見守り支援や移送サービスの拡充ということで代替案をご提案させていただいた次第です。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 あと、会計をまたいでの影響の件について答弁をいただきたいと思いますが、水道のみならず下水にも関係をしてくると、そこら辺のことについてどう考えておられるのかということについて質問をされておられますので、お答えをいただきたいと思います。水道部長。

○宮川水道部長 水道料金と公共下水道使用

料金につきましては、もともと福祉減免を抜きにしましても、双方が別々に徴収するという状況になりますと、システム構築の差も出てまいりますし、それに携わる人件費もかかわってまいります。下水道の使用料につきましては、水道使用料の量を下水の使用料という形でのみなしで積算させていただいております。ですから、根本的に下水道料金を水道料金と同時に同水量として徴収させていただくという形の中で、水道と下水道の料金徴収を同時にさせていただいているという状況でございます。ですので、その中で発生します下水道の福祉減免、この分も併せてさせていただいているという状況でございます。ただ、条例と規則のこの差はございますけれども、内容については全く同じでございますので、そういう取り扱いをさせていただいているのが現状でございます。

○嶋野浩一朗議長 今回の訂正につきましては、議案第38号そのものは、今現在も建設常任委員会で継続審査をさせていただいております。本日の訂正につきましては施行期日のみの訂正ということになっておりますので、その点を踏まえてご質疑をいただきたいと思っております。山本議員。

○山本靖一議員 確認の意味を込めてというふうなことで今お尋ねいたしました。最初の出発は所得制限というふうなことだったと思うんですけども、さっきお聞きしたら、このソフトの開発が数百万円ほどというふうにおっしゃっていた。そのほかの部分で、例えば家賃補助の関係とか、さっき言いました就学援助金のことで、毎年そんなにお金がかかるんですかというふうな疑問が素朴にわいてくるわけですね。なぜ水道は、これはマッキントッシュを使っておられて、操られる人が限られているという

ふうなことがあるのかもしれませんがね。どこにそういう原因があるのかと。本来のこの方針でいけば、最初に提示されていた方向で収れんされていくと、これが自然な形やと私は思うんですけど、そういうことについてのご答弁もありませんでした。

議長のお話ですから、あまり深くいきませんが、それは、やっぱりいろんなことを精査してここにたどり着いたというならわかるんですけども、ただ高い、数百万円かかると、それで40年続いた制度を簡単に廃止してしまうというのは、これは建設常任委員会の議論の中でも、そんなことでいいのかというふうな、それぞれの委員から出されているわけですよ。それが継続審査としてきょうまで来ているわけですからね。やっぱりこのところをきちっと、出発のときはどうだったのか、そのことについてきちっと検証したかというふうなこと、しかも、3,200人以上の方についてまともな調査をやっていません。2年前に少し聞き取り調査をした。何人聞き取り調査をされたのか知りませんがね。少なくともこれだけ多くの方が、つまり、例えばこの制度を全部やっても2,400万円ですよ。つまり1,500万円の方が制度から外れていくということになるんですね。いろいろフォローするからとおっしゃるんですけども、これを割り返したら1,100人以上の方が全く制度から外れてしまうという、乱暴な計算ですけど、そんなことになるんです。そういう方に本当に困っている人はいないのかと。部長のお話ですと、より困窮されている方にシフトしたいという、その中に困った人はいないのかということ、きちっとこれはやっぱり丁寧に調査する必要があったのではな

いかという思いがあるんです。これについてもまともな答えがありませんでした。

それから、今お聞きしましたら、最後の話ですけれども、143人ですか、家賃補助を受けられて水道減免を受けられていた。つまり、この143人の方は、今度、家賃減免のほうで1,000円足してもらおうけれども、1,087円、これを取られるわけですから、より手厚くシフトしたということにはならないじゃないですか。だれが考えたって私はそう思うんですけれどもね。こういうこともまた改めて今提案されている制度について精査していただくと。さっきおっしゃった、とりあえずというお話でしたから、まだ時間があるというふうに私は解釈しています。したがって、これで終わりということじゃなしに、まだまだいろいろと時間の中で見直していただけるのかなという思いがします。そういうことにおきます。

それから、もう一つ、水道部長が下水道条例についてお答えになったけれども、下水道条例の27条に何て書いてあるか。これは、規則で全部今の水道料金の減免制度が書いてあるんですよ。これも水道部長がご存じのとおりです。で、別会計です。そうすると、一体のものといって、これは自動的にそうならざるを得んような仕組みになっているんですけどもね。水道の減免を申請した者は自動的に下水道の使用料も減免とするということになっているわけですよ、規則でね。これは本来別々のものだと思うんですけれどもね、会計が違うんですから。そうすると、規則の改正でも、やっぱりたくさんの人たちが受けている3,200人以上の方に、これは恐らく23年決算は2,500人近くになるのかなと私は思うんですけれども、こういう人たちに対する説明

責任、市長がいつもおっしゃっている説明責任を果たしていくためには、やっぱり丁寧な手続きみたいなものが要るのではないかというふうな思いがするわけです。そういうことを確認しておいて、またこれからにゆだねたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 それでは、お諮りします。

本件につきましては、理事者からの訂正の申し出のとおり、これを承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、本件は理事者からの訂正の申し出のとおり、これを承認することに決定しました。

日程3、議案第46号など3件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 ただいま一括上程となりました議案第46号から議案第48号の提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第46号及び議案第47号、教育委員会委員の任命について同意を求める件につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成24年11月10日付で溝口重雄委員と原田正文委員の2名の委員が任期満了となることに伴いまして、議案第46号にて齊藤公男氏を、議案第47号にて山手知榮子氏を、それぞれ摂津市教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第48号、公平委員会委員の選任について同意を求める件につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成24年11月12日付で村田守委員が任期満了となるこ

とに伴いまして、寺田正一氏を摂津市公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、それぞれの履歴書を議案参考資料の3ページから6ページに添付いたしておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます、簡単でございますが、議案第46号から議案第48号の提案理由の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本3件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第46号、議案第47号及び議案第48号を一括採決します。

本3件について、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、本3件は同意されました。

日程4、認定第1号など14件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 認定第1号、平成23年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件につ

いて、その内容を説明させていただきます。

まず、本市の平成23年度決算の概要について申し上げます。

歳入では、市税収入が、法人市民税が増加したものの、個人市民税は減少傾向が続いており、全体として前年度より減少しています。一方、歳出では、職員給や公債費が減少したものの、扶助費や各医療特別会計への繰出金など、社会保障関連経費が大幅に増加しています。財政指標は、經常収支比率が4.2ポイント悪化の99.4%となっています。これは、分母となる經常一般財源総額が減少するとともに、扶助費等の増により分子である經常経費充当一般財源総額が増加したことによります。今後、本格化する高齢化社会による社会保障経費の増加に機動的に対応できるよう、さらなる行財政改革を推進し、健全で安定した財政運営に努めてまいります。

それでは、平成23年度一般会計決算についてご説明いたします。

決算概要4ページをご覧ください。

当初予算324億9,091万6,000円に対し、11億9,466万円を増額補正し、前年度繰越事業費12億8,010万1,820円を合わせまして、予算現計は349億6,567万7,820円となりました。

まず、歳入決算につきましては、調定額348億1,608万412円に対し、収入済額337億2,141万3,921円で、収入率96.9%です。

次に、6ページをご覧ください。

歳出決算でございますが、支出済額334億5,712万5,437円で、執行率は95.7%となっています。

形式収支は2億6,428万8,484円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を除

いた実質収支は1億8,158万1,224円となりました。

11ページをご覧ください。

自主財源が230億1,927万8,780円、68.3%、依存財源が107億213万5,141円、31.7%となっています。

構成比率の上位は、市税が54.6%、国庫支出金が15%、市債が6.1%、府支出金が5.5%などとなっています。

次に、歳出ですが、15ページをご覧ください。

人件費、扶助費、公債費の合計である義務的経費は169億6,763万9,831円となっており、歳出全体に占める割合は50.7%です。

普通建設事業費は31億605万9,856円で9.3%となっており、その他の経費では物件費が53億2,937万4,501円で15.9%などとなっています。

それでは、決算書に従いまして、款別のその主な内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入ですが、各歳入金額につきましては、収入済額で説明をいたします。

10ページ、款1、市税は184億2,474万2,580円、前年度に比べ2.1%、3億9,000万8,009円の減額となっています。

項1、市民税は59億698万6,399円、前年度に比べ3.4%、1億9,285万3,067円の増額です。

項2、固定資産税は88億9,788万4,960円、前年度に比べ0.4%、3,240万6,764円の増額です。これは、家屋の新增築が増加したものです。

項3、軽自動車税は8,251万6,700円、前年度に比べ2%、163万7,650円の増額です。

項4、市たばこ税は18億9,433万3,723円、前年度に比べ24.9%、6億2,838万1,582円の減額です。

項5、都市計画税は16億4,302万798円、前年度に比べ0.7%、1,147万6,092円の増額です。

なお、市税の徴収率は94.8%で、前年度に比べ0.5ポイント改善しています。また、不納欠損額については8,356万2,552円となっています。

款2、地方譲与税は1億6,795万3,207円、前年度に比べ1.9%、325万3,914円の減額となっています。

項1、地方揮発油譲与税は4,671万3,000円、前年度に比べ7.3%、367万6,000円の減額です。

項2、自動車重量譲与税は1億2,124万円、前年度に比べ0.3%、422万円の減額です。

項3、地方道路譲与税は207円、前年度に比べ71.1%、86円の増額です。

款3、利子割交付金は4,946万4,000円、前年度に比べ18%、1,084万6,000円の減額となっています。

款4、配当割交付金は3,205万6,000円で、前年度に比べ12%、344万5,000円の増額となっています。

款5、株式等譲渡所得割交付金は711万3,000円で、前年度に比べ26.3%、254万1,000円の減額となっています。

款6、地方消費税交付金は9億6,365万4,000円、前年度に比べ0.6%、539万5,000円の減額となっています。

款7、ゴルフ場利用税交付金は189万2,646円、前年度に比べ8.3%、17万1,699円の減額となっています。

款 8、自動車取得税交付金は 6, 511 万 6, 000 円、前年度に比べ 14. 8%、1, 131 万 7, 000 円の減額となっています。

款 9、地方特例交付金は 1 億 9, 220 万円、前年度に比べ 19. 9%、3, 185 万 1, 000 円の増額となっています。

款 10、地方交付税は 2 億 5, 252 万 2, 000 円、前年度に比べ 4. 3%、1, 033 万 8, 000 円の増額となっています。

款 11、交通安全対策特別交付金は 1, 589 万 5, 000 円、前年度に比べ 5. 4%、90 万 6, 000 円の減額となっています。

款 12、分担金及び負担金は 10 億 6, 276 万 1, 855 円、前年度に比べ 8. 2%、8, 080 万 5, 930 円の増額となっています。

12 ページ、款 13、使用料及び手数料は 6 億 446 万 91 円、前年度に比べ 0. 3%、164 万 1, 962 円の増額となっています。

項 1、使用料は 4 億 8, 073 万 6, 431 円、前年度に比べ 1. 1%、500 万 6, 306 円の減額です。

項 2、手数料は 1 億 2, 372 万 3, 660 円、前年度に比べ 2. 6%、336 万 4, 344 円の減額です。

款 14、国庫支出金は 50 億 5, 338 万 6, 228 円、前年度に比べ 6%、2 億 8, 677 万 181 円の増額となっています。

項 1、国庫負担金は 42 億 5, 571 万 1, 844 円、前年度に比べ 5. 8%、2 億 3, 216 万 1, 001 円の増額です。

項 2、国庫補助金は 7 億 6, 336 万 6, 000 円、前年度に比べ 19. 5%、1 億

2, 478 万 2, 567 円の増額です。これは、住民生活に光をそそぐ交付金等です。

項 3、委託金は 3, 430 万 8, 384 円、前年度に比べ 67. 2%、7, 017 万 3, 387 円の減額です。これは、子ども手当事務委託金の減などによるものです。

款 15、府支出金は 18 億 6, 028 万 3, 060 円、前年度に比べ 6. 7%、1 億 1, 673 万 4, 760 円の増額となっています。

項 1、府負担金は 10 億 1, 467 万 5, 026 円、前年度に比べ 1. 4%、1, 460 万 2, 269 円の減額です。

項 2、府補助金は 6 億 8, 006 万 6, 231 円、前年度に比べ 22. 4%、1 億 2, 451 万 8, 603 円の増額です。

項 3、委託金は 1 億 6, 554 万 1, 803 円、前年度に比べ 4. 3%、681 万 8, 426 円の増額です。

款 16、財産収入は 5 億 9, 071 万 5, 485 円、前年度に比べ 25. 1%、1 億 1, 861 万 7, 662 円の増額となっています。

項 1、財産運用収入は 4, 141 万 5, 485 円、前年度に比べ 12. 3%、580 万 9, 810 円の減額です。

項 2、財産売払収入は 5 億 4, 930 万円、前年度に比べ 29. 3%、1 億 2, 442 万 7, 472 円の増額です。

款 17、寄附金は 909 万 1, 234 円、前年度に比べ 20. 4%、233 万 5, 489 円の減額となっています。

款 18、繰入金は 11 億 8, 598 万 2, 257 円、前年度に比べ 237%、8 億 3, 405 万 1, 685 円の増額となっています。

項 1、特別会計繰入金は 3, 198 万 7, 072 円、前年度に比べ 45. 7%、2,

689万5,697円の減額です。

項2、基金繰入金は11億5,399万5,185円、前年度に比べ293.8%、8億6,094万7,382円の増額です。これは、財政調整基金繰入金の増によるものです。

款19、諸収入は7億1,580万1,793円、前年度に比べ13.2%、1億900万4,478円の減額となっています。

項1、延滞金、加算金及び過料は3,451万7,024円、前年度に比べ1.1%、38万1,575円の増額です。

項2、市預金利子は3万2,091円、前年度に比べ95.9%、74万4,803円の減額です。

項3、貸付金元利収入は1億619万5,800円、前年度に比べ0.1%、7万7,900円の減額です。

項4、雑入は5億7,505万6,878円、前年度に比べ15.9%、1億856万3,350円の減額です。

款20、市債は20億4,060万円、前年度に比べ4%、7,770万円の増額となっています。これは、市営住宅建替え事業債の増額などによるものです。

款21、繰越金は4億2,572万3,485円、前年度に比べ49.3%、4億1,374万5,011円の減額となっています。繰越金の内容は、小学校施設改修事業などに係る繰越財源です。

続いて、歳出ですが、各歳出金額につきましては、支出済額で説明をいたします。

16ページ、款1、議会費は3億8,040万191円、執行率は98.6%となっています。

款2、総務費は50億3,255万7,230円、執行率は96.4%となってい

ます。

項1、総務管理費は34億5,131万1,551円です。その主な内容は、広報、人事、会計管理、電子計算事務、庁舎等の財産管理、自治振興、コミュニティプラザに係る経費です。

項2、徴税費は13億3,247万3,708円となっており、税務事務に係る経費です。

項3、戸籍住民基本台帳費は1億4,872万5,055円となっており、戸籍関係などに係る経費です。

項4、選挙費は4,846万8,344円となっており、府議会議員選挙及び府知事選挙事務に係る経費です。

項5、統計調査費は1,804万355円となっており、各種基幹統計調査に係る経費です。

項6、監査委員費は3,353万8,217円となっており、監査事務に係る経費です。

款3、民生費は127億4,856万5,345円、執行率は96.9%となっています。

項1、社会福祉費は50億4,195万1,589円です。その主な内容は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計などへの繰出金等です。

項2、児童福祉費は48億4,931万6,166円となっており、保育所の管理運営に係る経費などを執行しています。

項3、生活保護費は26億6,597万7,618円です。

項4、生活文化費は1億9,131万9,972円です。その主な内容は、摂津市施設管理公社委託料や文化ホールなどの施設に係る管理経費などです。

項5、災害救助費は、当該年度中に市域

において救助を必要とするような災害が発生しなかったため、執行しておりません。

款4、衛生費は21億701万4,870円、執行率は94.1%となっています。

項1、保健衛生費は7億7,304万7,129円です。その主な内容は、保健センターや葬儀会館の業務委託料、各種健診や予防接種費用などを執行しています。

項2、清掃費は13億3,396万7,741円です。その主な内容は、ごみの収集や処理に係る経費、クリーンセンター及び環境センターの維持管理経費です。

款5、農林水産業費は9,094万2,296円、執行率は94.2%となっています。その主な内容は、農業振興に係る事務経費及び農業水路のポンプ場維持管理経費などです。

款6、商工費は2億1,161万8,003円、執行率は97.6%となっています。その主な内容は、地域商業の活性化に関する経費や商工業の振興に係る経費です。

款7、土木費は48億8,987万3,453円、執行率は96.5%となっています。

項1、土木管理費は25億4,280万6,951円です。その主な内容は、公共下水道事業特別会計への繰出金、自転車・自動車駐車場管理関係経費のほか、交通安全推進経費です。

項2、道路橋りょう費は4億1,661万9,493円です。その主な内容は、道路維持補修工事、道路改良工事を執行しています。

項3、水路費は8,834万1,399円です。その主な内容は、ポンプ場の維持管理経費などです。

項4、都市計画費は5億4,645万960円です。その主な内容は、南千里丘ま

ちづくり関連事業に係る経費のほか、阪急京都線連続立体交差事業に係る経費などです。

項5、住宅費は12億9,565万4,650円です。その主な内容は、市営住宅の維持管理や建て替えに係る経費です。

款8、消防費は8億3,480万8,751円、執行率は94.7%となっています。その主な内容は、消防活動、救急救助活動、予防活動に係る経費のほか、消防団に係る経費などです。

18ページ、款9、教育費は35億7,254万5,108円、執行率は87.2%となっています。

項1、教育総務費は5億992万3,325円です。その主な内容は、学校の安全対策事業や教育センターの教育相談事業のほか、学校教育充実のための各種事業に係る経費などです。

項2、小学校費は14億6,412万186円となっています。その主な内容は、耐震補強工事のほか、小学校運営に係る経費です。

項3、中学校費は2億5,325万784円です。その主な内容は、耐震補強工事のほか、中学校運営に係る経費です。

項4、幼稚園費は5億3,250万9,534円です。その主な内容は、幼稚園運営に係る経費です。

項5、社会教育費は4億3,229万4,979円です。その主な内容は、摂津音楽祭、こどもフェスティバル等の各種行事のほか、学童保育、公民館の管理運営経費です。

項6、図書館費は1億5,700万5,405円となっており、市民図書館及び鳥飼図書館センターに係る管理運営経費です。

項7、保健体育費は2億2,344万8

95円です。その主な内容は、市長杯総合スポーツ大会に係る経費のほか、地区市民体育祭に係る補助金、体育施設の管理運営経費などです。

款10、公債費は35億8,880万190円、執行率は99.9%となっています。

款11、諸支出金につきましては、執行はありません。

款12、予備費については、当初予算3,000万円に対し、2,310万1,140円の充当額となっています。その主な内容は、台風12号による大雨被害に対する災害義援金60万円、義務教育施設等の外壁補修に対する864万6,120円などです。

以上、平成23年度摂津市一般会計歳入歳出決算内容の説明とさせていただきます。

次に、認定第4号、平成23年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

特別会計歳入歳出決算書37ページ以降をご参照願います。

当会計の平成23年度の決算といたしましては、歳入16億163万2,644円、歳出2,558万1,272円となり、差し引き15億7,605万1,372円の剰余金を見た次第でございます。この剰余金につきましては、全額、平成24年度の本会計の歳入といたすものであります。

以下、その内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、46ページ、款1、財産収入、項1、財産運用収入の6,220万8,000円は、前年度と同額となっております。

次に、款2、繰越金、項1、繰越金は、

収入済額15億3,811万9,247円となっております、前年度と比べ1.3%、1,949万2,371円の増となっております。

続きまして、款3、諸収入、項1、預金利子等は130万5,397円となっております、前年度と比べ51.1%、136万1,673円の減となっております。

次に、歳出でございますが、49ページの款1、繰出金、項1、繰出金1,244万1,600円は、前年度と同額となっております。これは、味舌上財産区の財産運用収入に係る一定割合を一般会計へ繰り出したものでございます。

次に、款2、諸支出金、項1、地方振興事業費1,313万9,672円は、各財産区への事業交付金であり、前年度に比べ60.1%、1,980万1,427円の減額となっております。この内容といたしましては、決算概要の217ページから223ページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上、平成23年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算のご説明とさせていただきます。

次に、議案第44号、平成24年度摂津市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容ですが、歳入につきましては、普通交付税を算定結果に基づき新たに計上するほか、それに伴う臨時財政対策債の増額分や地域福祉・子育て支援交付金などとなっております。歳出については、緊急雇用創出基金事業補助金の内示に伴う各事業費のほか、物件移転補償費など、一部緊急を要する事業についての追加補正となっております。

まず、補正予算の第1条は、既定による

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,165万8,000円を追加し、その総額を335億4,198万9,000円とするものです。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりです。

歳入については、款9、地方特例交付金、項1、地方特例交付金は、1,541万6,000円増額しています。

款10、地方交付税、項1、地方交付税は、1億2,190万8,000円増額しています。

款15、府支出金、項2、府補助金2,575万8,000円の増額は、緊急雇用創出基金事業補助金及び地域福祉・子育て支援交付金です。

款18、繰入金、項1、特別会計繰入金1,143万8,000円の増額は、介護保険特別会計の決算に伴う精算によるものです。

項2、基金繰入金6億9,324万3,000円の減額は、今回の補正財源を調整するため、財政調整基金繰入金を減額しています。

款20、市債、項1、市債4億7,880万円の増額は、臨時財政対策債の発行可能額の拡大によるものです。

款21、繰越金、項1、繰越金は、平成23年度一般会計実質収支額1億8,158万1,000円を計上しています。

続いて、歳出ですが、款2、総務費、項1、総務管理費において、地方財政法第7条の規定による財政調整基金積立金など、9,126万1,000円を計上していません。

次に、款2、総務費、項5、統計調査費

では、統計情報電子化委託料1,582万7,000円を計上しています。

款3、民生費、項1、社会福祉費では、旧教育研究所の耐震診断結果に伴う修繕料の増額や身体障害者更正医療助成費の過年度分国庫府費返還金など、1,963万9,000円を計上しています。

款7、土木費、項4、都市計画費では、岸部千里丘線の整備に伴う物件移転補償費として500万円を計上しています。

款9、教育費、項1、教育総務費では、緊急雇用創出基金事業に伴う学校ICT化支援委託料など、925万4,000円を計上しています。

項6、図書館費では、図書館運営事業に67万7,000円を計上しています。

次に、第2条、債務負担行為の補正につきましては、3ページ、第2表債務負担行為の補正をご覧ください。

学校給食調理業務等委託事業は、小学校3校における学校給食調理業務等に係る委託料で、平成25年度から平成27年度までの期間、1億9,800万円を限度額として設定するものです。

市民課窓口業務等委託事業は、平成25年度から平成27年度までの期間、8,250万円を限度額として設定するものです。

次に、第3条、地方債の補正につきましては、4ページからの第3表地方債の補正に記載しています。変更後につきましては、臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴い、限度額を変更するものです。

以上、平成24年度摂津市一般会計補正予算（第2号）の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第49号、摂津市防災会議条例及び摂津市災害対策本部条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内

容をご説明申し上げます。

本件は、災害対策基本法の一部改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）の1ページから3ページを併せてご参照願います。

それでは、議案書の条文に従いまして、改正内容をご説明いたします。

最初に、摂津市防災会議条例の一部改正についてでございますが、第2条の組織について、第4項及び5項、同項第2号では、文言の整理を行っています。第10項では、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」を追加記載するものです。また、第6項は、文言の整理を行っています。

次に、第3条の所掌事務について、第1号では、文言の整理を行っています。また、防災会議が平時における防災に関する諮問的機関として機能強化するため、第2号では、防災会議が「市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。」を追加記載し、第3号では、「前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。」を追加記載しています。

同条第4号及び第5条では、文言の整理を行っています。

次に、摂津市災害対策本部条例の一部改正についてでございます。

第1条では、災害対策基本法の改正により、「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改め、文言の整理を行っています。

第3条では、文言の整理を行っています。

以上、提案内容のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第51号、摂津市暴力団排除条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）の15ページを併せてご参照願います。

それでは、議案書の条文に従いまして、改正内容をご説明いたします。

第4条の市の責務について、第1項で、法の一部改正により条ずれを生じたため、法第32条の2第1項を法第32条の3第1項に改めるものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 水道部長。

（宮川水道部長 登壇）

○宮川水道部長 認定第2号、平成23年度摂津市水道事業会計決算認定の件につきまして、決算書に基づき、その内容をご説明申し上げます。

決算書の2ページから5ページまでの、
1. 平成23年度摂津市水道事業会計決算報告書、(1) 収益的収入及び支出並びに
(2) 資本的収入及び支出につきましては、消費税及び地方消費税込みの金額で表示いたしております。

まず、2ページから3ページの(1) 収益的収入及び支出でございますが、収入の款1、水道事業収益は、決算額2億3,158万5,176円で、前年度に比べ6.9%、1億6,578万8,784円の減となっております。この主な要因は、項1、営業収益が2億2,769万3,792円で、前年度に比べ2.4%、5,138万7,170円の減で、水道料金の値下げや節水の影響により、基幹収入である給水収益が減少したことなどによるものでございます。また、項2、営業外収益が1億3,89万1,384円で、前年度に比べ5.2.

4%、1億1,440万1,614円の減となったもので、これは、南千里丘地区の開発に伴う納付金が減少したことなどによるものでございます。

次に、支出でございますが、款1、水道事業費用は、決算額19億883万9,490円で、前年度に比べ2.6%、5,091万2,317円の減となっております。この主な要因は、項1、営業費用が17億4,923万4,232円で、前年度に比べ2.0%、3,509万4,894円の減となりました。これは、職員数の減少による職員給与費や退職給与費が減少したことなどによるものでございます。

項2、営業外費用は1億4,729万7,311円で、前年度に比べ11.4%、1,902万1,781円の減となり、企業債の支払利息が減少したことによるものでございます。

項3、特別損失は1,230万7,947円で、前年度に比べ35.2%、320万4,358円の増となりました。これは、転出先不明や企業倒産等による徴収不能により、過年度の損益修正損として処分したものでございます。

項4、予備費は、項1の営業費用の受水費へ320万1,513円、項2の営業外費用の支払消費税及び地方消費税へ307万3,300円を充当し、残額372万5,187円を不用額としたものでございます。

続きまして、4ページから5ページの(2)資本的収入及び支出でございますが、収入の款1、資本的収入は、決算額3,060万円で、企業債、工事負担金の収入でございます。

次に、支出でございますが、款1、資本的支出は、決算額5億8,299万4,563円で、前年度に比べ8.8%、5,6

12万7,073円の減となっております。この主な要因は、項1、建設改良費が3億750万3,463円で、前年度に比べ12.4%、4,349万2,070円の減となり、太中浄水場の施設改修費が減少したことなどによるものでございます。

項2、企業債償還金が2億7,549万1,100円で、前年度に比べ4.4%、1,263万5,003円の減となりました。

項3、予備費につきましては、500万円の予算額全額を不用額といたしております。

なお、注釈事項としまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億5,239万4,563円につきましては、過年度分損益勘定留保資金552万2,752円、減債積立金2億7,549万1,100円、建設改良積立金2億5,762万6,098円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,375万4,613円をもって補てんいたしております。

また、たな卸資産購入限度額の執行額は2,537万368円で、これに伴う仮払消費税及び地方消費税相当額は120万8,064円となっております。

続きまして、6ページに記載しております、2.平成23年度摂津市水道事業会計損益計算書につきましては、ご説明申し上げます。

損益計算書につきましては、平成23年度の1年間における水道事業の経営成績をあらわすもので、消費税及び地方消費税抜きの金額による表示となっております。

まず、営業収益20億2,746万8,966円に対し、営業費用は17億226万4,547円で、差し引き3億2,520万4,419円の営業利益が生じました。

また、営業外収益1億70万2,463円に対し、営業外費用は1億640万2,019円で、差し引き569万9,556円の営業外損失が生じ、営業利益に加えた額3億1,950万4,863円が経常利益となりました。

この経常利益から特別損失である過年度損益修正損1,172万1,854円を差し引きますと、当該年度純利益は3億778万3,009円となりました。

したがって、当該年度純利益に前年度繰越利益剰余金6億2,699万6,831円を加えますと、当年度未処分利益剰余金は9億3,477万9,840円となっております。

また、8ページに記載しております、4.平成23年度摂津市水道事業会計剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金9億3,477万9,840円の処分方法をあらわすもので、減債積立金に1億円を、建設改良積立金に2億5,000万円を積み立て、残り5億8,477万9,840円を繰越利益剰余金とし、翌年度へ繰り越すものでございます。

9ページから10ページにかけての、5.平成23年度摂津市水道事業会計貸借対照表は、平成24年3月31日における水道事業の財政状態を明らかにするため、保有するすべての財産、負債及び資本を総括的にあらわしたものでございます。資産の合計額は124億9,118万349円となっております。負債の合計額が8億5,579万4,039円、資本の合計額が116億3,538万6,310円となっており、負債と資本の合計額は、資産の同額の124億9,118万349円となっております。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

ます。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 それでは、特別会計決算書5ページ、認定第3号、平成23年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

国民健康保険特別会計につきましては、前年度に引き続き、累積赤字を解消するべく、国保財政健全化のため、医療費の適正化、資格の適正化、収納率の向上を3本の柱とし、取り組んでまいりました。主な事業といたしましては、ジェネリック医薬品差額通知、社会保険加入確認による資格適正化、コールセンターによる納付勧奨、ペイジー口座振替受付サービス導入による口座振替納付の勧奨などに取り組んでまいりました。その結果、医療費の増加は続いているものの、収納率は2年連続で上昇し、保険料率の凍結にもかかわらず、わずかではありますが単年度黒字を確保することができました。

まず、予算額につきましては、当初予算100億6,648万7,000円に対し、5億4,389万7,000円を増額補正し、最終予算額は106億1,038万4,000円となりました。

歳入につきましては、調定額112億2,883万3,506円に対し、収入済額99億3,391万5,264円で、収入率は88.5%となっております。

歳入の主な構成比率は、前期高齢者交付金が24.7%、国庫支出金が23.4%、国民健康保険料が22.1%となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額106億1,038万4,000円に対しまして、支出済額102億9,384万942円で、執行率は97.0%となっております。

歳出の主な構成比率は、保険給付費が67.2%、後期高齢者支援金等が11.4%、共同事業拠出金が10.0%、繰上充用金が4.6%、介護納付金が4.5%などとなっております。

この結果、35ページ、実質収支に関する調書で表記のとおり、平成23年度の国民健康保険特別会計の決算額は、歳入歳出差し引き3億5,992万5,678円の赤字となり、平成24年度予算から不足分を繰上充用させていただきました。

なお、単年度収支では1億1,389万2円の黒字となっておりますが、今後、平成24年度において精算返還すべき負担金等があり、最終的に収支はほぼ均衡する見込みとなっております。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別のその主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては、収入済額で説明をさせていただきます。

12ページ、款1、国民健康保険料は21億9,075万7,615円で、前年度に比べ1.5%、3,326万4,497円の増額となっております。収納率は、現年度分が87.6%で、前年度に比べ1.3%の増、滞納繰越分が10.9%で、前年度に比べ1.2%の増、全体では62.9%となり、前年度に比べ1.7%の増となりました。また、不納欠損につきましては、7,015件、1億9,311万61円となっており、収入未済額は11億18

0万8,181円となっております。

款2、使用料及び手数料は22万3,700円で、前年度に比べ2.2%、4,950円の減額となっております。

款3、国庫支出金は23億2,937万4,007円で、前年度に比べ1.1%、2,544万2,188円の減額となっております。

項1、国庫負担金は18億7,301万897円で、前年度に比べ2.3%、4,247万9,179円の増額となっております。これは、医療費の増加によるものでございます。

項2、国庫補助金は4億5,636万3,110円で、前年度に比べ13.1%、6,894万5,367円の減額となっております。これは、特別調整交付金の減などによるものでございます。

款4、療養給付費交付金は4億8,965万2,000円で、前年度に比べ42.1%、1億4,495万4,000円の増額となっております。これは、主に調整対象金額等の増によるものでございます。

款5、前期高齢者交付金は24億5,808万1,927円で、前年度に比べ7.0%、1億6,032万2,894円の増額となっております。これは、前期高齢者数の増加と過年度精算金の交付によるものでございます。

款6、府支出金は4億6,772万3,034円で、前年度に比べ9.7%、4,149万8,936円の増額となっております。

項1、府負担金は6,131万533円で、前年度に比べ22.8%、1,136万3,221円の増額となっております。

項2、府補助金は4億641万2,981円で、前年度に比べ8.0%、3,01

3万5,715円の増額となっております。これは、財政調整交付金の増によるものなどでございます。

款7、共同事業交付金は10億2,126万5,603円で、前年度に比べ0.2%、160万1,777円の増額となっております。

款8、繰入金は9億4,687万7,555円で、前年度に比べ2.5%、2,265万3,750円の増額となっております。これは、国保財政安定化支援事業繰入金の増などによるものでございます。

款9、諸収入は2,995万9,823円で、前年度に比べ48.8%、983万1,271円の増額となっております。内容は、第三者行為による納付金、返納金のほか、指定公費などが雑収入として歳入されております。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては支出済額でご説明させていただきます。

14ページ、款1、総務費は1億1,012万9,915円で、執行率は83.9%となっております。

項1、総務管理費は9,228万3,812円となっており、その主な内容は、職員に対する人件費、その他国保運営に係る経常経費を執行いたしております。

項2、徴収費は1,746万3,783円となっており、保険料徴収員の報酬や印刷製本費など、徴収業務に要する費用を執行いたしております。

項3、運営協議会費は38万2,320円となっております。

款2、保険給付費は69億1,758万5,545円で、執行率は97.6%となっております。

項1、療養諸費は61億2,009万7

37円で、前年度に比べ2.6%、1億5,557万8,264円の増額となっております。

項2、高額療養費は7億1,322万1,690円で、前年度に比べ6.0%、4,054万4,128円の増額となっております。

項3、移送費は執行いたしておりません。

項4、出産育児諸費は6,695万4,957円で、前年度に比べ6.8%、492万699円の減額となっております。

項5、葬祭諸費は610万円で、前年度に比べ3.9%、25万円の減額となっております。

項6、精神・結核医療給付費は1,121万8,161円で、前年度に比べ10.4%、105万3,660円の増額となっております。

款3、後期高齢者支援金等は11億6,919万4,123円で、前年度に比べ6.3%、6,958万7,047円の増額となっております。

款4、前期高齢者納付金等は346万5,014円で、前年度に比べ82.6%、156万7,211円の増額となっております。

款5、老人保健拠出金は6万3,703円で、前年度に比べ99.6%、1,756万1,219円の減額となっております。これは、医療費拠出金が還付になり、事務費拠出金のみ支出することとなったことによるものでございます。

款6、介護納付金は4億6,054万9,889円で、前年度に比べ5.6%、2,460万5,358円の増額となっております。

款7、共同事業拠出金は10億3,167万2,499円で、前年度に比べ11.

2%、1億398万9,239円の増額となっております。

款8、保健施設費は5,943万3,319円で、前年度に比べ13.0%、685万9,564円の増額となっております。内容は、特定健康診査等の事業委託料や保健センター健康推進委託料、若年者健診委託料などがございます。

款9、諸支出金は6,793万1,255円で、前年度に比べ73.3%、1億8,616万1,445円の減額となっております。内容は、療養給付費等負担金精算返還金や療養給付費交付金精算返還金などがございます。

款10、予備費につきましては、未執行となっております。

款11、繰上充用金は4億7,381万5,680円で、これは、平成22年度の不足額を補てんしたものでございます。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計決算書111ページ、認定第7号、平成23年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

まず、平成23年度の実質収支は、国庫負担金などの概算交付金額が法定割合を上回ったことなどから、歳入が予算を上回ったこと、及び保険給付費が当初比約1.0%、3,791万円の減、地域支援事業費が当初比約14.3%、1,172万円の減となったことにより、3,345万9,260円の黒字となりました。

予算額につきましては、当初予算39億1,013万3,000円に対し、1億13万5,000円を増額補正し、最終予算

額は40億1,026万8,000円となりました。

歳入につきましては、調定額40億3,435万7,596円に対し、収入済額39億8,862万5,227円で、収入率は98.9%となっております。

歳入の主な構成比率は、支払基金交付金27.8%、保険料21.8%、国庫支出金18.0%、繰入金16.3%、府支出金13.9%などとなっております。

次に、歳出でございますが、予算現額40億1,026万8,000円に対し、支出済額が39億5,516万5,967円で、執行率は98.6%となっております。

歳出の主な構成比率は、保険給付費92.7%、総務費2.9%、地域支援事業費1.8%などとなっております。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別の主な内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、金額につきましては収入済額でご説明をさせていただきます。

118ページ、款1、保険料は8億6,915万1,953円、前年度に比べ2.6%、2,182万6,483円の増となっております。これは、被保険者数の増加などによるものでございます。

現年分調定額は8億8,064万9,594円に対して、収納額は8億6,395万8,679円となっており、還付未済額85万4,480円を除いた収納率は98.0%で、前年度と同率となっております。なお、時効による不納欠損額は1,234万8,205円、収入未済額は3,417万2,978円となっております。

款2、使用料及び手数料は7万7,100円、前年度に比べ0.3%、250円の

減となっております。

款3、国庫支出金は7億1,684万1,399円、前年度に比べ2.6%、1,850万2,085円の増となっております。

項1、国庫負担金は6億6,041万2,758円、前年度に比べ6.2%、3,839万1,044円の増となっております。これは、保険給付費の増加に伴う介護給付費負担金の増によるものでございます。

項2、国庫補助金は5,642万8,641円、前年度に比べ26.1%、1,988万8,959円の減となっております。これは、前年度に交付された小規模多機能居宅介護拠点整備に伴う地域介護・福祉空間整備交付金がなかったことなどによるものでございます。

款4、支払基金交付金は11億852万7,585円、前年度に比べ7.0%、7,248万2,585円の増となっております。これは、保険給付費の増加に伴う介護給付費交付金の増によるものでございます。

款5、府支出金は5億5,275万598円、前年度に比べ4.0%、2,111万8,796円の増となっております。

項1、府負担金は5億3,856万5,278円、前年度に比べ5.2%、2,648万3,276円の増となっております。これは、保険給付費の増加に伴う介護給付費負担金の増によるものでございます。

項2、府補助金は1,418万5,320円、前年度に比べ27.4%、536万4,480円の減となっております。これは、前年度に交付された地域介護・福祉空間整備交付金がなかったことなどによるものでございます。

款6、繰入金は6億4,927万1,545円、前年度に比べ1.0%、657万5,545円の増となっております。

項1、一般会計繰入金は5億9,509万3,000円、前年度に比べ4.9%、2,806万5,000円の増となっております。これは、保険給付費の増加に伴う介護給付費及び事務費の繰り入れが増額となったことによるものでございます。

項2、基金繰入金は5,417万8,545円、前年度に比べ28.4%、2,148万9,455円の減となっております。これは、介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰り入れが減額となったことによるものでございます。

款7、諸収入は4万7,840円、前年度に比べ97.3%、172万8,587円の減となっております。これは、前年度の歳入にあった第三者行為による返納金がなかったことによるものでございます。

款8、財産収入は5万1,283円、前年度に比べ74.0%、14万6,106円の減となっております。これは、基金残高の減少に伴う利子の減額によるものでございます。

款9、繰越金は9,190万5,924円、前年度に比べ15.7%、1,246万4,047円の増となっております。

続きまして、歳出でございますが、金額につきましては支出済額でご説明させていただきます。

120ページ、款1、総務費は1億1,530万2,007円、前年度に比べ13.5%、1,804万2,946円の減となっております。

項1、総務管理費は7,976万1,022円、前年度に比べ19.8%、1,970万3,365円の減となっております。これは、前年度に交付いたしました小規模多機能居宅介護拠点整備に伴う地域介護・福祉空間整備交付金がなかったことなどに

よるものでございます。

項2、徴収費は272万8,550円、前年度に比べ11.0%、27万1,045円の増となっております。

項3、介護認定審査会費は3,281万2,435円、前年度に比べ4.4%、138万9,374円の増となっております。

款2、保険給付費は36億6,754万974円、前年度に比べ6.4%、2億2,152万8,149円の増となっております。

項1、介護サービス等諸費は32億2,121万1,914円、前年度に比べ6.4%、1億9,495万1,531円の増となっております。

項2、介護予防サービス等諸費は2億2,701万9,059円、前年度に比べ9.1%、1,886万5,621円の増となっております。

項3、その他諸費は322万8,650円、前年度に比べ9.5%、33万8,170円の減となっております。

項4、高額介護サービス等費は6,343万2,303円、前年度に比べ2.3%、143万351円の増となっております。

項5、高額医療合算介護サービス等費は705万1,268円、前年度に比べ6.7%、50万9,964円の減となっております。

項6、特定入所者介護サービス等費は1億4,559万7,780円、前年度に比べ5.1%、712万8,780円の増となっております。

款3、地域支援事業費は7,035万8,303円、前年度と比べ13.4%、1,088万1,997円の減となっております。

項1、介護予防事業費は428万1,6

25円、前年度と比べ77.1%、1,440万6,988円の減となっております。これは、前年度に介護予防事業に伴う特定高齢者の把握を行ったことによるものでございます。

項2、包括的支援事業・任意事業費は6,607万6,678円、前年度と比べ5.6%、352万4,991円の増となっております。

款4、基金積立金は6,239万9,657円、前年度と比べ52.9%、2,159万8,086円の増となっております。

款5、諸支出金は3,956万5,026円、前年度に比べ10.5%、466万30円の減となっております。

項1、償還金及び還付加算金は2,001万9,554円、前年度に比べ5.9%、124万5,001円の減となっております。

項2、繰出金は1,954万5,472円、前年度に比べ14.9%、341万5,029円の減となっております。これは、前年度決算に伴う一般会計への過年度分返還金の減によるものでございます。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計決算書145ページ、認定第8号、平成23年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

それでは、初めに、決算概要につきましてご説明させていただきます。

後期高齢者医療特別会計は、平成20年4月から従前の老人保健医療制度にかわって後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律第49条により特別会計の設置が義務付けられたものでございます。

まず、歳入でございますが、調定額7億357万4,435円に対し、収入済額は6億9,390万707円で、収入率は98.6%となっております。

歳入の主な構成比は、後期高齢者医療保険料80.7%、繰入金15.4%などとなっております。

次に、歳出でございますが、予算現額7億120万9,000円に対しまして、支出済額は6億6,408万9,060円で、執行率は94.7%となっております。その結果、平成23年度の実質収支は、163ページに表記のとおり、歳入歳出差し引き2,981万1,647円の黒字となったものでございます。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の主な内容につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては収入済額で説明させていただきます。

152ページの款1、後期高齢者医療保険料は5億6,002万6,171円で、これは、市町村が徴収し、広域連合へ納付いたすものでございます。

款2、使用料及び手数料は3万9,400円で、保険料徴収事務に係る督促手数料でございます。

款3、繰入金は1億703万700円で、本制度施行に係る事務経費繰入金及び軽減保険料補てんに係る保険基盤安定繰入金でございます。

款4、繰越金は2,678万9,206円で、前年度繰越金でございます。

この結果、歳入合計額は6億9,390万707円となっております。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては支出済額でご説明さ

せていただきます。

154ページ、款1、総務費は538万8,376円となっております、執行率は81.0%となっております。これは、後期高齢者医療制度の事務に係る執行経費でございます。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金は6億5,768万1,089円となっております、執行率は95.0%でございます。これは、本市が徴収いたしました後期高齢者医療制度に係る保険料を大阪府後期高齢者医療広域連合へ納付いたすものでございます。

款3、諸支出金は101万9,595円となっております、執行率は79.7%でございます。これは、過年度分保険料の還付金でございます。

款4、予備費から款1、総務費へ3,542円を充当いたしております。これは、保険料徴収員制度の廃止に当たり、口座振替への移行件数が予定よりも増加し、保険料徴収員報酬に不足が生じたためでございます。

以上の結果、歳出合計額は6億6,408万9,060円となっております。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第45号、平成24年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします主な予算の内容につきましては、平成23年度決算に伴います繰越金の精算に伴います増額でございます。

それでは、予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総

額に歳入歳出それぞれ3,696万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億9,924万8,000円とするものがございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款4、支払基金交付金、項1、支払基金交付金350万2,000円は、平成23年度の保険給付費の精算に伴います追加交付金でございます。

款9、繰越金、項1、繰越金3,345万9,000円は、平成23年度決算に伴います実質収支額を24年度に繰り越して計上するものがございます。

次に、歳出でございますが、款4、基金積立金、項1、基金積立金1,646万8,000円は、平成23年度決算に伴います剰余金を介護保険給付費準備基金に積み立てるものがございます。

款5、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金905万5,000円は、平成23年度決算に伴い、第1号被保険者保険料還付金455万2,000円を減額し、国庫府費等返還金1,360万7,000円を計上するものがございます。

項2、繰出金1,143万8,000円は、平成23年度決算に伴います一般会計への返還金でございます。

以上、補正予算内容の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 特別会計決算書61ページ、認定第5号、平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につ

きまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要につきましてご説明申し上げます。

予算現額は57億1,476万6,000円といたしております。

歳入につきましては、調定額58億2,432万5,261円、収入済額56億4,462万1,389円で、収入率は96.9%となっております。

歳入の主な構成比率は、使用料及び手数料が32.1%、繰入金が35.8%、市債が28.1%となっております。

歳出につきまして、予算現額に対し、支出済額は56億4,274万978円で、執行率は98.7%となっております。

歳出の主な構成比率は、下水道費が22.4%、公債費が77.6%となっております。この結果、決算書85ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、歳入歳出差し引き額、実質収支額とも188万411円の黒字となっております。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款項別に、その主な内容につきましてご説明申し上げます。

決算書68ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款1、分担金及び負担金、項1、負担金は、収入済額1億2,415万9,793円で、前年度に比べ22.4%、3,590万2,016円の減額となっております。これは、主に受益者負担金賦課面積の減少によるものがございます。なお、不納欠損額は受益者負担金で13万8,590円となっております。

款2、使用料及び手数料は、収入済額18億1,407万300円で、前年度に比べ1%、1,746万3,083円の増額となっております。

項1、使用料18億1,378万4,030円は、前年度に比べ1%、1,760万9,383円の増額となっております。これは、主に大口需要家の使用水量の増加によるものでございます。なお、不納欠損額は884万1,530円となっております。

項2、手数料28万6,000円は、前年度に比べ33.8%、14万6,300円の減額となっております。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金は、収入済額6,720万円で、前年度に比べ16%、1,280万円の減額となっております。これは、補助事業量の減少によるものでございます。

款4、繰入金、項1、一般会計繰入金は、収入済額20億2,000万円で、前年度に比べ4.8%、1億191万円の減額となっております。これは、繰上充用金の減少などによるものでございます。

款5、諸収入は、収入済額3,199万1,566円で、前年度に比べ0.9%、28万3,620円の増額となっております。

項1、資金貸付金返還収入97万3,600円は、前年度に比べ22.5%、28万3,300円の減額となっております。これは、貸付件数の減少によるものでございます。

項2、雑入3,101万7,966円は、前年度に比べ1.9%、56万6,924円の増額となっております。これは、主に流域下水道負担金精算返戻金の増加によるものでございます。

款6、項1、市債は、収入済額15億8,720万円で、前年度に比べ5%、7,570万円の増額となっております。これは、流域下水道事業債と資本費平準化債の増加

によるものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。

決算書70ページをお開き願います。

款1、下水道費は、支出済額12億6,232万2,510円、執行率95%で、前年度に比べ4%、4,840万4,976円の増額となっております。

項1、下水道総務費は、支出済額1億3,927万9,881円で、前年度に比べ2.7%、381万386円の減額となっております。これは、一般職給の減額などによるものでございます。

項2、下水道事業費は、支出済額11億2,304万2,629円で、前年度に比べ4.9%、5,221万5,362円の増額となっております。これは、主に公共下水道台帳システム構築委託料によるものでございます。

款2、項1、公債費は、支出済額43億7,747万6,485円、執行率99.9%で、前年度に比べ37万2,468円の減額となっております。

款3、項1、予備費は執行いたしておりません。

款4、項1、繰上充用金につきましては、支出済額294万1,983円で、これは、平成22年度歳入不足額を補てんいたしたものでございます。

以上、平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計決算内容の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 暫時休憩します。

(午後0時1分 休憩)

(午後1時 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 認定第6号、平成23年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件について、ご説明申し上げます。

初めに、決算の概要について説明をさせていただきます。

本事業は、パートタイマー等退職金共済条例に基づき、昭和60年4月に発足し、27年が経過いたしました。平成24年3月末現在、加入事業所は39事業所、被共済者数225名でございます。また、平成23年度中の退職者は33名であり、その退職給付金額は688万2,877円でございます。

予算額は2,672万8,000円で、決算額は、歳入については、調定額、収入済額とも1,300万8,770円で、歳出について、支出済額1,300万8,770円で、対予算額比48.7%の執行率でございます。

この結果、特別会計歳入歳出決算書107ページの実質収支に関する調書に記載のとおり、歳入総額、歳出総額いずれも1,300万8,770円で、歳入歳出差し引き額はゼロ円でございます。

それでは、決算書に従い、歳入歳出の各款別にその主な内容につきましてご説明申し上げます。

決算書96ページの歳入について、収入済額でご説明申し上げます。

款1、共済掛金につきましては、被共済者1名につき月額2,000円の掛金を納付していただくもので、平成23年度中の掛金総額は延べ2,768人分、553万6,000円でございます。

款2、繰入金は、退職給付金の支給の際に積立金を取り崩し、歳入として受け入れ

るためのもので、平成23年度中の総額は745万9,984円でございます。

款3、諸収入は、積立金等の預金利子で、平成23年度中の収入は1万2,786円でございます。

続きまして、98ページからの歳出について、支出済額でご説明申し上げます。

款1、共済総務費は、事務的な経費でございます。7万3,664円でございます。

款2、共済金は、退職給付金の支払いに688万2,877円、還付金として6,000円、積立金等に604万6,229円、合計1,293万5,106円の支出となったものでございます。

款3、予備費は、平成23年度には支出がございません。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 都市整備部長。

(吉田都市整備部長 登壇)

○吉田都市整備部長 議案第50号、摂津市手数料条例の一部を改正する条例の制定の件につきまして、提案内容をご説明させていただきます。

本件は、大阪府都市計画法施行条例の一部を改正する条例及び大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の施行に伴い、摂津市手数料条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書の条文に従いまして、改正内容をご説明申し上げます。

議案参考資料(条例関係)でございますけれども、4ページから14ページまでの摂津市手数料条例の新旧対照表も併せてご参照していただきますようお願い申し上げます。

まず、摂津市手数料条例の一部を改正す

る条例で、改正案の摂津市手数料条例第2条第5号は、大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例におきまして、租税特別措置法に基づく事務のうち、優良宅地の認定などの一定規模以上の権限の移譲により改正するものでございます。

次に、同じく摂津市手数料条例の一部を改正する条例で、改正案の摂津市手数料条例第2条第6号は、大阪府都市計画法施行条例の一部を改正する条例におきまして、都市計画法に基づく開発許可の権限が移譲されますことにより改正するものでございます。

なお、改正案の摂津市手数料条例第2条第7号から第10号は、第6号を新規制定することによる号ずれとなっております。併せまして、第4条第2号中の「第2条第6号及び第7号」を「第2条第7号及び第8号」に改正するものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日につきましては、平成25年1月1日から施行するものでございます。

以上、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の提案内容の説明とさせていただきます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 消防長。

(北居消防長 登壇)

○北居消防長 議案第52号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料16ページから20ページにかけ、新旧対照表を記載しておりますので、併せてご参照願います。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成24年3月27日に交

付され、これに伴いまして、対象火気設備の周囲に急速充電設備が追加され、また、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を新たに定めることから、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、この条例は、平成24年12月1日から施行するものでございます。

以上、議案第52号の提案内容の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 説明が終わり、質疑に入ります。

原田議員。

○原田平議員 委員会に付託をされるわけでございますけれども、質問いたしたいと思っております。

議案第44号、摂津市一般会計補正予算書(第2号)についてお尋ねをいたしたいと思っております。

債務負担行為の補正であります。先ほどのようなご説明では、市民課窓口業務等委託事業として、3か年を踏まえて8,250万円が補正として出されておりますが、従前の事業手法とどのような問題点があって、このようにされていこうとされているのか、どのような検証をされたのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。生活環境部長。

○杉本生活環境部長 市民課の窓口委託の件でございますが、これにつきましては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、いわゆる公共サービス改革法というのが平成20年10月1日から施行されておきまして、今回委託いたします市民課の窓口業務につきましても民間委託が可能となったという前提がございます。また、他市、北摂でも箕面市、池田市等でそうい

う委託業務をされているということもございまして、本市でもということで、今回、予算としてお願いをさせていただいているということでございます。

委託につきましては、詳細についてはまたご説明させていただく機会もあろうかと思えますけれども、全体といたしましては、市民課の証明系の業務のうち、証明書等の交付業務を委託するということになるかと思えます。今後、現行の証明書の交付、また印鑑登録の事務、住基カードの発行等、また、権限移譲等が今後出てまいりまして、大阪府からパスポートの発行等の業務も将来的には予定をいたしております。メリットといたしましては、全体的に業務の今後のそういう柔軟な対応と申しますか、パスポート業務等、そういうのも増えてまいりますでしょうし、市民課の場合は季節的な繁忙等もございますので、そういったものに柔軟に対応していただけるものと考えておりますので、そういったことから行き届いたサービスを可能とするのではないかと考えておりますし、また、行政的なコストについても将来的には生まれてくるのではないかというふうに考えております。

また、今現在、雇用形態も、再任用職員、臨時職員、また非常勤職員といった、非常に管理するについてもなかなか複雑な人員構成ともなっておりますので、これを一元的にすることによって、より効率的な業務の推進ができるのではないかと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 原田議員。

○原田平議員 競争の原理ということでありますけれども、証明書発行事務を委託したいということでありますが、先ほど質問いたしましたように、従前のいわゆる事業手

法をどのように検証されて、そして、こういう形に持っていこうということの説明がなかったわけでありまして。ただ単にそういう手法でやりたいということでありまして。

ご案内のとおり、市内には5か所の市民サービスコーナーが設置をされております。そこには、今、臨時職員等でこの業務を担っていただいているわけですが、そういったことも含めての事業になろうかと思えますけれども、そういった点についてはどうなのか、お尋ねをいたしたいと思えます。そして、なぜ3か年ということで作られたのか、そういったところについてもご説明をいただきたいと思えます。特に難しい戸籍法や、あるいは住民基本台帳法の法律で、非常に発行業務にミスがあってはならないという状況が今あるわけでありまして、そういったことを十分充足というんですか、補うことができるのかどうか、先ほど部長の説明では、より効率よくいけるんだという説明でありますけれども、その内容についてお尋ねをいたしたいと思えます。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 まず、市民サービスコーナー等の今後ということも踏まえてということでございますが、市民課をめぐる状況は、今、非常に流動的なところがございまして、ちょっと今は国会の事情で動いておりませんが、マイナンバー制度という国民に番号を振ってというようなことがございます。こういった制度ができますと、相当制度が揺らいでくるのではないかなと思っております。そういった中で、例えば住民票等のコンビニ交付であるとか、こういったことも、今、先行している市もございまして、今後は非常に一般的になってくるのではないかということでございまして。その中で、市民サービスコーナーを今

後どうしていくかということが出てくるかと思いますが、現在のところ、今の体制の維持の中で運営をしていくというふうに考えております。

今、申しましたことにつきまして、契約期間をなぜ3年にしたかというお話もございましたけれども、これにつきまして、このマイナンバー制度が導入されますと、委託業務自体が相当変わってくるのではないかというふうに思っております。この中で業務内容の見直しが迫られることも可能性もございますので、一たん3年間という時期でやらせていただきたいと考えております。

また、ご指摘いただきましたとおり、戸籍の業務、特に戸籍もそうなんですけれども、非常に複雑な法であろうかと思えます。あくまでもこれにつきましては交付事務ということにしておりまして、戸籍でありますとか住民台帳でありますとか、こういった基幹の業務につきましては従前どおり職員が対応するというので、決して情報等の管理でありますとか、職務のそごのないような運営でありますとか、こういうことについては十分留意して委託を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 原田議員。

○原田平議員 私は、従前の方法で当面はやっぱりいけるというふうに考えておられる一人でございますが、部長が今言われましたように業務のすみ分けをきちっとできるのかどうか。こちらは業者委託、こちらは職員ということで、そういったいわゆる戸籍等については特に専門性が必要であります。窓口そのものが市民とのいわゆる難しい問題をやはり即座にしなきゃならないと、そういうところの発行業務だけであれ

ば、従前のこの体制でいいわけでありまして、何も委託をする必要はないというふうには思っております。

そこで、この8、250万円、後ほど委員会のほうで審議されると思いますけれども、これが従前よりも費用が高くつくというふうに私どもは算定をいたしております。そういう意味で、やはり今までやってきた方法が僕はベターだろうというふうに感じておるところでございますが、私の意見としておきたいと思いますが、事業の業務のすみ分けについてお尋ねをいたしたいと思っております。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 業務のすみ分けということでございます。今、議員おっしゃいましたように、証明書の交付事務等が主に業務になりますので、一方で、それ以外の事務については職員が当たるということになります。ただ、委託でございますので、個別案件について、個々の委託先から来られている業者の職員の方に対して、うちの職員が個別に指示をするということとはできない。これは委託でございますので、派遣ではございませんので、委託としての性格上ということになりますので、十分なすみ分けが必要であろうかと思えます。その中で、委託業者については、個人情報等の取り組みでありますとか、迅速性、接遇等についても十分していただける業者を選んでまいりたいと考えておりますし、また、先ほど申しましたけれども、戸籍であるとか、そういう基幹的な、難しいといいますか複雑なところ、また解釈に余地のあるようなところについては、十分職員がこれに当たることによりまして、市民の方にご迷惑のかわらないようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。（「議事進行」と原田平議員呼ぶ）

○嶋野浩一朗議長 原田議員。

○原田平議員 今、お聞きをいたしましたのは、職員と業者、今、部長が言われましたけれども、すみ分けができないという状況じゃないかと。窓口に来られる市民の方については、どの人が業者でどの人が職員だとわかりません。そういう中で、やはり職員が難しい問題については対応しなきゃならないと。そういう意味ですれば、業者に委託するメリットは全然ないじゃないかと、すみ分けはどういうふうにするんだということをお聞きいたしておりますので、再度考えを聞きたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 交付につきましては、外的なことを申しますと、しっかりした仕切りをつくりまして、交付のところと全く一緒にすることじゃなしに、仕切りをつくりましてラインを明確にするということになろうかと思っております。これについては、また予算を要求し、窓口の改造等も出てくるものと考えております。また、一方で、外的にはそういう区分けをして、明確に委託のところと職員のところというか、市の直営のところと分けてまいります。これについてはその方向でやっております。

また、もう一つ、他市の状況を見ましても、一定こういう委託をされまして、役割を分担されて、民間にお願いするところについては民間をお願いし、市が担うべきところは市が担うということで進めておられますので、もちろんご指摘、ご心配いただいておりますところも多々あるかと思っておりますので、この点については、今後、他市の状況にも留意しながら、指導もし、よく見てまいりたいと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 ほかにございますでしょうか。山本議員。

○山本靖一議員 同趣旨の質問になるかと思うんですが、組合との協議はどういう状況になっているかというのが1点ですね。それから、3年間で今おっしゃった8,200万円余り、これを1年に割り返していきますと、大体消費税を抜きますと2,600万円ぐらいでしょうか。今、所管のところの職員さんは、いろいろ入れて、いろんな形で仕事をされている方は全体として25人というふうに伺っています。この25人を、1年間、この2,600万円を割り返していきますと何人ぐらいになっていくのか。再任用でいえば230万円ぐらいでしょうか。そうすると、10人を超えるような人たちをこれに置きかえていくということになっていくのかなと。そうすると、当初25年度からその10人を置きかえていくということになれば、相当精査した形でこの債務負担行為を組んでこられたのではないかと。今の答弁を聞いておりますと、これからいろいろと詰めていきます、他市の状況もというようなお話ですから、これは随分乱暴な債務負担行為の組み方ではないかなという思いがするんですが、中身、根拠について、今、原田議員のほうからも質問がありましたけれども、もっときちっとした説明が必要ではないかというふうに思いますが、ご答弁をお願いしたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 債務負担行為の金額でございますけれども、25年度については2,250万円、26年度以降については若干増えてということでございますけれども、債務負担行為でございますので、全体の大枠

の中で今回はお願いをし、これについては精査をし、また予算要求ということになるかと考えております。

人員の削減ということでございますけども、削減数については、委託していきなりということではなしに、段階的な削減というふうに考えておまして、市職員、再任用も含まれますけども、25年度については7名程度、また26年度は2名程度を削減し、最終的には9名程度の削減というふうに考えております。

雇用の部分等については、ちょっと私は今、詳細な数字を持ち合わせておりませんので申しわけございませんけども、全体としては、先ほど申しましたように、将来的な委託の財政的な削減効果は出てまいるものと考えておりますけども、導入時期について、いきなり削減効果が出てくるというふうには考えておりません。しかしながら、先ほども申しましたように、民間に任せるものについては民間に任していくということ、それから、市全体といたしましても、やはり職員の人数の削減と申しますか、こういったものの要求もございますので、こういったところから今回の増減をさせていただいたというふうに考えます。

組合との交渉でございますけども、職員組合の職員支部のほうとお話をさせていただきながら進めておりますけども、決して全く反対ということではございませんで、今言われておりますのは、現行で雇用している非常勤、いわゆる行政パートナーと言われる方たち、また、そういう配置がえ等になる職員等についての十分なケアと、特に行政パートナーで来ていただいている方については、それをもって職を失うといったようなことのないようにということをご意見をいただいておりますので、こういっ

た点については協議をしながら進めてまわっているところでございます。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 山本議員。

○山本靖一議員 これは非常に乱暴な積算で提案されているような気がしてなりません。組合との協議もこういう中身で進められているんでしょうか。非常に危惧を感じるんですね。今、行政パートナーとか再任用とか、こういう人たちの雇用を確保しながらということになっていきますと、原田議員の質問でありましたけれども、どこにこの効果があるのかと、財政的な効果があるのかというふうなことに行き当たるわけですが、同時に、箕面市は平成20年からやっていたというふうにお聞きしていますが、単年度の派遣を3年間施行してきたと。で、23年ですか、これから3年間の業務委託、そういうふうに進んできたと聞いていますけれども、中身は住民票などの申請、それを受けるとのことだけに限られている。戸籍などについては、これは直営でやっているという、そんなお話がありましたけれども、そういうことをきちっと詰めて、それからこの債務負担行為というふうなことになるんじゃないかなと私は流れとしては思うんですけども、今の部長の答弁では、どうも組合ともまだきちっと協議が整っていない。しかも、最初は9人とおっしゃったんですけども、その9人を削る中身についても具体化がされていない。こんなことで債務負担行為を提案するというのは、私はいささか、いろんなことについてもアバウトのような、そんな感じがしてなりません。したがって、きちっとした説明責任が果たせるような中身について、もう一度答弁していただきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 申しわけないです。細かい数字を持ち合わせておりませんので、ちょっとあれですけど、先ほどちょっと言いかけてはいたけども、市職員の削減数につきましては現在試算しております。市民課全体で現行25名から18名にいたしまして、最終年度の27年度に16名とし、最終的に9名の削減というふうな試算をしております。また、今後、制度改正、先ほど申しましたマイナンバー制度等によることもございますので、変動はあるかと思いません。

債務負担行為につきまして、非常に大ざっぱ過ぎるのではないかというご指摘かと思いますが、これにつきましては、債務負担行為をまず業者等の見積もり等からお願いいたしまして、今後、プロポーザル方式での業者決定、契約ということを年度内に進めてまいりたいと考えておまして、決して大ざっぱにということではないかと思えます。ただ、債務負担行為でありますので、一定の全体の金額的なものについては、詳細まではじいてということではないというか、予算要求額とイコールではないというふうにご理解いただければと思います。

責任ある答弁をということでございますので、ちょっとざくっとしているのかもしれませんが、決して職員組合の協議も全く進んでいないとか、そういうことではなしに、やはり業務が進んでまいりますと、具体的なことが出てくることについて協議をしていっておりますので、この点については今後ともその姿勢は変わりませんし、一方的に市のほうが実施をしていく、押しつけていくというようなことでは考えておりませんので、この点についてもご理解を賜ればと思っております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 ほか、ございますでしょうか。上村議員。

○上村高義議員 これに関連して、今の質問を聞いていまして、市民課窓口業務の委託事業ということでもありますけど、担当部長が今答弁されてはいたけども、やはりこの案件は政策決定があつて、そして、この市民課窓口を委託しようという方向が出されたと思うんですよ。これから市の業務のあり方として、一般事務における業務の委託を増やしていくのかということが非常に問題になってくるので、その方向性が私は今回示されたのかなという理解をしておるんですけども、それが全然答弁がないので、そのことを、この一般事務の民間委託を進めていくんだという方向性をだれがどういふことで決定されたのかということと、今後の方向性についてお聞かせをいただきたいと思えます。これは、政策担当部長なのか副市長なのか、お願いします。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。市長公室長、お願いします。

○乾市長公室長 市民課の窓口業務の委託と申しますのは、私どもが平成22年に出しております第4次行財政改革実施計画の中で既に掲載させていただいている部分でございます。今現在、第4次行財政改革の見直しも併せてやっている最中でございますけれども、やはりこういった一般事務についての委託業務につきましても、基本的には、やはり民間にできるところは民間にお願いするというを基本にやってまいりたいと思っております。もちろんその前提といたしましては、要は費用の削減になると思いますか、持続可能な財政を築くと思いますか、あるいは持続可能な行政運営を築くと思いますか、そういった観点から、やはり民に任せるところは民に任すという

ようなことが避けて通れないのではないかと、このように考えているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 上村議員。

○上村高義議員 私も民に任せるところは民に任せるという方向性はよしとするんですけども、ただ、そうなったときに、公務員としてすべきことは何かときっちり明確にしておかないと、公務員と民間と全然差がないのであれば、すべて民間ということになりますから、もう市役所は要らなくなりますよ。だから、市役所が何で必要かということときっちり明確にしておかないと、そのスペシャリストを目指していくんだということでないとい流れがとまらないので、そこはきっちり今後のあり方をぜひ検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○嶋野浩一朗議長 ほかにございますでしょうか。安藤議員。

○安藤薫議員 私も議案第44号の一般会計補正予算の中で、債務負担行為で学校給食の調理業務委託事業について、委員会のほうにも付託されておりますが、少しお聞きしておきたいと思えます。

今回の債務負担行為は、鳥飼西小学校と鳥飼北小学校、そして新たに味舌小学校で、来年の4月からですか、民間委託をしていくための3年間の委託業務契約を結ぶということでの債務負担行為だということでございます。疑問なのは、鳥飼西小学校は既に平成20年から先行して民間委託が行われて、平成20年から22年度末まで債務負担行為が組まれました。その間に鳥飼北小学校は、平成22年から24年度の末までの債務負担行為が組まれました。ですから、今回は、民間委託そのものについての是非はありますけども、新たに味舌小学校

の民間委託が始まると。それから、鳥飼北小学校の3年間の債務負担行為が終わった後の更新という意味でのスタートが始まるということは、事務手続き上、理解できるわけですが、鳥飼西小学校の債務負担行為は、平成25年度末まであと1年残しているのではないかなというふうに思います。この点について、3校同時によいどんとスタートを合わせておられると、事務上のことなのかどうかわかりませんが、その辺の債務負担行為のあり方と、議会への説明の問題と、どのような契約が結ばれているのか、ちょっとその点をご説明いただきたいと思えます。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 それでは、学校給食の委託の債務負担行為についてのご質問にお答えしたいと思います。

今、議員ご指摘のように、鳥飼北小学校の委託が平成22年から平成24年度になっております。それから、一番最初に委託をしました鳥飼西小学校につきましては、前回、一番初めが平成20年度から平成22年度、そして、次回、その次につきましては、一応平成23年度から25年度の債務負担行為をさせていただいておりますけれども、実際の契約に当たりましては、平成23年度、24年度、2か年の契約をさせていただいております。2か年の契約にしたということは、鳥飼北小学校は平成24年度までということでございますので、基本的にはその最終年度を合わせるという形で契約をさせていただいております。債務負担行為の期間内、3年ということでございますけども、その範囲内であれば、契約は債務負担行為の年数と違った2年間ということでありまして有効というふうに考えております。そして、その契約が終わ

れば、その3年間の債務負担行為も終わりをまして、新たな債務負担行為を行うということになるかというふうに考えております。

そしたら、なぜそういうふうに2年間契約をしたのかということをございますけども、一つは、やはり改めまして二つの学校、あるいは今回の味舌小学校、三つの学校をまた契約することによりまして、一定財政的なコストの問題、それから、従前から議会のほうでも、いわゆるプロポーザル方式による随意契約ということで、その学校の委託業者が固定化されるのではないかという危惧も表明されておりますので、そのあたりの業者の固定化の問題も含めまして一定検討してまいりたいという意味で、今回そのような措置をとらせていただきましたので、ご理解いただきたいと思ひます。

○嶋野浩一朗議長 安藤議員。

○安藤薫議員 この債務負担行為は、私どもの認識の違いなのか認識不足なのかあれなんですけど、基本的に長期間で契約を結ぶ際に、事前に予算のめどを立てていくという意味で、議会の承認を得ることなわけですよ。当然、それに契約もリンクしているものだというのが私の認識なんです。とりわけ今回のような民間委託をやる場合、非常に中身についても安全性の問題などが問われている、非常に課題の大きい問題だと私は認識しているんですけど、民間を受託する業者さんにとっても、プロポーザル方式の中で、3年のスパンの中でどのように業務計画をやっていくのかとかいうことを見込んで、プロポーザル契約の入札に挑んでおられるかと思うんですね。それが決まった後に2年の契約でしてしまうということについても、商取引上の道義的なことについても、いささか問題があるのではないかなという点も感じますし、3年間の契約

を結んだ金額は、3年間その範囲の中でできるはずが、1年前倒しすることによって、今度の債務負担行為の際には増額されていく可能性があるわけですね。金額的にいつでも非常に問題が、下がることもあるかもしれないませんが、上がる可能性だってあるわけですね。現に今回も消費税の増税を見込んで若干の上乗せがされているというようなこともちょっとお聞きしているわけですけども、そういう点からいくと、やっぱりきちんと債務負担行為と、それから実際行っている契約の中身というのは、きちんと説明をしていかなければいけないのではないかなというふうに思うんですけども、その点のご認識をお聞かせいただきたいと思ひます。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 債務負担行為のあり方について、今、ご意見をいただきました。私どもも、この債務負担行為に基づいて契約を結ぶ際に、契約担当の総務担当のほうともご相談をさせていただきまして、先ほど申し上げましたように、債務負担行為の期間内であれば、年数を変えて契約することについては有効であると。先ほど申し上げましたような理由がはっきりしているということもありまして、そういうふうにさせていただいたということをご理解をいただきたいと思ひます。

○嶋野浩一朗議長 安藤議員。

○安藤薫議員 委員会のほうでもまた引き続いて議論をしていきたいと思ひますけども、小学校の給食の民間委託実施の際に、安全性の問題というのは非常にかなり議論をしたと思ひます。その中で、安全の問題は、調理業務だけが変わって中身については一切変わりませんと。どんどん民間に委託することで、その会社に勤めておられる方が、

ころころ調理員さんがかわるということはないですか、そういった人員体制はどうですか、そういう細かいことまでいろいろ心配の声が上がっていて議論をやってきたと思うんですね。当然そういうことを受託される業者さんにも求めていくわけで、3年間なり4年間なり5年間なり長期にわたって雇用してくださいねというようなお話が当然されてきていると私は思っています。そういう長期にわたっていろいろなお願いをしていかなければいけないような契約を、債務負担行為のルールでは、範囲内であれば短くしても構へんのだという事務的な事情で簡単に短く契約をしてしまうというようなあり方というのは、これまで教育委員会が給食の民間委託についても直営と変わらない安全を守っていくんですというような、人的な保障もきちんとしていくんですと言ってきたことと全く相反しているやり方を実はやっておられたんだなということを改めて今認識をしまして、そういった点も踏まえて、これからまた議論をしていきたいと思っています。

このぐらいにしておきます。

○嶋野浩一朗議長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本14件のうち、認定第1号及び議案第44号の駅前等再開発特別委員会の所管分については、同特別委員会に付託することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり、常任委員会及び議会運営

委員会に付託します。

お諮りします。

認定第1号から認定第8号までの8件については、閉会中に審査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程5、報告第5号など5件を議題とします。

報告を求めます。教育総務部長。

(登阪教育総務部長 登壇)

○登阪教育総務部長 報告第5号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、内容のご説明を申し上げます。

本件は、中学校の部活動中に発生いたしました近隣マンションへの損壊事故で、相手方との示談が成立いたしましたので、平成24年6月29日に、損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもので、同条第2項の規定によりましてご報告するものでございます。

損害賠償に係る事故発生の経過につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、平成24年6月2日、土曜日、午前11時ごろ、市立第一中学校グラウンドにおいて、軟式野球部員が練習中に放った打球が、高さ14.9メートルの防球ネットを越え、グラウンド北側に隣接するマンション4階バルコニーに設置している緊急時に避難する際の隔て板、仕切りボードに当たり、その隔て板を破損させたものであります。隔て板はマンションの共有部分となりますことから、所有するマンション管理組合と示談交渉を行い、また、保険会社とも協議を行った結果、示談が成立いたしましたので、修理費用5万400円の支

払いを行ったものです。その賠償金につきましては、加入しております全国市長会学校災害賠償補償保険より修理費用の全額が補てんされております。

教育委員会といたしましては、専門業者に依頼し、防球ネットの改善を検討いたしました。さらに高くすることは、現在設置しているコンクリート製支柱では、風圧に対して強度的に困難であり、改修するにはすべての支柱を設置し直さなければならず、多額の費用を要することになります。したがって、校長及び部顧問の教諭に、練習時には打球が越えることがないように、練習方法等について部員に指導していただくよう依頼をして、再発防止に努めております。

以上、報告第5号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件についての内容説明とさせていただきます。

続きまして、報告第6号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、内容のご説明を申し上げます。

本件につきましても、中学校の部活動中に発生いたしました近隣駐車場の駐車車両への損壊事故であり、相手方との示談が成立いたしましたので、平成24年7月19日に、損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもので、同条第2項の規定によりましてご報告するものでございます。

損害賠償に係る事故発生の経過につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、平成24年6月29日、金曜日、午後2時30分ごろ、市立第四中学校グラウンドにおいて、ラグビー部員が部活動中にラグビーボールを真上にけり上げ、それを受け取る練習をしていたところ、生徒がけたラグビーボールが高さ14メートル

の防球ネットを越え、グラウンド南側に隣接する駐車場に駐車していた車両のフロントガラスに当たり、ガラスを損壊したものでございます。今回の損壊車両の所有者はリース会社であるため、その車の使用者と示談交渉を行い、また、保険会社とも協議を行った結果、示談が成立いたしましたので、修理費用11万2,087円の支払いを行ったものです。その賠償金につきましては、加入しております全国市長会学校災害賠償補償保険より修理費用の全額が補てんされております。

教育委員会といたしましては、学校長及び部顧問に対し、防球ネット近くでのボールをけり上げる練習については行わないよう依頼し、再発防止に努めております。

以上、報告第6号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件についての内容説明とさせていただきます。

続きまして、報告第8号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、内容のご説明を申し上げます。

本件につきましても、中学校の部活動中に発生いたしました道路走行中の車両への損傷事故であり、相手方との示談が成立いたしましたので、平成24年10月3日に、損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもので、同条第2項の規定によりましてご報告するものでございます。

損害賠償に係る事故発生の経過につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、平成24年9月12日、水曜日、午後4時ごろ、市立第二中学校グラウンドにおいて、軟式野球部員がクラブ活動中に放った打球が、高さ16メートルの防球ネットを越えて、グラウンド南側の道路上に落下し、バウンドした軟式ボールが走行中

の軽自動車のラジエーターグリル部分に当たり損傷したものでございます。その後、車両の所有者と示談交渉を行い、また、保険会社とも協議を行った結果、示談が成立いたしましたので、車の修理費用9万6,842円と修理期間中の代車費用4万635円の合計13万7,477円の支払いを行ったものです。

その賠償金につきましては、加入しております全国市長会学校災害賠償補償保険より修理費用の全額が補てんされております。

教育委員会といたしましては、対策として、防球ネットの改良を検討いたしましたが、現在設置している防球ネットは、高さ15メートルを超えており、平成5年の設置当時に建築確認を受けておりますことから、現在の高さ以上に改修することは多額の費用も要することから、第一中学校、第四中学校と同様、校長及び部顧問の教諭に対して、練習時には打球が越えることがないよう、練習方法等について部員に指導していただくよう依頼して、再発防止に努めております。

以上、報告第8号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件についての内容説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 報告第7号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、内容のご説明を申し上げます。

本件は、公用自動車による公務中に発生した物損事故で、平成24年7月19日に示談が成立いたしましたので、その損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

事故発生日時及び場所、損害賠償の相手方、損害賠償の額、事故の当事者は、報告第7号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経緯につきましてご説明申し上げます。

本件は、本年6月2日、土曜日、淀川河川公園で開催されました第1回淀川わいわいガヤガヤ祭において、午後0時30分ごろ、資材運搬等の作業を終えた生涯学習課職員が運転する2トントラックが、鳥飼中1丁目地先の同公園駐車場にバックで駐車する際、仕切りブロックの反対側に駐車していた無人の一般車両の後部に追突し、同車両のバックドア後部を損傷したものでございます。

示談につきましては、社団法人全国市有物件災害共済会との協議の上、過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合を本市100%、相手方ゼロと認定され、相手方車両修理に要する費用17万7,442円全額を本市が支払うことで相手方と合意したものでございます。なお、損害賠償金につきましては、加入しております全国市有物件災害共済会よりその全額が支払われるものでございます。

今回の事故につきましては、不慣れな2トントラックを運転していたにもかかわらず、運転者による後方の安全確認が不十分であったこと、同乗者が2名おりましたが、下車して車両の誘導を行わなかったことにより発生したもので、職員が特に法令の遵守を求められている地方公務員であることを自覚し、安全運転に徹していれば防げた事故であると痛感いたしております。事故を起こした職員につきましては、摂津市職員分限懲戒審査委員会の審査を経て、文書訓告処分とし、また、同乗者及び管理職員に対しても口頭注意処分といたしておりま

す。

職員に対しては、日ごろから安全運転マニュアルに沿った安全運転及び注意喚起を行っているところではありますが、今回の事故を十分反省し、このようなことが再発しないよう、交通法規等を遵守させ、より一層の安全運転の徹底と、その管理監督についての意識向上を図ってまいります。

以上、報告第7号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件についての説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 報告第9号、平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件につきまして、その内容を報告いたします。

なお、各指標の算定方法等については、報告第9号、議案参考資料1ページ、2ページ及び平成23年度決算概要40ページから43ページをご参照ください。

まず、1、健全化判断比率中、実質赤字比率については、実質赤字額がないため「－」という表記になっています。その内容は、一般会計の実質収支が1億8,158万1,000円の黒字、パートタイマー等退職金共済特別会計の実質収支はゼロ円で、合計額1億8,158万1,000円の黒字となっています。

なお、本市に適用される基準は、早期健全化基準12.59%、財政再生基準20%未満となっています。

次に、連結実質赤字比率についても、連結実質赤字額がないため「－」という表記になっています。その内容は、水道事業会計の資金剰余額が27億5,143万5,000円、公共下水道事業特別会計の実質収支が188万円、国民健康保険特別会計

の実質収支が3億5,992万6,000円の赤字、介護保険特別会計の実質収支が3,345万9,000円の黒字、後期高齢者医療特別会計の実質収支が2,981万2,000円の黒字、合計26億3,824万1,000円の黒字となっています。

なお、本市に適用される基準は、早期健全化基準17.59%、財政再生基準30%未満となっています。

次に、実質公債費比率については、前年度に比べ0.5ポイント悪化し、7.9%となりました。本指標は、過去3年間の平均値で算出するものですが、単年度の数値で見ますと、前年度に比べ0.3ポイント改善の8.2%となっています。この要因は、分子である元利償還金及び準元利償還金が減少したことによるものです。

なお、本市に適用される基準は、早期健全化基準25%、財政再生基準35%未満となっています。

次に、将来負担比率については、前年度に比べ0.9ポイント改善し、マイナス10.7%となりました。そのため、将来負担額がないことを示す「－」という表記になっています。この要因は、一般会計及び公共下水道事業特別会計において、地方債現在高が減少したことなどによります。

なお、本市に適用される基準は、早期健全化基準350%未満となっています。

次に、2、資金不足比率については、水道事業会計、公共下水道事業特別会計ともに資金不足がないため「－」という表記になっています。その内容は、水道事業会計では、流動負債が6億8,275万8,000円に対し、流動資産が34億3,419万3,000円で、27億5,143万5,000円の資金剰余となっています。公共下水道事業特別会計については、実質

収支188万円の黒字であり、そのため、資金不足比率の算定結果は「－」となっています。

なお、水道事業会計、公共下水道事業特別会計ともに、本市に適用されます基準は、経営健全化基準20%未満となっています。平成23年度決算に基づき算出した各比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準未満となりました。今後も摂津市の将来を見据え、健全な財政運営のため、たゆまぬ努力が必要であると考えています。

以上、報告第9号、平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件の内容説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 報告が終わり、質疑を受けます。ございませんでしょうか。三好議員。

○三好義治議員 この際、質問させていただきたいと思いますが、報告第9号での健全化判断比率並びに資金不足比率のご報告があり、現時点におきましては、それぞれ健全化指標の中におさまっているというご報告をいただきました。ただ、その中で、特に資金不足比率を見ましたときに、水道会計で補っている部分が非常に高いんですが、ただ、水道会計を見てみたときに、財務比率の中での固定比率というのが非常に高くなっております。これにつきましては、要は企業債を多く発行しているというような、顕著にその数字が見えてくるんですが、この辺での経営分析について、水道としてどう考えているのか、1点お聞かせいただきたいというふうに思います。

もう1点につきましては、債務負担行為の中で、市債の発行基準を当局としては決められておきまして、23年度1年間を見ますと、元金償還を超えない市債の発行ということで、総合的にはおさまっておりま

すが、ただ、個別に見ますと、教育委員会の教育債が、元金償還が4億3,000万円に対しまして市債発行額が6億3,000万円と、科目別に見ますと、その基準を上回っているところもあるわけですね。こういった財政運営を考えたときに、連結決算指標を取り入れられたのは、見えない部分での赤字をいかにオープン化するかというのが基本的な趣旨でございまして、個別に見ていきますと、本市におきまして、そういった部分でひずみが生じている部分があるんですが、この点についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○嶋野浩一朗議長 水道部長。

○宮川水道部長 報告第9号の中での資金不足比率という形の中で、固定比率ですとか企業債のお話が出たんですけれども、今現在、水道のほうで企業債を抱えておりますのが、残債としまして36億円強残っている状況でございます。毎年、事業を執行するに当たりまして企業債を発行している状況にあります。先ほども決算の報告の中でご説明申し上げましたけれども、資本的支出の中で5億円ほどの赤字が出ていると。本来ですと、もっと大きく企業債を発行して、その赤字額を消すという努力も必要なのかとは思いますが、今、現状としまして、全体的に資金不足には至っていない状況は明らかでありますし、あえて起債を発行してまで運転資金が必要な状況にあるという状況にはないというふうに考えております。ですから、先ほど、私もこの資金不足比率ですとかいう内容について、中身まで詳しくは判断いたしておりませんが、今、水道事業を経営する中では、あえて資金不足でやりくりをしているという状況にはないというのが現状かと、こういうふうに判断いたしております。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○有山総務部長 プライマリーバランスのお話かと思えます。民間さんでいいますと、議員が今ご指摘のように、事業部制というのをとっておられまして、広く全体の中の事業部個々の債務、債権のバランスを見るというようなことがなされていると思えます。ただ、私どものほうとしましては、その目的を事業部のような形で分けることはかなり困難かと思っております。例えば、昨年、大量に市債の発行をいたしました市営住宅、これらのことについて、市営住宅の過去の償還を上回る額を借りております。全体のトータルの中でキャップをはめていくというのが今までの財政方のやり方でございます。今後につきましても、行政のほうでは、その全体の枠、このことにつきましても、普通会計あるいは下水道事業会計とか、個別の事業について見れる部分については、民間さんのやっておられるような事業部の体制みたいなものを考えていきたいとは思いますが、普通会計内でのやりとりの中においては、年によって突出するということがありますので、全体の中でプライマリーバランスを図っていきたく考えているところでございます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 三好議員。

○三好義治議員 水道会計のほうで、今回は全体の4指標の中で質問させていただいておまして、あんまり細かいところまでは追求はできないと思えますけれども、今言うていますように、固定比率で企業債が非常にその発行額を抑えながら、一方では、その基金というか流動比率を高めているというのが、会計指標上わからんことはないんですが、一方では、この総資本利益率というのが2.5%と相当下がってきているん

ですよね。その中でやはり考えていかなければならないのが、この辺の利益率を考えていきながら、給水原価をいかに抑えていくかということの中で、一方では企業債を抑えていきながら運営をやっていくかということにつながってくると思うんです。その中で、ただ単純にその事業を行うのに企業債を発行して、それを補てんしながら運営をしていくのではなしに、さらにその部分を深く追求していく必要があるのではないかというのが本来の質問の趣旨なんです。その中で、利益率の2.5というのが一昨年度から0.9ポイント下がってきておりますし、給水原価については努力して下がってきておりますが、この辺の要因の中で企業債を発行してきたポイントですね。その全体的なことをもう一度お答えいただけないでしょうか。

もう一つ、今、総務部長が答えていただいたのは、特に教育委員会をとらまえて言いましたのも、一般会計の中で、市長部局間での市債の発行でのトータル的な考え方というのはわからんことはないんですが、やはり教育委員会と市長部局というのは、僕はまた違う部分があると思うんですよね。一つのことを考えていくのに、やはり市債の発行額を抑制していくために元金償還を上回らないという方針を出したんだったら、それぞれの科目によって精査していくのが本来の行財政改革の根幹につながるのではないかなというふうに思っているんですが、だから、一般部局でのトータル的な概念での見方というのはわからんことはないんですが、私が今指摘しているのは、教育委員会の部分だけがこうやって突出した部分になっているのはどういうことですかという質問をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。水道部長。

○宮川水道部長 水道会計の中の企業債の位置付けと申しますか、考え方ということなんですけれども、今の状況の中で、あえて借金を多く抱えて、内部でも常々経営の流れの中でいろいろ話をするんですけれども、今のところ、大きな借金を抱えることよりも安定的な経営というふうなことが話題になっております。その中で、先ほどもちょっと給水原価というお話が出たかと思えます。この中には職員の給与ですとかいろいろ入ってございまして、それらが、職員も減ってきておりますし、そういう形の中で給水原価は多少なりとも下がっていているんじゃないかなと、こういうふうに思います。

私も、その企業債と利益率との関係、このあたりになりますとちょっと不得手なところがございまして、なかなかスムーズなご回答というわけにはいかんのですけれども、今のところ、経営していく中で、あえて借金を抱えて運営していくよりも、できるだけ借金、返済額、この部分は抑えていこうという形の中で維持ができるのであれば、維持できる範囲まではこれで頑張っていこうというような内容で、内部で話をしている状況にございます。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○有山総務部長 教育委員会、あるいは一般行政部局との違いが、それぞれ事業を運営していく上にあるというご指摘でございます。まさにそのとおりだと感じております。ただ、私ども行政のほうといたしましては、標準財政規模が180億円程度の摂津市という行政規模でございまして、事業の推進に当たって、教育委員会、あるいは市長部局、あるいは事業であります土木下水や都

市整備という区分けをすることが、180億円の標準的な財政規模の中で可能かどうかということがございまして、国のような規模でありましたら、そういう区分けも可能かとは思いますが。ただ、そういうふうなご指摘がございましたので、そのことについて再度財政的に分析ができるかどうかということをやってみます。ただ、私どもとしましては、先ほど申しましたように、もともと目的別ということもございまして、性質別で建設事業にどれだけの財源の投入が可能か、また、長期継続的に財政運営をしていくために市債発行額はいかほどにすべきかというキャップの中で従前よりやってきておりますので、それとの比較の中で今後検討はしていきたいと思えます。

ただ、再度同じく繰り返しになりますが、一般的な財政規模から考えまして、本市の財政規模でそういう部局別、あるいは教育委員会と市長部局というような切り分けはなかなか困難ではないかと思っているところでございます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 ほかにございませんでしょうか。木村議員。

○木村勝彦議員 報告第5号あるいは報告第6号、報告第8号、一括して質問するんですけれども、このクラブ活動に伴う事故の問題ですけれども、これは以前に味生小学校の防御ネットが欠陥があるということで、いろいろ議論がされて、そういう経過の中で、今回のこのとりわけ第一中学校の三井不動産のマンションについては、我々特別委員会としても完成前に現場視察をして、その現場視察をする中で、この第一中学校の防御壁は大丈夫かということも特別委員会として一応私は意見を出したんですけれども、一応安全であるということでそのと

きは承認をしたんですけれども、ただ、やはりこれだけ事故が起こって、その対策としてポールをかえるのは金がかかるということで、今度は練習方法を考えよというような形で処理をするということは、やっぱり子どもたちに恵まれた教育環境の中で伸び伸びと学習をし、クラブ活動していくという点では、大変私はお粗末だと思います。これは、たまたまこういう程度でおさまったからよかったものの、これがもし仮にガラスが割れて中に住んでいる人がけがをしたとか、いろんなことを想定しますと、やはり対策はきっちりやっておくべきだと私は思うんですけれども、今の答弁の中では一応お金がかかるから改善は難しいということですけど、私はそれでは行政としての責任が十分果たしていないのではないかという考えを持ちますが、その辺のお考えについて再度お聞きしておきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 中学校の部活動に係ります事故、損害賠償の件でございますけれども、ご指摘のとおり、今回は物的な損傷ということで、人的な被害に及ばなかったということで、我々としましても一つ安心していただいておりますけれども、今ご指摘の点もございます。単にいわゆる防球ネットだけではなく、特に野球の場合はバックネットの上部のほうにも防球のネットフェンスのようなものをつけさせていただきまして、できるだけグラウンド、ホームベース側のほうにも張り出すような形でフェール対策等にも努めているところでございます。したがって、今後、防球ネットそのものをどうしていくのか、どのように考えていくのか、あるいは、今申し上げましたようなバックネットのフェンス等の改修等も含めまして一体どういった方法が

あるのか、そのあたり、やっぱりよく勉強、研究もさせていただいて、今ご指摘の点も踏まえまして検討させていただきたいと思っております。

○嶋野浩一朗議長 木村議員。

○木村勝彦議員 やっぱりちゃんとした対策をしないと、子どもたちはそういう制約の中でかげんをしょって練習をしなければならぬということでは、非常にクラブ活動にも大きな影響があると思うんですね。決して有名選手を育てるための教育をしろと私は申し上げません。しかし、子どもたちがやはりクラブ活動を楽しみにして精いっぱい頑張るといふ点では、力が十分発揮できないような状況の中で練習をするということは、子どもたちにとっては大変不幸なことだと思います。手かげんをしながら練習をする、そんなことでは選手は伸びていきません。そういう点では、今さっき第1回目の答弁にもありましたように、お金がないから、あるいは費用がかかるから対策ができないということの姿勢は、この際捨ててもらって、やっぱり十分対策を講じていくということの方針を私は持つべきだと思うんですけれども、その辺のお考えについて再度お答え願いたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 教育長。

○和島教育長 今、防球ネットの問題等、事故防止のためにどういう対策を立てるんだというようなご質問でございますけれども、今、教育総務部長のほうも答弁いたしておりますけれども、もう一度学校現場をじっくり見て、実際にどういうことでそういう問題が起こってきているのか、ネットそのものが不備はないのかとか、高さだけの問題なのか、もう一度きっちりと対応していきたい。そして、場合によっては、今おっしゃっているように、高さをもうちょっと

上げなければならない場合には、上げることも検討していかなければならないと思っています。

それと、先ほど答弁でも述べておりますように、やはり練習するときに、ネットのそばでどこから打って、四中でしたか、ラグビーボールをけり上げるにしても、どの場所でけり上げるのがいいのかとか、そういうことはやっぱり練習方法としては考えていくべきだろうと思いますので、学校現場の練習方法も含めて、そして、教育委員会のほうでは設備に不備はないのかということをもう一度検討して適切に対応していきたいと、そのように思っています。

○嶋野浩一朗議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 報告第7号について質疑をさせていただきたいと思います。

これは6月2日の市民イベントをされていた会場で起こった事故ということで、たまたま私も近くに居合わせました。若手の職員さんが事故を起こされているということで、先ほど報告の中では、後方確認をもう一人の人がしていなかったということで報告がありましたけれども、本当にそれだけの責任になるのかということを感じるわけですけれども、今までに何度も交通事故についての議論があった中で、今までに副市長のほうから運転マニュアルを作成しますというふうな報告もありました。実際にできたのも見せていただいたことがあるわけですけれども、この運転マニュアルをきちっと浸透していれば、当然後方確認はされているはずなので、運転マニュアル違反ということになると思うんですけどね。この辺のところを、本来ならそれが毎朝のようにきちっと浸透できるように励行するとかいうことを続けておられたのかどうか、検証をされたのかどうか、一度ご答弁いただきました

と思うんです。まずそのことをお願いします。

○嶋野浩一朗議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 今、ご質問の中で出ました摂津市役所の安全運転マニュアルにつきましては、昨年の8月に策定されまして、策定されました折に、部内職員に配布いたしまして熟読するように申しました。そして、朝礼ごとには自動車の安全運転を確認するようにということで注意も喚起していたところでございます。ただ、今回につきましては、6月2日にその交通事故が起きました後、6月7日でございますけれども、これは運転者あるいはその同乗者だけの問題ではなくて組織的にやっぱり対処していかなければいけないというふうなことで、事後になりますけれども、生涯学習部で事故検討会議というのを開催いたしまして、なぜ事故が起きたのか、事故が起きた状況、あるいは至る状況、事故がなぜ起きたのか、どうすれば防止できたのかというところを検討いたしました。その検討した結果は、私どもは「安全運転のポイント」ということで作成いたしまして、その文書をもつてもう一度生涯学習部で組織的に安全運転について確認したところでございます。

おっしゃいますように、これは運転者だけの責任というふうには考えておりません。私どもは、運転マニュアルに沿って後車のときには下車して誘導しておれば、間違いなく起こらなかった事故であるというふうに考えております。同乗者、それから我々管理監督する者すべて責任は重いというふうに考えているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 先ほど検証しているということでもございましたけれども、毎日これを繰り返し繰り返しきちっと一人ひとりの中

に浸透していれば、こういうことは極めて防げるのではないかと思うんですね。見せてもらったマニュアルにつきましても、毎朝チェックできるような状態のものかどうか。やっぱり何枚にもなっていますし、もっと1枚のもので、毎朝みんなで確認できるようなもので、それを浸透させる努力は、やっぱりこれは全庁的にやらないと事故は減らないのではないかと思うんです。

それから、過去にこんなのがありましたね。公園のごみを集めていて、トラックでサイドブレーキが甘くて動いて後ろの車に当たったというような事故がありました。そのときは車どめを全部はめることを徹底するというふうにご答弁をいただきましたけども、それとて、先だってちょっと駐車場を見に行きましたら、2トンのトラックでもはめられているものもあればはめられていないのもあります。なかなか徹底できていないのが現状ではないかと思うので、やっぱりこの辺、ほんまに徹底するんやったらしっかり徹底するように、これはもう上層部の方から徹底をしないと、こんなもんは減らないと思うんですね。机上で幾らやっただって、やっぱり本当に浸透させるということが一番大事になると思うんですけども、そういうことを含めて、再発防止につきまして副市長のほうからもう一度、再度答弁をお願いしたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 副市長。

○小野副市長 まず、毎回同じようなご指摘をいただきまして申しわけございません。

それで、今、ご指摘されました中身につきまして、マニュアルはできたと。そして、部長会で、私も懲戒審査委員会の委員長です。この処分になったんですが、処分は処分として、私が部長会で言っているのは、今言われたとおり、まず消防本部を見

習ったらいということと、それから、今言われたように、バックでサイドブレーキでしたか、あれが下がったと。過去には大きな事故、女性と子どもの事故もあったということ思い出したときに、これが物損であって幸いだと思わなければだめだということでもあります。したがって、安全マニュアルは安全マニュアルとして、少なくとも2トンとかを運転するときは、同乗者もおるわけだから、必ずそれをおりて、なぜ見なかったのかと。ですから、大きな事故が起こったときは、バックで起きたときに過去の例がありますので、これだけでも車どめと消防本部の形を見習い、ここだけは徹底しなければ大きな事故がまたあす起こるかもわからないというふうに部長会で話したわけでございます。

今、藤浦議員の言われた中身は、この点だけはということについて、今、部長も全部おりますので、その点をもう一度、とりわけそういうバックについての後方確認は必ず行くと。今回も17万円ですか。これは、ちょっと当たっておれば、この事故ではないと思います。これも審査委員会で言いました。ちょっと当たっただけやったら、これだけの金額にならなかつたらうと。ですから、それが人であればと考えたときに、非常に問題ありということで、バックの問題は、とりわけ車どめをより一層周知してまいりたいと、またそれが起こらない形に持っていきたいと思っていますので、これは部課長から、ここだけはということだけは再三申し上げておりますし、きつくまた職場でもって指示をしてまいりたいというふうに考えております。

○嶋野浩一朗議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 先ほど副市長からいただきましたけども、今、運転マニュアルをしつ

かり浸透させるために、やっぱり全庁あげて努力をお願いしたいと思うんです。セツ電隊はあれだけ徹底してやれるのやから、同じぐらいの体制で絶対事故を起こさないという取り組みをぜひ取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 ほか、ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 以上で質疑を終わります。

日程6、常任委員会の所管事項に関する事務調査報告の件を議題とします。

本件について、総務、文教及び民生常任委員長から報告を行いたいとの申し出がありますので、許可します。総務常任委員長。

(野口博総務常任委員長 登壇)

○野口博総務常任委員長 ただいまから、総務常任委員会の所管事項に関する事務調査について報告します。

去る3月29日の第1回定例会本会議で閉会中の継続調査となっておりました所管事項に関する事務調査について、6月14日及び8月31日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、所管事項等を決定の上、委員全員参加の中で調査を実施しました。その内容は、10月4日に和歌山県新宮市の津波防災対策について、並びに、10月5日に和歌山県広川町で同じく津波防災対策についてであります。

なお、その詳細につきましては、議長に報告をしております。

以上、報告します。

○嶋野浩一朗議長 文教常任委員長。

(森西正文教常任委員長 登壇)

○森西正文教常任委員長 ただいまから文教常任委員会の所管事項に関する事務調査について報告します。

去る3月29日の第1回定例会本会議で

閉会中の継続調査となりました所管事項に関する事務調査について、6月14日及び26日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、所管事項等を決定の上、委員全員参加の中で調査を実施いたしました。その内容は、7月23日に東京都東久留米市の中学校給食の取り組みについて、並びに、7月24日に東京都多摩市で中学校武道の取り組みについてであります。

なお、その詳細につきましては、議長に報告しております。

以上、報告します。

○嶋野浩一朗議長 民生常任委員長。

(森内一蔵民生常任委員長 登壇)

○森内一蔵民生常任委員長 それでは、ただいまから民生常任委員会の所管事項に関する事務調査について報告をいたします。

去る3月29日の第1回定例会本会議で閉会中の継続調査となっておりました所管事項に関する事務調査について、6月13日及び7月17日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、所管事項等を決定の上、委員全員参加の中で調査を実施いたしました。その内容は、8月9日に埼玉県行田市の地域安心ネットワーク等の取り組みについて、並びに、8月10日に東京都稲城市の介護支援ボランティア制度等についてであります。

なお、その詳細につきましては、議長に報告いたしております。

以上、報告します。

○嶋野浩一朗議長 委員長の報告が終わりました。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

10月23日から11月1日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのよ
うに決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後2時30分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署
名する。

摂津市議会議長 嶋 野 浩一朗

摂津市議会議員 南 野 直 司

摂津市議会議員 渡 辺 慎 吾

摂津市議会継続会会議録

平成24年11月2日

(第2日)

平成24年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成24年11月2日(金曜日)
午前10時開議場
摂津市議会

1 出席議員 (22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平博
21 番	安藤薫	22 番	野口博

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長兼 会計管理者	乾富治
総務部長	有山泉	生活環境部長	杉本正彦
保健福祉部長	福永富美子	都市整備部長	吉田和生
土木下水道部長	藤井義己	教育委員会兼 教育次長兼 次世代育成部長	馬場博
教育委員会 教育総務部長	登阪弘	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
水道部長	宮川茂行	消防長	北居一

1 出席した議会事務局職員

事務局長	寺本敏彦	事務局次長	藤井智哉
事務局総括参与	野杵雄三		

1 議 事 日 程

1,

一般質問
野 原 修 議員
川 端 福 江 議員
上 村 高 義 議員
野 口 博 議員
渡 辺 慎 吾 議員
藤 浦 雅 彦 議員
安 藤 薫 議員
柴 田 繁 勝 議員

1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前9時59分 開議)

○嶋野浩一朗議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、三宅議員及び上村議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

野原議員。

(野原修議員 登壇)

○野原修議員 おはようございます。

森山市長、3期目のご就任おめでとうございます。さまざまな実績と確かな決断、そして、何より強いリーダーシップが市民の皆様が高く評価された結果です。今後も安全・安心して暮らせる摂津市のため、摂津市の発展、市民との協働に向けて、しっかりと本市のかじ取りをよろしく願います。

それでは、通告に従い質問します。

人間基礎教育の推進について。

協働のまちづくりを進めていくための市政功労の取り組みについて。

市長の提唱されている人間基礎教育は、本市において浸透してきているのではないかと感じております。この人間基礎教育の一つに、感謝の心を行政の側が市民の皆様にあらわしているのが市政功労であります。非常に重要なことで、市民の皆様の行政参加の意欲を持っていただくきっかけになるものであります。そこで、どのような人が対象となり、どのような手順で表彰者を選定されているのか、現在の仕組みをお聞かせください。

JR千里丘駅西口の安全対策について。

毎日放送跡地の吹田市大型マンション開発に伴う送迎バス、マイカーなどが大幅に増加する西口駅前に対する本市の歩行者、自転車の安全対策について。

過去、たびたび質問し、また、同僚議員からも質問されている千里丘駅西口の安全対策、過去、駅前の千里丘19号線の道路補修工事のときには、地元と協議をしてもらい、歩行者通行帯を60センチ広くしてもらい、車いすが通りやすくなり、また、雨の日に傘がぶつからなくなったと歩行者の方が喜んでおられます。行政も市民要望に対し、取り組みを実行していただいていることは認めますが、現在の千里丘駅西口駅前には、吹田市の大規模な開発が行われ、駅の利用者が増加し、大変混在し、交通事故の発生も予測されるところであります。現在の西口駅前の交通量の実態はどのような状況にあるのか聞かせてください。

また、吹田市の千里丘陵では、毎日放送跡地1,500戸のマンション街区の開発や大型病院の建設などが予定されていると聞きます。来春には1期完成したマンションの方がJR千里丘西口を利用され、送迎バス、マイカー、自転車、歩行者が増加します。現在でも大変混在し、危険な状況にある西口駅前を、市はどのように現状を把握し、歩行者、自転車などの緊急を要する安全対策を考えておられるのか聞かせてください。

安全で災害に強いまちづくりについて。

東南海・南海地震などによるライフラインが崩壊し、電気、都市ガスのエネルギーの供給が寸断され、避難所に対する対策について。

日ごろから地域自主防災訓練を市民の方々には行っていただいで、防災意識、災害の恐怖心の風化などないよう取り組んでいただいでいるところです。先日も香和自治会の皆さんが、雨の中、避難訓練され、新たな取り組みをされ、意識の高さに感動しました。とりわけ、避難された方がリュ

ックに非常用持ち出し物を持たれていたことに、改めて非常用品の確認をしたところでもあります。そこで、市は、大地震が発生し、ライフラインが寸断され、多くの被災された方が集まる避難所に対し、どのような対策を考えておられるのか聞かせてください。

青色パトロールのさらなる活用について。

過去、平成18年第4回定例会で、青色パトロール車を地域ボランティア団体、市民団体が活用できる仕組みについて質問し、平成19年6月から、防犯協会でも市民の方々、商工会青年部の皆さんでパトロールしていただき、摂津市の安全に取り組んでいただいています。また、平成21年4月からは、商工会青年部が自前で車を購入して、青色パトロールに取り組んでいただいています。まさに協働で安心・安全に協力していただいております。現在本市が所有する青色防犯パトロールカーの現状と活動についてお聞かせください。

1回目、以上です。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 まず、現在の市政功労表彰についてですが、自治、教育文化、防災、産業、福祉衛生の各分野について功労賞を、公益のために資材の寄附または市民の模範となる善行があった者または団体について善行賞を、民生委員などの市の公益に関し貢献のあった者または団体について感謝状を贈呈しております。毎年11月3日の文化の日に講堂にて贈呈式を行っております。

市政功労者の候補者につきましては、毎年8月中旬に各課へ表彰内規及び基準と併せて通知をし、その年度の候補者の内申書の提出を依頼しております。選考基準、方法につきましては、それぞれの功績の内容

や活動状況、公職の在職年数等を審査委員会などで審査し、適切な方を表彰しているものです。

次に、ご質問の災害時の避難所においてライフラインが寸断されたときの対策についてお答えします。

現在、市の地域防災計画で最大の被害が想定されております上町断層地震では、全市域に震度6弱から6強と想定され、建物6,000棟が全壊及び5,200棟が半壊し、人的被害は死者110人、負傷者1,100人が発生することが想定されています。また、ライフラインにおいては、停電2万8,000件、ガス供給停止は3万1,000戸、水道断水人口7万1,000人、固定電話の被害1万1,000回線のほか、下水道についても被害を受けるとされています。

地震発生後、避難所には多数の市民が殺到することが予想され、その後の避難所運営は重要な対策となります。避難所における寸断されたライフラインを補う対策とし、給水車による給水活動や小中学校にある防災資機材には、発電機や投光機、懐中電灯、乾電池を収納しております。それらを使用していただくことのほか、市が備蓄しています食料については、調理の必要のないもので、これらを配布してまいります。また、市民の方々には、出前講座等の折に、最低3日分の備蓄のほかに懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話用の電池などの備蓄をお願いしております。しかし、なかなかご家庭で準備されていない状況にございますが、防災の意識が浸透するよう努力してまいります。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 JR千里丘駅西口の

安全対策についてでございますが、JR千里丘西口の交通混雑につきましては、都市計画課、道路交通課、道路管理課が協力し、歩行者の安全確保を第一とし、摂津警察署はじめ関係機関と協議を行ってまいりました。千里丘駅西口の交通状況でございますが、本年6月28日の午前7時から9時までの時間帯で交通量調査を行っております。調査結果としましては、千里丘駅西口周辺の道路におきまして、歩行者4,825人、自転車562台、単車91台、自動車180台、バス26台の通行がございました。平成22年度調査と比較しますと、歩行者が41名、自転車が48台、自動車が44台増加しており、自動車の増加が目立ちますが、バスにつきましてはほぼ横ばいとの結果でございました。

しかし、今後は吹田市域のマンション開発などに伴い、送迎バスなどの増加が見込まれるところでございます。また、調査中に、駅前の交差点で転回する送迎マイクロバスは26台で、一部のバスが転回の際に歩行者の列中に進入するなどの危険な状況も見受けられたとの報告も受けております。過去の調査でも、送迎マイクロバスやマイカーの駅前でのUターンが歩行者に対する危険性が非常に高いとしており、送迎バスの運行会社には、駅前でUターンを行わず、府道千里丘三島線千里丘ガード側道方面へ通り抜けるように申し入れてまいりましたが、一部を除いて改善されていない状況でございます。

本市では、摂津警察署とともに駅西口周辺での交通状況を注視してまいりましたが、現況の道路幅員では歩道の整備などは非常に困難な状況でございますので、暫定的ではございますが、府道千里丘三島線側道から近畿銀行前を経て千里丘駅西口に至りま

す市道千里丘22号線に路側帯を設置し、その白線内にグリーンにペイントを施しました歩行者通行帯を設けるとともに、駅前の市道千里丘23号線との合流部の道路幅員を制限する方策をもって送迎バスなどのUターンができなくなるようにし、交通導線を府道千里丘三島線側道へ向かわせることを検討しているところでございます。また、Uターン防止対策の実施に当たりましては、地元、通行車両、送迎バスの運行会社などに事前の周知徹底を行い、交通の混乱を招かないようにしてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 市が所有する青色防犯パトロールカーの現状につきまして、お答えをいたします。

現在、市が所有いたします青色防犯パトロールカーは、教育委員会総務課が所管する施設巡回車両、道路交通課が所管する違法駐車防止啓発用車両、自治振興課が所管する摂津防犯協会への貸し出し車両の合計3台で、すべて大阪府警本部の許可を得た登録車でございます。

まず、教育委員会所管の車両につきましては、青色回転灯を点灯して施設を巡回しており、午後2時ごろからは各中学校区の通学路や公園などを中心に防犯パトロールを実施しております。なお、従事する職員は3人の非常勤職員で、2人1組で業務に当たっております。

次に、道路交通課所管の車両につきましては、違法駐車及び迷惑駐車防止、啓発業務に引き続き、午後2時ごろから5時までの間、安全・安心パトロールを業者委託で実施しております。

最後に、自治振興課所管の貸し出し車両

につきましては、防犯協会の会員や校区連合自治会の方々が防犯パトロールに使用され、平成23年度は昼間71回、夜間24回の合計95回の実施となっております。なお、1回当たりの巡回時間は約2時間あります。

このほか、市所有の車両ではありませんが、摂津市商工会青年部の方々も夜間を中心に青色防犯車両でパトロールを実施されておられます。

○嶋野浩一朗議長 野原議員。

○野原修議員 それでは、2回目、質問させてもらいます。

まず、市政功労者の表彰についてですが、現在の仕組みは、各分野の功労者や地区振興委員などの公職の在職年数などの基準で表彰されているとの答弁でした。これについては一定理解をいたしますが、自発的に地域の公園を清掃されているとか、子どもの見守りをするとか、道路などの清掃をされておられるような地道に地域貢献をされている方についても、行政として感謝の心をあらわす意味で表彰や感謝状の授与を行えないのかお聞かせください。

JR千里丘西口では、当たり前のように駅、階段、エスカレーター前などで送迎バスを待つ列が夕方長くなって、また、マイカーの迎えの車、駐車で、一般車両が歩行者、自転車と接触ぎりぎりで行っています。道路のUターン禁止などは一つの具体的ないい方法であると思いますが、駅前の道路幅を制限するとなると、駅前で降車、乗車のたびに停車を行っている送迎バスやマイカーの停止により、ますます一般車両の通行スペースが確保できにくくなり、新たな交通混雑や歩行者の通行障害も発生するのではないかと考えます。行政としては、Uターン防止策の実施と同時に、歩行者と

車両が安全に通行できるように停車スペースを確保し、駅前での駐車などを防止していく手だてが必要であると考えます。先般、第1回定例会でも質問し、そのときに都市整備部長が、駅前に乗り入れ駐停車している送迎用の車の寄りつき場所を暫定的な形で府道千里丘線千里丘ガード側道部を改良し、そこへ移動させる案も検討しており、今後、関係機関と協議を行っていくとの回答をいただいておりますが、その後どのように進んでいるのかお聞かせください。

災害が発生し、都市ガスは復旧しておらず、自主防災訓練で焚き出しや調理に使用しているLPガスを活用することが想定されます。東日本大震災ではLPガスが非常に威力を発揮したとの報告があります。東日本大震災以降、公共施設の避難所では災害時対応にLPガスなど非常用燃料を確保する意識が高くなっています。例えば、東京多摩地区では、公立小中学校冷房工事で24校、中学校3校、小学校21校がLPガス仕様GHPを採用、兵庫では13高校にLPガス仕様GHPを設置、災害発生時に災害時対応ユニットを焚き出し用コンロやガス暖房装置などに接続してガスが使えるようにしてあったり、岐阜市は33避難所にLPガス50キロボンベ2本を貯蔵庫に設置、校舎の耐震化を先行させ、LPガス容器を設置したり、各市でさまざまな取り組みが行われています。

また、避難所において水が確保され、大型のガスコンロなどを備え、それぞれが非常用持ち出し用品の中に生米を持ち寄り、炊き出しを行うと、備蓄品のレトルトやカップめんなどの備蓄用の減少や定期的な交換の手間、費用の削減にもなると考えますが、現在ではこういったLPガスで発電できるものが開発されております。それによ

って携帯の充電で安否確認や電気の復旧がされるまで活用できると思いますが、お考えを聞かせてください。

本年9月19日の新聞報道で、今年8月、家族で宮津市の天橋立海水浴場を訪れた際、おぼれた男性が引き上げられるのを目にしたため、男性に心臓マッサージを施しながら周囲の人にAEDを探すよう指示、男性はAEDを使った直後に心拍が戻り入院、その後、後遺症もなく無事退院された、この救命救急に当たられたのが摂津市の松本香織さん、看護師の方であったと報道されていました。すばらしい心温まる出来事です。このことは海水浴場での出来事ではありますが、日常でも突然体調が悪くなったり、さまざまな事態が想定されます。そこで、教育委員会総務課が所管しておられる青色防犯パトロールカーへAEDや消火器などを搭載することにより、平日の昼間に限られた時間ではありますが、要救護者や火災発見の初期消火など、緊急事態に対応することが安全・安心なまちを実施していく上で有効な手段であると考えますが、考えをお聞かせください。

以上、2回目、終わります。

- 嶋野浩一朗議長 総務部長。
- 有山総務部長 市政功労者の表彰についてでございますが、その対象者は、市の公益に関し、特に功労顕著及び市民の模範となる方を表彰しております。議員がおっしゃっておられる地道に活動されているような市民の方については、今般、担当課から地域の公園の清掃を自発的かつ長期的にわたって取り組まれている方の推薦を地域の団体や自治会からいただいたという例がございます。また、本年9月には、摂津市における協働と市民公益活動支援の指針を策定させていただいたところでございます。

指針では、協働によって進めるまちづくりを、摂津のまちをよりよくしていくために、それぞれが個別に取り組むよりも、多様な人や団体が持ち味を生かして連携・協力することで、より多くの成果を生み出すことと定義されております。これらの協働のまちづくりを推進していくためにも、地域の活動に積極的に参加し、貢献いただいている市民の方につきましても、活動されている団体、地元自治会などから担当課を通じて広く推薦をいただき、市政功労の表彰の意義を高めてまいりたいと考えております。

次に、ライフラインの復旧についてでございますが、東日本大震災の状況を見ますと、電力、上水道、都市ガスの順で復旧している状況で、電力では約5日後にほぼ復旧し、上水道で1か月、都市ガスは1か月以上となっております。これは、地中に埋設しているか否かということで復旧速度が大きく変わってきたということでございます。避難所として指定しております小中学校のうち、現在LPガスで行っておる学校は別府小学校のみでございます。そのほかの学校につきましては都市ガスを使用しております。普及までの期間がかかることが予想されます。災害発生直後、避難所では災害備蓄食の配布などにより被災者の食料を賄ってまいりますが、その後は地域の方々、ボランティア等による炊き出しに移行していき、その熱源の確保が課題となっております。東日本大震災では、以前からLPガスで供給されている区域が多く、復旧がいち早く行われております。このLPガスを使用していたということが大変有効であったという報告を聞いております。また、災害対策として都市ガスをLPガスに切りかえる自治体の事例もあるということも聞き及んでおります。これらのことに

ついて有効な対策であると考えております。

○嶋野浩一朗議長 都市整備部長。

○吉田都市整備部長 JR千里丘駅西口の安全対策についてにかかわります、駅前に乗り入れ駐停車している送迎用マイクロバスの寄りつき場所を暫定的な形で移動させる案に対する現在の取り組み状況についてのご質問にお答えいたします。

まず、道路の管理者であります大阪府茨木土木事務所や交通安全上の面から摂津警察などとも協議を行っております。千里丘ガードの管理者であります茨木土木事務所では、駐停車の場所としては、土地の占用や道路改良については市が管理するという条件に前向きな協議を進めていただいております。また、交通安全上の観点から、警察との協議においては、駅西口から移動箇所までの人の導線において、車両や歩行者の安全な交通導線が十分に確保されていない状況での指摘があり、千里丘ガード上部の交差点の交通安全対策が必要とされております。一方、側道に新たに駐停車場所を設置していくことになれば、送迎用のバス会社との協議、さらに周辺の自治会などのご理解も必要となってまいります。今後、これらの諸課題を整理させていただきながら、都市計画道路岸部千里丘線の供用に合わせまして、千里丘西口駅前から安全な歩行者導線が確保できるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 教育委員会総務課が所管しております青色防犯パトロールカーについてのご質問にお答えいたします。

青色防犯パトロールカーへのAEDや消火器などを搭載することにより、平日の昼間に限られた時間ではございますが、要救

護者などへの緊急事態に対応することは、安全・安心なまちづくりにとりまして非常に有効な手段であることは、議員ご指摘のとおりであると考えております。全国的に見ましても、安心・安全に暮らせるまちづくりを目指して、青色防犯パトロールカーにAEDや消火器、救急箱等の搭載を導入されている事例も増えつつあります。

教育委員会が所管しております青色防犯パトロールにつきましても、教育関係機関等の文書集配の業務も兼ねております。そのため、信書便法に抵触しないよう、その従事者につきましても、職歴や面接などから車の運転等において信頼できる方を採用し、非常勤職員のこども安全巡視員として業務を行っていただいております。現在、巡回している学校や公民館などの施設にはAEDを設置しており、青色防犯パトロールに乗車しているこども安全巡視員は、AEDの設置場所等については把握しております。しかし、AED使用や初期消火の経験等もないことから、今後AEDなどの受講も行い、技術の習得をして、要救護者の救命の一助となり、市民が安全・安心して暮らせるよう、青色防犯パトロールカーへのAEDや消火器などの機材の搭載に向けて検討してまいります。

○嶋野浩一朗議長 野原議員。

○野原修議員 それでは、3回目、質問させていただきます。

市政功労に関する2回目の答弁で、市民協働の観点から、今後、行政内部の推薦のあり方を、広く市民の皆様を推薦することにより市政功労の表彰意義を高めるということでしたが、今の推薦制度でそのような対応が可能かどうかお尋ねします。

それと、毎年表彰場所ですが、市役所の講堂で行われております。また、参加者

は表彰対象者のみの参加となっております。このことについても私は広く市民の皆様にご周知をし、善行に対して表彰を皆さんで祝ってあげ、ご近所の方も一緒に参加できる式典にしていただければいいと考えております。そのため、コミュニティプラザを会場にするなど、皆で盛り上げる工夫をする必要があると考えますが、お考えをお聞かせください。また、第4次総合計画で市民協働を強く打ち出しておられることから、市政活動への住民の参加を促進するためにも、式典のあり方について、現在の方法でよいのか、この点についてもお考えをお聞かせください。

千里丘西口駅前の安全対策は、都市計画道路岸部千里丘線の供用に合わせて、西口駅前から安全な歩行者導線が確保できるよう取り組んでいくとの答弁でしたが、一定各機関との早い協議に対しては評価しますが、2015年までは待てません。来春には現実として毎日放送跡地開発の大型マンションが分譲され、このようなチラシももう出回っております。千里丘駅西口まで送迎バスが運行されると聞いています。現在運行されている送迎バスなどによる混雑に加え、新たな送迎バス運行やマイカー、自転車の増加も予測され、駅西口の交通混雑が増大し、歩行者や自転車の接触事故の発生が大変心配なところです。規制については警察の所管であり、地元からの要望も必要であることは承知しておりますが、今後の大型マンションが分譲され、千里丘駅西口の混雑を考えると、一刻も早い市民の安全対策に取り組むべきだと思います。現在運行されている送迎バスの運行会社に、千里丘三島線千里丘ガードの側道を利用するように申し入れた経緯があると聞いております。それも実行されていないのが現状で

はないですか。申し入れだけではなく、過去の事例が示すように効果がないのではないかと。現在運行されているところに、また新たにもう一段踏み込んだバス運行会社に公文書などをもって安全対策や道路の変更を申し入れることはできないか、駅前の本市の安全対策に取り組む強い思いを聞かせてください。

災害時の避難所となる学校施設の防災対策の強化は重要だと考えますが、今後の方針、取り組みについて聞かせてください。また、災害発生時、学校施設が避難施設になった場合、体育館、運動場だけでなく、その他の教室の施設や備品などを避難住民支援のために活用しなければならない事態が出てくるのが想定されます。そのためには学校施設の防災対策が重要であります。教育委員会としてどのように考えられているのか聞かせてください。

青色防犯パトロール車は、いつも同じルートによりパトロールしているようですが、校区内の通学路は1本ではないので、複数のルートを走行してはいかがでしょうか。それならば、現役時代に足を使って地理や水利を調査することにより、市内全域の道路網に熟知し、また、市民に対して心肺蘇生法や消火器などの取り扱い方法の指導、訓練を実施するなど、人命救助や初期消火にも経験豊富な消防OBを活用して、より市民の安全・安心を確保できるような検討はできないか、消防本部としての見解をお聞かせください。

最後に、市長に3期目のスタートとなる議会の最初の質問者として、思いやり、奉仕、感謝、あいさつ、節約の五つの心を大切に人づくりとして人間基礎教育を提唱し、実践していくことについて、市長のまちづくりの理念を改めてお聞かせくださ

い。

以上、3回目、質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○有山総務部長 市政功労者についてですが、本市におきましては、これまでまちづくりを具体的なものとしていく夢づくり、思いやり、奉仕、感謝、あいさつ、節約・環境の心を人々の中にはぐくむ人間基礎教育を通じた人づくりを目指してきており、このような地域に貢献いただける市民の方につきまして、表彰者にふさわしい方と判断できれば、審査委員会に諮り、表彰をいたしたいと考えております。今後は各課へ内申書の依頼につきましても、とりわけ議員がおっしゃるような方についてスポットライトが当たるよう明文化し、その意義を庁内に周知を図るなどして、団体を多く所管している所管課については直接働きかけてまいりたいと考えております。また、毎年11月3日の文化の日に講堂にて開催しております贈呈式につきましても、もっと広く市民の方々に祝福していただけるような方法や会場も含め、今後調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、防災対策の今後の方針ですが、東日本大震災以降、避難所の防災対策は急務の課題であります。同時にさまざまな対策が求められてきております。施設そのものとしましては、まず耐震化の促進が大きな柱であり、その他、非構造部材の対策、災害備蓄や災害資機材の強化配備、議員のご質問のライフラインの確保もその一つであります。また、避難所そのものの運営に関するものとしまして、避難所生活の向上を行う段ボールベッドや仕切り板の配備が課題でございます。平成24年10月29日付で、段ボールを製造するメーカーでありますセツカートン株式会社と災害時に

おける段ボール簡易ベッド等の支援協力に関する協定を締結いたしております。災害時に市から要請により運搬されるシステムが確立しました。しかし、そのほかに被災者の携帯電話を充電する蓄電池の整備やマンホールトイレの整備などがございます。それらの防災対策を実施するには大きな費用が伴うことから、より効果的、効率的な防災対策を選択することが重要でございます。ご提案のLPガスの切りかえもその一つとして、安全面やコスト面、利便性などを考慮しながら考えてまいります。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 JR千里丘駅西口の安全対策についての3回目のご質問にお答えいたします。

ご指摘のように、千里丘陵の大型マンション開発によります千里丘駅西口周辺の交通量は大幅な増加が予測されますので、早急な安全対策が必要とされております。新たに開発される大型マンションの送迎バスや既に運行を行っております送迎バスにつきましては、駅西口への進入の規制や禁止までは申し入れができませんが、関係者に対しまして、書面をもちまして歩行者の安全確保や運行路線の変更などを強く求めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 災害時の学校施設の活用についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、災害時におきましては、学校は避難住民支援のために、みずから管理する施設や備品について、市の防災計画の中で担当部局とも十分協議しながら有効に活用できるよう努めていく必要があると考えております。一方で、学校は児童・生徒の安否を確認し、状況の把握とともに継続したフォロー支援を行う必要があ

ります。また、授業再開に向けた取り組みなど、教育活動の場という学校本来の役割についても取り組んでいく必要があります。したがって、このような災害時における学校の果たすべき役割を、できる限り混乱することなく、効果的、効率的に果たすためにも、教育委員会といたしましても、日ごろから想定される事態を考え、市長部局と協議し、その対応策をあらかじめ検討していくことが必要と考えております。

○嶋野浩一朗議長 消防長。

○北居消防長 青色パトロールのこども安全巡視員として、消防職員OBを活用してはというご質問にお答えをいたします。

確かに消防職員は現役時代から車両運行では公私ともに安全運転を心がけておりますし、市内の道路網についても十分に熟知をしております。また、AEDの使用や心肺蘇生法、それから消火器を使用するの初期消火についてもかなりの実践を積んでおりまして、緊急事態にも適切な対応能力がございます。そのようなことから、こども安全巡視員としての条件は一定満たしているものと考えております。今後、まずは来年度に向けまして、OB職員の活用について担当部局と協議をしてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 市長。

○森山市長 野原議員の3度目の質問にお答えいたします。

3期目、議会の最初の一般質問に当たり、エールを送っていただきありがとうございます。今後もその名に恥じないよう、しっかり頑張っていきたいと思っております。

お尋ねの件でございますけれども、毎回同じようなことばかり言っておりますけれども、毎日のようにテレビ、新聞、いじめ、虐待、不登校、わけのわからない事件、

事故、次から次へと報道されております。

これは学校だけじゃないです。家庭、地域社会にかかわるといいますか、顕著な出来事が多いと思います。そして、戦後の日本社会の難儀といえますか、私はあえて日本社会の病、これが蔓延しているのではないかと、そういった表現もいたしておりますけれども、関係者は何とかしてこれをなくそうということで頑張っていただいております。でも、一向になくなりません。その都度いろんな対策が打たれますけれども、私は、一方で心の病を治すといえますか、心の教育をやってこなかった、今日、何とかせないかんとは言うていながらなかなか行動に移らない、このことをしっかりやっばりみんな目を向けないかんと思っております。そういうことで、学校だけに任すんじゃなく、家庭だけでも地域社会だけでもだめです。行政がやっばりしっかりと先導して、オール摂津でこの問題にしっかり目を向けようやないかとスタートしたのが摂津市の人間基礎教育ではないかと私は思っております。

心の問題は非常に難しいです。やらせるんじゃなくてみずからやらないとだめです。そういうことではなかなかすぐ形にならない。時間がかかります。戦後の日本は60年間でいろんな副作用が出てきた。これを正常に戻すには100年、いや、それ以上かかるかもわからない。気の遠くなるような話だと思います。でも、やっばりしっかり取り組もうということでスタートしまして、もう9年目になったわけです。その間、いろいろ理解できないような意見もいただきました。でも、その都度しっかりと真摯に耳を傾け、ひたすら真っすぐ取り組んできたところでございます。

今、小学校で、ご存じのように、人間基

礎教育の旗が校門のところどころへ行っても翻っています。そして、小学校等々学校で人間基礎教育という言葉がごくごく自然に出てくるようになりました。つい先日、地区市民体育祭がありました。ある地区で毎年仮装行列が行われますけれども、ある自治会が仮装行列をしている際に、それぞれの子どもたちがプラカードを持っていました。まさに「社会のルールを守れる人づくり、人間基礎教育の徹底を」、そして、一つ一つ、感謝、奉仕、節約、あいさつ、思いやり、子どもたちがプラカードを持ってグラウンドを1周したのを私は見て感動いたしました。だれかがやらせたんじゃないです、自治会の人。そして、子どもたちがみずからそのことを実行してくれた。うれしかったです。

それから、これもつい先日ですけれども、今、学校に道德教育研究会というのができております。先日、摂津市で三島地区のそのプレ事業というのがありました。私はその後の研修会に講師として招かれました。今までじゃ考えられないことです。私はその席で、しっかりと私が今言っているようなことで、みんな頑張ろうやないか、頼むでというような話をさせていただきました。

ある見方では、魂が入ってないやないかという話もあります。確かに百年の計、そんなに簡単に魂は入りません。しかしながら、一つ一つ行動しないとだめです。形からでも入って行って、一つ一つ繰り返している間に、そのうちにみんなが気づき、そして自分のこととしてとらえ、必ずこの摂津市はいいまちになるであろう、そんな思いで取り組んでおります。これからもまだまだ時間がかかると思いますが、粘り強くしっかりと取り組んでまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○嶋野浩一朗議長 野原議員の質問が終わりました。

次に、川端議員。

(川端福江議員 登壇)

○川端福江議員 おはようございます。

まず初めに、森山市長の3期目のご就任、心よりお喜びを申し上げます。

それでは、質問に入ります。

1、成年後見制度についてであります。

この制度がスタートして12年が経過しました。認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方々を保護、支援するために、法的に権限を与えられた後見人等が、本人の意思を尊重しながら、生活状況や身体状況等も考慮し、生活や財産を守る制度です。成年後見人の選任状況は、親族が約58.6%、親族以外の第三者後見人は、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家が中心となっています。しかし、この専門職後見人は、報酬がかかる上、多数の人材を確保するのも難しいため、また、期間も三、四か月かかるため、市民後見人を育成しようと国も動き出しているものです。この市民後見人は、親族以外の市民による後見人のことであり、地域で安心して暮らすことを目指す地域福祉活動として身近な立場で支援を行っていくものです。

大阪市は、モデルケースとして市民後見人養成講座を開催しています。認知症や障害者との接し方、年金制度、法律知識などを4か月間学ぶものです。大阪市の市民後見人バンクには、現在25から69歳の市民167人が登録をされています。国が23年度から講座開講に係る費用を、手を挙げる自治体には一定の助成があると聞いています。岸和田市や神戸市など、全国で37市区町村が市民養成講座を始めました。24年度は阪南市も含め7市が取り組みを

する予定だと聞いています。本市の第5期高齢者ががやきプランの中に「市民後見人の推進に努める」と明記をされています。私はぜひ手を挙げていただき、市民の皆さんのために進めていただきたいと願うものです。

そこで質問ですが、1、成年後見制度に関する情報発信、講演会や研修会の開催など、市民の関係機関の方々に幅広く広報・啓発を行うことについて、2番目、市民後見人の養成、また活動支援についてのお考えをお伺いいたします。

次に、2点目、非婚母子家庭の市営住宅の家賃減免や保育料の算定に当たっては、寡婦控除と同様のみなし適用を講じることについてであります。

市民相談から質問をいたします。夫と死別した母子家庭に適用される所得税法上の寡婦控除が結婚せずに子どもを生んだ母子家庭に適用されないことは、法のもとで不平等であります。寡婦控除は、夫と死別、離婚して子どもを扶養する女性に適用され、収入から税の控除もされます。ですが、非婚母子家庭には適用されません。男性との関係で女性の税控除が決まるという不平等な仕組みになっています。全国では、沼津市や沖縄など一部の行政区では、非婚母子家庭で寡婦控除があるとみなして減免をするのみなし適用を導入しているところがあります。沖縄の関係者の方は、母子家庭を非婚歴の有無で区別しない考え方が市町村レベルで広がりつつあると表しています。法の改正は簡単にはできませんが、本来の法の趣旨を酌み取り、市営住宅の家賃減免や保育料の算定に当たっては寡婦控除と同様のみなし適用できないものかと、市としてのお考えをお聞かせください。

3番目、通学路の安全対策についてであ

ります。

交通事故の負傷者数は70年の98万人をピークに減少しましたが、2000年後で再び増加し、2004年には最多の118万人を記録しています。特に顕著なのが交通事故死亡者数に占める歩行者の割合の増加です。全体の死亡者数が減少傾向にあるものの、歩行者の死亡者数の割合は増加し続けており、2011年には36.6%にまで伸びています。今春、相次いで起きた登下校中の児童たちが被害者となる惨事は、このような流れの中で起きています。まだ記憶に新しいところですが、本年4月、京都府亀岡市で集団登校中の児童と保護者が突っ込んできた軽自動車に引かれ死亡、その4日後にも、千葉県と愛知県で通学途中の児童の列に乗用車が突っ込むなど、子どもたちの通学路が危険にさらされています。我が党の本保護議員が6月に質問をしております。その折の答弁で、国からも通達があり、子どもの視点やさまざまな観点で安全点検をし、市で実施できる改善方法がある場合、早急に取り組むとありました。文科省と国土交通省、警察庁は、協議会を設けて安全対策について検討を進めています。また、文科省は、12月までに改善措置を求めるとしています。その進捗状況についてお聞かせください。

4番目、交通安全教育の強化についてであります。

摂津市自転車安全利用倫理条例が平成24年4月1日に施行されました。本年第1回定例会で各党から質疑応答がありました。私は、あえてすばらしい条例だけに、その後の取り組みについて質問をいたします。

飛び出してきた自転車とぶつかりそうになって背筋の凍る経験を持つ人は多いでし

よう。歩行者の間を縫うように猛スピードで走り抜けたり、携帯電話を操作しながら、イヤホンを身につけながらの走行も目立ちます。いずれも交通違反であります。警察庁のまとめでは、全国の警察で昨年1年間に摘発した自転車の悪質な交通違反が、前年の5割増しの3,956件に上ったとのこと。この増加は、警察庁が昨年10月に自転車総合対策を打ち出し、自転車運転のマナー向上と危険運転の摘発に力を入れ始めたことが大きいと言われております。一方、警察庁が、今春、都内の自転車利用者を対象に行った意識調査では、6割が自転車のルールを知らないと答えるなど、自転車の安全運転についての関心の低さが目立っております。本市では、府下の市町村に先駆けて条例を制定されました。全国でも自転車の安全利用に関する条例は、るる検討されており、形は異なるにせよ、制定されている自治体もあります。ですから、この条例が全国に広まり、さらに大きな輪となって安心・安全につながってほしいと願うものであります。この半年間の取り組み状況と今後の方向性をお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 成年後見制度の周知と市民後見人の養成についてのご質問にお答えいたします。

成年後見制度は、認知症や知的障害、また精神障害などにより判断能力の不十分な方の財産や権利を守るための制度でございます。制度に関する相談窓口は、高齢介護課や障害福祉課、地域包括支援センターが担当しており、その窓口の周知については、広報をはじめ市民からの相談を広く受けていただいている民生児童委員や校区福祉委

員の方々へのご案内を行っております。相談窓口には、市民向けのパンフレットの設置や成年後見申立セットの配備を行い、わかりやすい制度説明に努めるとともに、本人申し立てや親族申し立ての利用支援、身寄りがないなど適切な申立人がいない方を支援する市長申し立てなど、制度の利用推進を図っております。また、ケアマネージャーを対象とした成年後見制度の講座の開催や、去る10月28日には、摂津市立地域福祉活動支援センターにおきまして、大阪司法書士会主催の市民のための遺言・高齢者施設・成年後見制度説明会と個別相談会を開催するなど、市民の方にとって身近な制度になるよう広く周知に努めております。

市民後見人につきましては、高齢者人口の増加や親族による成年後見が困難な方の増加が見込まれることより、弁護士などの専門職による後見人がその役割を担うだけでなく、介護サービスや福祉サービスの利用契約の支援などを中心に、対象者の生活を身近な立場で支援し、後見活動を行っていく市民後見人の必要性が高くなることが予測されます。第5期せつつ高齢者かがやきプランにおきましても、高齢者の尊厳と自立に向けた支援の一つとして、市民後見人の体制整備や活動の推進をあげております。現在、大阪府も取り組みを進めておりますが、養成後の支援体制の構築が大変重要でありますので、大阪府や市の社会福祉協議会と協議を進めながら今後推進してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 非婚母子家庭の市営住宅家賃減免の算定に当たって、寡婦控除と同様のみなし適用を講じることについてでござ

いますが、寡婦控除は婚姻していたことが条件となるため、同じひとり親世帯でも、婚姻していたか否かにより税を決定する際に控除が受けられる方と受けられない方がおります。このことについて不公平であるという意見がございます。このため、所得税や住民税などでは寡婦控除の対象外になられる方に対してみなし適用がされる制度を設けている場合がございます。市営住宅につきましては、家賃がもともと低所得者に対する設定であり、さらに所得に応じ多段階の家賃設定をしていることから、近隣市でこのような制度を設けている市はございません。今後、このような制度導入ができるのかどうかも含め、他市の事例を調査してまいります。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

(登阪教育総務部長 登壇)

○登阪教育総務部長 非婚の母子家庭の保育所保育料算定に当たって、寡婦控除と同様のみなし適用を講じることについてのご質問にお答えいたします。

本市の保育所保育料の算定方法は、児童福祉法に基づく費用徴収規則で規定しており、所得税や市町村民税の税額などによって世帯の階層区分を定め、保育料の額を決定することとなっております。議員ご指摘のとおり、非婚の母子家庭の場合には税法上の寡婦控除が適用されないため、離別や死別の方と非婚の方では寡婦控除分の有無によって保育料の金額に違いが生じる場合がございます。さまざまな理由から婚姻しない状態で非婚の母として子どもを育てておられる方が制度の上では不利な状況に置かれていることは一定認識しております。ただ、非婚の母子家庭に対する支援のあり方につきましてはさまざまなご意見があり、このような状況を踏まえて、国において寡

婦控除の適用の有無をはじめとした制度設計が図られていると考えております。したがって、国基準の保育所保育料算定方法が税法上の税額を用いることになっている本制度におきまして、みなし控除を創設することは現段階においては困難であると考えており、今後は国における動きを注視してまいります。

続きまして、通学路の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、通学路につきましては、国からの通知により、教育委員会、道路管理者、警察署などが連携して合同点検を実施し、対応を協議することとなっております。本市におきましては、関係する部署や外部の機関に呼びかけ、8月に合同点検を実施してまいりました。参加していただいたのは、市内部では教育委員会のほかに土木下水道部、そして、外部の機関としましては摂津警察署、茨木土木事務所でございます。

危険箇所として学校から報告が上がってきましたのは、小中学校15校で54か所でございます。これについて関係者による合同点検を行い、現状の確認をいたしました。また、各学校を訪問し、安全確保に向けての方策について意見交換をしたところでございます。現在、その取りまとめを行っている段階でございます。学校からの報告のうち、すぐに対応したものの、既に対応したものが6か所ありました。また、未対応の箇所のうち、市として予算化が必要なものにつきましては、庁内でさらに議論をしてまいります。府道の道路管理者の管轄になる事項は茨木土木事務所へ、信号の設置や道路標識に関する事などは摂津警察署へ要望、協議をしてまいります。ただ、ガードレールの設置や歩道の拡幅などは、

道路や周囲の状況から簡単に改善が見込めない箇所が多数あるのも事実でございます。関係者が通学路の状況について共通した認識を持ち、日ごろから児童・生徒の安全確保について意識することが必要であると考えており、学校はもちろんのこと、市内の関係各課や各機関と連携して今後も安全の確保に向けて取り組みを進めてまいります。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 摂津市自転車安全利用倫理条例の施行後の交通安全教育の強化とその取り組み状況についてのご質問にお答えいたします。

条例施行後の自転車の安全利用に関するマナー向上の取り組みといたしまして、従前より継続実施いたしております小学校3年生及び高齢者並びにPTAなどを対象といたしまして、自転車の安全な利用方法を実技または自転車シミュレーターにより交通安全教室を実施いたしますとともに、春、秋の交通安全運動期間中に、摂津警察署及び条例第2条に規定いたしております関係団体のご協力をいただき、阪急摂津市駅、JR千里丘駅におきまして街頭キャンペーンなどにより啓発を行っております。

また、新たな取り組みといたしまして、自転車安全利用啓発に係ります専任の警察OB職員1名を配置し、摂津市自転車安全利用指導員設置要綱により任命されました指導員とともに、市内各所におきまして、交通安全パトロール車でのご乗車マイクにより広報啓発活動を週2回程度実施しております。そのほかにも、ひったくり防止を兼ねました自転車の安全利用啓発カバーを作成し、集客施設などにおきまして、自転車により買い物にいられた市民の方々に対し、直接啓発カバーの取り付けや

配布を行い、自転車の安全利用に対する意識の高揚とマナーの向上を図っておるところでございます。

また、条例第7条に規定いたしております自転車小売業者の責務といたしまして、市内に6店舗ございます自転車小売店を訪問し、条例の主要部分を抜粋いたしましたチラシや自転車の安全利用に関するパンフレットを自転車反射材とともに設置いただき、本条例の周知及び自転車の安全利用に関する啓発にご協力をいただいております。本条例の周知は、啓発活動などでの短期間におきまして効果を見出すことは困難でございますが、工夫、検討を重ねながら今後も粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 川端議員。

○川端福江議員 それでは、2回目の質問をいたします。

1、成年後見制度についてですが、この制度は社会的な弱者を守る重要な制度ですが、後見人を依頼する件数が2010年は年間3万人と、制度導入時に比べて4倍以上に増えたことに伴ってさまざまな問題点も浮上しています。財産を横領する事件も多発しています。少子化などの影響で親族による後見人は減少しています。また、日本には認知症など支援の対象者が500万人いるとの推計もあります。このように考えたとき、市民後見人の育成が急務となります。この市民後見人は、後見人養成研修を受けた市民が市区町村に登録をされ、市区町村は後見の業務を適正に行うことができる候補者を家庭裁判所へ推薦し、家庭裁判所が後見人を選任するというものです。高齢者の福祉を推進する老人福祉法が昨年改正されたことで、市区町村は後見人の育成とともに、それを活用するために必要な

措置をとることが努力義務となりました。国は市区町村が市民後見人を確保できる体制を整備・強化する事業をバックアップしていくことになっています。今、ご答弁をいただきましたが、今後、研修などを通し、法律の知識を十分に身につけた倫理観の高い市民後見人の育成を要望いたします。

2番目、みなし適用についてであります。

現実問題、母親の職探しは容易ではなく、たとえ就職できてもパート労働が中心です。平均収入は一般世帯の半分に満たないものです。相談をされた方も大変に困っておられました。就労や生活、また子育てに対する総合的な支援体制が必要です。これからも傾向として増えるのではないかと考えられますが、大変な人に寄り添うような施策が行政に求められているのではないのでしょうか。政治は母と子の幸せのためにあると言われています。ぜひ一日も早くみなし適用を講じてくださるよう強く要望するものです。

3番目、通学路の安全対策についてであります。

私は以前にも質問をしておりますが、鳥飼北小学校の正門の道路安全柵の設置を要望するものです。特にこの学校前は車の通行が多く、危険にさらされている状況です。何をさておいても一番に取り組みねばならない通学路の危険箇所だと認識をしております。現在は、朝の登校時のみ運動場の南側に通用門を設置し、運動場を通過して教室に入っているようですが、下校時は今までと同じように歩道を通って帰っています。以前の質問では安全柵を取りつければ歩道が狭くなるという問題がありましたが、現在、正門の信号機の付近に取りつけているように、コンクリートの縁石の上に設置をすればいかがでしょうか。安全対策の観点

から通学路の危険箇所をどのように考えておられるのか、教育委員会としての思いをお聞かせください。

4番目、交通安全教育の強化についてであります。

条例の第8条では、学校長の責務がうたわれています。私は、条例を制定した本市だからこそ、他市に先駆けて子どもたちの安全教育に特に力を注ぐべきだと考えるものです。八尾市の中学校ではスタントマン交通安全教室が行われています。スタントマンの実演による交通事故発生現場の再現では、危険と恐怖を肌身で感じ、自転車の安全走行の必要性について再認識をしたとこのことであります。生徒たちにとっては大変衝撃的であり、交通安全に意識が非常に高まったそうです。中学生ともなると、DVDやビデオではなく、興味を引くようなことをリアルに教えることも必要ではないかと考えます。本市としても講師を招いての交通安全講習会の開催など検討できないのかお聞きをいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 鳥飼北小学校の通学路の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

鳥飼北小学校正門前の道路につきましては、議員ご指摘のとおり、歩道部分の幅が狭いため、短時間の間に児童が通過するときには歩道からはみ出して歩く姿が見受けられます。自動車との接触などの可能性があり危険なことから、登校時につきましては、校庭の南端に新たに通用門を設けて通学させる対応をとっておりますが、帰宅時には学校管理上の問題があるために閉鎖していることや、登校時と比較しますと時間的なばらつきがあるため、はみ出さずに歩

けるという判断のもと、児童は正門から歩道を歩いていくこととしております。しかし、実際には帰宅時の安全確保が十分でないということはこれまでからご指摘をいただいております、教育委員会としても認識をしておりますことから、学校関係者のご意見も踏まえた上で、児童にとって最も安全な方策について検討し、対応してまいります。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○馬場教育次長 自転車運転のマナーの指導を中心とした交通安全教室の中学校での実施についてお答え申し上げます。

ご指摘のように、八尾市におきましては複数の中学校で1年生を対象としたスタントマン交通安全教室を開催されております。自転車通学を行っている生徒もおり、自転車に係る交通安全意識高揚が不可欠で、数年前から開催していると伺っております。本市の中学校は自転車通学を実施いたしておりませんが、部活動の試合等で自転車による移動が行われる場合もございます。その際、多人数の通行となるため、危険を感じることも多々あると引率の教員からは聞いたこともございます。教育委員会といたしましては、中学生の部活動などで自転車を使用している状況を改めて把握するとともに、各校での自転車運転のルールやマナーの指導の徹底や講師を招いての交通安全講演会の開催などについても学校と検討してまいりたいと考えております。また、現在小学校3年生を対象に行っている交通安全教室の中学校での実施について、摂津警察及び道路交通課とも協議してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 川端議員。

○川端福江議員 それでは、3回目の質問をいたします。

3番目、通学路の安全対策についてであ

ります。子どもの安全を守る交通体系の転換へ国をあげた取り組みを急がなければならないと考えるものです。今、ご答弁がありました。どうか危機意識を強く持っていただき、十分に検討されるよう強く要望いたします。

4番目、交通安全教育の強化についてであります。今、ご答弁がありましたスタントマン交通安全教室は、地域性もあるとのことでしたが、今後よく検討していただき、交通ルールが身につくような講習をお願いしておきたいと思っております。東京都三鷹市では、平成16年に自転車安全利用に関する条例を施行しています。自転車安全講習会を開催し、自転車安全運転証を発行することによって模範運転者としての自覚を促し、交通安全意識の高揚を図っているというものです。ほかに、三鷹市と武蔵野市ではユニークな取り組みもしています。それは、交通安全講習を受講した市民に駐輪場を優先的に割り当てるお得な自転車教室を開催しているものです。これによって、両市では講習受講者数が大きく伸びるとともに、自転車関連の事故数も三鷹市では33%、武蔵野市では37%減少するなど効果も上げていると伺います。自転車マナーは呼びかけだけでなく知恵と工夫次第で効果を上げることができています。交通事故防止には一人ひとりが交通安全を心がけることが必要です。今後も条例制定にふさわしい取り組みをされるよう要望いたします。

以上で質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 川端議員の質問が終わりました。

次に、上村議員。

(上村高義議員 登壇)

○上村高義議員 それでは、順位に基づきまして一般質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、先の市長選におきまして3回目の当選をされました森山市長に心からお喜びを申し上げます。市長就任時は非常に厳しかった財政状況でありましたが、さまざまな取り組みによって、今では大阪府下一の財政状況ということになっております。このように財源が安定する中で、教育施設の充実、また健康福祉施策の充実等々、市長の強力なリーダーシップ能力が私は市民に評価され、3期目の市政運営を任されたものというふうに考えております。今後も我々議員の意見、提案を真摯に受けとめいただき、お互いの目標であります摂津市の発展のために頑張っていたたく取り組みをお願いしておきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

1、安威川以南のコミュニティ施設についてでございます。

これは、今回の市長選の公約にも書かれております。今まで議会において私以外にも多くの同僚議員が質問をされて、大きな関心事であります。この10月に出されました第4次の総合計画、第3期の実施計画の中でもこのことが明記されております。また、同じく10月に出されました中期の財政見通しの中でも、平成27年の整備というのが明記されております。金額も計上されておきまして5億5,000万円ということでございます。今回初めて具体的に提示されたわけですが、今後どのように進めていかれるのかをまずお聞かせいただきます。

次に、質問番号2につきましては取り上げをさせていただきます。

以上で1回目の質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 安威川以南のコミュニティ

施設についてのご質問にお答えいたします。

これまで安威川以南地域のコミュニティセンター構想については、議会において、るる議論がなされてまいりました。また、庁内におきましても、市長公室をはじめ関係部局で構成する庁内検討会議を立ち上げ、茨木市や枚方市への視察を行うとともに、都市基盤施設も含めた公共施設の現状と将来の一斉更新時期に向けた共通認識を図りつつ、安威川以南地域における各地域の特性を踏まえた上で、施設の目的や地理的配置バランス、施設機能、建設費の財源、管理運営形態等について検討を進めているところでございます。今後につきましても、引き続き庁内検討会議におきまして整備に向けた諸課題の抽出などを行ってまいりたいと考えております。

また、施設として必要とされる機能や管理運営方法等について、さまざまな立場の方々が率直な議論をしていただくような機会を設ける必要があると考えているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 上村議員。

○上村高義議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

今、市長公室長のほうから今回の提示されていることについて説明がありました。さまざまな課題があるということでありまして、ただ、具体化に向けて歩き出したということでもあります。その中で、基本的な考え方、あるいは施設の機能、管理運営方法について、さまざまな立場の方の議論ができる場を設けていただくと。これはマーケティングという考えからいくと、やっぱり市民のニーズをきっちりつかむということはぜひやっていただきたいと思っています。

今回、市長選の公約でありますので、私

も市長選の出発式、あるいは個人演説会、街頭演説会等々で安威川以南のコミュニティ施設の必要性ということは十分お聞かせいただいております。ただ、公約の中のこの資料には、「3期目には、味生や鳥飼地区でのみんなが集えるコミュニティ施設が視野に入っています」と、こう文言が載っておるわけですが、そのことについて、今までこの議会でもいろんな議論があって、安威川以南のコミュニティ施設ということで提案はしてきておりますが、今回初めて市長のほうからその方向性を示されたということですが、市長のコミュニティ施設に対する考え方、あるいは味生、鳥飼という二つの場所が得られたら、どちらを今後取り組んでいくのかということをごきちりこの場で説明していただきたいと思っておりますし、今後のこういうコミュニティ施設の構想みたいなのをもしお持ちであれば、今回は鳥飼、味生ということでありましたけれども、摂津市全体のやっぱコミュニティ構想というのを持っていないと、今後、その場当たりになってしまいますので、その辺も考えをお持ちであれば、ぜひお聞かせいただきたいと思っております。

以上、2回目を終わります。

○嶋野浩一朗議長 市長。

○森山市長 上村議員の2回目の質問にお答えいたします。

先ほどに続いて3期目に際しての温かいエールを送っていただき、ありがとうございます。私が今日ありますのは、やっぱり常々厳しい中にも的確なご指摘、そしてご協力をいただいております議員の皆さんのおかげでもございます。今後ともしっかりと皆さんの声に傾けてハンドルを切ってまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ご質問の安威川以南の施設づくりの件でございますけれども、ご案内のとおり、味舌町、味生村、鳥飼村、三宅村の一部が一緒になりまして、三島町から摂津市へと時代が変わってきたわけですが、そういうことで、まちづくりの経緯、なりわいからやむなくといいますか、安威川を境にこのまちは北と南に分断ではありませぬけれども分かれております。まちづくりの経緯からいいますと、どうしても主要施設が北部に偏ってしまっている、これはやむを得ないことでございます。そんなことで、安威川北部の集客施設のメインといいますか、コミュニティプラザ、これも完成をいたしまして、一定のハコモノについてのめどが北部では立ったわけでございます。それを受けて、かねてより安威川の以南の皆さん方から、南のほうにもそれなりの集客施設をとるという要望をお受けいたしておるということでございますが、今度3期目に際して、私ははっきりと安威川以南のコミュニティ施設をつくりたいと明言をいたしました。この建設に際しましては、今までもいろんな過程がありますけれども、二転三転といいますか、いろいろ変更をいたしました。その時々状況を踏まえて今日に至っておりますけれども、いろんな条件がありますけれども、一番の絶対条件といいますか、これはやっぱり用地の確保です。しかも、新たに用地を買収して施設づくりは考えておりません。そういうことからいいますと、今般、市営住宅の建て替えにかんがみといいますか、味生地区、そして鳥飼地区に候補地になり得るといいますか、用地の確保、これのめどがついたわけでございます。

ところで、どちらが先やねんというような話だと思っておりますけれども、どちらが先と

か後かということじゃないんですが、やっぱりしっかりと今置かれている状況を見ながら決定していくわけでありましてけれども、味生地区には建築後40年たっておりまして老朽化しております公民館がこの鯉生野団地の跡地の近くにあります。そして、この建物は、法律上、現在の耐震化を勘案しない、そういった設計ででき上がった建物でございます、早晩何らかの対策、手を入れなくてはならない状況にあります。そんなことも含めまして、かねがね連合自治会の皆さんからいろいろなこういった状況を踏まえて要望をお受けいたしております。一方、鳥飼地区連合会のほうからも安威川以南の施設づくりについて要望もお受けいたしておりますが、先ほど言いました具体的な一つの目の前の課題としての公民館の建て替え云々を勘案いたしまして、鯉生野団地跡地を優先させたいと思っています。そして、同時着工、これにこしたことはないんですが、これは財政上到底かないません。そういう意味では、まず鯉生野団地跡の施設づくりについて、また地域の皆さん、議会の皆さん等々のご意見も聞きながら進めていく上で、その後、今度はまた鳥飼地域の環境、状況、また味生地区とは違った状況にありますから、これはしっかりと踏まえて、今までいろいろなテーマの議会のほうからもお話がありました。ただ、安威川以南に一つつくる施設ではありません。二つになりますから、安威川以南に北と南に一つずつの施設から、少し規模は縮小することはやむを得ないと思っておりますけれども、皆さんのご意見を入れながらしっかりとした将来に向けての施設づくりを検討していきたいなと思っています。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 上村議員。

○上村高義議員 今、具体的な場所まで説明いただきました。鯉生野団地の跡地にということで、今、別府公民館が老朽化しているので、そのことも踏まえてつくっていくんだというお話でありました。別府公民館についても、以前から狭くて老朽化ということで、建て替え等々いろいろ議論されてきておりました。そういった意味では、その老朽化した公民館と、今回、コミュニティ施設と合体ということでありますよね。そうしたときに、公民館は生涯学習施設でありますし、コミュニティ施設はだれでもが自由に使える、子どもからお年寄りまでだれでも使えるし、いろいろな食事もできる等々の縛りのない施設でありますので、今回それを合体すると私は今受けとめたんですけども、そういうことであれば、やはり茨木市なんかも公民館とコミュニティ施設と合体施設ができ上がってきて、それが今たくさん増えてきているというふう聞いていますので、やっぱり時代的にはそういったニーズが非常に今高まっているんじゃないかなというふうに思っています。当然生涯学習ということも重要な観点ですし、とりわけ摂津市は第4次の総合計画の基本理念が協働ということになっていきますので、協働をする場所づくりとしては、やっぱりこういうコミュニティ機能を持った施設が要るんじゃないかなと思っています。

そういった意味でも、今回、今、市長のお示しがあつた鯉生野団地の跡地に公民館機能とコミュニティ機能を合体した施設をつくるんだということでありました。やっぱり将来の摂津市のそういったコミュニティ施設のあり方というか、協働の実現のための実際の設備ということでは、道具としては重要な施設なので、今、南摂津駅のコミュニティプラザの予定表を見ましても、

3月の中旬、下旬ぐらいまでは、もう土日では日曜日はいっぱいなんですよね。それだけ非常にニーズが高い、利用頻度が高いということで、やはり市民はそういう場所を求めているというのがあるんじゃないかなと思っていますので、そういったこともきっちりと把握しながら将来のコミュニティ施設のあり方というのをきっちり構築していただきたいと思っています。若干そこら辺が説明がなかったので、そこをもう一度市長にお願いしたいということと、やはり建設目的をもっともっと明確にしていかないと、ただコミュニティ施設をつくるんだと。そこで何をするかというか、例えば高齢者の施設をつくるのか、あるいは子どもたちの施設なのか、あるいは一般の人がわいわいがやがやする設備なのか、生涯学習機能を持つのがメインなのかということ、これはやっぱり構築した中で、別府はそういう機能、次の鳥飼地区にはこう、あるいは、今のコミュニティプラザはああいいうすごいコンベンションホールがありまして、市民の方がいっぱい集える施設なので、そういったことも、やはりこの建設目的、5億5,000万円をより有効に使うために、その費用対効果を考えて目的を明確にして、市民の方に示して承認を得るという形に持っていけないと、目的がないと、ただつくったんだと、あとは使い方は皆さんで考えてくださいということじゃなくて、やっぱりこの施設はこういうことを目標、目的につくりましたので、あとはその目的に沿った形で運営をする、使い方をすること示していけないと、つくった方がいいがだれも使わないみたいなことになる、費用対効果的に非常に税金の無駄遣いということになりますので、そこをきっちり押さえていく必要があるというふうに思

っていますので、そこだけ最後にお聞かせ願います。

○嶋野浩一朗議長 市長。

○森山市長 3度目の質問ですが、先ほどは少しばくつとした話になってしまっておりましたと思います。絶対条件は用地の確保と言いました。お金も絶対条件です。それからマンパワー。つくりゃええというようなもんじゃないんで、必ず物をつくると金は要る、そこに人を配置しなくてはならない、そんなことをしっかり考えておかないと、ただつくって、あとはどうするねんということになります。まずそこから始まります。

一番大事なものは地域のコミュニティです。いつでもどこでもだれでも気軽に集って楽しく学べる、それが原点であります。でも、原点ですけれども、別府は公民館という一つのメインテーマというものがありますから、それを中心にどんな施設をつくっていくのか、これは考えていきます。それを踏まえて、北部のコミュニティプラザを踏まえて、そして別府地区の事情を考慮して施設をつくる。これも踏まえて、今度は鳥飼地区のまた違った事情がありますから、考えていかないかんと思いますね。問題は、お金の話をしましたけれども、湯水のごとくお金があればいいんですが、私は、基本的にはやっぱりその原資ははっきりとしておかないかん。大きな跡地ができました。やっぱりこの跡地を利用しながら原資を生み出すこともしっかり考えておかないけません。おのずと施設の規模は、あれを全部使うのであればいいですけど、そうはまいりません。そんなことも考えていかないかん。いろいろと方針を今探っておりますが、中身については、こういった考えのもと、先行施設、摂津市にも今まで例えば正雀市民

ルームがあります。こういった建物もあります。これは大分前の建物で先行例、そして、他市にもいろんな形で次から次へと進化した建物ができております。中身も取り組まれています。選挙中にも言っていましたけれども、第4次の総合計画の精神は、協働、協働と。役所がただつくるだけじゃないですよと、みんなという協働の精神、このところをしっかりと踏まえて、みんなでいい施設にしていかななくてはならないと思っています。

ちょっとまだこれ以上具体的な話は出ませんけれども、ご理解をいただきたいと思えます。

○嶋野浩一朗議長 上村議員の質問が終わりました。

次に、野口議員。

(野口博議員 登壇)

○野口博議員 最初に、北摂7市の中で一番高い上・下水道料金の値下げなどについてお尋ねします。

北摂7市の中で比較しますと、ワースト1が三つあります。交通事故件数、医療施設の病床数、そして、1か月20立方メートル当たりの上・下水道料金であります。金額を最初に申し上げますと、一番高い摂津市が4,846円、2番目が箕面市で4,737円、3番目が高槻市で4,123円、4番目が茨木市で4,063円、5番目が豊中市で3,739円、6番目が吹田市で3,499円、7番目が池田市で3,349円となり、最も安い池田市の1.45倍であります。1年間に支払う料金で見れば、摂津市民が池田市民より1万8,000円も多く払っている状況であります。

毎年、本市の水道事業本体では大体3億円前後の当年度純利益を上げていること、来年度、大阪広域水道企業団により給水原

価は10円ほど安くなるとの予測が出され、我が党府会議員団の申し入れに対して値下げは可能だと述べていることから、料金の値下げに取り組むべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

2点目として、乳幼児医療費助成制度の対象年齢引き上げについてお尋ねします。

国の存立にかかわる人口減少が進行する中、子育て支援は国、地方を問わず大きな課題であることの認識は同じだと思います。摂津市の出生率は1.41であります。平均年齢は府内で4番目に若く、子育てしやすい環境づくりに取り組むことが本市にとっても大きなポイントではないでしょうか。先の選挙で、私どもが今日の学校給食の民間委託やデリバリー選択制の問題、就学援助金制度の引き下げなどなど、こうした子育てや教育はどうあるべきかという立場から離れた動きに対して、子どもにとって何が最善かという立場から、府内で子育て一番のまちをとの政策を訴えてきました。その中の一つが乳幼児医療費助成制度の中学校卒業までの拡大であります。そのために必要な試算はこれまでに示され、多少の差はあったとしても1学年約1,000万円、大阪府が東京都並みに現在の3歳未満児から就学前まで助成対象を拡大するならば、わずか約700万円ほどの負担で済みます。今年度に入り、通院の場合で、府内の多くの自治体で本市の就学前までを上回り、対象年齢を拡大している状況であります。なぜ計画的に実施されないのか、最近の国や府の動きと合わせて答弁を求めます。

3点目として、市民の暮らしと第4次行財政改革についてお尋ねします。

本来の行政改革というのは、自治体の仕事である住民の福祉の増進等の目的を達成するために、住民から預かっている行政と

財政を活用し、より住民にとって使い勝手のよい方向にシステムなどを変更することです。今、暮らしが大変であります。本市の財政状況の一つの見方として、市税収入が府内で一番であります。その根拠は固定資産税や法人市民税、都市計画税などが一番ということに起因していますが、個人市民税は逆に北摂では最も低い。また、一人当たりの平均所得額では、平成22年度分で293万5,000円であり、市の段階で比較しますと、門真市、泉南市、大東市に次いで4番目に低い額となっております。ですから、公共料金の値上げなどについては本当に慎重にすべきだと思いますが、この8年間で市の公共料金値上げによって54億円の負担が増やされています。また、今回、第4次行革メニューに入っている上・下水道料金の減免制度の廃止が委員会で可決をされたところです。これまでさまざまな制度の見直し、廃止、縮小の過程では、個人給付はやめるとの方針をとってきました。私もこの方針には反対してきましたが、みずから決めた方針さえも撤回し、減免に使っていた費用の一部を新たな個人給付に使い、その結果、より低い収入の方々の負担が増やされる中で約2,100万円の予算を削減するやり方をとりました。本市の行革にポリシーはないのでしょうか。ただ単に職員を減らし、市の仕事をどんどん民間に委託し、暮らし関連の事業を廃止、縮小していくばかりであります。重箱をつつくように切り捨てていのでしょうか。15年間で摂津市民の平均所得は約72万円減少しています。市内企業もこの10年間で約2割減少しています。市民に寄り添って暮らしを守り支えていくという立場で取り組むべきだと思いますが、答弁を求めます。

4点目として、千里丘駅西口の安全対策、交通混雑解消に向けての基本方向についてお尋ねします。

この問題では、基本的なことについては、先ほど野原議員の質問に対しての答弁の内容以上のものはもう現状ないと思いますので、その部分については要望にさせていただき、通行人の安全対策と地元説明会に関連して2点お聞きいたします。

まず、要望であります。ご答弁にありましたように、平成27年度末には岸部千里丘線も供用開始の予定であります。地元自治会とも率直に協議され、ご協力いただくところはお願いし、早期に駅前でのUターン禁止を基本にした取り組みが進むように頑張っていたいただきたいと思います。

先日、これもご答弁にありましたが、6月28日、2回目の調査が行われました。2年前の調査に比べ、朝7時から9時までの時間帯でマイクロバスは3台しか減っていません。しかし、自動車は3割も増えていますので、マイカーなどに対するチラシでの広報活動はやる気になればすぐできますので、こうした取り組みを踏まえて早急に安全対策に取り組んでほしいということも要望しておきます。

二つの質問ですが、一つは西口エレベーターの設置についてですが、完成予定は現状では2年後、平成26年度末ということですが、もっと少しでも早くならないかという点と、もう一つは、エレベーター設置に関して、はっきりした段階での地元説明会をとおっしゃってきましたが、その時期について、この2点をお聞きいたしまして1回目とします。

○嶋野浩一朗議長 水道部長。

(宮川水道部長 登壇)

○宮川水道部長 上・下水道料金の引き下げ

などについてのご質問にお答えいたします。

水道料金は、給水サービスの対価であることから、できるだけ低廉かつ公平でなければならないとともに、地域住民の要求する給水需要が量、質ともに充足していただけるよう適正に定めなければならないものと考えております。したがって、水道事業の健全な発展が前提条件となるものでございまして、施設の計画的な建設、改良、再構築の実施と経営効率化に向けた努力が不可欠となってまいります。水道事業会計は独立採算制であり、利用者からの料金収入からその財源の確保をいたしておりますが、年々給水収益が減少していく現状でございますが、一方で施設の老朽化によります更新、あるいは危機管理に備えた配水管の耐震化などに多額な費用の確保が必要となってまいります。各市の水道料金の格差につきましては、水源の種類や取得条件の違い、あるいは配水管布設年次、配水管建設時の多寡など、給水地域における地理的、歴史的な要因などにもよるものでございます。水道部としましては、安心・安全な水を安定的に供給できるよう、今後も施設整備及び施設管理を行ってまいりたいと考えているところでございます。

先ほど企業団のほうの値下げのお話もございましたけれども、今のところ私どもとしては未確認といえますか、その情報は受けておらないという状況でございます。ですので、そういう経緯が明確になりますれば私どもとしても考えてまいりたいと思っておりますが、今のところ、経営の効率化に努める上で今後の施設整備も必要であり、上・下水道料金を下げるということについては非常に厳しいものと考えておるところでございます。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 下水道使用料の引き下げなどについてでございますが、下水道事業におきましては、汚水処理に要する経費は下水道使用料で賄うという原則がございまして、本市の場合、起債元利償還金の増加などから、汚水処理に要する経費を使用料収入で賄えない状況でございます。加えて、節水意識の定着などによる水需要の低下から、使用料収入は近年減少傾向にあり、一般会計繰入金による補てんや資本費平準化債の発行を余儀なくされているところでございます。本市の厳しい財政見通しを考え併せますと、本来使用料の値上げを検討すべき状況でございます。したがって、現在の使用料でご理解願うものでございます。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

(登阪教育総務部長 登壇)

○登阪教育総務部長 乳幼児医療費助成制度の対象年齢の引き上げについてのご質問にお答えいたします。

乳幼児医療費につきましては、大阪府では入院は小学校就学前まで、通院は3歳未満を対象とした助成制度となっております。本市では、入院・通院ともこれより対象年齢を上乗せし、入院は中学校卒業まで、通院は小学校就学前までとし、市単独事業分として実施しております。また、府制度では所得制限がありますが、本市では所得制限を設けず、この部分につきましても市単独分として実施しているところでございます。大阪府におきましては、国における医療費助成制度の見直しを前提として、乳幼児医療費助成制度の見直しを検討されていましたが、国での制度見直しの見通しが立たないことから、来年度については制度を拡充する予定はないとの情報を得ておりま

す。北摂の各市におきましても府の制度拡充が実施されないことから、来年度に向けては制度の大きな見直しはないと聞いております。これまでもご答弁申し上げておりますように、府制度の拡充がない中で単独事業分を拡充することは、市の財政的負担が大きいことから困難かと考えております。本市といたしましては、今後も府の動向を注視するとともに、国や府に対して制度の創設や拡充を要望してまいります。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 市民の暮らしと第4次行財政改革についてのご質問にお答えいたします。

第4次行財政改革実施計画は、平成22年3月に平成22年度から26年度の実施内容を記載した計画であり、行政経営システム構築、人事制度改革、財政基盤の確立など5本柱を理念として掲げております。計画内容といたしましては、内なる改革が主な内容であり、機構改革の実施、職員給与の適正化、民間活力の拡大、職員数の削減、こども園の開設など一定の成果が上がっているものと理解しております。また、民間の活用につきましては、今までと同様、経費面、サービス面ともに効率的、効果的であると判断される場合は拡大を図っていきたいと考えております。

市といたしましても、市民の福祉の増進を基本に行財政改革を実施したいと考えており、国民健康保険料率の据え置きなど、市民の暮らしに主眼を置いた取り組みを実施しております。しかし、長引く景気の低迷などを受け、歳入の根幹である市税収入が減少傾向にある一方で、学校施設をはじめとする公共施設の耐震補強などの支出が増加し、ますます市政運営の現状維持が困

難になっていくことが予測され、さらなる行財政改革を実施していかざるを得ない状況であると認識しております。

○嶋野浩一朗議長 都市整備部長。

(吉田都市整備部長 登壇)

○吉田都市整備部長 千里丘西口安全対策、交通混雑解消に向けての基本的方向にかかわりますJR千里丘駅西口エレベーターの設置についてのご質問にお答え申し上げます。

JR千里丘駅西口エレベーターの設置について、もう少し早く供用とされないのかのご質問であります。これまでJR西日本及び鉄道運輸機構、そして本市の3者で鋭意協議を進めてまいっており、現在、JR西日本が事業主体となり、国の補助を受けながらエレベーター設置の実施設計の着手に向けまして取り組んでいるところでございます。今後、その実施設計ができた段階で、詳細な工程のスケジュールが示せるものと考えております。市といたしましては、地域の皆様方が期待されておられますエレベーターの供用について、できるだけ早く早期に今後も協議の場において説明会等ができるよう強く要請してまいりたいというふうに考えております。今後、具体的なスケジュール、実施設計ができた段階におきましては、事業主体でありますJR西日本と本市が連携し、工事に関する説明会を開催しながら、工事に対する地元のご理解を得てまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 暫時休憩します。

(午前 11時54分 休憩)

(午後 1時 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

野口議員。

○野口博議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

最初の上・下水道料金の引き下げ問題について、二つのことを申し上げます。

一つは、市民の負担能力の問題であります。先ほど1回目、近隣各市の状況を申し上げましたけども、例えば、池田市の所得は大阪府下で見ますと一人当たり高いほうから4番目の361万9,000円であります。摂津市は低いほうから4番目で293万5,000円あります。その差は68万4,000円あります。つまり、68万円少ない摂津市民が逆に池田市よりも1万8,000円多く料金を払っているということでもあります。いろいろ摂津市の行革のスタンスで、施策的に進んでいるものについては少なくとも世間並みに見直していくということをよくおっしゃいますけども、逆に悪いほうで突出している問題について見直すべきだということも一方であると思えますけれども、ぜひこうした負担能力を見ていただいて、ちゃんとした対応をしていただきたいと。

もう一つは、先ほど答弁では府の水道企業団の動きについて未確認という不誠実な答弁をされたわけでもありますけども、事前に内容を渡しているわけで、できれば確認した上で答弁してでも、そういう姿勢で臨んでいただきたいということを言っておきたいと思えますけども、私ども府会議員団の企業団に対する質問に対して、こういうふうな企業団が回答しています。直近の経営状況を踏まえながら具体的な実施時期や値下げ幅などについて平成24年度中に検討を行うと。給水原価10円あります。摂津市は大体使っている水量の73%、760万5,000立方メートルを提供いた

だいております。単純に10円を掛けますと7,600万円になるわけです。これが来年度からもし実施されれば払わなくてもいいわけでありまして。こういう財源も活用してぜひ検討していただきたいと。水道部長なり、担当部長なり、水道事業管理者である市長なりにご答弁を求めておきたいと思えます。

二つ目の子どもさんの医療費の問題です。

財政負担も大きいので単独の拡充は困難との答弁でありました。歴史的に見ますと、39年前に摂津市が大阪府で初めてゼロ歳児医療費助成制度を実施し、子育ては摂津市ということが大阪府下で広がりました。こういう歴史を持っているわけでありましてけども、同じ国・府の取り巻き状況の中で、今年度に入りまして大阪府内で通院の場合、摂津市を上回った状況に拡充しているのは八つの市があるわけです。そうしますと、堺市や大阪市を含めて33の市がありますけども、通院の場合、13市が摂津市を上回る状況になっているわけでありまして。先ほど金額も言いましたけれども、多く見ても1学年ずつ上げる場合に1,000万円を済むわけでありまして。ぜひ子どもたちがお金の心配なくて健康と医療を守ると、命を守るということができるような条件整備を進めていただきたいと。計画的に進めることが摂津市の子育て支援のグレードを上げることになるのではありませんか。ぜひ検討もしていただきたいと思えますが、子育て支援に対する教育長の認識も含めてご答弁を求めておきたいと思えます。

次に、千里丘西口の問題からいきますが、西口を歩いていますと、わしが元気なうちにぜひ完成してくれということがいつも返ってくるわけでありまして。それで、この事業の主体はJR西日本でありますから、な

かなかその辺でうまくつかめない部分もあるかと思いますが、地元としては説明会の日程が決まれば受けとめも変わってくるだろうと思いますので、改めて最後、困難なところはありますけれども、説明会の早期実施に向けての構えの問題を担当部長からご答弁いただきたいと思います。

市民の暮らしと行革の問題で3点申し上げます。

一つは、市民の暮らしも大変であり、市民に寄り添って暮らしを支える立場で頑張りたいという問題であります。この8年間を振り返りますと、最初に二つの小学校が廃校になりました。これまで二つの開発に46億円の税金が投入されて、その一方で公共料金値上げによる負担増は54億円であります。市立幼稚園保育料の43%値上げ、修学旅行費助成制度の廃止、就学援助金制度の引き下げ等々であります。皆さんもご承知のとおり、今、市民の暮らしは大変であります。高齢者の方も子育て世代も大変であります。今年、ご承知のとおり、後期高齢者医療保険料や介護保険料が大幅に引き上げされました。後期高齢者のご夫婦の場合、計算しますと、年金収入ですけれども、夫が180万円、妻が79万円の場合、年間お二人で2万円の負担増であります。子育て世代を見ますと、年収400万円の4人世帯で見ますと、今年度、子ども手当の廃止等々の過程の中で、子ども手当も廃止をされ、年少扶養控除の廃止、そして今年は健康保険の値上げもありました。これで今年度、消費税増税はやっていませんよ、16万円の負担増であります。その上、今申し上げた今後消費税増税がかぶさってくれば大変な状況になることは目に見えています。ぜひ市民の暮らしのしんどさに目を向けていただきたいと思います。

二つ目は、この間、行革の一つとして進めている、税金や保険料の滞納分の整理回収の現場で憲法違反すれすれのことが行われているという問題であります。先日、住民税の滞納分として、ある市民の方の銀行口座が26万円差し押さえになりました。僕もこの問題で立ち会いましたけれども、話し合う中で20万円返しました。そして、今後毎月1万円の返済をするということで決定したわけであります。この家族は5人家族であります。5人家族の生活保護基準は二十五、六万円なんです。生活保護基準以下であっても悪質な滞納者でないのに生活保護基準以下の生活を押しつけながら1万円を返してくれと、6万円は返しませんよと、こういう対応を現場でやられているわけであります。また細かい問題は委員会ですけれども、本市の行革は憲法を守ることよりお金を回収することを優先する立場に立っているんですか。明確なご答弁をお願いいたします。

三つ目は今後のことで、第4次行革の積み残し分、例えば、敬老祝金の廃止の問題、学童保育の民間委託の問題、3年ごとの公共料金値上げの問題、団体補助金の見直し、こうした問題についてどうお考えなのか、以上3点お聞かせいただきます。

以上、2回目を終わります。

○嶋野浩一朗議長 水道部長。

○宮川水道部長 まず、先ほどの答弁におきまして未確認という表現を使ったこと、不適切だったとおわび申し上げます。その内容につきまして、休みの時間中でございましたけど、企業団のほうに確認させていただきました。その内容の中で、昼休みということもありまして詳しくは確認できなかったんですけれども、共産党の府議団より要望があった事実、それと、その要望を受

けたことで、値下げを前提としたその条件のもののシミュレーションに取りかかった状況にあるというふうな内容の返事をいただいたところでございます。そういうところですので、私どもとしましては、どういふふうな内容が出てくるやらわかりませんが、先ほどご答弁申させていただきましたとおり、いろいろと経費等がかかってまいりますので、そのあたりも重々ご理解賜りたいと思うところでございます。

それと、もう1点の市民負担能力の問題ということで、高い所得のところが高料金で低い所得のところが高料金であると、こういう内容であったかと思えます。ただ、この料金に関しましては、やはりこの事業を取りかかった時点と申しますか、それとやはり水源に対する負担、あるいは人口密度と申しますか、そういうところでの費用対効果、いろんなことが関与してまいるかと思えます。ただ、私どもとしましては、決して高い、比較をされますと安い高いというのは出てまいりますけれども、私どもの料金体系、この中では逡増制という状況の中で、やはり低い水量をお使いのところにつきましては、それなりに配慮した料金設定とさせていただいている状況でございますので、そのあたりもご理解賜りたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

○乾市長公室長 市民の暮らしを守るべき、そういう行革をすべきだというような指摘や、あるいは、いろんな福祉施策等について守っていくのか守っていないのか、いや、守るべきだというような指摘でございます。そもそも本市のようなスケールメリットがない小さな自治体におきましては、体力がないと申しますか、底が浅いと

いいですか、ともすれば、すぐにお金がない、お金がなくなるというような、そういう特性がございます。税金などの市の収入が減少する一方で、扶助費や公共施設の耐震補強費などの支出が増加する昨今におきましては、真になくてはならない市民サービスを守るために、効率の悪いサービスのやり方を改めるとともに、あればいいなというような市民サービスは一定見直さざるを得ないというふうに考えており、そうすることが持続可能な財政運営と申しますか、持続可能な市政運営に通じるものとなり、結局のところは市民の皆様の暮らしを守ることにつながっていくものと考えているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 教育長。

○和島教育長 ご質問の乳幼児医療費助成制度につきましては、今もお話にもありましたが、本市では全国に先駆けて昭和48年から実施してきており、安心して子育てができる環境づくりにとって、この制度が非常に重要な役割を果たしているものと認識いたしております。したがって、対象年齢の引き上げにつきましては検討すべき課題と認識いたしております。しかし、一方で、今日、子育て支援に係るニーズは多様であり、この間にも保育所の待機児童解消の対策として、民間保育園の建て替え等による定員の拡大、学童保育のニーズに応えるため、学童保育室の新設・改修などに取り組んできており、来年度につきましても引き続き取り組んでいかなければなりません。

したがって、乳幼児医療費助成制度につきましては、1回目で部長もご答弁申し上げましたように、現状では拡充に伴う財政的負担が大きいため、府制度の拡充なしでの実施は困難な状況と考えております。

今後、大阪府の状況を十分に把握した上で、制度改正の動きがあった場合には、財政的な負担を踏まえた上で議論してまいりたいと考えております。（「議事進行」と野口博議員呼ぶ）

○嶋野浩一朗議長 野口議員。

○野口博議員 市長公室長のご答弁の中で、2回目に私は3点お願いしました。1点目のご答弁は確かにありましたけども、行革と憲法問題、債権回収現場での出来事ですね。それと4次行革の積み残し分についてどうするのかという問題を提起しましたけれども、答弁が返っていませんので、まずその答弁をお願いしたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○有山総務部長 では、私のほうから住民税の差し押さえということで、債権回収というふうにおっしゃっております。議員ご指摘の悪質でないというのがどのようなことかということですが、私どもは一定期間猶予をし、話し合いを持ち、納付約束をいただくというようなことをやっております。この方の個別のケース、26万円差し押さえたということでございますが、このケースがどういうケースであったかというのはいわかりませんが、議員と来られて、これの分について5万円の納付をいただき、あと1万円ずつの滞納の整理を毎月行っていくという話になったということでございまして、逆に言いますと、差し押さえする前にこういう分割納付の約束をいただいていたら差し押さえをすることはなかったわけでもございまして、苦しい中でも一生懸命納税をしていただいている方もございまして、こういう公平性の観点ということもあるわけでもございまして、私どもといたしましては、過度に差し押さえをするというようなことをやっているわけではなくて、あくま

でも納税相談を行っていただき、その状況に応じて課税の方法について相談をさせていただいているところでありまして、差し押さえにつきましては最終的な手段というふうに考えておりまして、そのことを強く差し押さえ等々の執行に当たっているということではございませんので、ひとつご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

○乾市長公室長 第4次行革の項目は全体で83項目ございまして、これまでに平成22年度末までで25項目、平成23年度末までで43項目を実施いたしております。あと残り40項目が未実施というような状況になっております。

1回目のご答弁のときにも申し上げましたように、第4次行革は内なる改革が主な内容でございまして、いろいろ職員の給与の適正化など、あるいは職員数の削減など身を切る改革も実施しております。先ほども総括的に申し上げたところでございますが、本市のようにやっぱり懐の浅いといえますか、こういう自治体にありましては、真になくってはならない市民サービスを守るために効率の悪いサービスのやり方を改めたり、あるいは、あればいいなというような市民サービスは一定見直さざるを得ないというふうに考えておりますので、残りの40項目につきましても実施する方向で今後詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 野口議員。

○野口博議員 そしたら、3回目であります。時間もありませんが、最後に市長に認識を問うておきたいと思っております。

きょう、暮らしの問題、子育ての問題について、行革の進める視点も含めて質問させていただきました。いろんな現場でこう

ということが起こっているわけで、いろんな理屈は当然あるかと思えますけれども、きちっとやっぱりルールを守ることだとか思いやりのある行政を進めていくということが大事だと思っておりますが、そういう意味で、あなたがおっしゃっている人間基礎教育の問題からしても結構おかしいことがたくさんあるわけで、ぜひ市民の暮らしを守る行政を進めてほしいと思っておりますけれども、一言お願いいたします。

○嶋野浩一朗議長 市長。

○森山市長 野口議員の3度目の質問にお答えをいたします。一言で言ってくれと言われても、それだけおっしゃったんですから少しだけ時間をいただきます。

いつも野口議員以下、皆さんに私は言っていると思うんですけど、まちづくりは多岐にわたっていますから、例えば項目が100あるとしましょうね。三つほど少し劣っている面があるとすれば、そのことだけをとらえて悪い悪い、何か全部が悪いように私は聞こえるんですが、これは市民の皆さんの誤解を招く。そうじゃないと思います。おっしゃっているご指摘、これは私はいつもしっかりと耳は傾けています。

ちょっと話が長くなって悪いんですけど、いつも私は経済誌の住みよきランキングというのを、野口議員も非常に興味を持っておられますけれども、去年、百十何位やというお示しをいただいたと思いますが、2012年度版では87位になっていましたね。これは五つの項目があって、それをさらに14項目の偏差値を設けて割り出しておりますが、これがすべてじゃないですけども、それなりの見方をしておると思うんですが、787市あるうちで87位、このランクが高いか低いかは別として、やっぱりおおむねこのまちのまちづくりはそん

なに間違っていないと私は思っています。

そのことについて一々詳しい話はしませんが、今のお話になったことからいいますと、きょうのこと、目の前のこと、これにしっかり取り組まないかん、これはそのとおりですが、そのことだけ考えるのか。きょうのこともしっかり考えながらあしたのこともやっぱり見据えていこう。私は、きょうのことをしっかり考えながら、あしたのこと、あさってのこともやっぱり考えていかないかんと思っています。そういう意味では、弱者の視点と私はいつも言っています。まちづくりをするときに、安全・安心、このことをしっかり考えながら、弱者の視点も大切にしながら行政改革等々にもしっかり取り組んでいくと言っております。安全、弱者の視点、これは大切です。一方で、弱者の視点に目を向けるとき、その原資を負担する方、納税者はたくさんおられるわけですね。摂津市全体の納税者の意見、これもしっかりとらまえて、弱者の視点、これをしっかり対応していきながら、やっぱりインフラの整備もしなくてはいかんでしょう等々、しっかりと間違いのない最大公約数をつくっていくのが私は市長の仕事ではないかと思っています。

そういうことで、8年間を振り返って、理念のない行政改革とおっしゃいましたけれども、私はそうじゃないと思います。大阪で一番バランスのとれた視点を持った行政改革をやっているのが摂津市であると私は自負をいたしております、そんなことで、どう考えるんだと言われるとね。

もう一つ言っておきますけれども、水道の話も出ていました。企業団の値下げの話、正確には私は聞いておりませんが、そういう話があるやにも不文で伝わっております。水道の料金につきましては、上・

下水道の料金、これはそのまちの地形、人口、なりわい、いろんな設備の投資等々、いろんなことを勘案して料金が出てくるんですけれども、それぞれのまちの条件というのは全部違うわけですね。同じ条件でこの料金であれば、私はご指摘いただいてもいい。でも、限られた条件で一生懸命やって何とかして頑張っております。確かに北摂地域では数字だけを見ると高い。でも、こんな中で大阪府下で平均値を保っておる、そっちのほうを褒めていただかないと、悪い悪いとおっしゃっていただくと、みんな一生懸命努力してやっておりますので、野口議員のご指摘もしっかり耳を傾けながら、今後ともまたしっかりとした最大公約数を求めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○嶋野浩一朗議長 野口議員の質問が終わりました。

次に、渡辺議員。

(渡辺慎吾議員 登壇)

○渡辺慎吾議員 それでは、質問させていただきます。

まず、森山市長、3期目ご当選おめでとうございます。それでは、さわやかに質問してまいりたいと思っております。

まず初めに、夏休みに実施された「聞いて！ホットライン」についてであります。

大津市で市立中学校2年生が自殺したことを受け、学校現場でのいじめが全国的に問題化しました。特に事件後の大津市教育委員会の対応に対し、多くの国民、教育関係者、保護者から批判を向けられ、大津市長、滋賀県知事、当事者自治体の長からの批判も相次いで報道されました。まさに身内からの批判に、大津市教育委員会はこの事件に関し100%加害者的な立場に置かれているような状況でありました。そして、

橋下大阪市長の教育委員会無用論もあり、あたかもすべての教育委員会が同体質のように感じた国民も多くおられたと聞いております。

そして、摂津市では市長の発案で、いじめ問題をオール摂津で取り組むべく、急遽7月26日に三役会を開き、夏休み中に情報収集機関を設置し対応されたとのことでありました。私の耳に入ったのは7月の28日、そして、毎日新聞の朝刊で報じられたのは翌29日であります。その内容を読みますと、先に述べた大津市教育委員会の対応のまずさから、摂津市の教育委員会も同じ体質を持ち、市長みずからリーダーシップをとり、このいじめ問題を解決していくと受け取った市民も多くおられます。この一連の流れを見ますと、あまりにも性急に物事が進んだよう感じられますし、つけ焼き刃的な協議や会議があったようにも感じられます。もちろん、基本的にいじめ問題を全市的に取り組み、少しでもいじめ被害者を減らすことに力を入れてもらいたいとは思いますが、時期的なことや問題の重さを考えますと疑問を感じずにはおられません。経緯と関係部署との兼ね合い、そして効果の状況をお聞きしたいと思っております。

次に、職員の管理体制についてお尋ねしたいと思っております。

先日、市民要望の件で関係部署の管理職に連絡したところ、すべての管理職が不在で新入りの職員のみが在席しておりました。責任者の所在を聞きますと、わからないとの返事が返ってまいりました。また、後日、別件で他の部署に連絡しますと、同じような状況でありました。私は、その時点で部署に対して注意を喚起しました。それを受け、部署内で会議を開き、管理体制のチェックをしていただいたと聞いておりました。

組織として管理体制の不備は致命的な欠陥であり、それはもはや組織とは言えず単なる集団であります。市民対応の観点から、また危機管理の観点から、今後どのように組織を管理されるのか、お聞きしたいと思います。

次に、市民協働をより促進するため、ボランティアの方々に対する顕彰制度の導入についてお尋ねいたします。

先ほど野原議員からも類似した質問がありました。私の場合、ちょっと違う観点から質問していきたいと思えます。

本市では、表彰、感謝状等の内規があり、それに基づき功労賞や善行賞の表彰がなされておりますが、それはあくまでも申請により、その内容を精査され、的確と認められた方々に授与されるものであります。私が今回お尋ねしたいのは、行政が積極的に市民からの情報収集を行い、小さな善行を見つけ出し、行政からの「あなたのことはしっかりと見ていますよ」というようなメッセージを発信し、具体的に感謝の意をあらわすことが満足感や励みにもなり、協働の観点から、また市長が提唱される人間基礎教育の活性と実践につながるように思いますが、この件についてお考えをお聞きしたいと思います。

以上で第1回を終わります。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 「聞いて！ホットライン」についてのご質問にお答えいたします。

大津市での中学生自殺問題をめぐる報道の活発化と市民の関心の高まりを受け、市長指示により7月26日に臨時三役会が開催され、協議の結果、教育委員会と市長部局で連携して緊急対策に取り組むことが決まり、その日のうちに対応策を検討するこ

とになり、市長部局では、いじめ通報のための目安箱、専用メールアドレスの設定、いじめ対策指導員の設置などの方針が決まりました。翌日も朝から両部局で協議を重ね、議会への説明やマスコミ発表、その他の準備が必要なことから、実施は8月3日から31日まで、対策の名称は「聞いて！ホットライン」、市長部局は教育委員会の実施する対策を補完するものとするなどが決まりました。その後も協議を重ね、細部を詰めて、8月1日の三役会で了承をもらい、その日のうちに議長団等に対策の概要を説明し、さらにその翌日に記者発表を行いました。そして、議員各位もご存じのように、いじめの未然防止・早期発見・再発防止をオール摂津で取り組むべく、8月3日に「聞いて！ホットライン」を開設したところでございます。

実際の協議に当たったのは、教育委員会では教育政策課、児童相談課、市長部局では政策推進課、人権女性政策課等の管理職で、限られた時間の中ではございましたが、いじめという問題は丁寧かつ慎重に対応することが大切であることを十分に確認いたしました。また、いじめの把握、いじめへの対応につきましては、学校、教育委員会で日々取り組んでおられることを認識しており、市長部局といたしましては、そのことを補完していく立場であり、認知されていない事案の掘り起こし、学校外で起こっているいじめの把握等の情報把握のすそ野を広げていくことも確認いたしました。こういったことから、具体的な対応として、まず最初に情報を入手した部署が本人の意思を尊重する方向で対応すること、必要に応じて関係部署と連携し、相談内容に対処していくこと、最終的な解決に向けては教育委員会が対処していくことも申し合わせ

たところでございます。こうして寄せられた情報は、10月31日までに教育委員会へは電話10件、メール2件、ポスト3件、市長部局への電話はゼロ件、メールが1件、ポストは42件となっており、一定の効果があつたものと考えております。

それから、管理体制についてでございます。各部署における連絡体制、責任体制についてでございますが、市民の方々への対応、議会議員の皆様、事業者の方、そして職員間の横断的な連絡等も含めてでございますが、これらのことを見据えた体制がしっかりと構築できていることは組織としての基本であります。特に組織を管理監督する立場にある管理職については、その責務等からも常に所在を明らかにするとともに、常に連絡のとれる体制を構築しておくことは、組織マネジメントの観点からも当然なことであると考えております。各部署ごとに個人の携帯電話を把握し、連絡網を作成したり、掲示板を活用し、現在の所在を記すなどして対応しておりますが、一部に徹底できていないところがあつたことは把握しており、部長会等を通じ周知徹底を図った経緯もございます。市民の方への対応はもちろん、危機管理上非常に大きな問題であると認識しており、今後、連絡体制、責任体制について、職員個人として、組織としてしっかりと対応ができるよう、再度周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 市民活動をより促進するため、ボランティアに対して顕彰制度を導入することについてのご質問にお答えします。

市民のボランティア活動は、市主催のイベントやまちの清掃活動など、いろいろな

分野で活発になってきております。こうした活動をより活性化することは、市が目指しております市民との協働による市政の推進にも重要であると考えております。格式や形式にこだわるのではなく、地域の身近な活動に目を向けていくことがボランティア活動を醸成するものであると考えます。こうした面から、現在の市政功労制度以外の新たな枠組みを改めて検討することが必要であると考えております。ご質問いただきました活動分野を問わず地域貢献を行っている個人や団体等が活動の励みになるような仕組みを構築していく方向で関係部課と検討してまいります。

○嶋野浩一朗議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 それでは、2回目の質問をさせていただきますと思います。

私は、以前は教育委員会の方々と委員会、本会議等で侃侃諤諤と議論を展開しておりまして、非常に教育委員会に対して反発的な人間というふうを受け取られておるかもしれませんが、私はこの3年間、できる限り教育委員会の傍聴をしてきました。行政の方は、教育委員会の関係者以外はあまり傍聴はなされないと思いますけど、その教育委員会を傍聴しておりますと、それぞれの問題に対して各教育委員の見解の相違もあって、侃侃諤諤と議論されておつたことが多々ありました。しかし、このいじめの問題に関しましては、事務局サイドもそうですけど、教育委員の方々はしっかりとそのことを受けとめまして、本当に重苦しい雰囲気の中でいかにその解決を見るか、また、いじめ問題を少しでも少なくするために何をすべきかということで相当な議論を重ねておられたことは、私は非常に印象的に思うわけなんです。

そこでお聞きしたいんですけど、この7

月29日に毎日新聞がばんと出た、あの内容をすらっと読みますと、非常に大津市等の教育委員会の不手際がクローズアップされておる中で、摂津市の教育委員会もまた同じような体質を持つとるん違うかというふうに受け取った市民の方々も多くおられるというふうに聞きました。なぜ記者会見の前に、毎日新聞にこういう形で、事前に我々もあんまり知らない中でこのような記事が載ったのかということをお聞きしたいと思えます。

それと、先ほどご答弁の中で丁寧かつ慎重にというお言葉がありました。丁寧かつ慎重にこのことを議論したというんですけど、この期間的に非常に性急な状況の中で、どのような形で丁寧また慎重に協議されたのか、そのこともちょっとお聞きしたいと思えます。

それから、一定の効果があつたというふうにお聞きしました。私も個人的にその内容等をいろいろお聞きしましたら、ほとんどがいたずらですよ。中には「ジャイアンがのび太をいじめているんやけど、どないしたらええんやろう」という相談があつたらしいです。これは冗談じゃなくてね。それから、北海道からもご相談があつたということをお聞きします。二、三件摂津市に関しての相談事があつて、教育委員会にその内容を伝えますと、もう既にいじめ問題に対しては総動員でその対応に臨んでいるということでございました。しっかりと受け皿ができないうちにこの組織を動かしたということで、私は、隠れたいじめ問題も、この組織をきちっと確立しておつたら、もっともっと洗い出しとか発見できたように思うんですが、そういう点、一定の効果ということに関して、またご答弁いただきたいと思えます。

次に、夏休み中にといいこと言っておられたんですけど、あの8月3日というのは、これは8月の26日かな、夏休みが終わる状況ですよ。私もちょっと認識不足やったんやけど、8月の31日までであると思つたんやけど、26日で終わったんですね。8月の3日にそういう形で立ち上げて、内容を聞いておりますと、家庭に子どもたちがおるので、そこから情報収集して、それを見つけ出すんやということらしいんですけど、この8月に、夏休み中にやるんやったら、今年度の4月1日からしっかりと準備をして、先ほど言いましたように、その受け皿、そのネットワーク、組織をじっくり教育委員会の関係者と議論しながら構築していく必要があつたのではないかと思うわけですね。だから、そういう点から、夏休みという発想からしたら非常に時期が遅いように思うんですけど、その点もちょっとお聞かせ願いたいと思えます。

次に、組織の管理体制についてですけど、これは、我々議員だけじゃなくて市民の皆さんがさまざまなことで役所に電話したときに、いや、責任者はおりませんねん、どこへ行ったかおりませんねんと、そんなような状況というのは、非常にこれはやっぱりあつてはならないことであつて、組織というのは必ずやっぱり定期的にしっかりとしたチェックが必要に思うわけです。チームプレーをやっておるときに、組織、各部署を一つのチームとして考えましたら、野球をよく例え話でされるんですけど、やっぱり守備をしている人が、ライトの人がレフトへ行ったり、レフトの人がセンターへ行ったり、そんなことをしたら非常に混乱するわけであつて、そういう点でチームプレーという意識を持って定期的に組織のチェックをする必要があるのではないか、そ

のように、これは要望という形でさせていただきたいと思います。これはちょっと要らんことですが、森山市長1期目のときは、こういうことはなかったん違うかなというふうに思います。

次に、ボランティアの活動においてですけど、先ほど市民功労のことでいろいろ質問があったんですけど、私が言いたいのは、本当にちょっとライト感覚で、プチ感覚でちょっとした善行を行っている市民も多々おられます。そんな方々は、自分がやっていることをアピールしようとか、何か賞をもらおうという考えはほとんどないです。ただひたむきに一生懸命自分が、地域愛から始まって、隣人愛から始まって、地域で何かの役に立つことはないかというふうにボランティアをやっているんですよね。ただ、ちょっと聞きますと、あの人は一生懸命やってくれとるんやけど、何かしてあげることはないかなという周りの人のお言葉があるんですね。そんなやっつはる人も、見返りは求めないものの、ちょっとあなたのことをしっかりと見ていますよ、ありがとうございます、感謝していますよという一声があったら、さらなる励みにつながっていくのではないかと、それが、その輪が広がってきたら、当然、市民協働という形から、市長がおっしゃる人間基礎教育も、実際の話、これがやっぱり形になっていくんじゃないかというふうに思うわけです。そういう点から、総務部じゃなくて生活環境部のほうから、そういう新たな顕彰制度ができるかどうかちょっとお聞きしたいというふうに思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

○乾市長公室長 まず、7月29日の新聞報道はなぜ出たのかというお問い合わせございま

す。これにつきましては、私どもが確認している分では、7月の27日ごろに毎日新聞の記者が本市を訪問されて、その際、全国的にいじめ問題が非常に話題となっているというか懸案事項となっておりますので、そういう趣旨からも本市のいじめ対策について尋ねられて本市の情報を得たものと思われまます。この時点では今回のいじめ対策はまだ決定しておりませんでしたので、この記事を読んでいただいたらわかると思うんですが、記者の推測で記事がまとめられたものと考えております。

それから、丁寧に慎重にというような発言、答弁があったけれども、その内容はどうかということですが、これにつきましては、7月26日に臨時三役会を開いて以降、実際に実施した8月3日までの間に、私どもは教育委員会と市長部局を中心に何度も会議を重ねましたし、それからまた、単なる担当者の電話連絡ややりとりも含めまますと、もっとたくさんの打ち合わせ、情報交換等を重ねております。そういった意味で丁寧に行ったというふうな表現をさせていただいたところでございます。

それから、効果についてでございますが、効果につきましては、新たないじめの発見がなかったなど、一見効果が薄いように感じられる向きもあるかもしれませんが、関係機関に改めていじめに対する警鐘を鳴らすことができた。例えば、教育委員会が改めていじめ対策を再構築されたとか、あるいは、多くの市民にオール摂津で取り組むことによって安心感を与えることができた。例えば、ある市民から本当にいい取り組みやというふうに喜びといますか安心の声を聞いたというようなこともございます。そういう意味から一定の効果があっ

たというふうに考えているところがございます。

それから、夏休み中の対策ということであれば、この8月3日からやったのは、ちょっと遅きに失しているんじゃないかというようなご指摘でございます。この点については、私どもも夏休みだけに限って考えれば、少しそういうご指摘も当たっている点もあると思いますけれども、世間といいますか、マスコミといいますか、このいじめ問題に対する世論の高まりが非常にピークに達して、摂津市として何か動き出すのにちょうどこのタイミングになってしまったということがございます。したがって、決して私どもの動きが私は遅かったというふうには思っておりませんで、非常にタイムリーに対策を実行したというふうに考えているところがございます。

- 嶋野浩一朗議長 生活環境部長。
- 杉本生活環境部長 市民活動を支援する担当部として表彰制度についての考え方をとということでお答えをいたします。

保健福祉や環境、子ども見守り、防犯パトロールなど、各方面でさまざまな団体や個人が献身的にボランティア活動を展開されておられることは承知しております。また、こうした団体や個人の労をねぎらい、さらなる活躍を期待するための顕彰制度として、市政功労表彰や感謝状の贈呈、大阪府社会福祉ボランティア顕彰への推薦等々がありますが、これらの顕彰は、役職や年数を重視しているため、地域のために役立ちたい、まちをもっとよくしたいと見返りを求めず地道にこつこつとボランティア活動をされておられるすべての方を対象とした制度となっているとは言えないと思います。現在、市では、市民公益活動を通じて協働のまちづくりを進めていくためのガイ

ドラインを策定中でありますが、この中で、より豊かなまちづくり、地域づくりに貢献されたボランティア等の市民活動を表彰し、市民の関心を高めていくことによって市民公益活動の活発化を図り、市の掲げる協働のまちづくりを推進したいと考えております。また、市民のボランティア活動をしつかり評価することが人間基礎教育の取り組みに対する感謝にもつながるのではないかという議員のご意見も踏まえ、ガイドラインの中に表彰に関する項目を設けていきたいと考えております。

なお、議員からはライト感覚で、もしくはプチ感覚でといったお話もございましたが、全市的な制度として今後こういった形の顕彰が有効かにつきましても、関係部局と連携を図りながら研究・検討してまいります。

- 嶋野浩一朗議長 渡辺議員。
- 渡辺慎吾議員 市長公室長、ちょっと事実関係を確認してもらいたいんですけど、8月3日のこの毎日新聞を見ますと、これは例の記者会見の後の記事なんですけど、夏休み中ということじゃないというふうに市長公室長は今言われておったんですけど、それにはこだわらないということになっておったんですけど、新聞記事を見ましたら、これは夏休みの期間中に幅広く情報を募ろうということを書いてあるんですよ、新聞記事でね。記者会見でしたことに対して、これは答えてやっておるわけでありまして、ちょっとその辺、事実関係をしっかりと確認してもらいたいと思うんです。

それと、会議を重ねたと言うけど、回数を増やただけで会議をやったということじゃないんですよ。先ほど私が冒頭でも言いましたように、このいじめ問題に関しては、非常にこれはヘビーな問題で、これは

人間の深層心理の中から生まれてくるものであって、きのう、テレビを見ていましたら、脳科学の先生が、快感を覚えて、脳がそれを覚えていじめを重ねるといような作用があるというふうに、脳科学のお医者さんが言うてはりました。そのように、非常にこれは深い問題であって、私は機会を得まして学校現場に最近行くことが多々あります。そのときに、中学生の生徒たちの間に本当にちょっとしたいじめ的なことが頻繁に起こっているんです。いじめやらいさかいとか、現場の先生方はまさに格闘ですわ。一生懸命それをなだめたり、また注意したりしながら、現場では本当に格闘しているような現状をつぶさに見てきたんですよ。

そういうことを見ますと、今言うたように、非常に物事が性急に済み過ぎて、もっともってこれは時間をかけながら、いじめとは何ぞや、そういうことをじっくりと考えながらやっぱりやるべきやったというふうに思うし、例えばこれが、篠原さんですかね、3人ほど人権の相談員の方々がそれを受け持ったというふうに聞きますけど、これは当然いじめの問題も人権問題なんですけど、やっぱりそのことに関しては非常に重たいということで、即それに対して対応できるかということになったら、これもやっぱり疑問に思うわけであります。だから、いじめ問題をオール摂津で行うのであれば、しっかりとした準備期間を重ねて、専門家の意見を聞きながら、各部署がそのことに対してどのように対応していくかということを経験しながら、練るといふことが必要だと思ふんです。そういう形でやるべきというふうに思うのであります。

だから、効果が上がった、上がらへんというふうな、何をもって効果かといったら、

ちょっと私も非常に言いづらいんですけど、やっぱり実際見えないそういういじめ問題をしっかりと、教育委員会に言えないいじめ問題があったときに、違う部署が違う目線でそれを拾い上げるという形をするのであったら、その部署がそれなりの解決をしていくような、そういう体制組織をやっぱりしっかりと組むべきやったん違うかなというふうに思うわけではありますが、ちょっとその点について、非常に私は市長公室長の答弁から考えますと、その答弁は今言ったようにきちっと事実関係も確認してもらわなあかんし、その点もだれかお答えできる方がおられましたら、どなたとは言いませんがお願いしたいと思います。

それから、次にボランティアのことですけど、本当に市民とともにそういういいまちをつくるんだという一つの起爆剤としてそういう制度を設けていただいたら、今後本当に協働が生きるし、市長がおっしゃっている人間基礎教育も本当の形ができ上がるというふうに思いますので、これは要望にしておきたいと思ひます。

○嶋野浩一朗議長　それでは、答弁を求めます。市長。

○森山市長　渡辺議員の3回目の質問でございますが、どなたでもいいということですが、私のほうから答えます。冒頭に3期目に向けてのお言葉をいただいてありがとうございます。

繰り返しになりますけど、いじめ、虐待、不登校、これは別個の問題じゃないんですね。因果関係といひますか、その原因を探っていくとどこかで絡まっているんですね。つながっております。野原議員のときにもお話ししましたがけれども、学校だけじゃないんです。家庭、地域社会、すべてがかかわっている象徴的な出来事なんですね。だ

から、学校だけに任しておいたらいかんのですね。だから、オール摂津でやっぱり心の問題、今おっしゃっていたけど、心の難しい問題、これに取り組もうやないかといって始めたのが人間基礎教育なんですね。

今、思いつきでやっとなのと違うかというような話、ご指摘ですけれども、そうじゃないです。こんな話は思いつきとか駆け足でできるもんじゃないし、やっぱり8年間じっくりと人間基礎教育、大所高所からこの問題に取り組んできた積み上げ、それから、日々現場の先生も教育委員会も一生懸命取り組んできてくれて、その一つ一つの積み重ねの上にある話で、私から言うと、パフォーマンス、思いつきどころか、遅きに失したと私は思っているんです。

いろいろおっしゃいましたけど、大津の事件でマスコミが、何かにかにこのいじめ問題を大きく今も取り上げていますけど、こんなもん今始まった話と違うんですわ。もっと前から大きく取り上げるべきなんですね。今、何か教育委員会が悪い印象を与えるような話をおっしゃったけど、あの大津の事件はそうじゃなくて、行政が教育委員会に任せ切りやったん違うかという反省があるんですわ、あの話は。私は、摂津市もよそごとじゃないぞと、うちもそういうことになってしまっているん違うかな、私はそう思いました。そして、ちょうど夏休みにかかったときなんですね。この世論が大きく盛り上がったんですね。何か手を打たないかと、市民の皆さんは待っているであろうと、夏休み中、そうやな、子どもは学校から地域社会、家庭に帰ってくるんですね。この時期、みんなが公民館とか図書館へ集まるん違うかなと、ここに何かみんなの地域といいますか、学校ではない違った意見を吸収できたらなと思いました。そ

れで目安箱を置いたらどうやと。ただ、指示するときにははっきりと、日々教育委員会は一生懸命取り組んでいるから連携だけはとっておけよと。市民から見ると、教育委員会であろうと議会であろうと行政であろうと関係ないんです。摂津市なんです。摂津市は一つなんです。何かいいことがあったら議会の手柄であり、教育委員会の手柄なんです。だから、どこがどうやという、そういう性格の話じゃないと私は思います。そういう意味では、短期間でありましたが効果があったのかと言われますが、便りのないのはいい便りという言葉もあるんですが、僕は1か月で、ああ、深刻な問題がなかったよ良かったなと胸をなでおろしました。幾つか少し当初はありましたけれども、内在している問題もあるかもわからない。

心配されています何か教育委員会を悪者にしてしもたん違うかというような懸念のような話ですけれども、決してそうじゃないです。一部そういう見方をする人がありますけれども、私のところに、例えば青少年指導員の皆さんとか民生委員の皆さんとか、ようやってくれたという話は聞きましたけど、何ちゅうことをしてくれてんという話は一つもなかったです。学校の先生もそれぞれ一生懸命頑張ってはるから、その先生の取り組みを逆なでにするようなことになっているのであれば、それは申しわけないけれども、私は総じて今回の取り組み、これは市民の皆さんは役所全体で一生懸命頑張っているなというとらえ方をしていたいたのではないかと、内外ともに大きな評価を得たと私は思っております。そんな中でも、やっぱり今、渡辺議員の言われたようなとらえ方の方もおられるので、そういうことにもしっかり耳を傾けて、これからの取り組み、また前を向いていきたいなと

思っています。

それと、組織運営の点について、1期目から大分と思うのは、まさにご指摘だと思いますので、できるだけ厳しい指摘、要するに怒ってさすということについては、私はあんまり好まないんですけども、それがたるみになっておるとするならば、これは市民の皆さんに申しわけないことになります。さらにたがを締めたいと思います。

どうも、これで以上です。

○嶋野浩一朗議長 それでは、報道発表に至った経緯につきまして、市長公室長からご答弁お願いいたします。(発言する者あり) それでは、市長。

○森山市長 先ほど市長公室長も話をしましたけれども、マスコミって何か起こると慌てたように動き出すんです。摂津市においても各社熱心な取材活動をなさっておられます。常々人間基礎教育に取り組んでおる私の姿勢、マスコミはそれはしっかり見ております。その上に立って摂津市は一体何をやるんだろうかと、そういったことで常々関心を持たれている上で、あの前後に熱心な取材活動をされておりました。これは、それぞれの担当関係でどんな取材をしたのか私はわかりません。私のはっきり指示して何かをしたら、私の名前でこうしたというふうに報道されますけれども、そうじゃなくて、彼ら独特の予想といいますか、でも、その内容が摂津市の市民に何か負担を与えたり損失を与えるようなものであれば私は嚴重な抗議をいたしますが、私は、あれはそれなりの先を見通してしっかりと報道をしてくれたのではないかと思っております。(「議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ)

○嶋野浩一朗議長 どうぞ。

○渡辺慎吾議員 市長の答弁はそれで結構な

んですけど、先ほど市長公室長の中で、これは夏休みを一つにこだわってやっていないようなことを言うてはったんですけど、この8月3日に報道された新聞記事との整合性と、市長もちょっと先ほどの答弁の中で、夏休みが、これが今あれやということをやったということ言うてはったわけで、市長公室長、その辺の整合性を。

○嶋野浩一朗議長 市長。

○森山市長 あんまりそこまでこだわる話ではないと私は思うんですけども、私は、明確に言ったように、この夏休みをとらえて、子どもたちが学校から地域に帰ってくる、家庭に帰ってくる、このところを我々行政がフォローしようということで指示をいたしておりますが、担当はそれだけに終わってしまっただけで、だから、現在もまだ目安箱は意見が入ってきておりますが、そういう感覚で物を言ったんだと思いますので、別にそれが整合性がないとかあるではありませんので。(「議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ)

○嶋野浩一朗議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 それやったら取り消しを市長公室長のほうからお願いしたいと思しますので、よろしくお願ひします。

○嶋野浩一朗議長 それでは、市長公室長。

○乾市長公室長 渡辺議員の2回目のご質問に対する私の答弁の中で、夏休みに限っていないというようなご印象を与えるような答弁をしたということでございますので、その点につきましては私自身も適切な表現をできていなかったというふうに考えておりますので、この点についてはおわび申し上げます。訂正させていただきます。

○嶋野浩一朗議長 ただいまの発言取り消しの申し出につきまして、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 そのように取り扱いさせていただきます。

渡辺議員の質問が終わりました。

次に、藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 質問に先立ちまして、森山市長に3期目の市長就任を心よりお祝いを申し上げます。

それでは、順位に従いまして一般質問させていただきます。

1番目、市民サービスの向上についてです。

1の(1)行革の立場から市役所ロビーでの総合案内、受付員の市民サービスの現状と本市の目指す方向性についてお尋ねをいたします。

以前より私たちは、市民の目に見える真心のこもった行政サービスの提供、接遇の改善を目指すことが非常に重要であり、従来の受け身であった対応のあり方を、市民の立場に立った対応へと積極的に視点を転換することを訴え、具体的な方法としては、フロアマネージャー、総合案内係の設置を求めてまいりました。フロアマネージャーとは、ホテルのコンシェルジェのように、来庁した市民にロビーで親切に声をかけ、必要であれば各窓口まで案内し、いろんな手続きがスムーズにできるようにサポートする役目です。それを受けて、平成19年度より案内人がシルバー人材センターから派遣され、配置になり、以来丸5年が経過をし、総合案内と案内人がセットで1階ロビーでの市民対応を実施してまいりました。市役所入口には人間基礎教育の旗が目につくように設置をされていますが、市民が一番最初に触れ合う市の関係者として、人間基礎教育を実践するような対応が

できているのでしょうか。行革の観点からも実際の業務実態を検証し、本市の目指すロビーサービス像を明確にして軌道修正を図っていくことが必要だと思いますが、ご答弁をお願いいたします。

また、1の(2)死亡後の諸手続きの相談などは、多くの部署にまたがった手続きが必要であり、不安を抱えて訪れる市民に対し適切な相談ができるロビー対応の充実についてどのように考えておられるのか、併せてご答弁をお願いいたします。

次に、1の(3)過去に作成されたせつ市民ハンドブックにかわる市政情報がわかる暮らしの便利帳を市の負担なく作成、配布する検討についてお尋ねをいたします。

ここ近年、各市町村で行財政改革が推進される中、官民連携によるパブリック・プライベート・パートナーシップを掲げるS社との官民協働による行政情報をまとめた暮らしの便利帳が多く自治体で作成、配布されています。ちなみに大阪府下でいいますと、33市中、既に26市が作成しております。やり方は、市は行政情報を提供し、S社が企業広告をとり、企画、印刷、製本まで行い、シルバーとか自治会などを活用して全戸に配布をするという仕組みで、行政は一切費用がかからず、広告をとる手間もなく、すべて広告料で賄えることが魅力です。また、ある市では、NTTの電話帳に無料で行政情報を掲載する契約を行ったと伺っております。本市におきましても、こうした情報を収集し、行政情報の発信を検討すべきだと思いますが、ご答弁をお願いいたします。

次に、2番目、摂津市のさらなるイメージアップを図る施策として、市の公共施設の案内プレートや電柱取り付けの街区表示板、または住戸に設置する住居番号表示板

を公募デザインによる摂津市らしいデザインにし、計画的に設置することについてお尋ねをいたします。

各市ともイメージアップのためにいろいろな工夫を凝らしており、PR用のゆるキャラなどもその一つです。また、島本町などでは道路の車どめがタケノコの形をしており、随分お金をかけた取り組みもしている市があります。本市では、今年8月よりご当地ナンバープレートが発行されておりますが、既に500枚を超えております。さらにあまりお金をかけずにできる次なるイメージアップの取り組みが必要だと思いますが、どのようにお考えなのかご答弁をお願いいたします。

次に、3番目、火災から市民を守るため、平成23年6月1日以降に義務づけされた既存住宅の住宅用火災報知機の設置をさらに推進するための積極的な取り組みについてお尋ねをいたします。

このことにつきましては、自主防災訓練などを通じて推進してこられたことは認識をしておりますが、設置が義務づけられた平成23年6月1日より1年5か月が経過した中で、改めてこれまでの経緯、普及率、新たな取り組み等についてご答弁をお願いします。また、一定の条件のもとに、低所得者、高齢者や障害者に対する無償貸与などの制度を既存の制度とは別に創設することについて、どのように考えておられるのか、併せてご答弁をお願いいたします。

次に、4番目、自治会加入及び再加入に向け、各関係課で連携し、さらに加入促進を図れるよう、転入者等に自治会加入のメリット等を丁寧に説明するなど、体制の強化を図ることについてどのようにされているのか、ご答弁をお願いいたします。

また、新たな住宅開発が実施される場合、

摂津市開発協議基準の第22条に即して、開発協議の段階から市と開発者は住宅入居者の自治会への加入促進に努め、地域との協議が必要な場合は積極的に取り組むよう指導することについてどのように考えておられるのか、併せてご答弁をお願いいたします。

次に、5番目、本市からいじめを撲滅するための取り組みについてですが、我が党としましては、本年7月27日にいじめ問題の取り組み強化を求める緊急要望書を和島教育長に提出させていただきましたが、いじめの苦しさから抜け出そうとみずからの命を絶つ子どもが後を絶たない中で、大津市で起きた中学校2年生のいじめ自殺事件は、警察捜査が入るなどの異例の展開となり、全国に大きな波紋を投げかけました。この事件では市教育委員会のずさんな対応が際立ち、責任感の欠如にあきれざるばかりでした。こうした事件が起きるたびにメディアは責任論に終始しがちですが、真に問うべきは、関係者がいじめに真正面から対処しようとしたのかという点でございます。子どもの悲痛な叫びを受けとめられたのか、そこを真摯に検証しなければ解決策は導き出せません。その一方で、問題に真っ先に対処すべき教員の取り巻く環境は想像以上に厳しく、教員は残業時間が増え、授業の準備時間も少ないと文部科学白書2010が指摘をしているように、教育以外にも多くの労力が割かれています。教員が一人ひとりの子どもと丁寧に接することができるよう、教員数の増加や教員各自の役割分担の明確化など、現場の負担軽減と効率化を急ぐべきであると考えます。そうした観点から質問させていただきます。

1番目、いじめは、いじめている側が100%悪いという考えを徹底することにつ

いて。2番目に、いじめ等の実態把握のために定期的にアンケートを実施することについて。3番目、いじめは根が深く、簡単に解決できないことから、個々の事例を徹底して検証し、予兆を見逃さない体制の整備を行うことについて。4番目、学校関係者は何よりも子どもの視点に立って対応することについて。そうすることで、いじめられている子どもたちに希望を与えることもできるということです。5番目、教員が一人ひとりの子どもと丁寧に接することができるよう、教員各自の負担軽減と効率化を図ることについて。6番目、スクールカウンセラーをより有効的に活用できるよう再検討することについて。7番目に、教員と保護者や関係者との連絡をとりやすくするために、職員室の電話回線を増設するとともに教職員4人に1台程度の電話機を設置することについて。以上7点についてお考えをご答弁お願いいたします。

次に、6番目、発達障害児や自閉症の幼児の増加に対する適切な対応についてお尋ねをいたします。

過日、作業療法士が不足していて、本市の障害児童センターの機能が低下し、作業訓練を受け入れてもらえないと発達障害児を持つお母さんから相談を受けました。担当課にお聞きをしますと、現在は新たに作業療法士の募集ができて、障害児童センターでの受け入れが拡大しているとのことですが、児童対象の作業療法士はまだ不足しているということでした。本市には作業療法士を育成する専門学校も存在することから、例えば、奨学金制度の創設などで作業療法士の人材の育成確保を行うことを提案したいと思いますが、お考えをお聞かせください。

また、だんだんと発達障害児と判断され

る子どもが増えてきているなかで、作業訓練などの対応を行政だけで実施していくことは到底無理があり、民間の力も借りて体制を構築していくことが必要だと思います。例えば、NPOなどの民間団体との連携についてどのように考えておられるのか、併せてご答弁をお願いいたします。

1回目、以上で終わります。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 ご質問の市民サービスでの総合案内の現状と目指す方向性についてお答えいたします。

現在の総合案内としまして、新館1階の玄関正面に配置しております人員は2名で、庁舎管理業務委託をしております公益社団法人シルバー人材センターの1名と、庁舎総合管理業務委託をしております株式会社大阪ビル管理の1名が総合案内の業務を行っております。また、その役割としまして、シルバー職員は来庁された市民を目的の部署への案内を行い、インフォメーションの職員は市民の用件に合った部署を案内することを行っております。

続きまして、現在の業務である総合案内の目指す方向性としましては、来庁された市民の方々が戸惑うことなく、迅速、正確にはもとより、人間基礎教育を基礎とした思いやりのある案内でその業務を行う部署へ誘導することが重要な役割と考えており、気持ちよく市役所に来ていただくことが理想であると考えます。

次に、多くの部署を横断する用件がある市民の方に対し、適切な対応ができる窓口の充実についてのご質問にお答えします。

現在、総合案内の窓口として2名を配置しております。職員には庁舎の施設、各部署の事務分掌や業務内容及び行事等を熟知

するなどを遵守すべきこととしております。各部署の業務内容の概略を知ることで正確な案内ができますが、それぞれの関連性をより詳しく知ることにより、多くの部署を横断する用件に対応することが可能です。総合案内は、市役所の顔としての役割から、より正確で親切な案内を行うよう充実していくことは重要であると考えております。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 過去に作成しておりましたせつつ市民ハンドブックにかえて、民間事業者が発行する市政情報誌を無料で各ご家庭に配布するよう検討してはどうかとのお問い合わせでございますが、本市では、以前、市民の皆様へ各種行政サービス等を1冊にまとめたせつつ市民ハンドブックを作成し、各ご家庭に配布をいたしておりました。しかしながら、国や府の制度変更が非常に早い中、本市においても頻繁に行政サービスを見直すこととなり、その結果、記載内容の修正が追いつかず、反対に市民に混乱を来すことにもなりかねないため、平成13年1月発行分を最後にハンドブックの作成を終了したところでございます。その後につきましては、広報紙をはじめ担当課からの情報発信、さらには急速に普及してまいりましたインターネットを介した市のホームページを媒体として、必要な情報を必要とする人にわかりやすく伝えられるように努めてまいったところでございます。とりわけホームページでは、随時、制度変更等に依りて掲載内容を変更できますし、リンク機能や検索機能などもあるため、市民の皆様への利便性は向上してきていると考えております。

その一方で、議員ご指摘のとおり、近年、近隣自治体においては、民間事業者との協

働で市政情報誌を作成し、各家庭に配布されていると聞き及んでおります。インターネットを用いた広報媒体が時代の流れとはいえ、まだまだ紙媒体による情報提供が必要なことから、一定の市政情報をまとめた冊子を市が経費を負担することなく作成できるのであれば、一考に値するものと考えますので、今後そのような民間事業者との協議による市政情報誌発行の手法やメリット、デメリット等について、既に作成されている近隣自治体の状況も踏まえて研究・検討してまいりたいと考えております。

それから、公共施設の案内板プレートを撰津市らしいデザインにすることについてのご質問にお答えいたします。

施設の案内板は、その施設周辺に設置し、利用者を誘導するものであり、それぞれ案内板を設置しております。議員ご提案のご趣旨は十分理解するところでございますが、公募デザインによる撰津市らしい案内板の設置につきましては、まず市としてのデザインの統一が必要であり、また、看板の取りかえにつきましても新たな財政負担が発生することから、ご提案の件につきましては、市として今後研究させていただきたいと考えているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 質問番号2のうち、街区表示プレートと住居番号表示プレートを公募デザインによる撰津市らしいデザインにし、計画的に配置することができないかということについてお答えをいたします。

街区表示板や住居番号表示板等につきましては、住居表示に関する法律を根拠とし、その実施基準におきまして、街区表示板等の寸法、表記、色彩、文字に至るまで制約が設けられているため、大きくデザインを

変更することは難しいと考えております。他の自治体の事例におきましては、自治体の広報を目的とするデザインのものは見当たりませんが、一部の自治体において街区表示板に市のマークを表記したり、観光地などにおきましては周辺地図を掲載したりするなどの事例がございます。本市といたしましては、このような事例を参考に、市をアピールするツールとして工夫できることはないか研究してまいります。

次に、質問番号4の現在の自治会加入状況及び加入促進の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

自治会加入率につきましては、年々1から2%程度低下し、平成24年度では加入世帯数2万3,631世帯で62.6%となっております。原因といたしましては、単身世帯の増加やワンルームマンション等により、世帯数が増加してもそこに住まわれる方が加入されない、また、新規に建設された住宅等に転入された方が加入されないといったことが自治会長さんとの話の中ではよく出てきており、加入率低下の原因の一つであると考えております。

自治会加入促進の主な取り組みといたしましては、市民課の窓口にて転入者にパンフレットを配布することをはじめ、ホームページや広報紙を利用した自治会加入への呼びかけ、自治会設立や加入促進の説明会への参加等を行っております。直近では、阪急摂津市駅前のマンション、パークシティ南千里丘や、市営三島団地での自治会設立に関する説明会に出向いております。また、摂津市開発協議基準の第22条に基づき、住宅開発時に開発業者に対して自治会加入促進及び新規の自治会結成についての協力依頼を行っておりますが、さらに自治会加入促進に向け、開発業者が担う役割や

責務、地元自治会との協議等のあり方について検討してまいります。

○嶋野浩一朗議長 消防長。

(北居消防長 登壇)

○北居消防長 住宅用火災警報器のさらなる設置の推進についてのご質問にお答えいたします。

現在、啓発に向けての取り組みといたしまして、防火フェア、防災講演会等の各種イベント時、それから校区自主防災訓練時には、摂津市婦人防火クラブ連絡会のご協力のもと、啓発活動を実施しております。それに加えまして、市の広報紙、ホームページ及び摂津市防火安全協会だより等へ啓発記事を掲載し、啓発活動を推進しております。普及率の推進結果であります。平成22年度は57.6%でありましたが、平成23年度は12.7%増加の70.3%でございます。啓発活動の効果はあらわれており、設置率は向上しております。

しかし、これとて、まだまだ満足できる数字ではございません。さらなる設置の推進のため、昨年度から住宅用火災警報器、戸別訪問調査といたしまして、市内全域の戸建て住宅を対象に普及啓発活動及び設置調査を実施しております。また、本年度におきましては、新たに住宅用火災警報器の設置推進用パンフレットを作成し、各イベント時に配布しております。

今後も、消防団、防火安全協会、婦人防火クラブ連絡会等、消防関係団体とも連携する中で、より積極的な設置の推進に努めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 ご質問番号3のうち、火災警報器を一定の条件をもとに低所得者、高齢者や障害者に対する無償貸与などの制

度を創設することについてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、高齢者や障害者に係ります費用負担軽減につきましては、障害者自立支援法、老人福祉法等によります日常生活用具給付等要綱に基づき給付しており、高齢の方につきましては、おおむね65歳以上で低所得の寝たきりの方を、また、障害のある方につきましては、身体障害者手帳1、2級、または療育手帳Aを所持している方で、火災の発生の感知、避難が著しく困難な障害のある世帯及びこれに準ずる世帯を対象に、日常生活用具の1品目として火災警報器の給付を行っております。

火災報知機の給付実績につきましては、障害のある方で平成21年度に2件、平成22年度に1件、平成23年度に5件ございましたが、高齢の方は平成23年度に1件で、21年度、22年度は給付はございませんでした。高齢の方につきましては、認知症の方で調理器具、特にガスコンロの消し忘れによる出火が懸念されることから、火災を予防するという観点から、電磁調理器の給付が平成21年度6件、平成22年度11件、平成23年度8件でございました。

新たな制度として施策を展開することができないかのご質問でございますが、現状及び今後の扶助費の伸びが著しいことから、財政面からも困難であると考えており、既存の制度の中で今後も援護を要する高齢の方や障害のある方の安全を守るという観点から、障害者団体やケアマネージャー等の介護保険事業者などに働きかけ、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号6、発達障害児や自閉症幼児への行政対応の強化と、作業療

法士が不足している状況で奨学金制度の創設などで人材の確保策についてのご質問にお答えいたします。

本市では、発達障害児や自閉症の幼児の発達支援に関しましては、1歳半や3歳半の健診などで相談された後に、くまさん親子教室の利用や摂津市立障害児童センターでの児童発達支援センター事業、通称つくし園や、児童発達支援事業、通称めばえ園を利用して発達の訓練を実施しております。特に発達障害児の発達支援に関しましては、専門性の高い児童発達支援事業所に本市の方が利用できる定員枠を確保する制度を設けるなどの取り組みを実施しているところでございます。作業療法士を含む専門職の確保に関しましては、専門学校等での育成も進んでいる状況と伺っており、今後、関係機関とも連携しながら、どのような確保策が適切であるのか協議してまいります。

次に、NPOなどの民間団体との連携についてのご質問にお答えいたします。

発達障害児や自閉症の幼児の発達支援に関しましては、専門職の配置の必要性や高度な専門性が必要なため、相当の力量が必要とされます。そのような力量のあるNPOが市内での講演を近日予定されております。このような市内外のNPOなどの民間団体との連携に関しましても研究してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

(馬場教育次長 登壇)

○馬場教育次長 質問番号5、本市からいじめを撲滅するための取り組みについてのご質問のうち、(1)から(6)までを関連いたしておりますので一括してお答え申し上げます。

いじめ問題を考えるに当たっては、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり

得るものと考えてはおりますが、しかし、決して許されるものではないと考えております。とりわけ学校での絶対許されないという強い姿勢が重要であります。教育委員会では、先日もいじめ問題への基本的な考え方を周知徹底するための教員研修を行ったところでございます。

次に、いじめの未然防止、的確かつ迅速な対応のための取り組みについてのご説明を申し上げます。

まず、アンケートの実施でございますが、本年度は全小中学校で2学期当初に実施いたしました。内容は、学校で嫌なことがないか、学校生活は楽しいかなど、ささいな兆候を見逃さないことを目的とし、実施後、その結果をもとに、気になる児童・生徒については個別面談を行いました。アンケートにつきましては、3学期当初も実施し、次年度以降も各学校での工夫も加え、継続的に実施してまいります。

次に、事例の検証や体制整備についてでございますが、各学校で把握したいじめ事案につきましては、各学校での検討委員会で情報交換と今後の対応について協議し、学校全体での情報共有に努めるとともに、教育委員会への報告を行っております。報告された事案については、毎月の教育委員会定例会でもその内容を説明し、各教育委員からは対応方法についての活発な意見が出されるなど、議論を深め、検証を行っております。また、小学校1年生等学級補助員や学校読書活動推進サポーターを配置するなど、各学校でのいじめ問題への対応を含め、教員が子ども一人ひとりと正面から向き合い、きめ細かな指導ができる体制の整備にも努めております。さらに、子どもがいじめを相談できる体制の充実のため、各小中学校にスクールカウンセラーを、ま

た、外部機関と連携し、より適切な生徒指導の体制をコーディネートするため、全中学校区にスクールソーシャルカウンセラーを配置しており、緊急の対応に応じて配置回数を増やすなどの対応もいたしております。これらの取り組みを継続、充実し、児童・生徒の心の訴えをしっかりと受けとめ、子どもたちが安心して通える、行きたくてたまらない学校となるよう、今後ともいじめの未然防止・早期発見・的確かつ迅速な対応・再発防止に努めてまいり所存でございます。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

(登阪教育総務部長 登壇)

○登阪教育総務部長 質問番号5の(7)職員室の電話回線と電話機増設についてのご質問にお答えいたします。

現在、各学校に設置しております電話機は、平成15年に更新を行ったもので、同時に、電話機台数については増設を行い、職員室には3台の電話機がございます。更新時、電話回線についての増設は行っておらず、現在、電話の2回線とファクス1回線の計3回線を使用しております。電話を受ける側については電話回線の2回線のみで、発信する場合には、その2回線が使用中である場合にファクス回線を利用して発信する仕組みになっております。

議員ご指摘のとおり、最近では学校から保護者への連絡や保護者から学校への相談などが増加し、特に相談等では長時間の電話となり、時間帯によりましては学校から保護者に連絡する場合において順番を待たなければならないような場合もあります。このような状況から、教育委員会といたしましても電話回線の増設は必要であるとの認識をしており、回線の増設を検討しております。

しかし、電話機の増設につきましては、現在ビジネスホンを設置しておりますことから、費用的に多額の負担が生じますことや、電話回線に制限があることから、電話機の台数を増設いたしましても根本的な解消には至らず、学校現場からは台数を増設するよりもコードレスホンなどのほうが利便性が高いのではないかと意見もいただいております。各学校の現在の状況などをお聞きしながら、さらに検討が必要であると考えております。

○嶋野浩一朗議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1番目の市役所ロビーでの総合案内、受付員の件ですが、最近、国保年金課の窓口では、混雑をしている場合には職員がロビーに出て対応されている、そんな積極的な姿も目にいたします。このことは評価しておきたいと思っております。また、市民課におかれましても、今後、窓口業務の委託に際しては、カウンター外の業務についても検討するというふうなことをお聞きいたしました。これも期待をしたいと思います。また、同市民課では、この葬儀後の手続きの件について、いろいろとヒアリングをしている最中にも業者にチラシを渡されているわけですが、そのチラシを色つきの大変大きくてわかりやすいものに変更されるという素早い対応にも感謝をしたいと思います。

このように大変意欲的な職員もたくさんおられますけれども、本来一番意欲を持っていたかなければならないのは、先ほども言いました一番最初に市民に接触をするこの総合案内、受付員の方だと思います。全部を見ていませんが、残念ながらそうした光景、先ほど言いました人間基礎教育の体現をされているような姿はあまり見たこ

とがないわけでごさいます、この部分はどこまでもやっぱり向上を目指して取り組んでいかなければならない一番大事な部分だと思っているわけでごさいます、再度その向上を目指して、担当部として決意をお願いしたいと思います。

また、暮らしの便利帳につきましては、この作成市では2年に一度更新をしているというふうなことでごさいますから、そういうことも含めて一度検討をお願いしたいと思います。要望としておきます。

次に、2番目、イメージアップ戦略についてですが、私は、6月の第2回定例会におきましては、市街で子どもたちが摂津市の歴史を学び、郷土に対する愛着心をはぐくむために、歴史を刻む建物などがあった場所に記念碑や説明板を設置することについて質問いたしました。これは、歴史を大切にするまちだというイメージをアップするための一つの提案でありましたけれども、とにかくあまりお金をかけずに、そして摂津市のイメージアップを図るということを常にやっぱり考えていくことが大事だと思いますので、先ほど申し上げましたことも参考にいただきながら、ぜひこのイメージアップ戦略を検討していただきたいことを要望しておきたいと思っております。

次に、3番目の住宅用火災報知機の設置についてですが、普及率は平成23年度では約70%ということで、昨年度から戸別訪問も実施されているということでごさいます。本来100%を目指すということになります、なかなかこれはこれから厳しいということになると思います。粘り強い取り組みをお願いしたいと思います。また、既存の障害者や高齢者の制度では、先ほど答弁がありましたように、ちょっとハードルが高くてなかなか実際に利用できる人は

ほんの一握りだなというふうにも感じたいと思います。昨年、地デジにかわる事業に関連しまして、総務省が低所得者支援策として非課税世帯に簡易チューナーを配布し、経済的な理由でテレビが見られなくなる人の救済と併せて普及も促進をいたしましたけども、同じように住宅用の火災報知機の設置に当たっても経済的な理由で設置を迷っている人の命を守るとともに、併せて普及率の向上を図ってはどうかと提案をしています。これは随分前から言っていますけども、現在では随分普及が進んでおりまして、件数も限られていることでしょうし、また、一度設置すると10年ぐらいは大丈夫なようでございます。また、器具の値段も下がっていることから、実際の予算はそんなにかからないのではないかと思います。ぜひ検討していただきますように強く要望しておきたいと思っております。

次に、4番目に自治会の加入についてですが、地区体育祭、自主防災会、年末の夜警、またごみの分別など、本市はあらゆる地域との連携を自治会を中心に実施してきておられます。非常に大事な組織だと認識をしています。それが、現在加入率が62.2%というのは大変危機的な状況でもあり、これ以上後退させてはならない状況だと思っております。そうした中で、私の知り得る鶴野の一部では、最近開発された住宅団地が自治会に加入しないままの状態になっており、これは、開発協議基準を強化して開発業者が加入に向けて販売段階から協力する体制をとらせることで解消できるケースもあると思っております。現にそうしている自治体も私は知っておりますし、市の自治会対策の強いメッセージにもなります。来年の3月に向け開発協議基準を見直すとのことですので、ぜひ検討いただきますようお願いをい

たします。また、再度自治会の加入率向上に向けた担当部長の決意をお聞かせください。

次に、いじめ問題ですが、本市ではこうした状況を受けて、8月3日からオール摂津で取り組むということできざまな取り組みをされています。先ほど渡辺議員の議論にもありましたけれども、その寄せられた中身の概略はどういったものだったのか、ここでちょっとご答弁をお願いいたします。

また、ハード面での環境整備として、連絡手段である学校の電話は、保護者に連絡をとるのに電話待ちをしなくても済むように、学校現場の意見をよく聞いて補強をお願いし、要望いたします。

次に、6番目、児童発達支援についてですが、大阪府下全域で需要と供給が大変アンバランスになっており、摂津市はまだよいほうだと言われましたけれども、それに甘んずることなく、さらに身近なところでの作業訓練ができる体制を、民間団体との連携や市内に存続する放課後デイ児童サービスを実施している団体の育成も視野に入れて、さらなる充実を目指して取り組んでいただくよう強く要望いたします。

以上で2回目を終わります。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○有山総務部長 総合案内窓口の今後の理想への展開についてお答えいたします。

1回目のご質問で、総合案内窓口の業務の目指す方向性や充実についてお答えをいたしました。それぞれの委託業務では、案内窓口は複数名が交代で行っております。このことから、個人差が生じないように日常的に市役所の業務内容を確認・研究していくことが必要でございます。担当課といたしましては、各部署間を横断する業務内容について集約化し、委託業者への指導を

するとともに、委託業者の接遇対応も指導してまいります。また、他市の事例などを参考に、より充実した思いやりのある案内窓口に近付けてまいりたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 自治会加入促進の市としての意気込みをということでございますので、お答えを申し上げます。

自治会加入率の向上につきましては、第4次総合計画でもお示しいたしておりますとおり、平成32年度の目標値を70%としております。自治会組織については、議員ご指摘いただいたとおり、我々行政と住民をつないでいただいている本当に重要な地域コミュニティ組織でありますので、自治会加入者の拡充は非常に重要であると認識しております。残念ながら自治会加入率向上の決定打はなかなかございません。しかしながら、引き続き自治連合会、各自治会の役員の方々とともに連携を図りながら、この総合計画で示しております70%に向けて今後とも努力をしていきたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○馬場教育次長 「聞いて！ホットライン」の教育委員会に寄せられた声の概要がどのようなものであったかについてお答えいたします。

教育委員会では、これまで児童相談課に設置しておりましたお悩み電話に加え、8月3日より教育政策課にいじめ相談電話を復活し、メールでのいじめ相談を開始しました。また、併せて小中学校6校に配置しておりましたいじめ相談ポストを、同じく8月3日より全小中学校に設置いたしました。この結果、10月31日までの3か月間に、相談電話は教育政策課に6件、児童相談課に1件、計10件、いじめ相談メー

ルは2件、学校への相談ポストへの投函は3件ございました。内容につきましては、幸い命にかかわるような重篤ないじめについての相談はございませんでしたが、教職員の目が届かないところでの事案の発生があり、学校の体制強化が必要であるところのご指摘もいただきました。また、いただいた内容については、学校と連携し、迅速に対応するよう努めたところでございます。

○嶋野浩一朗議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、3回目です。

いじめ問題ですけれども、教育委員会、学校、保護者、地域の信頼をもとに、オール摂津でこれからもいじめ撲滅を目指して頑張っていただきたいと思います。

最後に、教育長に本市から何としましてもいじめを撲滅する決意をいただいて質問を終わりたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 教育長。

○和島教育長 いじめ撲滅への考えということでございますけれども、このいじめ問題、大津市での事件以来、いじめ問題は本当に大きな社会問題となっております。そして、学校だけではなくて、教育委員会におけるいじめの兆候の把握や対応についても今回厳しく問われております。私は、改めて教育委員会や学校がいじめ問題に正面から向き合い、緊張感を持って組織的な取り組みを進めていかなければならないと強く感じているところでございます。

本市では、いじめは重大な人権侵害であり、根絶すべき教育課題であると考えております。そのためには、すべての教職員がいじめは絶対許さないという強い決意を持って、児童・生徒の出すシグナルを見落とすことのないように、日々、子どもたちを見守ることが必要であります。また、いじめが起こった場合には、いじめられた児

童・生徒の立場に立って、その悩みを真摯になって受けとめ、指導しなければなりません。そして、いじめの認知件数が多い少ないということではなくて、そのようなものにとらわれるのではなくて、常にいじめは発生し得るという危機意識を持たなければならぬと考えております。また、一方では、いじめの問題の解決のためには、家庭が極めて重要な役割を担うと考えております。そのためには家庭教育への支援も重要な課題であると認識いたしております。

私は、いじめ対策はもうこれで万全ということはないと考えております。いじめはどの学校にも、どの子どもにも起こり得るものであるという意識を常に持って、家庭や地域の皆さん方の力もお借りして、オール摂津でその未然防止・早期発見・的確な対応に努め、決して重篤な事態につなげることがないように取り組んでいかなければならないと考えております。そして、摂津の子どもたちが一人でもつらい思いをすることのないよう、今後一層の取り組みを進めてまいります。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 藤浦議員の質問が終わりました。

次に、安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 それでは、順位に従いまして質問を始めたいと思います。

一つ目は、中学校給食についてでございます。

3月末に教育委員会が大阪府に中学校給食実施計画を提出して以来、よりよい中学校給食を求める運動が急速に広がってきました。教育長や教育委員長、市長あてに自校調理全員喫食の中学校給食を求める署名が届けられたと思いますが、短い期間に1

万3, 389筆の署名が集まったと聞いています。また、7月に実施された市内3か所の説明会では、結論ありきの説明会だ、説明会の周知が不十分ではないか、また、デリバリー選択制に対する批判と、小学校と同じような形態を実施してほしいなど、保護者の多くの意見が出されました。その中で、改めて教育委員会として、中学校給食の実施方法については、デリバリー選択制が決定事項ではないということや、広く保護者に説明をし、意見を聞いていくことなどが述べられてきたと思います。こうした経過を経て実施されたのが9月のアンケートであり、今後、検討会議を立ち上げ、実施に向けた具体的な検討を行っていくというところが現在の到達点だと思います。

そこで、学校給食法に基づく中学校給食実施に向けた取り組みについて4点お聞きします。

1点目、アンケート調査の結果と、そこから何を読み取り、実施検討にどのように生かしていくのか。2点目、これから設置される検討会の位置付けと目的は何なのか。会議の傍聴や検討内容、資料の公開はなされるのか。3点目、教育委員会が進めようとしているデリバリー選択制のメリットに低コストというものがありますが、保護者負担が大き、冷たい、おいしくないなどというデリバリー選択制のデメリットの解消や、食の安全、食育推進をカバーできる中身になっているのか。4点目、デリバリー選択制という方式は、そもそも学校給食法に照らして学校給食と言えるのかどうか。以上、お答えください。

次に、通学路の安全対策についてお伺いいたします。

緊急合同点検の結果につきましては、午

前中の質疑で明らかにされましたので結構です。その上で幾つかお聞きしたいと思います。対策が必要な危険箇所が23か所、そして6か所が対応済みとのことでしたが、早急に対応できない危険箇所において、どのように通学の安全を確保しているのかお聞かせください。あらゆる方策を検討して安全対策を講じるべきだと思いますが、例えば、市道南別府鳥飼上線、ここは地域の方も見守っていただいているそうでありますが、淀川沿いの大変狭い道路、しかし、多くの通過車両が速度オーバーで走って大変危険です。かつて私も議会で対策を求めてきた経過もあります。道路の拡幅や歩道設置などは非常に困難な道路であります。車両通行どめの時間規制や速度規制があって、警察の取り締まり強化で一定事故を防ぐことができると思います。3省庁連携という今回の緊急合同点検、まさにそういった趣旨のことではないかと思いますが、教育委員会としてのお考えをお聞かせください。

また、より多くの大人の目で見守ったり安全運転を奨励するのに確認された危険箇所54か所、対策を必要としている27か所などを、学校と役所だけでなく児童・生徒、保護者、地域で危険箇所の共有化を図ることが大切だと思いますが、その点のお考えもお聞かせください。

続いて、児童センターを安威川以南に設置することについてでございます。

子どもが主人公の活動拠点として利用規模も満足度も大変高い児童センターは、昭和63年に第1児童センター開設以来、その後、第2、第3というように新たな設置はされないまま今に至っています。低未利用地や市営住宅跡地などを活用して、安威川以南でも子どもたちが利用できるよう設

置に向けて検討すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、市営鳥飼野々団地の跡地活用についてでございます。

今年3月末に廃止された市営鳥飼野々団地、解体作業も進み、今は更地になっています。その跡地は、南側半分については売却をし、残り半分は市有地として残し、公園の移設や、また午前中の議論にもありましたコミュニティセンターの建設候補地としてさまざまな検討を行っていくという答弁がありました。売却については、住宅が隣接する市有地の売却ということですから、その地域性などを考慮した売却でなければならないと思います。売却の条件やスケジュールについてお聞かせください。

また、残された市有地の活用については、先ほどのご答弁ではコミュニティセンターの建設候補地ということで検討されるが、鱈生野団地が優先されるということになりますと、残された市有地については当面更地のまま放置されるような形になるのか。大事な市有地であります。市民に有効的に活用できるような考えはないのかどうか、その点についてお聞かせいただきたいと思っております。

1回目は以上です。

○嶋野浩一郎議長 教育総務部長。

(登阪教育総務部長 登壇)

○登阪教育総務部長 学校給食法に基づく中学校給食の実施に向けた取り組みについてのご質問にお答えいたします。

まず、1番目のアンケート調査についてのご質問ですが、9月に小学校4年生から6年生の児童、中学生の3学年全員、公立小学校、中学校及び保育所、幼稚園の保護者を対象に実施いたしました。対象者数は1万978名で、回答者数8,913名、

回収率は81.2%でございました。

このアンケートの結果から、中学校での給食を方式にかかわらず望んでいる児童・生徒は2割程度に対し、保護者の方々の8割以上が中学校での給食実施を求めており、児童・生徒と保護者では大きな意見の相違が見られるとともに、中学生の保護者の方々は、小学生の保護者や保育所、幼稚園の保護者の方と比べますと、給食実施を求めている割合が低いことも伺えました。また、中学校での給食についての方式として、児童・生徒は、家から持参するお弁当、もしくは選択できるお弁当が8割を占めており、反対に保護者は、小学校と同様の給食が8割で、これについても児童・生徒と保護者との大きな意見の相違が見られました。

このアンケート結果につきましては、10月に各中学校区で開催しました説明会でいただいたご意見とともに、アンケートの自由記述なども含めて、児童・生徒や保護者が望んでいることを改めて整理し、今後開催いたします中学校給食検討委員会の検討資料といたします。今回のアンケート結果では、小学校と同様の給食を求める保護者が多いわけですが、一方で、改めて家庭弁当の教育的効用を確認することができ、家庭弁当の継続を求める保護者の声も大切にすべきものと考えております。

次に、2番目、検討会議についてのご質問ですが、目的といたしましては、これまでの教育委員会の検討内容を踏まえて考えております給食の方式などについてご意見をいただき、一定の方向性を示していただければと考えております。また、この会議につきましては、公開とするよう考えております。開催時期といたしましては、11月中旬から翌年1月初旬までを考えております。

次に、3番目、デリバリー選択制についてのご質問ですが、食材費について保護者負担としており、委託料の積算については、民間調理場を活用し、そこからの配送料、配膳員の人件費など、喫食率の高い低いにかかわらず最低限必要となる経費を積算しております。なお、給食を注文するシステム料につきましては、その注文するシステムの方法により大きく変動することから、積算の中には算入いたしておりませんが、利用の利便性等を考慮して検討してまいります。

また、現在検討しておりますデリバリー弁当の内容としましては、御飯や汁物などは温かいものを提供する試算となっております。デリバリー給食を生徒や保護者が求めているものとするため、他市で実施しているデリバリー給食を参考に、温かいものは温かく、冷たいものは冷たいように、おいしい給食を提供できるように検討してまいります。そのことによって一定の費用負担が出てくることもあり得ると考えております。

次に、4番目、学校給食法に照らして、あるべき学校給食についてのご質問ですが、学校給食は、法の趣旨、目的に沿って実施されるものであり、実施形態にかかわらず、望ましい食事の摂取を理解し、生徒みずから自分の食生活を管理できる能力を育成することが重要であると認識しております。学校給食法に照らしてということですが、市の栄養士が献立を作成し、食材の選定についても関与するよう考えており、コンビニ等で購入するお弁当とは違い、また、大阪府が今回の補助金で選択制も対象としておりますことから、学校給食法に基づく給食と位置付けられるものと認識しております。また、衛生管理につきまし

ては、国が定めている大量調理施設衛生管理マニュアルや学校給食衛生管理の基準に準じた施設・設備において調理業務等が衛生的にできる業者を選定するよう検討してまいります。

続きまして、通学路の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

合同点検を受けまして、予算措置が必要な箇所等は庁内で協議をしております。また、警察署、茨木土木事務所など関係機関にもそれぞれの管轄する事項を要望するなどの対応を考えております。また、一方で、学校から提出されました危険箇所の中には対策が困難な箇所もたくさん含まれております。物理的に対策が困難な箇所では、見守りによる安全確保も有効な方法として考えられます。ただ、多くの箇所を見守りに当たっては、人的な手法で対応するのであれば、行政と地域とが補完し合って実施していく体制が不可欠となってきます。そのためには、教育委員会からの依頼という形式ではなく、必要性を理解いただき、地域から自主的に協力していただけるような工夫が必要と考えております。

今回、合同点検を実施して、参加した各機関が児童・生徒の安全確保の方策について知恵を出し合って考えたことは大きな意義があると実感しており、今後、学校を中心として、PTAなど地域の方とも情報を共有する中で、通学路の安全についての意識を高め、ともに考えることが重要であると教育委員会としても認識しております。

鳥飼西小学校区における淀川近辺の通学路につきましては、以前からご指摘をいただいております。これまで関係機関と協議をしてきている箇所でございます。南別府鳥飼上線についてでございますが、議員ご指摘の箇所は午前7時から9時までと午後6

時から8時までの交通規制があり、許可車両以外は通行禁止になっております。本市といたしましては、通行する車両に対して看板を設置して周知を図っており、また、摂津警察署に対しても取り締まりの要望を行ってきているところでございます。児童・生徒の安全確保の観点から、今後も関係部署と連携し、引き続き要望等を行ってまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

(馬場教育次長 登壇)

○馬場教育次長 安威川以南に児童センターを設置することについてのご質問にお答えいたします。

児童センターは、子どもたちが遊びを通して自主性、創造性、社会性を身につける場として、また、乳幼児の親子が遊び、交流できる場として意義のある施設であると認識いたしております。本市におきましても、昭和63年に第1児童センターを開設以来、子どもたちに遊びやクラブ活動、行事などを通して心身の健康の増進を図るほか、異年齢、他校区の友達とふれあいや助け合う心がはぐくめるように努めております。また、就学前の親子を対象に親子教室を実施するほか、絵本の貸し出しや読み聞かせ会を行い、地域の子育て家庭への支援にも努めているところでございます。

しかし、第1児童センターの立地上、利用される方については、摂津小学校、味舌小学校、三宅柳田小学校の児童を中心とした安威川以北地域の方が大多数を占めているのが現状でございます。次世代育成支援後期行動計画では、安威川以南地域の児童の安全な遊び場、自主的活動の場として、公共施設を活用した児童館機能の整備を検討することとしておりますが、単独の施設整備は財政的にも困難なことから、平成2

3年度より、第1児童センターが有するニュースポーツ用品の貸し出しや、要望のあった地域に職員が出向いて児童センターの取り組みを紹介する移動児童館の活動を始めております。

現在、本市では、安威川以南地域でのコミュニティ施設を建設する計画がございますが、児童センターについても、乳幼児の親子や子どもたちの安全で安心な居場所であると同時に、地域のさまざまな年齢や世代の人たち、また多くのボランティアの方々に支えられている施設もあることから、コミュニティ施設機能の一つとして設置することができないか、関係各課と協議・検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 解体後の団地用地の一部売却について、どのような内容で売却するのか、また、スケジュールについてのご質問にお答えいたします。

現在、市営野々団地は、地元住民のご理解のもと、解体工事は平成24年8月8日より着手をいたし、平成24年12月14日、工事完了の予定となっております。市営鳥飼野々団地跡地の一部売却は、一定の周知期間を置き、年度内にと考えております。また、市営鳥飼野々団地の売却内容でございますが、一団の土地であり、一定条件について検討してまいります。

次に、売却後の残地についての有効利用でございますが、今後の事業計画や本市の財政状況などを勘案しながら関係部局で調整してまいります。

○嶋野浩一朗議長 暫時休憩します。

(午後3時 5分 休憩)

(午後3時35分 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

安藤議員。

○安藤薫議員 2回目の質問をいたします。

中学校給食でございます。保護者、子どもの意見を聞くということでアンケートをとられた。中身についてはいろいろ不十分な点があるなど私はと思いますが、さまざまな意見を聞く姿勢ということについては評価をしたいと思います。ここから何を読み取って中学校給食に生かしていくのか、これは、学校給食法という法律に基づいて教育委員会がきちんとした議論をするべきではないかなというふうに思うわけです。

そこで、2回目についても4点質問をしたいと思います。

まず、アンケート調査をされました。その結果を受けて検討会議を行い、検討の結果、当然その結果によっては、今、教育委員会が進めようとしているデリバリー選択制の変更もあり得るとすることも選択肢にあると思いますけども、その点について最初に確認をしたいと思います。

二つ目、デリバリー選択制を、今、教育委員会は進めようとしています。なぜデリバリー選択制なのか。小学校と同じような全員給食、自校調理については、既に多くの子どもたちや市内の保護者の皆さんは経験済みでありますから、小学校の給食に対して大変信頼感を寄せておられるという点で、小学校と同じような給食を中学生にも提供してほしいと思うのは、これは当然の結果だというふうに思うわけですが、それでも教育委員会がデリバリー選択制を進めようとしているその理由をお聞きしたいと思うんですね。

スクールランチ、業者あっせん弁当、選択制、こういった形で中学校給食を実施してきた8自治体、その中で、今回の見直し

で6自治体がその業者あつせんであるとかスクールランチの選択制を見直しています。高槻市は親子形式の全員給食、箕面市は自校調理の全員、柏原市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、こちらはセンター形式で全員給食へと変更しています。また、大阪市も橋下市長が来年度から全員給食へ、また、低所得世帯に対して就学援助も活用して給食費の半額補助をしていくという考えも示されています。どこの自治体も、やっぱり選択制やデリバリー制は注文率が大変低い、業者の撤退などもある、こんな問題もあって見直しを凶らざるを得なくなったということだと思います。

先ほど、デリバリー選択制のデメリットの部分についても、他市を参考にしながら、温かいものは温かく、冷たいものは冷たいって、当たり前なんですけれども、そのように検討していくということでありましたが、それぞれ見直しをした個々の自治体も同じような検討をして、結局だめだったということだと思うんですね。先進市に学ぶということでもありますけれども、一体どこの自治体のどこをどのように学ぼうとしておられるのかお聞かせください。お手本がなければ、教育委員会としてどんなふうに安全・安心、そして学校給食法に基づいた給食をデリバリー選択制でやれるとお考えなのか聞かせていただきたいと思います。

三つ目に、デリバリー選択制のコストについてちょっとお聞きしたいと思います。年間で2,200万円ほどが維持経費費用だということで資料にも示されております。ここには予約システム費用が入っていません。それから、先ほどご答弁がありましたように、改善のための追加費用も、これからどのぐらいかかるかわかりませんが、必要だというふうにおっしゃっています。デ

リバリー選択制のメリットは低コストだとおっしゃっているわけですから、デメリットの解消であるとか利便性の確保のための費用もしっかり盛り込んで検討会では検討をしていく必要があると思いますけれども、その辺の積算についてもう一度ご答弁をいただきたいと思います。

新聞報道にありましたけれども、大阪市では業者選定で厳しい安全基準を設けながら、業者選定の入札では価格のみで選んだばかりに、選ばれた五つの業者すべてが衛生管理基準を満たせないというような事態になったと。そのうち1者は、とても設備投資ができないので辞退させてくれというような事態が起きているわけで、その中身について、いい中身をやればやろうとするほど価格との問題、低コストというメリットが沈んでいくという可能性があるわけですが、その点のお考えをお聞かせいただきたい。併せて、2,223万円ですね。喫食率1%でも50%でも経費は同じなんです。扶助費でない選択制の給食で、税金の使い方として公平性の面から一定どうお考えなのかお聞かせください。

四つ目は、教育基本法という法に照らしてのことです。学校給食法に基づく給食というのを、大阪府の補助対象になるから学校給食法に基づいているんだというような議論は、ちょっと情けない議論じゃないかなと思うんですね。学校給食法の理念や目標に照らしてどうなのか、その中でうたわれている学校実施基準、そこの中には義務教育学校に在籍しているすべての子どもに実施するものが学校給食だと言われているんですね。学校給食衛生管理基準、また学校給食摂取基準というものもあって、一つ一つ細かな基準をクリアしていきながら、子どもたちの成長、栄養、健康、そし

て食育に適したことを学校給食を通してやっていくというのが学校給食だということですので、法に基づいた給食という点からいくと、デリバリー選択制は非常に限られた人、希望者だけ、しかも就学援助金制度が使えませんから、最初から注文ができない、排除されてしまう子どもたちが生まれるという点からいっても、学校給食法とおっしゃいましたけども、とてもそう言えないと思うんですけども、その点についてお聞かせください。

次に、通学路については、ぜひ横断的に連携をとって安全対策を進めていただきたいと思います。またやりたいと思います。

児童センターにつきましても、コミュニティセンターの構想の中にぜひ盛り込むことも含めて、それから、子どもの大事な拠点、やっぱり拠点があることが大事だと思いますので、その拠点づくりに向けてネットワークの構築や、第1児童センターの特質をしっかりと生かして安威川以南に設置できるような検討を続けていっていただきたいというふうに思います。

それから、市営住宅の跡地、売却についてでありますけども、公園のすぐ隣接地、公園も売却対象になっていますが、公園が売却された後、その活用方法によっては、その近隣の住宅の方々の住環境が大きく変わる可能性があります。売却条件を決めるときに住民の皆さんの声をしっかりと生かしていくという、そういう仕組みが必要だと思いますが、その点についてお聞かせください。

2回目を終わります。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 それでは、中学校給食に係ります5点だったかと思いますが、質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、1回目のご答弁で申し上げましたように、今回のアンケート調査の結果につきまして、予定しております検討委員会のほうに資料として提供してまいりたいと思っております。先ほどの答弁でも申し上げましたように、教育委員会といたしましては、これまでの検討結果といたしまして、デリバリー選択制という形で考えておりますので、基本的には教育委員会の考え方につきましても、検討委員会の中で事務局の考え方としましてご意見を申し上げる中で一定の方向性を出していただきたいなというふうに考えております。

続きまして、なぜデリバリー選択制なのかということでございますけれども、大きく分けまして、中学生のお昼につきましては、現状といたしまして、いろんなご事情があってお弁当を持参できないような生徒、ご家庭、それから、アンケート結果でも出ておりますけれども、お弁当は持ってきているけれども、日ごろの栄養等について非常に不安を持っておられる保護者の方、それから、そういったことも含めて十分配慮をして子どもに愛情を込めたお弁当をつくっていますよという、そういったご家庭、いろんなご家庭があるかと思えますし、それぞれのご家庭によって、やはりお昼の給食に対する考え方、求めるもの等が違ってくるというふうに考えております。

そういった中で、やはり子どもたちの意見、それから、いろんな記述を見ておりますと、やはり保護者の方にお弁当をつくらしてほしい、あるいはつくってもらっていることに対して非常に感謝をした言葉とか、あるいは保護者のほうからも、お弁当をつくることによって子どもとのコミュニケーションができて、あるいは子どもの体

調の状況等も把握できるということで、お弁当の教育的効用についても数多くの意見が寄せられているということでございますので、こうした特に家庭教育の重要性等が言われる中で、やはりお弁当の効用というものは捨てがたく、そういった皆さん方の意見を集約する中では、デリバリーの選択制というのが一つ妥当な選択ではないかなというふうに考えております。

それから、高槻市、箕面市等、これまで選択制を実施されたり考えておられたところが、自校方式なり、あるいは親子方式等へ変更されているような状況があるのではないかとということでお問いでございますけれども、我々もそういった市の状況につきまして事務レベルでいろいろお聞きをしております。確かに喫食率の問題等、あるいは業者の確保等の問題はあるかと思いますが、どちらかといいますと、そういった問題よりも、それぞれの市におきまして、いろいろな事情があるのではないかとというふうに考えております。ただ、もちろん喫食率の問題、業者の確保の問題については大きな問題というふうに考えております。

ただ、喫食率の問題につきましても、当然全体として何%であるかというのは非常に大きな問題ではございますが、先ほど申し上げましたように、やはりさまざまな家庭がございますので、お弁当を持参できないような家庭がもし選択制を実施した場合、どのような形で利用していただけるのか、あるいは、毎日持ってきているけれども栄養の偏り等を気にかけておられるご家庭がどういった形で利用していただけるのか、そのあたりの状況が非常に重要だなというふうに思っておりますし、そういったそれぞれの家庭に対するアプローチは大切でありますし、そのもとにおいて喫食率の高ま

りというのも期待できるのではないかと考えております。

また、業者の確保につきましても、単価ごとの契約では非常に業者にとっては厳しい条件になると思っておりますので、先ほどもご質問にありましたけれども、やはり喫食率の一定の高い低いにかかわらず、必要な配膳員の確保、あるいは車の確保、そういったものを保障することによって業者の確保はできてくるのではないかなというふうに考えております。

それから、コストの問題でございますけれども、現在、答弁を申し上げましたように、基本的には今、主食と汁物については温かいものを提供できるという形の中で経費を計算しておりますけれども、先ほどもありましたシステムの問題で、より利便性を高めるようなシステムにしていく場合について、あるいは副食も含めた温かさ等を追求していく場合につきましては、当然コストが増えていくということは想定されます。このあたりにつきましても、今度の検討委員会でどこまで具体的な形で資料を提供できるかわかりませんが、一定の検討をしてみたいというふうに思っております。

それから、今申し上げましたように、喫食率が低いにもかかわらず税金を投入するという、特に業者の確保をする上で一定の投入をすることについての是非、公平性の観点からの是非というご質問でございますけれども、先ほど申し上げましたような業者の確保の問題と、その公平性の観点、このあたりのバランスについては十分に考えて今後検討してみたいというふうに思っております。

また、一方で、説明会でのご意見の中でもそういった公平性の問題について言及さ

れておりますけども、一方の保護者からは、やはりお弁当をつくりたい、お弁当について教育的な効用を考えておられる保護者からしますと、そういった声もたくさんある中で全員喫食等をするということについて、一方で公平性についても問題が提起されているということも事実でございます。

それから、衛生管理の関係で学校実施基準等がございます。学校給食法につきましては昭和29年に制定されております。当時の国民の食生活の状況をかながみたととき、やはり学校給食につきましては、当時としては基本的には自校方式なり、あるいはセンター方式の全員喫食というのが基本的な考え方ではなかったかなというふうに思います。しかし、その後、食生活が大きく改善される一方、児童・生徒や家庭をめぐる状況が変わり、食に対する考え方も多様化する中で、さまざまな事情で中学校給食をおくられて実施することとなった市町村につきましては、デリバリー方式や選択制で実施するところも増えてきております。国、文部科学省が毎年度発表しております学校給食実施状況等調査の結果におきましても、単独調理場方式、共同調理場方式に加えてその他の調理方式とあり、この中に民間調理場活用方式としてデリバリー方式も含まれていることから、国におきましてもデリバリー方式は学校給食の一方式と認められているものと考えております。中学校の方式の決定に当たりましては、先ほど申し上げましたような地域の事情に応じて各市町村の判断にゆだねられているものと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○有山総務部長 短期的な利用については総務部が所管しておりますので、短期的な部

分だけお答えをさせていただきます。

売却の残地についてでございますが、当然、現実に集会所があり広場があるという状況でございますので、地元のご理解を得られるような形での跡地利用について考えていきたいと考えております。（「議事進行」と安藤薫議員呼ぶ）

○嶋野浩一朗議長 安藤議員。

○安藤薫議員 給食についてですが、部長のほうからご答弁をいただいたんですけども、最初にアンケートの結果を受けて、検討会の議論の結果次第では、これまでのデリバリー選択制という方法の変更も当然あり得ますよね、その確認をさせていただきということでご質問させていただきましたので、その点を確認していただきたいのと、それから、法に照らしての問題ですが、保護者アンケートの結果に逃げないでください。それから、学校給食法の中身、衛生基準、管理基準や学校実施基準の中身に照らしてどうかというふうに聞いていますので、その中身の中で今やろうとしているデリバリー選択制との不一致があるのかどうなのかということを知っています。ほかをやっているからできているんだということではありませんので、その点をお願いします。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

○登坂教育総務部長 今回の考えております検討委員会につきましては、先ほど申し上げましたように、教育委員会事務局としての考え方も当然申し上げた中で議論をしていくということで、そういった今までの一定の議論も踏まえた上で検討をしていただき、一定の方向性を出していくということでございますので、当然初めから結論ありきという形で議論していただくわけではございませんので、その点ご理解をいただきたいと思っております。

それから、学校給食法に基づいてということでございます。この法律の目的、それから学校給食の目標ということで第1条、第2条に定められております。これをどのように読むか、そして、これを実際の学校給食、例えば今おっしゃっておりますデリバリー方式の中で実際どのような形でこれを実現していくのかについては、確かに課題だというふうに考えておりますけれども、先ほど申し上げましたように、国においても、これは学校給食ということでデリバリー方式についても認められているということでございますので、私どもは十分にこの掲げられております学校給食の目的、あるいは目標に沿ってデリバリー方式の選択制においても学校給食を実施していけるというふうに考えております。（「議事進行」と安藤薫議員呼ぶ）

○嶋野浩一朗議長 安藤議員。

○安藤薫議員 非常に回りくどい言い方なので、端的に言っていただきたいんですが、変更の可能性があるということよろしいんですか。

○嶋野浩一朗議長 教育長。

○和島教育長 これまで教育委員会で説明してきましたのは、やはり最初にこの中学校給食を制度設計していくときに、今言われていますような自校方式、あるいはセンター方式、そしてデリバリー方式、この三つの方式について十分今まで議論をしてきました。そして、その中で今回デリバリー選択制という方式を導き出して、府のほうにもそのように計画を上げております。ただ、その中で、このデリバリー選択制の中でいろんな疑問な点とかそういうものがあれば、その検討委員会の中で委員の方からもご意見をいただきたいと思っておりますけれども、私は、今ここで議員のほうから要望さ

れておりますような、この検討委員会の中で自校方式に変わるということはないと考えています。このデリバリー選択制をどういうふうにしていくのかということがその議論だと思っています。

それと、もう1点併せて、例えばこのアンケート調査についても、これからかなり分析していかなければなりません。これをどう、先ほどの質問の中で言われておりますけれども、例えば保護者の方が小学校と同じ給食と答えた理由は何ですかといえ、一番多いのが、68%が栄養バランスがとれているからと答えておられます。私たちは、学校、教育委員会の栄養士が献立を立てて、きちんと栄養のバランスがとれる給食をつくっていくと、そういうことです。二つ目に多いのは、例えば温かい給食がよいかからというのが次に15%、これについても先ほど答弁いたしておりますように、温かいものは温かく食べられるように、そして冷えたものは冷えたままで食べられるようにというようなそういう工夫を、やっぱり子どもたちにおいしい給食をこの方式の中でも提供していけるように、私たちはそのことも考えて、今、実施に向けて準備をしているわけです。ですから、最初のご質問にありましたように、今、ここの検討委員会の中でもとに戻るということは私は全く考えておりません。

以上です。（「議事進行」と安藤薫議員呼ぶ）

○嶋野浩一朗議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ちょっと部長のニュアンスと教育長の言い切りと違いますが、それははっきりきちんとしてください。教育委員会の考え方とは何なのか、保護者のアンケートはアンケートで、参考の意見ですよ。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長が結論あり

きの会議ではないというような答弁もされておられますので、もう一度整理をしていただきまして、教育長から明確にご答弁をいただきたいと思ひます。よろしいですか。

(発言する者あり)

○嶋野浩一朗議長 この場で暫時休憩します。

(午後3時57分 休憩)

(午後4時19分 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

それでは、教育長答弁。

○和島教育長 中学校給食検討委員会の議論の中でデリバリ一選択制の変更はあり得るのかというご質問に対しまして、改めてご答弁を申し上げます。

中学校給食検討委員会の中で現在提案いたしてありますデリバリ一選択制について、重大な問題点が出てきた場合には、この方式について改めて検討することもあると、そのように考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 安藤議員。

○安藤薫議員 検討会では、学校給食法に基づいて学校給食とはどうあるべきか、本質的な論議を開かれた場で行われることを強く期待して、摂津の子どもたちに豊かな給食をつくってあげられるようにしていただきたいと希望します。

終わります。(発言終了のブザー音鳴る)

○嶋野浩一朗議長 安藤議員の質問が終わりました。

次に、柴田議員。

(柴田繁勝議員 登壇)

○柴田繁勝議員 それでは、順位に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、9月16日、3期目の当選をなさいました森山市長に引き続いてまた

かじ取りをしていただくことになりまされども、摂津市民が求めておりますこれからのまちづくり、ひとつよろしくお願ひをいたしまして質問に入りたいと思ひます。

項目であげてあります質問は、まず一つ目は、都市整備と文化財保護ということでお尋ねをいたしてあります。吹田操車場跡地活用についてと。この吹田操車場がいよいよ起動してきて、跡地がどのようなのかというのは市民多くの皆さんの関心の的であります。

そこで一つ、将来を見通した摂津市のまちづくりについてという観点から、いよいよ我々はあの地域に防災公園をつくりまされ。この完成と、この防災公園と、そしてまた、ふだんには一般の公園として使うということも必要ではないかと思ひんですが、その整合性を図りながらどのような防災公園の運営・運用をしていかれるのか、まずもってお聞きしたいと思ひます。

そしてまた、この防災公園の周辺には、文化財保全ということについて、ご承知のように弥生時代の住居などが出てまいりまして、摂津市にも大きな文化財が出てまいりました。明和池遺跡の文化財は市民の多くの皆さんの関心の的であり、また、この文化財の遺跡を発掘されたところを公開されて、市民の皆さんからも大変喜んでおられるといますか、こういうものが摂津市にもあるんですねというようなご意見もいただいております。

そこで、私は、この防災公園をこの際つくられるときに、この周辺にこの防災公園と併設して、文化財の遺跡に上がってきたいろいろなものを展示するようなパネルだとか、また、その展示物を置けるようなものを含めた場所をつくるというお考えはないかということをお聞きしたいと思ひます。

いと思います。

2番目は、この地域もいよいよ正雀下水処理場の閉鎖ということで、それと摂津市のクリーンセンターとの関連についてということですが、これにつきましては、先般の建設協議会の中での説明されて、多くの皆さんからご質問もされておりますので、大体の流れは把握いたしております。なぜここで私がきょう聞くかということですが、実は、この近隣の会社、そしてまた労働組合のほうから、一体この正雀処理場はどうなるんですかと、なかなか伝わってきませんのやと、こういうことなので先般質問を受けました。そして、もう一つは、このクリーンセンターを処理してもらうためには、どうしても尿処理と下水汚泥の処理が要りますが、その処理をA地区とB地区に分けてお願いをするというようなことを聞いております。実は、このA地区の議員から、摂津市のほうの考え方はどうなんですかと、いよいようちのほうは具体的に前へ進めるような方向に行っておりますというような話だった。それ以上詳しいことは聞きませんでしたけれども、それはありがたいことですと、摂津市もそういう受け皿をつくっていただけるような地域、また施設があれば一番ありがたいですと、よろしくお願ひしますということをお願いしたので、この2点がありましたので今回質問に出させていただきましたので、ひとつよろしくご答弁のほどをお願いいたします。

それから、次に教育行政につきましてですけれども、文化振興に関する市の取り組み方、そして市の役割について、このことにつきましては、うちは文化振興条例をつくって、今、大きく文化に対する取り組みが行われております。第6集会所なども文化財としての位置付けや、その他多くの文

化に対する考え方は出ておりますけれども、我々も文化の一翼を担っていると言うたら少しオーバーになりますけれども、その中で何とかしていこうというときに、どうも我々のやっていることと、市がもう少し積極的に前向きに取り組みをしてもらわないかんというところに若干ギャップがあるのではないかなというふうに感じているわけです。この細かいことはヒアリングの中で十分話をしてありますので、ひとつその辺の今後の見通しについてお知らせをしていただきたいというふうに思います。

これで1回目の質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 都市整備部長。

(吉田都市整備部長 登壇)

○吉田都市整備部長 都市整備と文化財保護、吹田操車場跡地活用についての将来を見通した摂津市域のまちづくりでの防災公園の今後の有効活用についてのご質問にお答えさせていただきます。

防災公園、(仮称)千里丘公園につきましては、地震などの災害発生時に、市民の皆様が一時的に避難できる一次避難地の機能を有する都市公園として整備を行っております。公園整備を進めるに当たりましては、まず、平成20年度に公園づくりワークショップを合計5回開催いたしており、住民の方々の意見を反映した公園整備に係るゾーニングのイメージプランを作成いたしてまいりました。作成したプランでは、災害時には一次避難地となる多目的広場や災害時の物資などを保管する備蓄倉庫、防災用トイレ、耐震性貯水槽、炊き出しベンチなど、施設を設けることといたしております。平成23年5月に公園整備プランの地元報告会も開催してまいっております。そのプランをもとに、昨年度、実施設計を行い、現在は基盤整備工事を行っている

ころでございます。

防災機能を持った公園でございますが、ふだんは一般的な公園として利用されますことから、さらなる活用方法につきましても、いろいろな角度から有効に使ってもらえる付加価値のある仕組みづくりも検討が必要というふうに考えておりますので、今後もさまざまなご意見を伺ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 都市整備と文化財保護、吹田操車場跡地の活用のうち、防災公園の完成と周辺文化財の保全についてのご質問にお答えいたします。

明和池遺跡は、吹田操車場跡地の開発に伴いまして、平成22年から本格的な発掘調査を行っており、弥生時代から平安時代にかけての住居跡や土器が発見されております。また、本市有形文化財として指定されました土馬も同遺跡から出土いたしております。このように明和池遺跡は地域の歴史と文化に根差した歴史的遺産でありますことから、後世に伝承することは大変重要なことであると考えており、現地公開や出土遺物の展示会等の文化財啓発活動を行っておりますが、議員ご質問の吹田操車場跡地に整備される防災機能を有した公園につきましては、防災対策上の制約があることから新たな施設の設置は難しく、また、建築予定の備蓄倉庫などへ出土した遺物等を展示することにつきましても、構造上スペースを確保することは難しいものと考えております。

続きまして、文化振興に対する市の取り組み、市の役割についてのご質問にお答えいたします。

本市の文化振興につきましては、摂津市文化振興条例に基づき摂津市文化振興計画を策定し、総合的かつ計画的な文化振興の推進を図っております。文化振興条例では、市の責務として市民及び地域団体等と協力して文化振興計画に策定された施策を実施するものとされ、芸術文化の振興については必要な措置を講ずるよう努めるものとされております。また、地域団体は、その事業を通じて自主的かつ主体的に文化を振興する役割を果たすよう努めるものとされております。芸術文化につきましては、市民芸能文化祭、美術展、演劇祭などの市主催事業を文化連盟、美術協会、演劇協会に委託し実施いただいております。また、音楽連盟はじめ文化関係団体では、その他にも多くの自主事業を展開されるなど本市の文化振興を担っていただいております。

このように、市主催事業でありましても、芸能文化祭等の芸術文化事業につきましては、見識、技能に秀でた各団体に委託し、主体的に実施していただくことが本市の芸術文化の発展に寄与するものと考えております。今後も市民及び地域団体等と協力して文化振興に取り組むことは市の責務であり、芸能文化につきましても、お互いの責務、役割を認識し、各種文化事業の充実に向けてイベントのPR活動など積極的に取り組んでまいります。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 正雀下水処理場の閉鎖とクリーンセンター問題との関連についてのご質問にお答えいたします。

正雀下水処理場の機能停止後のし尿などの処理につきましては、先日の建設常任委員協議会におきまして、現在、近隣のA、B両自治体で協力願える方向である旨、ご

報告させていただきました。さらに、吹田市とは費用の応分負担について協議いたしており、いまだ合意に至っておらないことから、引き続き協議していく旨、ご説明いたしました。その協議結果にかかわらず、本市といたしましては、A、B両自治体に正式に申し入れを行い、また、両自治体におきまして、し尿などの受け入れに向けご尽力いただいている中、本市と吹田市との問題を理由にA、B両自治体へお願いするという方針を変更することはできないものと考えているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 柴田議員。

○柴田繁勝議員 それじゃ、1回目、答弁をいただきましたので、整理できるところはしたいと思います。

まず、防災公園ですけれども、私は、せっかくなので、防災のときは言うまでもなくこの公園を最高に活用できるものでなければいけないと思いますが、ふだんは、この公園を中心にして、やっぱり市民の憩いの場であるというようなことから、この公園の活用というものは大いに市民から期待されているところでありますし、今後のまちづくりにも大きく寄与するものであらうと、こういうふうに思いますので、このことにつきましては、ひとつ都市整備部のほうで十分考えて、やっぱりあの公園ができてよかったな、やっぱり一つあれば摂津市の目玉やでと、こういうふうな市民評価をいただけるようによろしく願いしておきます。これは要望にしておきます。

それから、文化財のほうですけれども、文化財は、当初、私らの耳に入っているのは、あんなすばらしいもんができたんやさかい、あのまま保存して吉野ヶ里遺跡みたいに摂津市の明和池遺跡を市民に見せたらどうや、多くの者に見てもうたらどうやと

というようなことを言う人もあるんですよ。別にこれはオーバーに言うているわけやないんですけどね。しかし、いろいろ考えてみて、あの現状の中で、今後の開発の中では、やっぱり記録保存だとかいろいろなことに限られてしまうのかなというふうに思いますし、ちょっと残念にも思うんですけども、せっかくあれだけのところにあれだけの遺跡類が、いろいろな貴重なものが出たんですから、できれば本当はあそこの防災公園と併設して何か展示室のようなものをつくっていただきたい。今、鳥飼まで行くんですよ。それはマニアの人とかそのことに興味のある人は行きますけど、なかなかあそこで出たものを向こうまで見に行くというのは大変なことなんです。だから、できれば、そこができないとしても、あの周辺に、ここからこういうものが出ていますよと、だから教育委員会としては将来こういうふうに考えていますよと、市民の皆さん、ひとつよろしく願います、勉強してくださいよと、こういうようなPRできるというのか、皆さんに発信できるようなものをつくっていく考えがないのかということ、これはひとつ教育委員会にお尋ねしてみたいと思います。そういう取り組みができないかどうか。

それから、次に、正雀処理場の問題と、それからクリーンセンターの問題ですね。私は過去から、やはりうちのクリーンセンターが、正雀処理場がなくなったときの処理方法としては、新設をしたり、これから大きなお金をかけてつくるよりも、今持っていたいただいているところに投入をさせていただけるようなご協力を仰いでいくと、このことが一番大事だろうと。というのは、いずれこれはなくなっていく施設ですから、そういうところが受け皿があればというこ

とで考えておりました。今回、A地区とB地区が積極的にそれを受け入れようというお考えを示されているというふうに聞いておりますので、それならば早くこちらの意思も伝えていかなければならないのではないのかなと。先般、Aのほうで会いましたら、どうやら地元のほうの説明もというようなことを言うてはりましたので、そこまで受け皿をつくってくれているということになれば、摂津市としてのやっぱり考え方も明確にあらわしていかないかんでしょう。そうなれば、吹田市と正雀処理場に対しては、もう直接関係がなくなってくるわけですね。

しかし、私は、今回このことを質問するのに、昭和54年の阪本議長のときに増設反対請願が出たときの資料がありましたので、あんまり読まんのですけど、今回だけは細こう読ませていただきました。そして、協議会でも出ていますように覚書なんかもずっと出ています。この当時は、一番最初は37年ですから、もう50年になりますけど、あのときの摂津市、三島町の言い方というのは、もっと強硬に言うていますよ。お願いじゃなくて、こうしなさい、ああしなさい、こうしてくださいって。それはできるだけのことを大阪府はしますというふうにこの中で述べていますよ。そして、50年間、地域は非常に苦しい思いをして、今回やっと施設がいろいろな事情、発展的な状態の中で解消されていくということです。

ただ、あれは休止するけれども、依然としてどうなるんでしょうかという悩みも出てくるわけですから、周囲の住民としては、あれが本当の更地になって、すばらしいものになってほしいと考えていると思うんですね。その辺のこともありますので、私

は、一つはやっぱり受け皿のあるところで受けていただくということも大事ですが、こういう過去の経緯をもっともっと吹田市にも訴えて、今後の課題、これをやっぱりもっと摂津市は自信を持って、自信といいますか力強いものを持って述べていく必要があるのではないかなというふうに思っております。しかし、これも大変難しいことで、この後、ちょっと話を聞いてみますと、大阪府のほうの流域下水道がどうなっていくのか、受けてくれるのかどうかということもありますでしょうし、その辺も含めて私はぜひ吹田市に力強くもつこのことを関係する方々は訴えてほしいと思うんですが、これについて何かお考えがあれば述べていただければありがたいと思います。

それから、3点目の文化振興のことですけれども、文化振興は、うちも条例をつくりまして、いろいろとそれは10年前に比べたら、かなりの市民文化というのは向上しているということは目に見えるものがあります。しかし、時には委託におんぶにだっこになってしまって、本来の市が負わなければならない、もう少し市が積極的に前へ出ていかなきゃならんということが置き去りにされているというのか、少し後退しているのではないかな、こういうことも思います。これを具体的にあれだこれだと、きょうここでは申し上げませんが、私もそういうことをたくさん皆さんからお小言といいますか質問を受けながら、きょうはひとつ将来に向かって、いい意味で車の両輪のように動いているわけですね。

我々はいつも言うんです。つり鐘の鐘はやはり大きくしていい音色の出るものをつくらないかと。そやけど、これをたたく撞木もしっかりしてもらわないと、つり鐘の鐘と撞木の関係で大きく響いていくわけ

ですから、この役割分担をやっぱりやってもらわないかなのじゃないのかなというふうには、ちょっと抽象的な言い方ですけど思っているわけです。

そういうことで、今後やっぱりこの文化振興に関しても、まだまだ市民にも受け皿はあるでしょうし、また、市の積極的な取り組みの中では、もっともっと他市にも、いや、日本中にでも発信できるものがあると思いますので、その辺の取り組みをよろしくお願ひしたいというふうに、これはお願ひにしておきたいと思ひます。

これで2回目の質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 明和池遺跡から出土いたしました遺物等を防災公園に展示し、後世に伝えることにつきまして、ご答弁いたします。

今後、整備されます防災公園を訪れた利用者が、明和池遺跡を知ることで古代の暮らしぶりを想像し、その地域の歴史に思いをはせることは、郷土愛をはぐくみ、本市の歴史を後世に伝える上で意義深いものと考えております。文化財保護啓発の観点から、本市の歴史物遺産であるこの明和池遺跡を後世に伝承するため、同遺跡についての説明板等、何らかのモニュメントは設置する必要があると考えており、今後、関係部署と協議を行ってまいります。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 それでは、正雀下水処理場とクリーンセンターの関係につきまして、先ほどご答弁申し上げましたように、区別して申し上げますと、クリーンセンターに今現在集まっておりますのは、本市におけます生のし尿及び浄化槽の汚泥が集まっております、これが正雀下水道処理場におきまして処理されているということで

ございます。ですが、今現在協議しておる内容といたしましては、正雀下水処理場の機能の停止、予定ではございますけれども、来年の9月末をもって機能停止を行いたいということ、これにつきましては、吹田市のほうが流域下水道に移行できるかどうかという協議を今現在進めておられることと、下水処理場といいますのは都市計画施設でございますので、今現在行われておりますのは、その都市計画手続きの廃止に向けての手続き中であると、こう聞いております。ですが、そういうふうなことに左右されていきますと、なかなか決まっていけないということがございますので、本市の生のし尿及び浄化槽汚泥につきましては、来年の9月末をもちまして、もう正雀処理場には送らないということ。ということは、10月1日からはA、B両自治体に持っていきたいと、こういうことだけはもう進めていこうと。これが、先ほど私が申し上げました、吹田市がどうこうあろうと変更することはできない旨ということが答弁申し上げた内容でございます。

ということは、そしたら、私のほうで把握しておるのはそういうようなことでございまして、正雀処理場の手続き論が都市計画法の廃止等々について行われていくということになるならば、予定といたしまして聞いておるのは、来年の10月1日以降ということは聞いておりますけれども、まだこれは決定事項ではございませんので、どういうふうなことになるのかというのが今現在知り得る情報でございます。ということになりますので、その後、いつごろから撤去されて、その後どういうふうにご利用されてどう進んでいくかということにつきましても、本市のまちづくりと吹田市のまちづくりとの連携をもって進めていこうとい

うことについては、今現在聞いておるような内容でございます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 柴田議員。

○柴田繁勝議員 もう1分しかありませんので、最後のこの一つだけに絞って要望します。

今、部長からおっしゃっていただいたように、この問題は大変悩ましい問題で、いろいろとご苦労のある問題だと思います。また、相手市のある問題でもありますし、これから先、いろいろな交渉にご苦労なされると思いますので、またこれは建設常任委員会や、そしてまた協議会の中でも十分議論されることと思いますので、私はそちらのほうに十分な議論をしていただきたいというふうに思います。

それから、ただ、ここでお願いしたいことは、私は今、地域の会社のことを言いましたが、地域住民、地域自治会、いろいろな人が本当にあの処理場がどうなるのやろうということが十分わかり切れてないという側面もあるわけですから、これからは逐一その方向が、十分まだ話もできないうちからべらべらというわけにはいきませんが、具体的なことになりましたら、少なくとも50年間、いろいろな形の中で地域協力もあって吹田市のあの施設が存続したわけですから、それはやっぱり今後の課題として十分説明をして、将来はこうなりますよということを説明するのが道ではないのかなというふうに思いますので、そういうときには地域にも十分な説明をしてもらいたい、またしてほしいということを最後にお願ひし、要望とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○嶋野浩一朗議長 柴田議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時47分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 嶋野 浩一朗

摂津市議会議員 三宅 秀明

摂津市議会議員 上村 高義

摂津市議会継続会会議録

平成24年11月5日

(第3日)

平成24年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成24年11月5日(月曜日)
午前10時 開議場
摂津市議会

1 出席議員 (22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平博
21 番	安藤薫	22 番	野口博

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長兼 会計管理者	乾富治
総務部長	有山泉	生活環境部長	杉本正彦
保健福祉部長	福永富美子	都市整備部長	吉田和生
土木下水道部長	藤井義己	教育委員会 教育次長兼 次世代育成部長	馬場博
教育委員会 教育総務部長	登阪弘	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
水道部長	宮川茂行	消防長	北居一

1 出席した議会事務局職員

事務局長	寺本敏彦	事務局次長	藤井智哉
事務局総括参与	野杵雄三		

1 議 事 日 程

- 1,
 - 一般質問
森 西 正 議員
山 本 靖 一 議員
弘 豊 議員
原 田 平 議員
南 野 直 司 議員
 - 2, 議 案 第 3 8 号 摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 4 4 号 平成24年度摂津市一般会計補正予算（第2号）
議 案 第 4 5 号 平成24年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議 案 第 4 9 号 摂津市防災会議条例及び摂津市災害対策本部条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 5 0 号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 5 1 号 摂津市暴力団排除条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 5 2 号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
 - 3, 議会議案第 7号 「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書の件
議会議案第 8号 気象事業の整備拡充を求める意見書の件
議会議案第 10号 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書の件
議会議案第 9号 中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書の件
 - 4, 議会議案第 11号 摂津市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
-

1 本日の会議に付した事件

日程1から日程4まで

(午前10時 開議)

○嶋野浩一朗議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、森内議員及び山本議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 おはようございます。

順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

森山市長1期目、2期目の8年間、市長を見てまいりました。朝早くから夜遅くまで休むことなく市長の職務を遂行され、市の顔として尽力されてきましたことに評価をいたしたいというふうに思います。市民もその姿を見られて3期目を託されたというふうに思います。私と森山市長の考えがすべて一緒というのはありません。意見の相違が生じることもあるかもしれませんが、市の発展、市民の繁栄のために3期目のかじを取っていただきますようお願いをいたしたいというふうに思います。

それでは、職員の自治会非加入についてですけれども、私は、自治会という組織は協働のまちづくりを進めていく上の基礎であり原点であるというふうに思います。ある市民から自治会に入っていない摂津市の職員がいると、市の職員が自治会に入っていないのはおかしいのではないかというような声を聞きました。私も市の職員は自治会に加入すべきであるというふうに思いますけれども、市として職員の自治会非加入者を把握しておるのか、お聞きをしたいというふうに思います。

続いて、準工業地域での企業の流出につ

いてですけれども、森山市長は、今までの議会や市民へのあいさつにおいて、摂津市の特徴を市の60%が準工業地域のまちであるというふうにおっしゃっております。昼間人口が夜間人口を上回る産業のまちとして、準工業地域を中心として摂津市は発展をしてきました。昨今、準工業地域において、不動産会社の貸し工場、貸し倉庫、売地などの看板が目につくようになりました。第4次総合計画の現状と課題の中に、平成3年と比較すると約1,000事業所減少し、中小企業の経営基盤の支援が何よりも重要であり、市内産業の空洞化を防ぎ、雇用の確保をするためにも企業の流出防止や産業の創出支援が必要であるとしております。それでは、準工業地域での企業の流出の状況把握と対策についてどのように考えているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

続いて、今後の職員体制についてですが、平成23年12月に藤浦議員が質問で、職員の定数削減につきましては、技術・ノウハウの継承と市民サービスの維持・向上を図りつつ、正職員・再任用職員・非常勤職員・臨時職員・派遣職員も合わせ、全体的に考えることが必要であり、新職員適正化計画を作成することも必要であるという質問をされておられました。第4次行財政改革においては、平成26年度で職員数を660人以下の体制にすることを目標にするというふうになっております。先の市長選挙におきまして、森山市長の選挙ビラには、8年前の市長就任時、784名の職員体制でスタートしましたが、本年4月には649名にまで削減することができましたとなっております。それでは、既に660人以下の体制が達成しておりますが、今後の計画についてどのような考えなのか、お聞

きをします。

続いて、全国学力・学習状況調査で正答率30%未満の子どもの割合ゼロ%についてですが、第4次総合計画において、平成32年度の全国学力・学習状況調査で正答率30%未満の子どもの割合を目標値としてゼロ%としております。現時点での現状と目標達成のための取り組みについて、どのようなになっているのかお聞きをします。

続いて、体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表についてですけれども、先月開催の第10回教育委員会定例会を傍聴させていただきました。ある教育委員から、学校別の公表を行ってはどうかという意見がありました。摂津市体力・運動能力、運動習慣等調査については、結果をより効果的に活用するためには、学校別の結果公表など公表の工夫が必要であると考えますけれども、私は、大阪府学力・学習状況調査の学校別公表については慎重に考えるべきだというふうに思いますけれども、この体力・運動能力、運動習慣等調査については公表すべきであるというふうに思います。見解をお聞きしたいというふうに思います。

1回目は以上です。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 職員の自治会加入についてのご質問にお答えをいたします。

近年、自治会の加入率は低下傾向にありますが、その要因に、自治会の役割やつき合いといったものを煩わしく思い、できることなら敬遠したいと考える住民の存在があります。こうした状況を踏まえ、市は、日常生活に密着した問題や地域内のトラブルを解決し、防犯パトロールなど住民の安心・安全、健康増進のために取り組んでいる自治会に対し、積極的に支援を行って

るところであります。

ご質問の職員の自治会加入の有無については把握をいたしておりませんが、非加入の職員がいるというご指摘もございますので、今後、各自治会長とも連携を図りながら加入促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、準工業地帯における企業の現状把握の問題についてお答えをいたします。

市内企業の現状といたしまして、企業数は、事業活動が盛んな準工業地域におきましても、平成3年から廃業、統合、転出などの事由により減少が続いております。また、企業の把握につきましては、現在、市内の全企業を直接訪問し、経営者との面談などを行う市内事業所実態調査を通じて情報収集に努めております。

準工業地域の企業減少による空洞化につきましては、税収、雇用など地域経済に大きく影響することから、企業の事業の継続と発展に向けて、事業資金融資、経営指導、研修費補助などにより、従前より企業支援に努めてきております。さらに、平成23年度より企業の新たな設備投資を促すことを目的に企業立地等促進条例を制定し、市内での事業継続を図る取り組みに努めているところでもあります。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 今後の職員体制についてでございますが、第4次行財政改革実施計画において、定員管理上の職員の目標数を660人としており、平成24年当初において649人となり、目標数字はクリアしている状況にあります。今後は、現状を分析した上で将来的な数字の検討が必要と考えております。

まず、重要な点は、今後の行政需要、す

なわち提供していく必要のある行政サービスの質と量の見きわめであると考えております。これは、さらなる高齢化に伴うもの、社会経済情勢の変化や人々のライフスタイルの変化に伴う子育て支援などへのニーズの増加、また小中学校をはじめとする施設の維持管理、さらには権限の移譲に伴う事務の増加など、非常に多岐にわたっている現状がございます。さらには近隣市や類似団体市との人口に対する割合比較なども行う必要がございます。

職員の定員管理を行うことは、非常に大きな財政コントロールの側面を持つもので、今以上に職員数を増加させることは難しく、今後は臨時職員、非常勤職員の数も考慮する必要があると考えております。少数精鋭の観点のもと、引き続きアウトソーシング等の積極的活用を踏まえつつ、新たな定員管理計画の策定に向けて検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

(馬場教育次長 登壇)

○馬場教育次長 全国学力・学習状況調査や大阪府学力・学習状況調査での正答率30%未満の子どもの割合ゼロ%についてのご質問にお答えいたします。

これらの学力調査は、前年度の学年修了までの学習内容の定着状況について調査するものでございます。定着の状況が思わしくない児童・生徒が少なからず存在する実態を踏まえ、授業に主体的、意欲的に参加することができるよう、すべての児童・生徒の正答率が30%以上となることを目標として設定いたしました。

さて、正答率30%未満の児童・生徒の割合の状況でございますが、本年度の府の状況と大きな差はございませんでした。小学校国語、算数、中学校国語のA問題では

約5%でしたが、小学校算数Bと中学校算数Bでは約40%という状況で、大阪府の状況より4ポイントから7ポイント上回っている状況でございます。もちろん問題の難易度等、諸条件を勘案する必要がございますが、大きな課題であるととらえております。

教育委員会と学校は、これまでの学力調査の結果概要や課題の分析から、授業改善のための教員研修、学習サポーターの配置などの事業を実施し、児童・生徒の学力向上や学力保障に取り組んでまいりました。大阪府の平均正答率との経年比較や無答率の経年比較においては、少しずつ取り組みの成果が出てきております。しかし、長文の読解力や複数の資料から必要な情報を選択する力、自分の意見や解法を表現する力が十分にはぐくまれていないことも明らかになっております。

教育委員会といたしましては、こうした課題の克服のため、学力調査問題を教材とした研究授業の開催や、調査問題をテキストとした校内研修の実施など、各校での具体的な授業改善を支援してまいります。また、小学校から、自学自習力の定着のため、宿題広場などの取り組みの充実も図ってまいります。教員の授業力の向上と児童・生徒の学びへの意欲の向上を図ることで、目標である正答率30%未満の児童・生徒の割合ゼロを目指してまいります。

次に、質問番号5、体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表についてのご質問にお答えいたします。

本年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査は、抽出により2年ぶりに実施されました。本年度では、抽出調査となった平成22年度より、摂津市体力・運動能力、

運動習慣等調査として小学校5年生と中学校2年生を対象に悉皆調査を行いました。このたび調査結果概要がまとまりましたので、ホームページ等で経年比較も含め公表いたしております。

本調査の結果の特徴として、昨年までと同様に、児童・生徒の生活習慣の確立の状況や運動への関心、意欲の度合いが体力と大きくかかわっていることがあげられます。先日開催されました教育委員会10月定例会においても本市の児童・生徒の体力向上について議論され、運動への関心、意欲向上のため、学校別の結果や目標となる最高記録の公表を行ってはどうかという意見もございました。本調査の目的は、結果をもとに児童・生徒一人ひとりが主体的に運動に取り組む意欲を向上させること、各学校が指導体制や計画を改善し、教員の指導改善に生かすこと、そして、教育委員会として全市的な状況把握を行い、健康及び体力向上のための施策を向上させることとございます。そのような意味合いから申し上げますと、学校間の比較を行うことよりも、個々の児童・生徒への結果の伝達や各学校での結果分析やこれまでの取り組みの検証と改善が重要であると考えております。

したがって、現在のところ、学校別の結果公表の実施については予定いたしてはおりませんが、児童・生徒の体力向上への関心、意欲の向上や生活習慣の確立のため、広く市民の皆様にご本調査の結果について関心を持っていただくことは重要であると考えております。教育委員会といたしましては、今年度も予定いたしております結果概要説明会においてもご意見をいただき、周知内容や周知方法についてさらに検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

職員の自治会非加入についてですけれども、この点について森山市長はどのように考えられますか。見解をお聞きしたいというふうに思います。

続いて、準工業地域での企業についてですけれども、市内事業所実態調査により得られたデータの活用をどのように考えているのか。対策としては、従前より事業資金融資、経営指導、研修費補助などの企業支援に努めてきており、平成23年度からは企業立地等促進条例制定により新たな設備投資を促しますという答弁でありましたけれども、対策を講じているにもかかわらず事業数が減少しているのが現状であります。私は、準工業地域での事業所減少の一つの原因としましては、工場、倉庫の跡地に住宅が開発をされて、近隣する工場、倉庫が先にあったにもかかわらず、後に居住された住民の生活が優先をされて、工場、倉庫を営むことが困難になって移転をしていくことがあるのではないかなというふうに思います。準工業地域は土地利用の選択肢が多い反面、住工混在により騒音、悪臭などのトラブルが起こりがちでもありますけれども、実際、住民と企業とのトラブルにより身を引いて他市に移転していった企業を数社見てきました。準工業地域の住工混在による企業の流出を回避するためには、用途地域の変更を考えるべきではないのかと思いますけれども、その点、見解をお聞きしたいというふうに思います。

今後の職員体制についてですけれども、新たな定員管理計画の策定に向け検討してまいりますという答弁でありますけれども、それでは、いつごろその策定を考えているのか、お聞きをしたいというふうに思いま

す。

続いて、全国学力・学習状況調査で正答率30%未満の子どもの割合ゼロ%についてですけれども、小学校低学年でつまずいた児童は、小学校6年生や中学校3年生になってもつまずいたままであります。小学校6年生や中学校3年生で実施する全国学力・学習状況調査で正答率30%未満の子どもの割合をゼロ%にするには、まず小学校低学年の児童のつまずきを改善しなければならぬというふうに思うんですけれども、小学校低学年でのつまずきへの対応についてどのように考えているのか。調査結果からも生活習慣の確立が課題であるということは、これは私も以前から承知しております。私は、議会や委員会においても、児童・生徒の生活習慣の改善を図るには、まず保護者の意識並びに生活習慣を改善しないと児童・生徒の生活習慣が確立できないというふうに今まで言ってきました。今後どのようにその点を取り組んでいくのか、お聞きをしたいというふうに思います。

続いて、体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表についてですけれども、学力同様、体力についても生活習慣を確立しなければならぬという調査結果が出ております。体力の向上には、児童・生徒の関心、意欲の向上が不可欠であるというふうに思いますけれども、教育委員会の考えと具体的な取り組みをどのように考えているのかお聞きしたいというふうに思います。

2回目は以上です。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 職員の自治会加入の件につきまして、私のほうからもご答弁させていただきます。

職員の場合、市の職員の立場が必ずしも地域住民としての立場と一致するというこ

ともございませんので、そういう意味でジレンマを抱えるといったことがあろうかと思えます。しかし、自治会に参加しないということであれば、これは何も始まらない。やはり職員である以上、地域での活動をするということがその職員にとっても非常に重要なことであると考えますので、今後ともそういう加入について促進をしてみたいと考えております。

次に、市内事業所実態調査の件でございますが、市内事業所実態調査によって得られます情報は、多くの市内の企業の経営者の声や思いが詰まった貴重な情報であると考えておまして、ぜひとも活用してまいりたいと考えております。また、集計結果は市のホームページを通じて企業にフィードバックし、事業展開などの資料としてご活用いただけるようにしたいと考えております。今後は、取りまとめた情報から企業の概要、経営状況、立地、要望などを分析し、事業資金融資、企業立地、経営指導、商業活性化補助など、より効果的な支援を図るために中期的な指針を定め、商工会との連携もより強化をいたしながら産業の振興に向け積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 都市整備部長。

○吉田都市整備部長 準工業地域での企業の流出にかかわります用途地域の変更についてのご質問にお答えいたします。

現在、用途地域が準工業地域である箇所の多くは、昭和40年代から施行されました土地区画整理事業において市街化され発展してきたところでございます。この土地区画整理事業ができたからこそ、ミニ開発による無秩序な乱開発が行われず、整然とした街区が形成でき、まちとして発展して

きているものと思っております。当時、地権者の方々が土地区画整理事業に協力していただいたのは、用途地域が準工業地域と定めることによりまして、土地の有効利用が図れ、土地活用の活性化が可能との理解を得て今日の状況に至っているものでございます。また、本市の過去の総合計画や都市計画マスタープランにおきましても、職住近接の住工共存ゾーンと位置付けてきた経緯がございます。

ご質問の土地利用の純化につきましては、用途地域変更などの都市計画上の手法となりますと、住居系に特化するのか工業系に特化するのか二者択一を判断することとなりますが、現状の土地利用の実態からいたしましても、どちらを選択したとしても既存不適格物件が相当大量に発生することとなり、今後、建て替えができなくなるなど、個人の財産に多大な影響を及ぼす結果となり、地権者や関係者の理解を得ることは極めて困難で、用途地域による新たな土地利用の規制、誘導は大変難しいと考えております。

しかしながら、議員からの問題提起の趣旨につきましては、将来の摂津市におきましては大きな課題とも認識いたしており、そのため、現在取り組んでおります都市計画マスタープランの改定作業におきまして、土地利用の実態調査や土地活用の動向などを検証する中で、どのような誘導策が図れるか考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

○乾市長公室長 職員定員管理計画はいつごろ策定するのかというお問い合わせでございます。職員の定員管理計画の策定につきましては、通常の退職数に加え、技能労務職の採用凍

結といった政策的観点、また、任用変更試験制度の実施、さらにはアウトソーシング等の活用といった行財政改革の実施が大きく影響してまいります。現在、第4次の行財政改革実施計画につきまして見直し作業を進めているところでございます。したがって、その行財政改革実施計画の見直しが完了した後、速やかに職員数の定員管理計画を策定したいと考えているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○馬場教育次長 学力向上へ向けた低学年でのつまずきへの対応と、生活習慣の改善を図るための保護者への積極的なアピールの必要性についてのご質問にお答えいたします。

全国や大阪府の学力調査対象である中学校3年生及び小学校6年生であらわれている課題解決のためには、小学校低学年での学習のつまずきに対して早期対応が必要であることはご指摘のとおりでございます。現在、各学校では、児童・生徒の学習のつまずきについては、授業後に個別指導を行うことや、単元テストの実施後にいわゆる補習を行うなど、早期対応に努めております。また、習熟度を考慮した少人数分割指導を行うことで、個々のつまずきの把握やその解消にも取り組んでおります。さらに、宿題や授業前の学習で計算や漢字などの繰り返し学習を行うことで、基礎的・基本的事項の定着に取り組んでいるところでございます。

しかし、小学校2年生を対象に実施しております本市のシュア・スタート確認調査におきまして、国語の文章を書くことや算数の文章問題を解くことに課題が見られ、低学年の段階からの活用力の向上を意識した授業改善が必要であると考えております。

また、学習意識調査の結果からも、学力は学習習慣を含めた基本的な生活習慣の定着が大きく関係していることが明らかになっており、学力向上のためにも保護者との課題意識の共有がさらに必要であることはご指摘のとおりでございます。子どもたちが規則正しい生活習慣を確立し、学校だけでなく家庭においても主体的に学ぶ姿勢を習慣化するためには、保護者との連携が不可欠でございます。そのためにも、保護者への啓発や意見交換が重要となりますが、今後、教育委員会といたしましては、保護者が集まる場所へみずから出向いていくなど、今まで以上に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、体力向上のため、児童・生徒の関心、意欲の向上についての教育委員会の考えと具体的な取り組みについてのご質問にお答えいたします。

体力向上の実現には、児童・生徒が運動をもっと好きになり、もっと運動したいと思うことが不可欠だと考えております。そのためには、もちろん学校における体育の授業の充実を図らなければなりません、第一線で活躍するスポーツ選手や、小学生にとっては中学校部活動で頑張る身近な先輩へのあこがれを持つことも大変重要でございます。あきらめずに努力する姿や、その成長にさまざまな形で触れることで、多くの児童・生徒が、続けて頑張ろう、もっとうまくなりたいと思えるような意欲を形成できるのではないかと考えております。また、地域の大人が協力し合い、ルールを守って運動に取り組む姿も児童・生徒のよい見本となると考えております。

教育委員会といたしましては、トップアスリートから指導を受ける青少年ゆめ・感動体験事業（キッズドリームスポーツチャ

レンジ）の実施や、中学校部活動の振興、さらには小中一貫教育の推進による小中学生の交流の機会の充実などを通じ、また、地区市民体育祭や市民マラソン大会等においての大人と子どもの交流を通じて、児童・生徒の体力向上や運動への興味・関心を今後さらに高めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 市長。

○森山市長 森西議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず最初に、私の2期の政治姿勢についてご評価をいただきましてありがとうございます。3期目もご評価をいただけるようしっかり頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

自治会加入の話でございますけれども、これは大変大切な課題だと思っています。自治会活動は、まちづくりにとりまして、我々行政にとりましても最も大切な基盤の一つと言ってもいいと思います。そういう意味では、今まで各議員、いろんな角度で自治会の加入率の話をされてきたと思いますが、ご指摘の職員については、特別な事情もあったやには聞いておりますけれども、いずれにいたしましても、行政を担当する公務員、職員として自治会に入っていない職員がおるとするならば、それは非常に残念なことでございます。

去年の地震以来、よく出てくる言葉、絆、つながり、これが何度も出てまいりますけれども、別に絆、つながり、今に始まった話ではございません。まちづくりにとって一番基本となるのが絆、つながりではないかと思っています。そういうことで、職員が全体の奉仕者として自治会に入るのはごく当然の話でございます。そういうことで、これは恐らく他市にはないかもわかりませ

んけれども、今後、公務員として、職員として、自治会加入は強制できないけれども、義務規定を設けていきたいなと思います。当然摂津市民の職員はもちろん、市外の職員もそれぞれの自治体において自治会に入ること、これを私は一遍義務化を目指していきたいなと思っています。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

今、市長から職員の自治会非加入については義務規定を設けていきたいというふうなご答弁でありましたけれども、第4次総合計画の第3期実施計画の自治会加入率の実現している姿を確認する指標の実績で、平成19年度で70.9%、平成20年度で68.6%、平成21年度で67.2%、平成22年度で66.9%、平成23年度で63.5%、そして金曜日、藤浦議員への答弁でありましたけど、平成24年度では62.6%というふうなことで、毎年これは比率が下がっています。今のままの状況でありますと、これは総合計画で平成32年度の自治会加入率を70.0%にするという目標を掲げておりますけれども、このままいきますと達成不可能であるというふうに思われます。

私は、摂津市の住民は70%というより100%自治会に加入していただくべきだというふうに思っております。市長から2回目答弁をいただきましたので、これ以上申し上げませんが、まず職員が100%加入すべきであって、こういうふうな指標、摂津市をつくっていくんだということを職員がまず率先してつくっていただきたいというふうに思いますので、その点、市長、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、準工業地域での企業の流出についてですけれども、ご答弁で用途変更は今までの状況からいいますと困難であるというふうなことで、それであるけれども何らかの誘導策を考えていかれる、検討するというようなご答弁でありましたけれども、今後の摂津市、そして準工業地域、50年後、100年後の摂津市を考えたときに、やはりこのままの状況ではいけないというふうに思いますし、事業所が準工業地域の中で事業をしにくくなる、そしてまた住民が準工業地域で生活しにくくなる、居住しにくくなる、両方がしにくくなるというのが、これは本当に危惧するところでありまして、そういうふうにならないように本格的な空洞化が生じてからですと、これはもう時既に遅しというふうなことになりますので、その前に素早く手を打っていただきますように、これは要望としますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、次、今後の職員体制についてですけれども、第4次行財政改革実施計画の見直しが完了した後に定員管理計画の策定を考えるという答弁でありましたけれども、この策定に当たっては、臨時・非常勤職員の数も考慮するのかお聞きしたいというふうに思います。私は、全体的な職員の年齢構成を、やっぱり円筒状にしなければならぬというふうに思います。今まで団塊の世代の方が大量に退職をされたというふうなこともあって、そのときに財政的に厳しいとかいうようなことも生じております。職員の構成というのはピラミッド型とか逆ピラミッド型とか、もしくはでこぼこ、凹凸があるというふうなことはやっぱり避けていかなければならないと思いますし、そうする上では、短期的なことでは、これはもう不可能だというふうに思いますので、

長期的なビジョンを持ってその点を改善していただきたいというふうに思います。まず、臨時・非常勤職員の数も考慮するのかという点、お聞きしたいというふうに思います。

続いて、全国学力・学習状況調査で正答率30%未満の子どもの割合ゼロ%についてと体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表についてですけれども、これは両方生活習慣の改善が必要であるというふうなことは、これは課題であって、今後どういうふうにしていくのかというのは、これは以前から示されていることであります。

先ほどの答弁で、今まで以上に保護者の集まる場所に出向いていくというふうなことをおっしゃっておられました。今まで学力調査の説明会や、今年に入り中学校給食実施に向けての説明会がございましたけれども、その説明会を開催したときに、参加者の人数の少なさといいますか、あんまり参加をされる方がおられないということを見えてきました。昨日、私は鳥小カーニバルのほうに行ってみまして、これは大澤議員がPTA会長をされておったんですけれども、たくさんの保護者の方が参加をされて、多くの方が学校に集われておられました。例えば、そういうふうな場で説明会なりをしていってはどうなのか、もしくは、生活習慣の改善を保護者に訴えていくというのをそういうふうな場で進めていくというのはどうなのか。やはり大人になったときに生きる力をはぐくむまち、これはさまざまところで、総合計画でも載っておりますけれども、そういうふうな部分というのが大事だというふうに思うんですけれども、その点、最後に教育委員会のほうに、今後具体的に保護者に対してどのように周知徹底をしていくのか、今まで以

上というふうなことの答弁でありましたから、今までもされていたという答弁ですけども、私は具体的に保護者に対してアプローチができていなかったのではないかなというふうに今まで思っておるんです。今後どういうふうに具体的に進めていくのかお聞きをして質問を終わりたいというふうに思います。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

○乾市長公室長 新たな定員管理計画には臨時・非常勤の職員数等は どういうふうにかえるのかということ、それからまた、職員の年齢構成等は円筒状にするのが理想ではないかというようなご指摘でございます。現在の臨時・非常勤職員の総数、これは平成24年4月1日現在で428名となっており、市役所の業務の一端を担っていただいている現状等からいたしましても、一定市の職員総数の管理という意味でも考慮しなければならぬと考えております。あくまでも統計上の定員管理の数字とは別にあらわすこととはなりますが、その数について今後どう考えるのか、どうすべきなのか、担っていただいている業務を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

また、職員構成の問題でございますが、円筒状が好ましいということではございますが、逆ピラミッドとか、あるいはでこぼこというような状態ではあまり好ましくないのかなというふうに私も考えますので、今後検討いたします職員数の定員管理計画の策定に合わせて、その点については研究してまいりたいと、このように考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

(「議事進行」と木村勝彦議員呼ぶ)

○嶋野浩一朗議長 木村議員。

○木村勝彦議員 若干質問者の意向とは反するんですけれども、職員の自治会の加入に

ついて、市長のほうから義務化を考えていきたいという話があったんですけども、私は、やはり自治会に入る入らないは個人の問題だと思うんですよ。それを義務化してしまいますといろんな弊害が出てくるのではないかということに危惧します。といいますのも、私たちの阪急住宅は、以前に十三高槻線の反対について全会一致で反対ということの決議をして今日まで来たんですけども、そういう点では、そういうときにそこに住んでおる公務員の方が義務化で自治会に入るということになれば反対をしなければならぬ、ほんで自治会の中で孤立をしてしまうということにもなってきますし、そういう点では、やはり義務化というのは私はちょっと行き過ぎかと思いません。今、自治会の加入率が非常に悪いですし、いろんな理由で自治会に入らない方もたくさんいらっしゃると思いますし、老人会でも各地域によってはもう老人会が消滅してしまっているという地域もあります。それを義務化して入れということに強制的に行政がやるということについては、私はちょっと行き過ぎではないかと思しますので、その辺の答弁について、やっぱり私は再検討してもらいたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 先ほどの市長の答弁の中では、強制じゃないけれどというようなお話があったと思います。まずそこら辺で、強制じゃないけども、でも義務化というところで、要は、そのところはしっかりと答えていただいたと思いますけれども。

(「議事進行」と森西正議員呼ぶ)

○嶋野浩一朗議長 3回目の教育次長の答弁が残っていますので、それをまずいただいた後でお願いできますか。教育次長から3度目の答弁をまずお願いいたします。

○馬場教育次長 ただいま森西議員がご指摘

いただきました、例えば学習状況調査の説明会の参加者の少なさであるとか、そういった部分につきましては私たちも非常に頭を悩ましているところでございます。この調査は、広く市民に現状を知っていただいて、市民とともに現状をどういうふうに変更すればいいかということが非常に大事なことであります。そういった意味におきましても、やはり説明会にはより多くの方に参加していただきたいというのは、私たちもそういうふうを考えております。しかしながら現実として非常に参加が少ない、こういった状況の中で、先ほど申し上げました保護者が集まる場へ出向いていきたいということで具体的なことということでございますが、その前に、まず保護者、PTAなりにどういった説明会を開かしていただいたらいいか、そういったことについても話し合いをして、いきなり大きな会場ということが無理であれば、小さな会場でも回数を多く増やすなどして広く市民に周知する方法を今後考えていきたいと、そういうふう考えております。(「議事進行」と森西正議員呼ぶ)

○嶋野浩一朗議長 森西議員。

○森西正議員 先ほど木村議員からの議事進行がございましたけれども、まず、こちらが質問を理事者のほうにさせていただいて、それに対しての理事者からの答弁がどういうふうな答弁であるかというふうなことでありますから、市側がどういうふうな対応をとられるかということであると思しますので(発言する者あり)こちらのほうは理事者のほうに質問をして、それに対しての答弁ですので、私のほうはその答弁でお願いしたいというふうに思います。

○嶋野浩一朗議長 わかりました。(「議事進行」と木村勝彦議員呼ぶ)

○嶋野浩一朗議長 木村議員。

○木村勝彦議員 健康保険とかそういう各種保険は、国民の義務として皆保険という形で全部入らないかんことになっています。しかし、実態はそうなっていませんよね。国民健康保険にも入っていない、厚生年金にも入っていないという人がたくさんいらっしゃいます。義務化をしてもなかなかやっぱり入れない人もいてるわけです。そういうことを考えたときに、やはり義務化へ行くまでにあらゆる手だてを講じて自治会に入ってもらおうということの説得をしていくということが前提であって、義務化までいくことは私は行き過ぎだと思いますので、あとは議長にお任せしたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 先ほどの2回目の森西議員の質問の中で市長が答弁されたときに、強制ではないけども義務規定を設けていきたいというような表現をされたと認識をしております。そこら辺のことで、強制ではないということと義務化というところのもう一度整合性をとった形で市長から再度答弁をいただきたいと思います。市長。

○森山市長 質問者のほうでは先ほどの答弁で了解という今お話でしたけれども、同じ会派の木村議員からの議事進行でございますので、ちょっと答弁に戸惑うんですけども、趣旨は、質問者のご指摘がありましたように、自治会加入率がどんどんどんどん下がってっていると、非常にこれから危惧するということで、公務員の未加入はいかなものかということでございました。私もかなり踏み込んだ答弁をしたと思います。これはなかなかやりにくいぐらいの答弁です。でも、木村議員のご指摘の趣旨もよくわかっての答弁でございます。そういう視点も踏まえて今後義務規定をいかなる形でできるか、それぐらいの決意でやらな

いと、この自治会加入率をこれから自治会にもしっかりとお願いしていく上で、我々の決意を示したいという思いも込めての答弁でございますので、何が何でも義務化せなあかんねんというふうなことじゃございませんので、その辺は質問者のご理解をいただいていると思いますけれども、私のほうからはそういうことで。（「議事進行」と木村勝彦議員呼ぶ）

○嶋野浩一朗議長 木村議員。

○木村勝彦議員 公務員はあらゆる面でいろんなことを制約されます。その制約をされる一方で、また義務化をされるということについては、やっぱり戸惑いもありますし、私はそういう義務化という形でこの問題を処理するべきではなくて、自治会の中でできるだけ自治会員の加入を促進していくというのが自治会の自主性だと思うんです。だから、その辺で、行政が義務化をして公務員を自治会に入れるということよりも、やはり今私が申し上げたように、そういう弾力的な運用を私はしていくべきだと思いますし、一方でいろんな制約を受けながら、片一方でもまた義務化を促進されるということでは、公務員の立場は私はないと思います。そういうことを一言申し上げて議事進行としたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 森西議員の質問が終わりました。

次に、山本議員。

（山本靖一議員 登壇）

○山本靖一議員 項目に沿って質問をさせていただきます。

旧鯉生野市営住宅跡地の活用についてお尋ねいたします。

10月の12日、市営住宅の解体地元説明が行われました。先日、同僚議員の質問で、市長から、安威川以南のコミュニティ

センター建設は別府公民館の建て替えということからも鮎生野住宅跡地を先行したい旨の答弁がされました。中期財政見通しでは、平成26年から27年にかけての2か年事業として位置付けされています。問題は財源です。今年度の予算に跡地売却で歳入に組み込まれています。年度内に売却してしまうということは、これまで市長が地元との懇談会で表明されてきた白紙ですとの整合性からして信頼を損なうものになります。少なくとも市としての方針が示されたわけですから、跡地の売却について地元の理解をどのように求めていかれるのか、お聞きをしたいと思います。

2点目、安威川以南の雨水幹線整備についてお尋ねいたします。

8月14日の早朝、大雨で市内全域に大変な被害が発生しました。8月23日、建設常任協議会に示された資料では、時間最大雨量、以南は66ミリ、以北76ミリと10年確率をはるかに上回る降水量となり、雨水幹線整備が完了している以北でも5か所で浸水しています。先日、アメリカを襲った超大型のハリケーン被害は2兆円を超え、4兆円に迫るとも伝えられています。自然災害を小さく、そして少なくしていく手だては待ったなしです。23日の協議会でも示されましたが、今回、中期財政見通しで組み入れられた安威川以南の雨水幹線整備計画について具体的にお聞きしたいと思います。

3点目、先日からお隣の吹田市が太陽光パネルの設置工事を入札せず、市長の後援会企業に随意契約で発注していた問題で、連日、新聞、テレビなどで大きく取り上げられています。既に任意とはいえ職員が警察の事情聴取も受けています。このような事件が起きると、到底市民から理解が得ら

れるはずもない「部下がやったこと」、「秘書が」と言い逃れをする当事者の対応が繰り返されてきました。言うまでもなく、貴重な税金を私的な流用や疑惑の持たれるような使い方は許されるものではありません。これまで市長は、市民からいただいた貴重な税金は1円の無駄遣いも許されないと繰り返し答弁されてきました。そのとおりです。税金が少しでも有効に活用されるよう、第2回定例会でも質問してきました。今回いただいた資料を見る限り、具体的な考察の跡が見えません。

先日、大阪広域水道企業団が発注した工事の落札率一覧をお渡ししています。平成23年度、建設工事171件の平均落札率は83.7%、測量・建設コンサルタント業務などでは124件、72.2%となっています。本市の場合、24年度10月末時点の資料では、土木で89.9%、建築87.4%、水道は工事で12件、92.12%となっています。来年度は業者登録の年になっていますけれども、入札についてどのように見直しを考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 鮎生野団地の撤去解体、跡地活用についてのご質問にお答えします。

鮎生野団地の解体工事は、平成24年10月12日に地元説明会を開催し、地元から騒音、振動、安全対策などさまざまなご意見が寄せられ、市としても誠意ある対応をお約束したところでございます。跡地活用につきましては、工事完了を平成25年2月8日と設定しており、解体完了後、一部売却を予定しております。しかし、まずは地元説明会でさまざまなご意見をいただいております。これらの対応をきっちりしてい

くことが大切であると考えております。

次に、本市の公共工事の入札についてでございますが、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを参考に最低制限価格を算定しており、土木工事では80%、建設工事では85%としております。落札率の状況でございますが、加重平均いたしますと、平成23年度決算では土木工事落札率は91.6%、建設工事落札率は85.4%となります。平成24年10月末現在の土木工事落札率は89.9%、建築工事落札率は87.4%で、昨年度と比較しますと、土木工事で1.7%低下し、建築工事で2.0%上昇しております。

今後の入札制度のどのような検討をということでございますが、入札契約制度検討委員会を随時開催しておりまして、予定価格を非公表にするのかどうか、2点目として、一般競争入札に工事成績を反映できないか、3点目として、業者格付に応じた対象工事額を変更できるかなど議論をしているところでございます。公平・公正な競争環境のもとで工事品質を高め、本来の意味で市内業者育成を図れるよう、入札制度も含めて検討してまいります。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 コミュニティセンターについてのご質問にお答えいたします。

整備スケジュールにつきましては、本年6月に市長公室をはじめ関係部局で構成する庁内検討会議を立ち上げて、茨木市や枚方市への視察を行うとともに、都市基盤施設も含めた公共施設の現状と将来の一斉更新時期に向けた共通認識を図りつつ、安威川以南地域における各地域の特性を踏まえた上で、施設の目的や地理的配置バランス、施設機能、建設費の財源、管理運営形態等

について検討を進めているところでございます。そして、来年度には、施設として必要とされる機能や管理運営方法等について、さまざまな立場の方々が率直な議論をしていただくような機会を設ける必要があると考えており、ここでの議論をしっかりと踏まえた上で基本設計をし、平成26年度には実施設計へとつなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 安威川以南の雨水幹線整備についてのご質問にお答えいたします。

平成23年度末時点での雨水整備率は54.6%であります。そのうち安威川以北の地域は、下水の排除方式が合流式であるため整備率は94.3%ですが、安威川以南の地域は排除方式が分流式でございます。そのため、以南地域にお住まいの方々の日々の生活を優先し、汚水整備を先行していただいております。したがって、以南地域の雨水整備率は33.8%となっております。そのため、安威川以南地域では、既存水路を使って雨水排除を行っておりますが、雨水排除を目的としたものではないため、下水道管渠とは能力的に差がございます。そのような現状の中、本年8月14日の豪雨で特に浸水被害が多かった東別府地域の抜本的な解決を図るため、東別府雨水幹線の整備を予定しております。現在、大阪府と施工に関する協議を進めております。計画では、平成25年度より実施設計、その後、整備工事を予定いたしております。

○嶋野浩一朗議長 水道部長。

(宮川水道部長 登壇)

○宮川水道部長 市発注事業の落札率と市内

業者の育成についてのご質問にお答えいたします。

最初に、昨年度の実績でございますが、事後審査型入札制度におきましては、落札率92.9%から93.6%、4件の内容がございます。また、指名競争入札におきましては、落札率72.4%から96.1%、15件という内容でございます。今年度の実績は、制限付一般競争入札におきましては83.45%、1件でございます。また、事後審査型入札制度におきましては、入札率91.98%、1件、指名競争入札におきましては、落札率83.45%から94.87%、10件と、このような内容になってございます。現在のところ、入札に当たりますのは、予定価格と最低制限価格を公表しておるという状況でございます。その範囲内での落札結果となっておりますのが現状でございます。

ご指摘のように、入札制度のあり方、これをどのように見直しを考えているのかという内容でございますが、この件につきましては、先ほど有山部長がご説明申し上げましたように、入札契約制度検討委員会、このような中で検討させていただきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 山本議員。

○山本靖一議員 時間の関係上、あまりたくさん聞けませんけれども、市営住宅の跡地活用については、そもそも公民館の建て替えということから出発していますから、教育委員会はどういうプランを描いているのか、1点聞いておきたいと思います。

それから、雨水幹線の整備の問題ですけれども、日常的な水路などの管理、それから雨水ますなどの管理も必要になってくると思いますが、小さなこともきちっとやっ

ていくということ、それから同時に、この東別府の幹線を入れることによって安威川以南の面的整備は幾らになるのか聞いておきたいと思います。

次に、地元業者の育成というふうなこともありますけれども、事業の発注に対する市の基本的な姿勢についてお聞きをしておきたいと思います。地元業者の育成はもちろん大事な柱ですけれども、制度融資やランクのかさ上げ、仕事の発注は市内業者優先など、支援策をいろいろやっておられるんですけども、市内業者の方が役所の仕事だけで成り立つはずがありません。資料に基づく議論は次にしたいと思うんですけども、基本的な姿勢の中で具体的にお聞きしたいと思います。

水道部長にお聞きをしたいと思います。庁舎横の桜の木、樹齢50年以上と思われるんですけども、根回り60センチぐらいありますよね。この木が5本突然切られています。どのような目的で伐採されたのか、入札方法は、金額は幾らか、まずお聞きしたいと思います。

総務部長にお聞きいたします。随意契約のやり方、その制約があると思いますが、どういうことになっているのか。それから、下請に対する定義ですね。これは10月の12日、鯨生野市営住宅解体の地元説明会に落札した業者Bと下請A社が同席をしていました。どちらも建設ではBランクの業者です。自己資本額5,000万円弱のB社が元請です。自己資本額2億円を超すA社が下請に入っています。こういう事実について確認をしているかということについて、2回目の質問をさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 公民館の建て替えにつきまして教育委員会としてどう考えている

かというお問い合わせでございますけれども、別府公民館はじめ耐震基準に合致していない公民館は、別府公民館、千里丘公民館、新鳥飼公民館の3館でございます。これまで公共施設の建て替えにつきましては、市全体の中で考えていくという答弁をいたしております。教育委員会といたしましては、別府公民館、築40年で一番古い建物でございますけれども、同年代に建築されました義務教育施設等もまだまだたくさんございまして利用もいたしております。その中で耐震工事をしながら利用していくという方向で進めてまいっております。そういう関係でございますから、公民館につきましても、具体的な建替計画というのは、今、教育委員会としては持っておりません。耐震補強工事をしながら利用していくという考えでございます。

ただし、別府公民館につきましては、周辺の道路の状況、あるいは敷地が手狭であるというような状況もございます。そして、地元からの建て替えの要望というのもいただいております。そういった中で、今議会で鮭生野団地跡にコミュニティセンターというお話が出てまいりました。市長の答弁がございましたけれども、それぞれの鳥飼野々団地の跡地につきましてもそういう考えがあるということでございますけれども、それぞれの地域の状況に応じてどういったものを建てていくかというご答弁でございました。別府地域につきましては、やはり別府公民館の建て替えということを考えますと、この鮭生野団地跡に設置されますコミュニティセンターへの複合化ということも大きな選択肢の一つであるというふうに考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 東別府雨水幹線が整備できますと、どれぐらいの整備率になるかということでございますけれども、面積率ではございませんけれども、幹線率で申し上げますと、おおむね5割の幹線ができて上がるのかなと。今現在の安威川以南の幹線整備でいきますと、管渠のトータル延長が、その他が3,436メートルございまして、現在は先ほど申し上げましたように33.8%でございますけれども、そのうち東別府が完成しますと45.5%にアップするものでございます。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○有山総務部長 まず、随意契約についてでございます。地方公共団体が行う契約は、本来入札によることが原則でございます。随意契約は法令の規定によって認められた場合のみ行うことができるものでございます。また、随意契約によろうとする場合は、なるべく見積書を徴すること、また、なるべく2以上の者から見積書を徴することとされております。本市においても財務規則第95条第1項の規定で、随契する場合はなるべく2者以上としております。

次に、随意契約をする場合でございますが、通常随意契約をする場合、特命随契と申しまして、私どもが発注するときに特定の事業者を指定して契約を締結する方法、別名業者指名契約とっておりますが、これは単に随意契約といった場合と特命随契が指すものが少し違っております。特命随契の場合は、緊急の場合、特許案件等独占的な場合、関連工事を施工中の場合などに限られております。また、緊急随契の場合でございますが、これは天変地異などで災害を受ける、これらのことの復旧あるいは防止、人命救助など、特に緊急を要する

場合、緊急随契が認められております。それと少額随契、予定価格が少額の場合でございまして、この場合についても2以上の者から見積書を徴し、契約を決めるというふうになっております。予定価格が少額随契可能な額であっても、可能な限り競争入札を行うようにという一端としてこのようなことが設けられております。

ただ、逆に言いますと、一般競争入札に対する例外としてこのようなことが認められている、このことの一端としては、例えば一般競争でありますと小規模事業者が排除されるといったこととなります。これらのことから、中小企業対策としてこれらの随契を認められているところでございます。

そのほかには、落札に至らない不落随契というものもございます。競争契約をもって入札者がいなかった場合、あるいは落札されない場合、こういうものに対して行政として最低価格での入札者との間で随意契約を行うということができるといふふうにされているものでございます。

次に、下請業者の関係で、10月の12日の鯨生野団地の解体工事で、この説明会のお話でございましたが、下請業者のほうランクが上の業者であることについては、議員ご指摘のことについて私どもも注目しているところでございます。今回の場合は建築工事であり、ともにBランクの業者であります。自己資本、営業年数、建築技術者や建築監理技術者の人数において下請業者のほうが多い状況でございます。法的には問題はなく、手続き上も瑕疵のない状況です。このことから、直ちに業者に対して指導を行える状況にはありません。しかし、社会常識として他の市内業者に疑念が生じる可能性もあります。元請人が下請工事の施工に実質的に関与していない、

こういう場合は一括下請とみなされまして、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、国土交通省は原則営業停止という厳しい処分を臨むことを打ち出しております。実質的に関与と申しますのは、元請負人がみずから総合的に企画調整及び指導を行うことでありまして、工事現場に技術者を置いているだけでは実質的に関与していることにはなりません。この工事につきましては、契約所管、発注元である市営住宅担当所管、検査に当たる所管、これらがすべて私ども総務部でございます。定期的に発注所管と行われます業務進行の打ち合わせなどを通じ、これらの疑義が生じることのないように指導してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 水道部長。

○宮川水道部長 山本議員の2回目のご質問で、水道庁舎の桜を切ったという内容のご質問でございますが、この件につきましては、私どもも内部でいろいろ議論しておりました。そのような中で、状況としましては3点内容がございます。まず一つは、その樹木が、先ほどもご指摘のありましたように、50年ほど経過している木ですので、かなり劣化が目立っている状況にあったということが一つです。もう一つは、庁舎管理の維持管理上において、やはりその木を切ったほうがいいのではないかと、こういう判断。もう一つは、その木を切ることで敷地の有効活用ができると、こういう状況の判断のもとで桜を切ったという状況でございます。

桜なんですけれども、やはり今の水道庁舎が建った時代とは状況がかなり変わってまいっております。といいますのも、今回5本の木を切ったんですが、この木は水道庁舎と、それと消防庁舎の間に挟まれました

て、非常に日当たりの悪い状況にございました。そのような状況の中で樹勢も非常に悪い状況になりましたし、それと新芽の出ない枝が次から次へと出てくると、それがまた風雨にさらされて落ちてくるという状況にございました。その木の下には自転車駐輪場もございますので、もし何らかの形で落下してけがでもということも考えさせていただいたところでございます。

もう1点、その庁舎の横に自家発電機の小部屋がございます。その中で長年勤めておりました職員も認識がなかったようで、今年になりまして使われていない部屋があるということが確認されました。それも、そこを出入りしようとするならば、やはり裏側からの出入りも考えなければならない。それともう一つは、手狭になってきた駐輪場、このような形の中でフェンスを張りかえること。これは、一つは消防庁舎のほうの敷地を私ども水道の敷地を貸している状況にありますから、その面積案分の中で正確に割り振りをしようということになりました。新たなスペースが見出せた、それによって駐輪場も活用が大きくなるようになった。こういうふうなことをいろいろ考えまして、ご指摘の5本の木を伐採したという状況にございます。

その伐採の内容でございますけれども、契約は随意契約とさせていただいております。契約日につきましては24年の10月11日にさせていただきました。工期は24年10月11日から24年の10月31日と、こういう状況にございます。金額でございますけれども、契約金額は消費税込みで29万4,000円という形で契約させていただきました。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 すいません、先ほどの東別府雨水幹線が整備できれば整備率は幾らになるのかというお問い合わせでございまして、先ほど私は45.5%と申し上げましたけれども、40.4%の間違いでございます。訂正をお願いいたします。

○嶋野浩一朗議長 ただいまの土木下水道部長の訂正を許可させていただきます。

山本議員。

○山本靖一議員 桜の木に絞ってお聞きしたいと思います。木が弱っているなら、これは剪定をしたり、いろいろな手だてが必要ですね。弱っている、病気になったらいきなり葬儀場に送ると、そんな話じゃないと思うんですね。生き物ですから。それから、庁舎管理というふうなお話もありました。見ましたけれども、側溝を持ち上げているような状態もありますし、スペースができるって、スペースはまた他にも確保するというふうなことができると思うんですけどもね。

昭和61年、森山市長が市会議員で活躍されていた当時、第3回定例会の会議録、これは第三中学校でプラタナスが60本切られた問題がありました。市をあげて緑化に取り組んでいたときですね。厳しく追及されています。市長の真意がどこにあったか、この会議録を改めて見ていただいたらと思うんですけども、このときに校長先生と教頭先生が処分されています。そのときに、教育長、教育委員会に対して、その姿勢を厳しく問うておられるんですね。今の市が持っている姿勢、市長の政治信条からして、水道管理者としてこのような事態をどのように考えておられるのか、改めてお聞きをしたいと思います。

これは308万円弁償されているんですね、当時。弁償という表現は悪いんですけど

ど、寄附されているんです。実費に見合ったお金を弁償された。もう一つ気になるのは、桜の木というのは市民の財産ですね。根元60センチといたらどれぐらいの値打ちがあるのかようわかりませんが、お金だけの問題ではありませんけれども、市民の財産をこれだけの理由で棄損したと。今、新幹線公園に向かって必死になって桜を植えようとしています。こういう市の持っている姿勢、それから市長の政治信条、それから、今、随意契約、法に触れないというようなお話ですけれども、法というのは常識の上に成り立っているものですから、常識が問われているというふうに思うんですね。そういう意味で、今の水道部長の答弁を是とするのか、そうではないということなのか、改めて市長の見解をお聞きしたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 市長。

○森山市長 山本議員の3回目の質問にお答えいたします。

水道と消防庁舎の間にある桜の木の伐採の件でございますけれども、61年とおっしゃると30年ぐらい前の話ですかね。ある日、中学校の高くそびえるポプラが数十本伐採されたことについて指摘をしたことを思い出しますが、今回の伐採とは全くまた違った状況でございますので、先ほど水道部長が答弁しましたように、報告を受け、私は了承をいたしております。

いずれにいたしましても、緑は、摂津市のまちは60%以上が準工地域、山も谷もない地域でございます。常々ソフトなまちづくり、こっちはほうにはしっかり目を向けておかななくてはなりません。そういう意味では、木の伐採等々については慎重を期さなくてはならないと思いますが、切ることによってどういう副作用を及ぼすのか、

また結果が出てくるのか、そういうことも吟味した上での伐採でございますので、ご理解をいただきたいと思います。（「議事進行」と山本靖一議員呼ぶ）

○嶋野浩一朗議長 山本議員。

○山本靖一議員 時間がありませんので会議録を読みませんでしたけれども、これはもっときちとした理由があったんですよ。このプラタナスを60本切ったということについて経過があったんです。そのことについて市長が厳しく追及されているんですよ。そうすると、今のような物差しでいえば、都市整備部長だって下水道部長だって、それは教育委員会だって全部木を切つてええということにつながりはしないかと私は思うんです。これは市民の貴重な財産、市長の政治信条からしても、これはもう26年前ですけれども、そういうことに照らして変わったと私は思いません。今の市長の姿勢から見ていったときにね。こんなことが簡単にやられたら摂津市の木はみんな切られてしまうと、私はそう思うんですよ。したがって、これはそんな簡単な問題じゃないという、そういう意味で聞いていますので、今の市長のご理解くださいという話では市民は絶対に納得しないと、私はそういうふうに考えるわけです。

この点で一度整理をしていただいて、今市長がおっしゃったけれども、そういう問題ではないというふうに私は思いますので、ぜひ改めて昭和61年の会議録、これはもう渡っていると思いますけれども、一度見ていただいて、市長の政治信条は変わらないと思っていますから、そこに照らして今の状況がどうなのか、改めて聞かせていただきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 暫時休憩します。

（午前11時28分 休憩）

(午後 1時 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

それでは、桜の木の伐採の件につきまして、市長から答弁をいただきます。市長。

○森山市長 山本議員の再度のご答弁をいたします。

南千里丘のまちづくりをご覧いただいたらわかると思いますが、昔も今も緑化に対する思いは変わりません。今後さらに緑化を進めてまいりたいと思います。それだけに樹木の伐採、これにつきましては今後もさらに慎重を期していきたいと思います。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 山本議員の質問が終わりました。

次に、弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 それでは、順位に従って一般質問を行います。

第1に、障害のある人の仕事と暮らしについてです。

先月、NHKのニュース番組で、ある障害者団体が行った実態調査の取り組みが報じられました。福祉的就労と言われる就労系、日中活動系などの障害福祉サービスを利用されている方を対象として行われましたが、この調査によると、障害がある人の年収は56%が100万円以下で、99%が200万円以下となっていること、大人になっても親が同居して生活を支えているケースが6割近くに上ること、収入が低い人ほど社会から遠ざかることなどが指摘されています。

番組では、年老いた母親が障害のある息子さんを介護し続ける老老介護ならぬ老少介護の実態が取材されていました。障害のある人にとっての仕事、働くということの

意味について深く考えさせられる調査報告です。

そこで、これまでも同趣旨の質問を繰り返し行っていますが、改めて本市で取り組んでいる障害のある方の就労支援の現状をお聞かせください。また、摂津市では、障害者の働く場としての役割を担ってきた小規模作業所が、この間、障害者自立支援法の事業に移行し、それに伴って今年度から補助金の内容が変わりました。その中身についてもお聞きしておきます。

第2に、保育所待機児童の現状と対策についてです。

この問題でも繰り返し質問してきました。今年度の初めの待機数は、新定義で11名、実質は54名、半年たった先月の10月現在の待機数は、新定義で67名、実質は115名と聞いています。不況の影響、南千里丘開発の影響など、これまでも理由づけがされ、説明は聞くわけですが、一方で対策が追いついていないと言えるのではないのでしょうか。次世代育成支援後期行動計画が再来年までの定員目標を設定していますが、現状とのギャップをどう考えておられるのかお聞かせください。

また、保育所を必要としているのに利用できない方が今現在67から115世帯もあるということですから、若いその方たちにとっては生活の大きな問題です。以前、相談を受けた方からは、産休の期間が終わりそうなのに保育所が決まらず仕事をやめなければならないといったことを聞いたこともあります。一人ひとり条件の違いはありますが、子どもの保育に欠けるという家族に福祉の手が届かないという事態になっているということですから、早急に具体的取り組みが必要と考えます。検討がどう行われているのかお答えください。

第3に、旧味舌小学校の跡地利用についてです。

2008年に統廃合した旧味舌小学校の跡地は、現在、味舌スポーツセンターとして体育館とグラウンドが、そして、校舎の一部を暫定利用として地域自治会や校区福祉団体が利用されています。統廃合から今年で5年目の年月がたつわけですが、改めて現在の利用状況と今後の見通しについてお聞かせください。また、この間に、もつとこの場所を使わせてほしいという要望、有効活用を求める声が寄せられていると思いますが、そうしたことへの対応について、どのように取り組まれているのかお聞かせください。

以上、1回目の質問です。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 障害のある人の仕事と暮らしについてのご質問にお答えいたします。

障害のある方の就労の支援といたしましては、摂津市社会福祉事業団が運営している摂津市障害者職業能力開発センター「せつつくすのき」で就職に向けて1年間の訓練を実施しており、多くの方が就職に結びついております。また、就業を希望する方の就業に向けての準備支援や職場定着支援などは障害者就業生活支援センターで実施しております。さらに、障害者自立支援法の福祉サービスとして、ふれあいの里内で多機能型事業所ひびきはばたき園が就労移行支援事業や就労継続支援B型事業を実施しており、就職された方もおられます。また、市内には就労継続支援B型の事業所がほかに2か所ございます。この2か所の就労継続支援B型の事業所に対しましては、今年度から摂津市障害者通所サービス施設

等運営安定化補助金の工賃倍増促進補助金の対象としております。ほかに重度の方の支援として、重度障害者支援体制補助金は、市内の生活介護事業所を給付対象としております。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

(登阪教育総務部長 登壇)

○登阪教育総務部長 保育所待機児童の現状と対策についてのご質問にお答えいたします。

次世代育成支援後期行動計画の目標量と待機児童対策との関連でございますが、平成26年度の事業目標量としては、定員で1,725人、箇所数で17か所と設定いたしております。これに対しまして、実際の数値は、今年度の定員が1,735人、箇所数は17か所と、いずれも前倒しで目標量をクリアしているところでございます。ただ、第2回定例会におきましてもご答弁させていただきましたように、阪急摂津市駅周辺の開発に伴い、特に安威川以北での保育所ニーズが高まっております。計画での目標量設定における前提となっております児童人口は、計画策定時の推計値と比較しますと、実際の人口のほうが上回っており、待機児童の解消に向けてより一層の努力が必要であると認識しております。

次に、具体的な取り組みの検討でございますが、民間保育所1園の建て替えにより20人の定員拡大を、また、他の既存民間保育所1園が定員拡大を予定されておられます。いずれも平成25年4月から実施していただく方向となっております。今後は、阪急摂津市駅前の大型マンションの第2期分入居が平成26年4月ごろにピークを迎えると想定されるため、本市としてもさらなる対策が必要であると考えております。ただ、第2回定例会でお示ししてござい

た低年齢児を対象とした分園の設置やバスでの送迎センター整備につきましては、実施場所の問題などさまざまな面で課題があり、早い時期に実施するのは困難であると判断し、当面の保育需要に対応するための別の方策を現在庁内で検討し、実現に向けての調整をしているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 旧味舌小学校跡地の活用についてのご質問にお答えいたします。

初めに、旧校舎につきましては、普通財産として防災管財課で管理をしており、3階建て校舎の1階にある多目的教室と視聴覚教室の2教室を、平成26年3月31日までの間、暫定的に地元団体の皆様にご使用いただいております。利用状況は、平成22年度が53件、23年度が75件となっております。体育室及びグラウンドにつきましては文化スポーツ課で管理しており、スポーツセンターとして市民の皆様にご利用いただいております。利用状況は、体育室が平成22年度877件、23年度843件、グラウンドが平成22年度481件、23年度は456件となっております。

次に、市民から寄せられている有効活用を求める要望につきましては、現在まで旧味舌小学校跡地について市民と摂津市が話し合う会と7回の会合を重ね、この会合を通じて多様なご意見をお聞かせいただいております。今後につきましては、行財政改革にしっかり取り組み、より質の高い行政サービスを追求していくとともに、体育室は緊急時の避難所として指定しておりますので、恒久活用を図ってまいります。その他の施設につきましては、市全体のまちづくりの観点から3年を目途に、当面は平成26年3月31日を目途に見直しを行って

まいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 弘議員。

○弘豊議員 2回目の質問です。

障害のある人の仕事と暮らしについてですが、摂津市では、ふれあいの里での事業を中心に一般就労に結びつく成果も多くあるという報告です。確かにこのことは大変大事なことで、今後、鳥飼の支援学校との連携で一層取り組みを充実させていっていただきたいと思っております。

また一方で、やはり多くの方は、福祉的就労という形で就労継続支援B型の事業所や生活介護の事業所に通われます。先に述べた実態調査によると、これらの事業所での月額工賃の平均は約1万3,000円であったと聞きます。摂津市でも大体似たような、またこれよりも低いかなどというふうに感じますが、これらの障害者自立支援法による障害サービスの事業でありますから、こうしたサービスを利用すれば利用料負担も生まれてきます。先日、ある方から相談を受けましたが、作業所で働いている工賃より利用料として支払う金額が高くなって、今は行くのをやめているとのことでした。この間、制度移行の中で利用者の皆さんにもさまざまな影響が出ていることのひとつと受け取りました。そのほかにも、障害者自立支援法のもとでさまざまな矛盾を抱えていることと思っております。それぞれの事業所が、障害のある人の働く場、生きがいの場としての役割をしっかりと果たせるように、市としてもバックアップが必要です。

そこで、今年度から行われている運営安定化補助金の件について伺います。先ほどの答弁で、就労継続支援B型の事業には工賃倍増促進補助金、生活介護事業には重度障害者支援体制補助金をと説明されました。しかし、以前はどちらの事業も小規模作業

所としてやってこられています。就労Bの事業所に重度の方もおられますし、生活介護に行きながらもっと高い工賃が欲しいと頑張っている方もおられます。なぜ補助金を事業ごとに分けているのか、とりわけ就労継続支援Bの事業所に重度の加算がつかない、こういうことについて、どうしてそうなのかお聞かせいただきたいと思います。

保育所の問題では、後期計画がつくられた当時の予測、これとは大きく外れてしまっています。定員拡大と115%の弾力化でこれまで来ていますが、今年4月の入所希望者は1,935名、1,735名の定員より弾力化で146名多く受け入れていますけれども、それでも54名がはみ出している。今年度初めから200名分定員が足りないのが現状です。それが10月にはさらに127名分足りなくなっているというのが定員と入所希望者との関係ではないでしょうか。分園やバスセンター方式では到底根本的な解決にはなり得ません。マンション内に設けられる認可外保育所のことも前に触れましたが、やはり親が安心して預けられる認可保育所の増設が必要だと私は考えるものですが、そうしたお考えがないかお聞かせください。

厚労省の調査でも、今年、年度当初の待機児童数は、保育需要の伸びが依然増えているものの、都市部を中心に認可保育所の増設なども行って、若干ではありますが待機児童数は減となって改善されているということです。本市においても、今の17か所では保育需要に到底対応できていないという認識を持って計画の上方修正を行うよう求めるものですが、答弁をお願いします。

味舌小の跡地利用についてです。ご答弁されたように、今でも随分たくさん利用がされていますし、改めて地域にとって大事

な拠点だと感じます。それに加えて、もっとこういうふうに使いたいという声もたくさん出されているのではないのでしょうか。例えば、校舎の空き教室の利用も多目的室、視聴覚室に限ってですが、どうして限られた部屋、限られた団体だけなのか。前回の一般質問で正雀保育所の保護者を摂津小学校の会議室でやっているということについて指摘しましたが、すぐ隣の旧味舌小学校の多目的室が使えれば保護者の負担も減ると思います。暫定利用であったとしても、ここまでならできる、せっかくあるものをもっと活用できるという形に持っていくような対応ができないものでしょうか。

5年前の小学校跡地活用検討方針「摂津っ子の未来のために」、これも改めて見させてもらいましたが、それを見る限り、財政事情の説明が前面に出された印象が強く、あれこれ理屈を並べて結局売のかと多くの市民が反発した経緯もあったように思います。しかし、この5年間を見たときに、5年前と比べると摂津市の財政はどうでしょう。市長選で森山市長が「見事に再生」と述べられましたように、状況が変わってきていると思うんです。廃校の跡地活用については、これまで全国で先進的な取り組みが数多くあります。予算を投入してリニューアルしているところもあれば、既存施設を生かして、地域住民が知恵と力を寄せ合って有効活用に取り組んでいるところ、さまざまです。かつて、子どもの教育のため、学校をつくるためならと地域の方々が協力して提供していただいたこういう場所だからこそ、この地域のため、子どもたちのため、しっかりと活用がされるべきだと考えます。使えない理由を並べて市民を説得する努力より、どうやったら使えるか、そんな議論を市民を巻き込んで一緒に考え

ていつてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。協働のまちづくりといった点からも大変重要な問題をこの件に関しては感じているのですが、再度見解をお伺いします。

以上、2回目の質問です。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 運営安定化補助金のご質問にお答えいたします。

運営安定化補助金は、市内に事業所を有する指定障害福祉サービス事業所に対して補助金を交付し、その運営の安定化を図ることにより、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として今年度から実施しており、補助金の種類といたしましては、重度障害者支援体制補助金、送迎補助金、工賃倍増促進補助金、就労支援事業所等開設補助金、法人合併促進補助金の5種類がございます。

この補助金のうちの重度障害者支援体制補助金は、重度の障害のある方が通所事業所に通所しやすくするための補助金でございます。障害程度区分の5及び6の通所者1日通所当たり1,000円、障害程度区分3及び4の通所者1日通所当たり500円を給付費以外に市単独で補助する制度でございます。就労支援事業所を利用する場合は、介護の状況を判断する障害程度区分の認定を必要とせず、福祉サービスの必要性を判定する認定調査のみでサービス利用が実施できるため、利用者の中には障害程度区分の認定が必要ない方がおられる現状でございます。必要のない方に認定のための負担がかかることを危惧して、就労支援事業所を補助対象としてはおりませんが、事業所からもご要望をいただいております。今後、研究を進めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 認可保育所の整備についてのご質問にお答えいたします。

2回目の答弁でも申し上げましたように、南千里丘のマンション建設等に伴います入所希望者の高まりに対しまして、分園あるいは送迎方式だけでは十分な対応ができないというふうには考えております。したがって、議員ご指摘のように、一定規模の認可保育所の設置が必要というふうには考えております。現在、そうした方向で民間保育所の力をどのように活用させていただくのか、そして、市として民間保育所が取り組みやすいように、どのような支援、協力ができるのかということについて具体的に今検討して、近いうちにその案を示したいというふうには考えております。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

○乾市長公室長 旧味舌小学校の体育室は恒久利用できるが、多目的教室などは平成26年3月までの暫定使用期間が示されて利用者が限定されている。利用者限定を解除して、すべて幅広い市民に恒久利用を認めるべきだというようなご趣旨のご質問でございますが、旧味舌小学校の体育室を除く施設につきましては暫定利用といたしております。市といたしましては、売却ありきで考えているわけではございませんで、財政状況が厳しくなると見込まれる今日、行財政改革に取り組んで一日でも長く旧味舌小学校の施設を市民の利用に供し得るよう努めているところでございます。今後とももろもろの状況を勘案しつつ努力してまいりたいと考えているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 弘議員。

○弘豊議員 それでは、3回目です。

障害者の仕事と暮らしについて、昨年この補助金の議論も、そして今年のまた予算

委員会の中でも説明を受けたわけですが、その際、この補助金にかかわって障害程度区分の話、また就労継続には出ないとかいうふうなことは聞いておりませんでしたから、要綱の中身を知って正直私はびっくりしました。この間、新体系に移行した後の作業所、事業所が市で果たしている役割を考えたときには、本当に今以上にしっかりと支えていく、そうした体制、また援助を力を尽くしてやっていていただきたいというふうに思います。

保育所の問題についてです。待機児ゼロということで、以前は摂津市に行けば保育所に入れる、こういうことが一つは若い人たちの間の中で言われていたわけです。不動産屋の中でも、家を売り出すときに摂津市は保育所待機児ゼロ、こういうふうなこともアピール材料になったりしているわけです。若い世帯が摂津市に流入してくる、このことを促す大事なポイントとも言えるのではないのでしょうか。子どもを安心して産み育てられる環境づくり、これが摂津市の魅力だと胸を張って言えるような、そんな体制づくりをぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、味舌小学校の跡地利用についてです。このことについては、私も先ほどの2回目の質問で言いましたように、ここまでだったら利用できる、また、こうしたら活用できるんだというふうな、そういうことですね。やっぱりこれもだめ、あれもだめというふうなことではなく、市のほうの担当がしっかりと市民の皆さんと一緒に議論を進めていけるような、そんな懐を大きく持って議論を進めていていただきたいというふうに思います。協働のまちづくりというようなことの指針がやっぱりこのところで本当に生かされるような、そん

な今後の対応を強く求めて私からの質問といたします。(発言終了のブザー音鳴る)

○嶋野浩一朗議長 弘議員の質問が終わりました。

次に、原田議員。

(原田平議員 登壇)

○原田平議員 それでは、順位に従いまして質問をいたしたいと思います。

まず、市長におかれましては、3期目、多くの市民の審判を受けられて、これからのまちづくりにしっかりと頑張ってくださいますようお願い申し上げておきたいと思います。

まず1番目に、市民課窓口業務等委託事業についてであります。これは、先般の本会議で債務負担行為のところでは質問をいたしまして、不十分であったので改めて一般質問をさせていただきたいと思えます。

これまで市民課の窓口等につきましては、行政パートナー、あるいは再任用、非常勤の職員、派遣職員等々で市民の期待に応えて窓口を頑張ってきていただきました。私は、今までのこの行政のあり方で十分ではないか、こういうふうに感じておるところでございます。今回、委託にされるということ、どういったメリットを含んでいるのかお尋ねをいたしたいと思えますし、また、委託業務を行うことによりまして、その委託会社で働く社員が、やっぱり労働条件が非常に、すべてとは言いませんけれども、かなり悪い状況になっていると思えます。そういった点についてお尋ねをいたしたいと思えます。

2番目、3番目につきましては、先の議員で上村議員、安藤議員、また山本議員等が、市営鯉生野団地あるいは鳥飼野々団地の跡地利用について、また、安威川以南の

コミュニティセンター設置についてお尋ねがありましたので、これは質問を省きたいと思えます。

続きまして、大阪広域水道企業団についてお尋ねをいたします。

第2回定例会で大阪広域水道企業団と大阪市水道局の統合について一般質問を行いました。その折の答弁では、大阪広域水道企業団と大阪市水道局との事業統合検討委員会が立ち上げられ、第1回水道事業統合検討委員会が開催され、統合に向けてのスケジュール等についても一定の答弁をいただきました。しかし、それ以降の経過についてどのような変化があったのか、統合に向けて説明をいただいたスケジュールどおりに進捗しているのかどうか、改めてお尋ねをいたしたいと思えます。

そして、府域一水道を目指す中で、利用者として一番気になりますのが料金体系であります。統合が進むことで、特に利用者である市民にどのようなメリットがあるのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

続きまして、淀川河川敷のグラウンドゴルフ場建設についてであります。

以前より計画もあり、また、私もたびたびこのことについて質問をいたしました。淀川仁和寺大橋下流の河川公園でグラウンドゴルフをできる多目的広場の整備について注視をしてきたところでもありますけれども、ほとんど事業が進んでおらない状況であります。これまで市として協議等の経過、あるいは整備の進捗についてどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

続きまして、安威川ダムの建設についてであります。

8月14日に前線の影響で大気の状態が不安定となりまして、大阪府北部、中部、そして宇治市を中心とした京都府を中心に

大雨となり、市内各所で浸水被害が発生をいたしました。安威川の下流域に位置する摂津市としては、早期に安威川ダムの建設を望むものであります。現在の安威川ダムの建設の進捗状況についてお尋ねをいたします。

都市計画道路の見直しについてであります。

先般、建設常任委員協議会等でいろいろとお話を聞かせていただいたわけでありませけれども、都市計画道路の長期未着手区間について、大阪府の指導のもと府下一斉に見直し作業が進められると聞いておりますが、本市においては大阪府に対してどのような対応で取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

最後に、消防行政の広域化について質問をいたします。

以前より消防行政の広域化については質問をさせていただいております。昨年の12月の第4回定例会における市の答弁では、大阪消防庁構想の骨子が見えておらず、現状では動きがやや停滞してしまっているとの内容でございました。しかしながら、大阪の泉州地域におきまして、今年の10月に泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町の3市3町の協議がまとまり、来年4月には泉州南広域消防本部が発足すると聞いております。そこで、摂津市における消防行政の広域化についてと、そして、大阪消防庁構想の現状と併せてどのような今現状になっているのか、お尋ねをいたします。

1回目、終わります。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 市民課窓口業務等委託事業につきましてお答えいたします。

市民課窓口業務は、繁忙月とそうでない月、あるいは曜日によって受付件数が大きく変動するため、現在のような正規職員、非常勤職員、再任用職員という異なった雇用形態で職員数も固定されている状況では、サービス水準を低下させないよう職員を配置していくことが非常に困難な状況にあります。この点、民間事業者の中には、職場の実績に合わせた柔軟な職員配置が可能なものもあり、このような事業者へ委託することにより、質の高いサービスを安定的に提供することができるものと考えております。

また、今回の委託先事業者の選定におきましては、質の高いサービスと行政コストの削減に加え、委託先で働く方の給与や社会保障、福利厚生等も評価の基準といたします。質の高い市民サービスを提供するためには、質の高い労働者の確保が重要であり、労働者の権利保護の観点からも、ワーキングプアなどを輩出しない適切な雇用体制を構築しなければなりません。このことを踏まえ、委託を行いたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 水道部長。

(宮川水道部長 登壇)

○宮川水道部長 大阪広域水道企業団についてのご質問にお答えいたします。

先の第2回定例会でもご説明申し上げましたように、本年1月末に大阪広域水道企業団首長会議が開催され、大阪広域水道企業団・大阪市水道事業統合検討委員会の設置がなされたものであります。これを受け、この検討委員会において統合案をまとめた上で大阪市水道局の企業団への加入手続きを行うという方向づけがなされ、3月26日に第1回水道事業統合検討委員会が開催されております。企業団と大阪市水道局全

体が統合に向け進んでおりました。

しかしながら、8月に行われました第2回水道事業統合検討委員会におきまして、橋下市長のほうから、大阪市が統合を判断するには、一定期間内に43市町村すべてが浄水場等の資産を企業に継承して、企業団との事業統合を行い、府域一水道を実現することについて43市町村の方針確認が必要との提案がありました。それを受けて8月に行われました43市町村の首長会議では、水道事業統合については、浄水場のダウンサイジングを図ることとし、会計統合はしないこととし、統合効果については43市町村で享受する方向で協議を進めるということになりました。また、橋下市長の提案については、統合協議を進める中で各市の考え方を整理することを確認されました。その後、9月に橋下市長と企業長との間で統合条件について協議が行われ、大阪市との統合条件については42市町村の今後の統合の共通のルールとすることで統合協議については進めていくことになりました。

その統合ルールについて、10月22日に第3回水道事業統合委員会におきまして協議がなされております。その内容は、今後、懸案となっている大阪市との統合条件を含め、府域一水道に向けた課題、統合条件について42市町村で議論を開始すること、42市町村の議論の場としては運営協議会を活用すること、42市町村で一定の考え方を整理した後、大阪市との統合条件について、第4回水道事業統合検討委員会、43市町村の首長会議において議論することなどが決められたものでございます。今後、統合協議について、引き続き第4回水道事業統合検討委員会や43市町村の首長会議において行われることになってお

りまして、統合についての議論がなされることになっております。

それと、府域一水道に向けたときに、本市の水道料金がどのようになるかとのお問い合わせについてですが、今回の大阪市との統合が今後の各市のモデルとなるものでございます。その中で論議されておりますが、将来的には府域一水道・一料金体系になるのが目標ですが、各市の状況があまりにも異なりますので、激変緩和のため会計統合はしないものとされており、水道事業統合においても市町村ごとの会計を置き、市町村ごとに価格が決められるものと考えております。このような経過の後に、最終的には料金体系は一本化され、料金の低廉に向けられるように聞き及んでおります。

○嶋野浩一朗議長 都市整備部長。

(吉田都市整備部長 登壇)

○吉田都市整備部長 淀川河川敷のグラウンドゴルフ場建設についてのご質問にお答え申し上げます。

議員ご質問の場所は、鳥飼下地区の淀川河川公園の整備地区であります。その整備計画につきましては、平成21年3月5日から、摂津市も参加をし、国土交通省淀川河川事務所が淀川河川公園中流右岸地域協議会を年2回のペースで、また、その間に地元の方々もご参加いただいた地区会議を開催し、これらの会議を通じて計画が検討され、平成23年12月15日開催の協議会において承認されたものでございます。その後、技術的検討が加えられて整備計画が決定され、実施設計が行われてまいりました。現在、淀川河川事務所に確認いたしましたところ、平成24年9月の12日から平成25年2月の28日の工期で、整備計画の一部でございますが、工事発注がなされ、ちょうど淀川の非出水期であり

ます10月16日から工事が始まるということでございます。工事に含まれておりますグラウンドゴルフも可能な多目的広場ゾーン、バーベキューエリア、駐車場などが整備内容であります。多目的広場につきましては、芝生の養生の関係から平成25年春ごろの供用開始であるというふうに伺っております。

引き続きまして、都市計画道路の見直しについてのご質問にお答え申し上げます。

国では、平成18年6月に社会資本整備審議会の都市計画部会において、都市計画道路の必要性の検証と見直しに積極的に取り組むべきとの方向性が示されております。大阪府では見直しの第1弾として、平成15年から18年にかけて長期未着手の計画道路について見直しが行われており、本市にかかわる見直しはありませんでした。今回は、上位計画である北部大阪都市計画区域マスタープラン、いわゆる整備、開発及び保全の方針の改定が行われるとともに、見直しの第2弾として、平成23年に大阪府では都市計画道路の見直しの基本方針が示されております。その見直しの考え方につきましては、人口増加、拡大型社会から人口減少、成熟型社会へ推移、そして、公共投資の制約などの背景により見直しが必要との考え方のもと検証されており、計画の必要性はさることながら、30年以内に実現が可能であるかどうかといった実現性の可否による判断が考え方の重要な要素を占めているところでございます。

大阪府決定路線及び市決定路線の見直し作業といたしましては、各路線について、計画の必要性や事業の実現性の再点検を行い、今後も必要な都市計画道路とそうでないものを仕分けして、存続か区間や幅員の変更、そして廃止の手続きを進めることと

されており、大阪府と協議・調整を進めているところでございます。本市域内における府決定路線と市決定路線を合わせた未着手区間の割合は約3割を占めており、いずれも計画決定から長期間未着手の状態でありますことから、沿道の都市計画道路に位置付けされる土地については長年建築制限が課せられている状況が続いており、整備予定期間を明示できず、説明責任を果たせていない状況であることも事実であり、大阪府におきましては見直しに対して強い姿勢で臨まれている状況でございます。

府決定路線でもあります都市計画道路大阪鳥飼上上田部線など、現道部の拡幅による都市計画道路の位置付けがある路線につきましては、慢性的な交通渋滞の発生や歩道の狭小などの状態が放置され、歩行者などに対する交通安全上の対策が講じられていないまま危険な状態であり、本市といたしましては、地域の実情を訴えながら見直しの判断に対して慎重な対応を求めているところであります。しかしながら、このたびの大阪府による都市計画道路の見直しにつきましては、都市計画事業ではなかなか実現が困難な区間であることも事実でございます。都市計画事業によらない場合においても、現道部は道路管理者が大阪府でありますことから、地域の安全・安心に対して、その責任を果たしてもらうべきものと考えており、早期の歩道拡幅など、交通安全対策事業などにおいても真摯な対応を図っていただくよう、大阪府に対して強く訴え続けていくことも必要と考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 安威川ダム建設についてのご質問にお答えいたします。

安威川ダムは、昭和42年の北摂豪雨により、安威川流域におきまして死傷者61名、浸水家屋約2万5,000戸などの大きな被害を受けたことを契機に計画されました。安威川の治水対策は、100年に1回の大雨に対応できますよう、河川改修とダムによる治水手法を選択しております。この対策によりまして、時間雨量80ミリ程度の大雨で想定される被害を防ぐことができます。

安威川ダム建設の進捗状況でございますが、昨年10月7日に大阪府の検証報告書を国へ提出され、国におきましてその内容を審査された上で、本年4月26日に開催されました第22回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議におきまして審議され、下流域が市街化されており、治水効果が高いダムとのコメントが出されました。この有識者会議の結果を踏まえまして、本年6月11日に補助金を継続との国の対応方針が決定されております。本決定によりまして、今年度よりダム本体工事の準備となります転流工などに着手する予定と伺っております。

○嶋野浩一朗議長 消防長。

(北居消防長 登壇)

○北居消防長 消防行政の広域化についてのご質問にお答えをいたします。

まず、大阪消防庁構想の現状でございますが、本年6月に府市統合本部における消防に関する担当者説明会が開催されまして、その中で、府市統合本部の方針として、まずは平成27年度をめどに大阪都構想を実現させ、その枠組みができ上がった先に大阪消防庁構想があるので、各市町村においては、従来から取り組んでいる近隣市との広域化や指令業務の共同運用について、このまま継続して取り組んでいただき、そし

て、平成27年度以降に大阪消防庁構想が実施される場合においても、既に実施されている広域化や共同運用を生かした形で実現していくとの説明でありました。

本市におきましては、従来から取り組んでおります吹田市、茨木市との指令業務共同運用についての検討会を活発に行っておりますし、既に指令業務の共同運用を実施している尼崎、伊丹の共同指令センターに本市の担当職員を派遣いたしまして、指令業務共同運用の実現に向けての具体的な事例の検討・検証等も行っているところでございます。今後の諸課題についてのさらなる検討を重ねてまいりまして、その進捗状況によりまして、協議会の設置や大阪府への届け出の際には市議会のご意見をいただきたいと考えております。どのような形になりましても、以前から議員ご指摘のとおり、限られた事業費の中で最大の効果を実現し、市民の皆様が安心を実感できるまちを構築してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 原田議員。

○原田平議員 市民課の窓口業務の委託でございしますが、いろんなことの考えをお聞きいたしました。その中で、やはり証明書の発行の業務を委託するということでありますので、自分なりに概算計算をいたしましたところ、やはり現状よりも委託のほうが高くつくという判断をいたしております。やはり限られた財源を有効的に使うという意味では、私は現状のままで推移されるのがいいのではないかというふうに考えておるんですけれども、そういう方向で進めたいということでもあります。質の高い労働者の確保、今頑張っている方も非常に質の高い労働者であります。そして、労働者の権利保護、これも言われまして、できる限りのことは今やっただいてお

ります。そういう中で頑張っている職員が、今後、この委託業務をされることによって、やはり雇用の不安が発生をいたします。そういったことについてどのようにお考えなのか、再度お尋ねをいたしたいと思います。

水道部の大阪広域水道企業団と大阪市水道局の統合についてであります。

先日、10月の23日のそれぞれの新聞の中で、「水道事業統合、基本ルール合意」、そして、「資産無償譲渡、統合の条件に」という見出しでいろいろ各社が発表いただきました、それを切り抜いておるわけでありますけれども、やはり先ほど部長が言われましたように、全市町村が資産を企業団に無償提供するにはいろんな問題があるんだと、こういうことでありまして、かなり諸課題があるということでもありますから、これからの推移をやはり注意していかなければ、例えば太中浄水場をすべて企業団に無償譲渡していく、渡していく、こういうようなことが現実となった場合に、摂津市の非常事態における市民への安定供給ができない、それぞれの市町村もそういう思いだと思います。

そういう中で、大阪市が入ることによっていろんな問題が出てきているというふうに思うわけでありまして、これからも水道部として、やはり何はともあれ市民の立場に立って、利用されている市民の皆さん方がどうあるべきか、そして、先ほど部長が言われましたように、安い値段で供給ができれば一番いいわけでありまして、そして、安定的に供給されることが望まれるわけでありまして、統合の問題もかなり時間がかかると思うんですけれども、そういった先ほど述べましたような立場に立って進めたいということ、これは要望しておきたいと思います。

淀川河川敷のグラウンドゴルフ、この質問通告書を提出し、ヒアリングの段階で若干お聞きをいたしまして、前の淀川河川敷へ行きましたところ、柵が張られまして工事の準備の予定がされておまして、いよいよかかっていたらいいんだなということでありましたし、先ほどご答弁いただきましたように、芝生の張りぐあいも含めて来年の春には利用ができるということで、これは非常に市民にとってありがたいことでもありますし、そのことを地域の皆さん方にお伝えをいたしたいと思います。これまでの関係者の皆さん方の努力に敬意を表したいというふうに思います。

都市計画道路の見直しについてですが、先ほど部長が言われましたように、幅員の見直しとか、そういったことについてはやってもらってもいいけれども、その区間を廃止するというのではちょっと困るわけでありまして、大阪高槻線につきましては、今までからも交通の渋滞、そして交通の安全等にやはり問題がある、バス停が、乗客をおろしていることによって後ろが渋滞していると、こういう状態が一向に改善されないわけでありまして、それが都市計画道路を外すことによって一般道路になった場合、なお大阪府は私はやってくれないというふうに思います。そういう意味で、先ほども努力というか要望を強くしていきたいということでもありますけれども、引き続きやはりそういった声を聞きながら、いずれ摂津市の都市計画審議会にかけなければならないというふうに思うわけでありまして、委員の皆さん方の意見も多分に厳しいと思います。そういう意味で、この都市計画道路の見直しについては慎重に図っていただきたいということを要望しておきたいと思います。

安威川ダムにつきまして、検証の報告をしながら、また有識者会議、そしていよいよ本体工事に入るという説明でありまして、いよいよ進んでくるなという感じではありますが、具体的に完成を大体いつごろに置かれて、先ほど理由を何かおっしゃいました。多分、今流れている水をやはり下流へ流さなきゃならないということのバイパス工事だというふうに思います。そういうことでされるということでもありますから、今後の予定等、わかる範囲内でご答弁をいただければありがたいと思います。

消防行政について、府市統合本部で統合を検討されているということでもありますし、平成27年度に都構想が実施をされて、その後大阪消防庁構想が進むということでもあります。少し時間がかかるんだなというふうに思うわけでありまして、当面、近隣市と指令業務の共同運営などをしながら市民の安心・安全を守るためにやっていきたいということでもありますので、私ども大阪府の動向を見ながら注視をしていきたいと思っておりますし、必要であれば消防長のほうで摂津市の意見として反映をしていただければありがたいというふうに思っております。引き続き努力をしていただくことをお願いしておきたいと思っております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 現在、市民課で業務に従事いただいております非常勤職員、いわゆる行政パートナーでございますが、この方々の今後の処遇につきましては今回の委託に当たっての重要な課題と認識いたしております。今後、個別に希望等をお聞きするなどの相談を行いながら、委託先での継続雇用、または市内部での異動など、人事課や委託業者と協議し、非常勤職員の方々

に不利益がないよう努力してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 安威川ダム建設の今後の予定でございますが、現在わかっている範囲でお答えいたします。

今年度よりダム本体工事の準備となりますダムサイト左岸側に水路トンネルを築造します転流工と、左岸道路築造工事、残土処分地整備工事などを予定されております。工事期間はおおむね2か年程度の予定と伺っております。ダム本体工事は、この準備工事の完成後、速やかに工事着手できますよう必要な検討と手続きを進めていくと大阪府より伺っております。今後におきましても、流域地元市といたしまして、水害の危険から市民の生命、財産を守るため、早期にダム本体工事に着手され、安威川ダムが一日も早く完成されることを大阪府に強く要望してまいります。

○嶋野浩一朗議長 原田議員。

○原田平議員 それでは、3回目の質問をいたします。

窓口業務等ではありますが、やはり先ほどのご答弁では少しまだまだ詰めなければならないというふうに問題があります。特に職員組合との協議がまだ整っておらないというふうに聞いております。そういう意味で、早急に誠意を持って協議をされることを望みたいと思います。

そして、私は以前から申し上げておったんですが、納税証明や、あるいは評価証明、税務関係の証明、あるいはその他の証明書等が発行できる総合窓口というものをやはりこれからは考えていかなきゃならないというふうにも思っております。そういったことの上に立った今回の窓口業務の委託であろうかというふうに僕は

思っておりますが、そういったお考え等について再度お聞きをいたしたいと思いません。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

○乾市長公室長 窓口委託を実施するに当たって、総合窓口の創設について考えがあるのかという趣旨のお問いにお答え申し上げます。

総合窓口によるワンストップ・サービスにつきましては、窓口サービスの質の向上を追求する中で庁内でも研究を行っているところでございますが、さらに踏み込んだ行動に出る前に、今般、国で審議されておりますマイナンバー制度が及ぼす影響につきましても適切に見きわめていかなければならないと考えているところでございます。

そうした情勢のもと、今回の窓口業務委託につきましては、市民課窓口の市民サービスの向上と行政コストの削減の両立を主眼に行うものであり、総合窓口の創設につきましては、マイナンバー制度の動向を見きわめた上で、全庁的な視点から議論していきたいというふうに考えているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 原田議員の質問が終わりました。

次に、南野議員。

(南野直司議員 登壇)

○南野直司議員 それでは、初めに、森山市長におかれましては、3期目のご就任、本当におめでとうございます。協働で「みんなが育むつながりのまち摂津」の構築を目指してさらに取り組んでいただきますよう、よろしく願いをいたします。

それでは、一般質問をさせていただきますけれども、金曜日と本日、多くの議員の皆さんが質問されまして、その中で同趣旨の質問がありまして、若干かぶるところもあ

ろうかと思えますけども、ご理解をいただきたいなと思います。

それでは、初めに、住民票など各種証明書が全国のコンビニで交付できるサービスの導入についてでございます。

住民票の写しなどが全国のコンビニエンスストアで発行できる交付サービスが、今、全国に広がっておりまして、現在はセブンイレブンのみに対応しておりますが、2013年には新たに二つのコンビニが参入する見通しであります。このサービスは、各証明書が全国どこでも発行可能で、土曜日、日曜日、祝日も早朝から深夜まで、手軽な操作で発行できるということでございます。本市におきましても導入することでさらに市民サービスの向上につながると考えますが、この導入について考えをお聞かせいただきたいなと思います。

それから、次に、集中豪雨における浸水被害の再発防止計画についてでございます。

本市におきましても8月14日に集中豪雨が発生いたしまして、市内各地で床上・床下浸水、道路冠水などを引き起こし、大きな被害をもたらしました。近年、地球温暖化やヒートアイランド現象による局地的なゲリラ豪雨が各地で発生しておりまして、公明党といたしましても、二度と浸水被害を出さないための対策を早急に講じていただきますよう強く求める要望書を市長に早急に提出をさせていただいたわけでございますけども、そこでちょっとお聞きしたいんです。1点目に、今回浸水した被害箇所の調査、情報収集や対応についてお聞かせください。2点目に、地下及び半地下駐車場を設置する場合、浸水対策の強化を指導することについて。それから、3点目に、安威川以南の雨水幹線の早期完成を図ることについて。これはもう先ほどご答弁もあ

りましたので、ご答弁は結構です。それから、4点目に、局地的な大雨に備え、定期的なメンテナンスの強化を図ることについて。それから、5点目に、長期的には降雨強度を80ミリに設定し、市内全域の改善計画を立て、災害の発生しない摂津市を構築することについて。以上4点についてお聞かせいただきたいなと思います。

次に、乳幼児医療費助成制度について、近隣市の状況をかんがみ、通院に関しても対象年齢の拡充を検討することについてでございます。

本市におきましては、入院の助成については他市に先駆けて中学校3年生まで拡充されたことは高く評価いたしますが、通院に関しての助成対象につきましては小学校就学前でございます。近隣市の対象年齢の状況と、通院に関しても対象年齢の拡充をした場合の財政負担についてお聞かせいただきたいなと思います。

次に、中学校の給食実施に向けての取り組みについてでございます。

今日まで積極的な説明会を開催されたり、また、アンケート調査を実施されて給食の導入に向けて取り組まれていることは評価したいと思います。これまでの取り組み、またアンケート調査の結果、それから今後の取り組みについてどのように進めていけるのかをお聞かせいただきたいと思いません。

それから、次に、介護保険を一定期間利用されなかった元気な高齢者の方に表彰状や健康グッズなどを贈呈できるような施策を検討することについてでございます。

本市におきましても、今年度、平成24年から26年度の介護保険料が見直されまして、年間の基準額が第4段階の方で7,680円の値上げがございました。さまざま

まな機会で多くの市民の方から、保険料が上がって支払うばかりで、介護保険サービスを利用しない方に対して何もないのかと、例えばボールペン1本でも贈呈できないものかとお声を多くいただきまして、今回質問させていただきました。利用されていないことはご健康で何よりなんですけども、この介護保険のサービスを一定期間利用されなかったお元気な高齢者の方に、こういった表彰状や健康グッズ、例えば歯ブラシなどを贈呈できるような施策を検討されてはいかがでしょうか。考えをお聞かせください。また、介護保険のサービス対象者で、これまで一度もサービスを利用されていない方はどれぐらいいらっしゃるのか、併せてお聞かせいただきたいと思います。

次に、地域福祉活動支援センターが中心となって、協働での（仮称）地域安心ふれあい・いきいき・元気サポート制度の導入についてでございます。

今年の3月に地域福祉活動支援センターがオープンいたしまして、社会福祉協議会やボランティアセンター、また地域包括支援センターのそれぞれが連携・協力して、地域福祉推進のための支援や活動の場の提供、地域福祉に関する情報収集・発信などを行っていただいておりますが、この中で特にボランティア活動の発展に向けての目標、取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目を終わります。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

（杉本生活環境部長 登壇）

○杉本生活環境部長 住民票など各種証明書が全国のコンビニで交付できるサービスの導入についてのお答えをいたします。

コンビニエンスストアにおきまして、住民基本台帳カードを利用し、住民票などの

各種証明書を交付する、いわゆるコンビニ交付は、財団法人地方自治情報センターが提供するサービスであり、平成24年8月1日現在におきまして56団体で導入されております。コンビニ交付を導入した自治体の住民の方々は、サービスを提供するコンビニ事業者の端末を設置する店舗において、自治体の区域や業務時間にとらわれず住民票等の証明書の交付サービスが受けられるため、導入されれば市民にとって大きな利便性向上が期待できます。コンビニ交付につきましては、今後、サービスを提供するコンビニ事業者も増える見通しであり、電子政府、電子自治体に関する取り組みが進む中、全国的に普及していくものと考えております。

本市といたしましても、現在、国で審議されておりますマイナンバー法案の行方を注視しつつではありますが、導入する方向で検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

（有山総務部長 登壇）

○有山総務部長 議員ご質問の集中豪雨における浸水被害の調査についてお答えいたします。

8月14日に発生いたしました豪雨では、市内各所で浸水被害が発生しました。その浸水状況につきましては、当日の現場にて職員が対策、確認をした浸水情報を中心に、その後、総務部と土木下水道部の職員で被害に遭われた市民や企業の聞き取り調査を行ってまいりました。しかし、それだけでは浸水情報把握が不十分であったことから、8月17日付ホームページに「8月14日大雨で被害に遭われた方へのお知らせ」を掲載し、また、9月1日号の広報紙においても被害状況について記事を掲載し、被害情報を呼びかけ、今も情報把握に努めてお

る状況でございます。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 集中豪雨における浸水被害の再発防止計画についての質問のうち、2番目から5番目までの土木下水道部にかかわります内容につきましてお答えいたします。

まず、2点目の地下及び半地下駐車場の設置する場合、浸水対策の強化を指導することについてでございますが、本豪雨の際に、マンションの地下部分に駐車場がございまして、そこに計画降雨を上回る集中豪雨が原因と考えられる雨水が流入したため、駐車していた乗用車に被害が発生したことは認識しております。このような雨水の流入阻止には、浸水防止板などの設置とともに、必要に応じて雨水排水ポンプの設置などが考えられます。これらの設置は個人で行われるものでございます。また、このような駐車場を設置される計画に際しましては、建築確認申請時の排水協議の際に、建築主に対し、地域の事情や下水道本管の高さを説明し、浸水対策についても考慮するように協議などをしております。今回の状況は、計画降雨量を上回った雨がいつきに集中したことが原因と考えております。

次に、4点目の局地的大雨に備え定期的なメンテナンスの強化を図ることでございますが、現在、市内にございます水路から雨水幹線への取水口18か所、水路の排水ポンプ17か所につきまして、除塵機や排水ポンプなどを定期的に点検を行っておりますが、故障や耐用年数が経過した機器などが発覚した際には、速やかに改修を行っているところでございます。

最後に、5点目の、長期的には時間降雨強度を80ミリに設定し、市内全域の改善

計画を立て、災害の発生しない摂津市にすることでございますが、本市の公共下水道はすべて流域関連公共下水道でございまして、雨水につきましても大阪府の流域幹線、ポンプ場に流れる計画となっております。流域下水道の雨の降雨確率年が10年に1回降る雨に対応する時間降雨強度48.3ミリで施設整備されているため、本市だけで計画雨量を大きくした管渠を埋設することはできないものであります。長期的には20年降雨確率年などへの雨水レベルアップを考えていきたいと思っております。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

(登阪教育総務部長 登壇)

○登阪教育総務部長 乳幼児医療費助成制度についてのご質問にお答えいたします。

乳幼児医療費の通院医療費分の助成につきましては、本市では小学校就学前までを対象とし、所得制限を設けず実施しております。近隣市の対象年齢に関しての状況でございますが、北摂の6市で見ますと、本市と同様、小学校就学前までが豊中市、吹田市、箕面市の3市、小学校3年生までが茨木市1市、小学校6年生までが高槻市1市、基本を小学校就学前までとしており、第3子以降のみ年齢拡大をしているのが池田市1市となっております。また、所得制限を設けている市と設けていない市とが3市ずつとなっております。さらに大阪市では、平成24年11月から所得制限を設けた上で、現行小学校就学前までを中学校修了までに拡充すると聞いておるところでございます。

大阪府の補助制度では、通院医療費の助成対象が3歳未満の児童になっていることから、市制度において、これを超える年齢部分につきましては全額が市負担となっております。府制度の拡充がない状態であれ

ば、本市で年齢を拡充した場合には、小学校卒業までなら6,000万円から7,500万円程度、中学校卒業までなら8,000万円から9,000万円程度の負担増になると試算しております。ただ、今申し上げました金額は非常に粗い試算でございます。状況によりましてはこれ以上の負担増となることも想定されます。

大阪府におきましては、国における医療費助成制度の見直しを前提として乳幼児医療費助成制度の見直しを検討されていましたが、国での制度見直しの見通しが立たないことから、来年度につきましては制度を拡充する予定はないと聞き及んでおります。このような状況を踏まえ、対象年齢の拡充を実施するのは、現時点では市の財政的負担が大きいことから困難と考えております。今後、府の医療費助成制度の情報収集を行う中で、拡充の動きが出てきた場合は、財政負担を考慮した中で議論してまいりたいと考えております。

続きまして、中学校の給食実施に向けての取り組みについてのご質問にお答えいたします。

これまでもご答弁申し上げておりますように、本年3月末に大阪府に対しまして、中学校給食について平成27年度からデリバリー方式の選択制で実施する旨の計画書を提出しております。その後、7月に市内3か所におきまして中学校給食に関する説明会を開催し、府の補助制度の内容、各方式のメリット、デメリット及び市の検討経過、現時点での考え方などについて説明を行い、ご意見をいただきました。また、この説明会では、保護者から中学校給食実施についてのアンケートや、さらなる説明会を開催するようご意見をいただきましたことから、9月に児童・生徒、保護者を対象

にアンケートを実施し、その結果及び市の検討状況についての説明会を各中学校区で実施してまいりました。実施したアンケート結果では、児童・生徒たちの8割がこれまでのお弁当や選択制のお弁当を望んでおり、8割の保護者は小学校同様の給食を望んでおられました。また、児童・生徒と保護者の意見の異なることや、保護者の中にも家庭から持参するお弁当の継続を求める声など、さまざまなご意見があることを改めて認識しております。

今後、アンケート結果やこれまでの取り組みを踏まえ、学識経験者、学校長、栄養士、食育担当教諭、PTA代表の方々に構成する中学校給食検討委員会を設置し、これまでの教育委員会の検討内容を踏まえて考えております給食の方式などについてご意見をいただき、一定の方向性を示していただければと考えております。その後、教育委員会議での議論を経て、最終判断をしてまいります。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 介護保険を一定期間利用されなかった元気な高齢者の方に表彰状や健康グッズなどを贈呈できるような施策についてのご質問にお答えいたします。

急速な高齢化の進展、ねたきりや認知症の高齢者の急増、家族の介護機能の変化などから、高齢者介護問題は老後の不安要因でございました。介護保険制度につきましては、国民の共同連帯の理念に基づき、給付と負担の関係が明確な社会保険方式により、これまでの家族介護中心から、介護の問題を社会全体で支える新たな仕組みを創設し、利用者の選択により保健・医療・福祉にわたる介護サービスを総合的に利用できるようにしたものでございます。市町村

は3年ごとに介護保険事業計画を策定することが法律で定められ、3年間の介護サービス利用の伸び等を予測し、これに合った施設整備や事業者の拡大を図るためのプランを立てるとともに、介護サービスの見込み量等に基づき給付費を積算し、その給付費に基づいて国・府負担金等を積算し、第1号保険料の額を決めることになっております。

現在、介護保険サービス対象者約1万8,000人中、サービスを利用されていない方は約1万5,000人おられます。介護保険を一定期間利用されなかった高齢者の方に健康グッズ等を贈呈することにより、介護予防の意識づけになるという考え方もございますが、一方で、健康グッズ等に対する支出が介護保険料の上昇につながることや、介護サービスを適正に利用されないなど、本来の介護保険制度の目的が達成されないということにもなりかねないことから、新たな施策の創設は困難であると考えております。今後、団塊の世代が本格的に介護を必要とする時代を迎えるに当たり、介護保険創設当初の根本理念であります介護の社会化などの課題を考えながら、社会保険としての介護保険制度が継続し、維持されるよう、制度への理解を一層深めていただきますよう努めてまいります。

続きまして、地域福祉活動支援センターにおけるボランティア活動の発展に向けての目標、取り組み等についてのご質問にお答えいたします。

本市のボランティア活動につきましては、本市から社会福祉協議会へボランティアセンター活動費補助金を交付し、センターの運営をベースに、ボランティア活動を担っていただける人材の発掘・養成、支援を必要とされる方とのコーディネート等を行っ

ていただいております。地域福祉活動支援センター内に開設されたボランティアセンターにつきましては、ボランティア会議室、作業室、多目的コーナー等をご利用いただき、活発なボランティア活動を展開していただいております。また、ボランティアセンターの事業として、活動されている方々を中心に、6月から5回コースで地域福祉活動講座を開催し、延べ242名の参加をいただきました。今後は、精神障害者支援ボランティア養成講座、認知症支援ボランティア養成講座、災害支援ボランティアリーダー養成講座などを開催し、ボランティア活動の活性化、人材の養成を図ってまいります。

○嶋野浩一朗議長 南野議員。

○南野直司議員 それでは、1点目の各種証明書が全国のコンビニで交付できるサービスの導入についてでございます。

先ほども出ておりましたけども、マイナンバー法案の行方を見ながらということで、法案が通りますと、いわゆるマイナンバー制度が導入されまして、国民全員にマイナンバーカードが配布されて、全国共通のシステムが構築されてからの導入になるのかなと認識をしております。現在発行しております住民基本台帳カードとの使い分けも課題であると認識しておるんですけども、大阪の羽曳野市では、住基カードを利用して、例えば印鑑登録証明書など11種類の各種証明書を全国のコンビニで交付できるようシステムの導入をされておまして、市の窓口やサービスコーナーがあいていない時間帯にも対応できて、市外への通勤者も多いので大変に便利ですと多くの市民の方から喜ばれておるそうです。本市におきましても、各自治体の特色をこのカードに出せるのであれば、例えば市のマスコット

キャラクターでありますセッピーを使っていただいて「セッピーカード」と命名していただいて、そのような形でデザインも施していただいて、ぜひ発行していただきたいなと思います。何よりも市民サービスの向上に向けて早期導入できますよう、よろしくをお願いします。要望としておきます。

それから、集中豪雨における浸水被害の発生防止計画について、さまざまな観点でお聞かせいただいたんですけども、手を打てる項目につきましては計画的に実施していただきますようお願いいたします。要望としておきます。

それから、集中豪雨の日からはや3か月がたちますけども、先日も道路が冠水して浸水しそうになった等々連絡をいただきまして、下水道事業課の職員の方と一緒に現場に行かせていただきまして現場を見させてもらったんですけども、市内でほかにもまだ情報収集できていない被害箇所があるというふうに思うんですけども、今後どのように把握していかれるのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、乳幼児医療費助成制度についてご答弁いただきました。特に摂津市の隣の、いわゆる別府の道路を挟んで向こうの大阪市は、この11月から15歳まで、中学校修了まで拡充されまして、9年間の差があります。同じ病院に通われる場面もありまして、いろいろこれから摂津市財政もいろんなそういった要望が出てくると思うんですけども、安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、それから少子化や人口減少を食い止めるためには、まずはその子育て世代が暮らしやすい環境づくりが本当に大事な部分であるのかなと認識しておりますので、どうか検討をよろしくをお願いします。要望としておきます。

それから、中学校の給食の導入についてご答弁いただきました。例えば、選択制のスクールランチを導入した場合に、栄養バランスがとれた給食を提供できるかが本当にこれは大事な部分であると私も思っております。それから、また導入したときのプラス面などをお聞かせいただきたいと思います。それから、申し込み方法や、例えばの話、これは選択制のスクールランチになった場合ですけど、申し込み方法や、あるいは就学援助の対象になるのかどうか、その辺ちょっと考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、介護保険を一定期間利用されなかった元気な高齢者の方に表彰状や健康グッズなどを贈呈できるような施策を検討することについて、困難であるご答弁いただきました。しかし、介護保険のサービスを利用されていない方は約1万5,000人いらっしゃるしまして、その中でこのような声をいただくということは、広報等お知らせをさせていただいておるんですけども、介護保険制度は、いわゆる介護が必要になった人が安心して自立した生活を送れるよう社会全体で支えていこうという制度ですといった介護保険制度の意義や目的について、あるいは仕組みについて、また、年々増加する給付費の推移など、どのようなことに保険料が使用されているのかなどについて、広報とかに載せていただいておりますけども、さらに丁寧に僕はまずは周知を機会あるごとにしていただけたらなと思います。

これは北海道のある市町村が出しているパンフレットなんですけども、非常にわかりやすく、ダウンロードしたやつをちょっと持ってきたんですけども、ここには、「一人ひとりの保険料は介護保険の大切な

財源です。皆様のご理解とご協力をお願いします」と、ちょっと赤で、一言ですけども、こういう工夫をされて丁寧に目的等々を知らせておられます。そういったことで、制度の中身をもっとしっかりと知っていただく、まずはそれが大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、次に、地域福祉活動支援センターが中心となった協働での地域安心ふれあい・いきいき・元気サポート制度の導入についてご答弁いただきまして、現在、ボランティアセンターにおかれましては活発な活動を実施していただいております、さらなる発展を期待いたしますが、先般、民生常任委員会で埼玉県の行田市と東京都の稲城市に視察に行かせていただいたんですけども、ここでは行田市の取り組みに絞って質問させていただきます。

共助の理念に基づいて、市と社会福祉協議会が連携して、支援が必要な高齢者等の日常生活を支えることを目的として、市民を主体とした活動団体との協力により、地域の助け合い、支えあいのボランティア（いきいき・元気サポーター）活動を推進されておられました。いきいき・元気サポーターは、支援が必要な高齢者等の見守りや、例えば話し相手、電球交換、買い物支援などの日常生活をサポートする事業であります。本市におきましても同様の制度導入を検討されたらいかがでしょうか。考えをお聞かせください。

以上で2回目を終わります。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○有山総務部長 ご質問の浸水情報の把握について、調査につきまして総務班が担当しておりますので、私のほうからご答弁申し上げます。

8月14日の浸水被害が発生した当日の

対応終了後、情報を集約し、16日から総務部と土木下水道部の職員2名が最大5班に分かれて被害家屋の現地調査を行ってまいりました。調査の中では、情報のあった家屋のほか、周辺の家屋にもお声がけを行い、ご不在の場合は連絡案内の文書を入れ、連絡をお願いしてまいりました。浸水被害の情報は、8月から今3か月近くが経過しておりますが、現在でも連絡がある状況でございます。現場調査をその都度行っております。今回の浸水被害に関しまして、決して調査がすべて完了したとは考えておりません。情報をいただけましたら速やかに現地調査をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 現在、教育委員会として検討しておりますデリバリー給食につきましては、市の栄養士が献立を作成し、食材につきましても関与して、中学生にとって必要な栄養のバランスに配慮された給食を提供できると考えております。さまざまな事情によりお弁当を持参できない生徒や、お弁当では栄養バランスが大丈夫かと心配しておられる保護者にとりましては、デリバリー選択制給食が家庭や生徒の状況等に合わせて給食の選択肢を増やすことができると考えております。また、メニューを見ながら生徒と保護者が会話をすることにより、家庭での食育の一助となるのではないかと考えております。申し込み方法につきましては、献立のメニューを参照していただき、インターネットや携帯電話から予約や食券購入、また、マークシート方式などさまざまな方法がございます。実績のある他市の状況も十分に研究し、できるだけ多くの方が利用できるよう利便性を検討して

まいりたいと考えております。

就学援助につきましては、給食実施に当たりましては、その対象とすることを予定しておりません。その点から課題となるのが給食費と考えております。他市では保護者負担が1食当たり300円前後となっておりますが、給食費につきましては今後検討すべき課題の一つと考えております。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 行田市いきいき・元気サポーター制度を本市においても検討できないかについてのご質問にお答えいたします。

私も視察研修に同行させていただきましたが、市が実施主体に、社会福祉協議会が運営主体になり、市民が利用者でもありサポーターでもある行田市いきいき・元気サポーター制度を拝見し、本市でも参考にさせていただきたいと感じたところです。この行田市の制度におかれましては、スタートは障害者、高齢者等の総合的な福祉推進のための包括的連携体制構築事業が土台にあり、この事業を推進するトータルサポート推進担当が社会福祉協議会や民生児童委員協議会等と協働して15か所の地域公民館単位で開催された支えあいミーティングを積み重ねられ、集められた市民の声やニーズを結び、年月をかけて築き上げられた制度でございます。大変上手に施策展開をしておられる要因の大きな部分を占めますのが、トータルサポート推進担当の設置によるとのご報告を聞かせていただきました。市におきましても、行田市の制度を目標に、本市の市民ニーズを把握し、また、市民の声を聞かせていただきながら、市民との協働で支え合いの体制づくりを構築するために、まずは土台づくりとして福祉に関する総合窓口の開設などについて調査・研究し

てまいります。

○嶋野浩一朗議長 南野議員。

○南野直司議員 それでは、中学校の給食導入についてご答弁いただきました。私も最近、中学生の子とか、あと小学生の子に、保護者の方じゃなくて子どもにお声を聞きましたら、ほとんどの子がお母さんのお弁当がいいという答でした。また、保護者の方は、ほとんどの方が給食を導入してほしいと。如実にアンケートの調査にあらわれているのかなと思いました。消去法でいくと、完全給食と比べましたら、選択制の例えばスクールランチになってくるのかなと思うんですけども、先ほどちょっとお聞かせいただいたように、そうなりますと、今、他市で取り組まれている状況等々を検討委員会も立ち上げられて収集されて、本当によりよいスクールランチにさせていただきたいなと思いますし、何よりも栄養バランスのとれた、そういったことを考えていただいて、導入に向けてしっかりと今後も取り組んでいただきますよう、よろしくお願ひします。要望としておきます。

集中豪雨についてご答弁いただきまして、被害箇所につきましては地域ごとにさまざまでありまして、本来であれば地域ごとに説明会などをとっていただいて、情報を収集して改善計画を立てて対応するのが本来であれば私は丁寧なことじゃないかなと思いますので、できる限り情報を今後も取り続けていただいて、そのような形で改善に向けて取り組んでいただきますよう、よろしくお願ひをいたします。

それから、地域安心ふれあい・いきいき・元気サポート制度と勝手に名前をちょっとつけさせてもらったんですけども、ご答弁をいただきまして、すぐにはできないことじゃないと思います。介護、そういった

支援を必要とされている方と、あるいはお元気な方ですね。私、もうそんなんボランティアでやっていいよという方がマッチして、お互いが触れ合って、支え合って、その結果、例えば孤立死を防止したり、もう一つは災害時の要援護者の援護に、僕は最終的にそういった部分でつながっていくのかなと思います。しっかりとまずは体制整備、土台をされるというふうに部長からご答弁いただきました。何年かかるかわかりませんが、そういった形で、今いらっしゃる関係団体の方も合わせて、新たなそういった市民の方に声をかけていって、多くの方にそういったボランティアに参加していただく、それが本当に協働の姿になってくるんじゃないかなと確信をしておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 南野議員の質問が終わり、以上で一般質問が終わりました。

日程2、議案第38号など7件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

(野口博総務常任委員長 登壇)

○野口博総務常任委員長 ただいまから、総務常任委員会の審査報告を行います。

10月22日の本会議において、本委員会に付託されました議案第44号、平成24年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分、議案第49号、摂津市防災会議条例及び摂津市災害対策本部条例の一部を改正する条例制定の件、議案第51号、摂津市暴力団排除条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第52号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件の以上4件について、10月24日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました

結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○嶋野浩一朗議長 建設常任委員長。

(山本靖一建設常任委員長 登壇)

○山本靖一建設常任委員長 ただいまから、建設常任委員会の審査報告を行います。

去る3月6日に開催されました第1回定例会本会議において、本委員会に付託されました議案第38号、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、3月13日、3月28日、6月13日、9月25日及び10月23日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査を行いました。また、去る10月22日の本会議において、本委員会に付託されました議案第50号、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件について、10月23日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査を行いました。審査の結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○嶋野浩一朗議長 文教常任委員長。

(森西正文教常任委員長 登壇)

○森西正文教常任委員長 ただいまから、文教常任委員会の審査報告を行います。

10月22日の本会議において、本委員会に付託されました議案第44号、平成24年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分について、10月24日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、賛成多数をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○嶋野浩一朗議長 民生常任委員長。

(森内一蔵民生常任委員長 登壇)

○森内一蔵民生常任委員長 それでは、ただいまから民生常任委員会の審査報告を行います。

10月22日の本会議において、本委員

会に付託されました議案第44号、平成24年度摂津市一般会計補正予算（第2号）所管分及び議案第45号、平成24年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）の以上2件について、10月23日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第44号所管分については賛成多数、議案第45号については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○嶋野浩一朗議長 駅前等再開発特別委員長。

（木村勝彦駅前等再開発特別委員長 登壇）

○木村勝彦駅前等再開発特別委員長 ただいまから、駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

10月22日の本会議において、本委員会に付託をされました議案第44号、平成24年度摂津市一般会計補正予算（第2号）所管分について、10月25日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告をいたします。

○嶋野浩一朗議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。通告がありますので、許可します。

山崎議員。

（山崎雅数議員 登壇）

○山崎雅数議員 それでは、議案第38号及び議案第44号に対する日本共産党を代表しての反対の討論を行います。

まず、議案第38号についてです。

ひとり暮らし高齢者や障害を持っておら

れる方、さらにひとり親家庭といった、いわゆる社会的弱者と言われる市民の方々の文化的で安定的な生活を図るための手助けとして制定をされた水道料金の減免条例は、年金の切り下げをはじめとした制度改悪が重ねられている今、その必要性、重要性は一層増してきています。平成22年度決算では、3,237人の方がこの制度から外され、年間1万3,041円の負担増となります。

制度の見直しとして最初に示されたのは、所得制限を設けるというものでした。しかし、ソフトの開発には大変な金額がかかるとして、いきなり全廃する決定を強行、審査を付託された委員会でも、このままでは同意できないと2度にわたる継続審査となりました。この間の議論で、ソフトの開発は数百万円で済むこと、担当部長が民生常任委員協議会の説明で、とりあえず今回はこの説明でご理解いただきたい、さらに、本当の弱者により手厚くと言いながら、切り捨てられる3,000人を超える方々に対するまともな調査もせず、示された家賃補助の1,000円増額は、対象者230人中143人はむしろ87円の減額になること、常任委員長から要請された資料も委員会審査が終了してから提出するというありさま。これは、条例の廃止に道理がないこと、また、自信が持てないことの裏づけではないでしょうか。

民生の委員会では、所得制限を入れても、受けている高齢者の8割が市民税の非課税世帯であり、ほとんどの方々が制度に残るといっては行革、削減にもならないから全廃だとの答弁であり、この先、高齢化社会を迎え、制度の維持で助成額が増え続けるなど、助成額の削減が目的化していることは明らかです。代替制度として提案され

ていた拡充でも、高齢者移送サービスなど固定的な経費で行われるものであり、高齢者人口の増加に比例して増えるものでないことなど、増え続ける高齢者の福祉助成を削減しようとしていることが明らかです。

市長が、平成25年度の予算編成方針の扉に、これまで安全・安心を基軸に、本当の弱者を大切にしたいの思いを持ち、予算編成に取り組んできたことと記されています。その言葉どおり条例の廃止を撤回し、弱者の方々が安心して暮らせるよう強く求め、反対の討論といたします。

次に、議案第44号に対する反対討論を行います。

本議案で二つの債務負担行為の追加が提案されました。これは、学校給食調理業務と市民課窓口業務の民間委託契約を締結するためのものです。どちらも第4次行革の名のもとで子どもの食の安全や市民の個人情報にかかわる大事な業務を外部に委託するもので、認められません。今、電機業界で史上空前のリストラが報道されているように、政府と財界が主導で派遣労働が自由化され、労働界全体の賃金抑制につながっています。今や大手企業は労働者の福利厚生、安全管理、社員教育まで外部委託、社会的責任を放棄し、安上がりの労働に置きかえています。日本社会全体の労働条件の悪化で貧困と格差が広がっています。学校給食調理業務の委託は、契約満了する鳥飼西、鳥飼北両校の更新契約に加え、新規に味舌小学校で委託契約を結ぶもので、その結果、市内10小学校中3校に調理業務の民間委託が拡大することになります。

3点申し上げます。一つは、子どもたちの食の安全に対する公的責任を弱めること。二つは、法や基準の遵守、摂津市独自で培ってきた安心・安全の豊かな給食を実施す

るために、市と民間会社との間でより詳細な取り決めや日々の綿密な打ち合わせを行えば行うほど偽装請負の疑惑が浮上すること。三つ目は、利益追求を目的とする民間会社と、子どもの健全な成長や食育など、教育の一環である学校給食が相入れないこと。以上の理由で反対をするものです。

市民課窓口の業務委託も、自治体労働を政府主導でアウトソーシングが進められているのと同様、本市がそれに無批判に追随し、窓口業務の外部委託を行うことに反対するものです。第4次行革で人件費が合理化できる、年間450万円、さらに300万円節約できると答弁しておりますが、これは機械化などの合理化とは異なり、コストの削減は結局労働条件と賃金抑制で生み出されるものであり、安上がりの人の機械に尽きます。偽装請負の指摘を避けるためにパーテーションを置くとか、現場の監督者は企業から配置をされるとか、仕様書で拘束をさせるなどとしておりますけれども、業務の遂行の責任は外部の企業で、緊急の危機管理など、市の責任が果たせない不安が残ります。雇用や労働条件の保障も、審議の中でも「企業にしっかりしてもらおう」とか「はず」としか答えるしかない状態です。短時間の業務や季節のみの不安定な就業で、労働者は今、2種類、3種類のダブルワークを余儀なくされている方も多く生まれています。こういう不安定労働を進めるような何もかも外部委託の第4次行革の見直しを求めるものです。

以上、反対討論といたします。

○嶋野浩一朗議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 以上で討論を終わります。

議案第38号及び議案第44号を一括採決します。

本2件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○嶋野浩一朗議長 起立者多数です。

よって、本2件は可決されました。

議案第45号、議案第49号、議案第50号、議案第51号及び議案第52号を一括採決します。

本5件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、本5件は可決されました。

日程3、議会議案第7号など4件を議題とします。

お諮りします。

本4件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本4件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。通告がありますので、許可します。

弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 私は、日本共産党市会議員団を代表して、議会議案第9号への反対討論を行います。

本意見書案は、中小企業の成長支援策の拡充を求めるとするもので、前段に書かれている趣旨については我が党も賛同するものであります。しかし、2014年からの消費税増税が国会で決められ、多くの中小業者が倒産、廃業の危機に直面している現状で、最大の死活問題とも言える消費税に対する記述が一切ないというのは、当事者の感覚からあまりにもかけ離れたものと言えます。

また、要望項目の中に、「国内立地推進事業費補助金をさらに拡充すること」と記されていますが、これは復興予算の流用と厳しく指摘されているものです。昨年度の国の3次補正で、東日本大震災の復興予算の一部として約3,000億円が組まれたものの、東北3県の企業にはわずか6%しか行き渡らず、さらに予算総額の2割が中小企業、8割が大企業への配分となっていることから、この補助金については拡充どころかあり方を見直すように国に意見すべきもので、この点についても到底賛成しかねます。

東日本大震災の復興支援と真に中小企業の支援を国に求める立場を表明し、反対の討論といたします。

○嶋野浩一朗議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 以上で討論を終わります。

議会議案第7号、議会議案第8号及び議会議案第10号を一括採決します。

本3件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、本3件は可決されました。

議会議案第9号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○嶋野浩一朗議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

日程4、議会議案第11号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。三宅議員。

(三宅秀明議員 登壇)

○三宅秀明議員 ただいま上程となりました議会議案第11号、摂津市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件につきまして、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成24年8月29日に可決成立しました地方自治法の一部改正におきまして、議会制度の見直しが行われ、本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとされたことに伴い、改正するものであります。

それでは、議案書に沿って改正内容を説明申し上げます。

まず、目次中「第9節 会議録」を「第9節 公聴会及び参考人 第10節 会議録」に改めるものです。

次に、第17条中「第115条の2」を「第115条の3」に改めます。これは、地方自治法の改正による引用条文の条ずれに伴い、条文整備を行うものであります。

次に、第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に第9節として公聴会及び参考人に関する条文を新たに規定するものです。

第77条の2では、公聴会開催の手続について、第77条の3では、意見を述べようとする者の申出について、第77条の4では、公述人の決定について、第77条の5では、公述人の発言について、第77条の6では、議員と公述人の質疑について、

第77条の7では、代理人又は文書による意見の陳述について、第77条の8では、参考人について、それぞれ規定するものです。

なお、附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第11号を採決します。

本件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、本件は可決されました。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

11月6日は休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後3時1分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 嶋野 浩一朗

摂津市議会議員 森内 一蔵

摂津市議会議員 山本 靖一

摂津市議会継続会会議録

平成24年11月7日

(第4日)

平成24年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成24年11月7日(水曜日)
午後3時開議場
摂津市議会

1 出席議員(22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平博
21 番	安藤薫	22 番	野口博

1 欠席議員(0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長兼 会計管理者	乾富治
総務部長	有山泉	生活環境部長	杉本正彦
保健福祉部長	福永富美子	都市整備部長	吉田和生
土木下水道部長	藤井義己	教育委員会兼 教育次長兼 次世代育成部長	馬場博
教育委員会 教育総務部長	登阪弘	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
水道部長	宮川茂行	消防長	北居一

1 出席した議会事務局職員

事務局長	寺本敏彦	事務局次長	藤井智哉
事務局総括参与	野杵雄三		

1 議 事 日 程

- | | | | |
|----|-------|-------|------------------------|
| 1, | | | 議長辞職許可の件 |
| 2, | 議 選 第 | 2 号 | 議長選挙の件 |
| 3, | | | 副議長辞職許可の件 |
| 4, | 議 選 第 | 3 号 | 副議長選挙の件 |
| 5, | 議 案 第 | 5 3 号 | 監査委員の選任について同意を求める件 |
| 6, | | | 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件 |
-

1 本日の会議に付した事件

日程 1 から日程 5 まで

(午後 3 時 開議)

○嶋野浩一朗議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、弘議員及び山崎議員を指名します。

この場で暫時休憩します。

(午後 3 時 1 分 休憩)

(午後 3 時 2 分 再開)

○村上英明副議長 休憩前に引き続き再開します。

ただいま嶋野議長から議長辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、議長辞職許可の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程 1、議長辞職許可の件を議題とします。

お諮りします。

嶋野議長の議長辞職を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

議長辞職のあいさつを受けます。嶋野議員。

(嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 議長長の退任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

昨年の 9 月に皆様方の温かいご推挙をいただきまして、議長という大役を仰せつかることとなりました。何分浅才、そして非才な身でございますので、当初は本当に私

がその大役を担うことができるのか、全うすることができるのか自問自答しながら、そして、その間、本当に試行錯誤の連続であったというように思っております。そして、そのような中で、本日この日を迎えることができました。これもひとえに村上副議長をはじめといたしまして、議会議員の皆様方、そして市長をはじめといたしました理事者、市の職員の皆様方、そして多くの市民の皆様方のご理解、ご協力、そしてご指導、ご鞭撻のたまものであるというように、この場をお借りいたしまして心より厚く御礼を申し上げます。

この 1 年の間に、私自身、本当にいろいろな経験をさせていただきました。これからの摂津市のまちづくりのあり方という問題につきましても、また 1 年前とは違った角度から見るができているんじゃないかなというように思っておりますし、また、そのような自分に自分自身が期待をしているところでございます。

今後は一議員として、また皆様方からさまざまな形でご指導やご鞭撻をいただきながら、摂津市の発展、市民の幸せのためにしっかりと働かせていただきたいと思っておりますので、どうか引き続きましてご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、議長退任に当たりましての一言のお礼のごあいさつとさせていただきます。皆様方、本当にお世話になりました。ありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○村上英明副議長 あいさつが終わりました。お諮りします。

この際、議長選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、議選第2号、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉じます。

(議場閉鎖)

○村上英明副議長 ただいまの出席議員は2人です。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○村上英明副議長 配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○村上英明副議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。また白票は無効として取り扱いません。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順に投票願います。

(投票)

○村上英明副議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明副議長 投票漏れなしと認め、投票を終了します。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○村上英明副議長 開票を行います。

立会人に森西議員及び原田議員を指名しますので、立ち会いをお願いします。

(開票)

○村上英明副議長 それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数22票、そのうち有効投票17票、無効投票5票、有効投票中、木村議員

12票、柴田議員5票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票であり、木村議員が議長に当選されました。

木村議員が議長におられますので、当選の告知をします。

議長就任のあいさつを受けます。木村議員。

(木村勝彦議員 登壇)

○木村勝彦議員 議長就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、皆様方のご支援で議長に就任することになりました。もとより浅学非才ではありますがけれども、1年間しっかりと頑張っていきたいと思っております。

今、地方自治体を取り巻く環境、あるいは議会を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。大阪府の権限移譲という形で長年積み残しになってきた、例えば都市計画道路の問題等にしましても、権限移譲されてもやっぱり財政は伴わないというような矛盾があります。そういう権限移譲を断る自治体も出てきているように私は聞いております。そういう点では、これから1年間、森山市長・行政と議会とが一緒になって、立派なまちづくりを進めていきたいと思っております。

大変微力ではありますがけれども、皆さんの期待に応えるべく、しっかりと頑張りたいと思います。今後ともご支援よろしく願いいたします。(拍手)

○村上英明副議長 あいさつが終わりました。

この場で暫時休憩します。

(午後3時15分 休憩)

(午後3時16分 再開)

○木村勝彦議長 休憩前に引き続き再開します。

ただいま村上副議長から副議長辞職願が

提出されました。

お諮りします。

この際、副議長辞職許可の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

副議長辞職許可の件を議題とします。

お諮りします。

村上副議長の副議長辞職を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

副議長辞職のあいさつを受けます。村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、副議長退任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

この約1年と1か月間、嶋野議長はじめ議会議員の皆様方、そして理事者の皆様方のご指導とご協力を賜り、また、議会事務局の皆様方のおかげをもちまして多くの勉強をさせていただきました。感謝と御礼を申し上げます。

これからは一議員としましても、安心・安全のさらなる向上と摂津市政発展のため、そして、議会のチェック機能も果たしながら頑張っていきたいと思っております。

今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、退任のあいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

(拍手)

○木村勝彦議長 あいさつが終わりました。

お諮りします。

この際、副議長選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程4、議選第3号、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

南野議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました南野議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、南野議員が副議長に当選されました。

南野議員が議場におられますので、当選の告知を行います。

副議長就任のあいさつを受けます。南野議員。

(南野直司議員 登壇)

○南野直司議員 ただいま、皆様方から温かいご推挙をいただきまして、副議長という大任を拝命いたしました。木村議長をサポートし、摂津市の発展と繁栄のために全力で取り組んでまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

近年、少子高齢化が進み、ひとり暮らし世帯の増加など、家族や地域のつながりが希薄になりつつある中で、支え合いやつながりが本当に大事であると考えております。このつながりのまち摂津、また、子どもたちの笑顔あふれる摂津のまち構築に向けまして、市民の皆さんとの協働で少しでもお役に立てるよう邁進してまいる決意でございます。

簡単ではございますけれども、副議長就任に当たりましてごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

(拍手)

○木村勝彦議長 あいさつが終わりました。

お諮りします。

この際、議案第53号を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることにより異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程5、議案第53号を議題とします。

本件の除斥に該当する三宅議員の退席を求めます。

(三宅秀明議員退席)

○木村勝彦議長 提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 議案第53号、監査委員の選任について同意を求める件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成24年11月7日付の山崎雅数氏の辞職に伴いまして、三宅秀明氏を摂津市監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

簡単ではございますが、提案理由の説明

とさせていただきます。

○木村勝彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第53号を採決します。

本件について、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、本件は同意されました。

(三宅秀明議員着席)

○木村勝彦議長 お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後3時23分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会旧議長 嶋 野 浩一朗

摂津市議会旧副議長 村 上 英 明

摂津市議会新議長 木 村 勝 彦

摂津市議会議員 弘 豊

摂津市議会議員 山 崎 雅 数

摂津市議会継続会会議録

平成24年11月8日

(第5日)

平成24年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成24年11月8日(木曜日)
午後2時59分開議
摂津市議会議場

1 出席議員 (22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平博
21 番	安藤薫	22 番	野口博

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長兼 会計管理者	乾富治
総務部長	有山泉	生活環境部長	杉本正彦
保健福祉部長	福永富美子	都市整備部長	吉田和生
土木下水道部長	藤井義己	教育委員会 教育次長兼 次世代育成部長	馬場博
教育委員会 教育総務部長	登阪弘	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
水道部長	宮川茂行	消防長	北居一

1 出席した議会事務局職員

事務局長	寺本敏彦	事務局次長	藤井智哉
事務局総括参与	野杵雄三		

1 議 事 日 程

- | | |
|--------------|------------------------|
| 1, | 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件 |
| 2, | 特別委員会委員選任の件 |
| 3, 議 選 第 4 号 | 淀川右岸水防事務組合議会議員補欠選挙の件 |
| 4, | 議会運営委員会の所管事項に関する調査の件 |
-

1 本日の会議に付した事件

日程 1 から日程 4 まで

(午後2時59分 開議)

○木村勝彦議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、森西議員及び嶋野議員を指名します。

日程1、常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件を議題とします。

本件は配付の名簿のとおり指名します。

この際、特別委員会委員の辞任の報告をします。本日、木村議員から駅前等再開発特別委員会委員を辞任したいとの願いがありました。これを許可したことを報告します。

お諮りします。

この際、特別委員会委員選任の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、特別委員会委員選任の件を議題とします。

駅前等再開発特別委員会委員は、配付の名簿のとおり指名します。

お諮りします。

この際、淀川右岸水防事務組合議会議員の補欠選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程3、議選第4号、淀川右岸水防事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのよう

に決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

安藤議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました安藤議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、安藤議員が淀川右岸水防事務組合議会議員に当選されました。

安藤議員が議場におられますので、当選の告知をします。

お諮りします。

この際、議会運営委員会の所管事項に関する調査の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程4、議会運営委員会の所管事項に関する調査の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、閉会中に調査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で本日の日程は終了し、これで平成24年第3回摂津市議会定例会を閉会します。

(午後3時2分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 木 村 勝 彦

摂津市議会議員 森 西 正

摂津市議会議員 嶋 野 浩一朗

☆ 添 付 資 料

平成24年第3回定例会審議日程（案）

月 日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
10 / 22	月	本会議（第1日）	提案理由説明・質疑・委員会付託・即決 ----- (議会議案届出締切 17:15)	10:00
23	火		建設常任委員会（第一委員会室） 民生常任委員会（第二委員会室）	10:00 10:00
24	水		総務常任委員会（第一委員会室） 文教常任委員会（第二委員会室） ----- (一般質問届出締切 12:00)	10:00 10:00
25	木		駅前等再開発特別委員会（第二委員会室）	10:00
26	金			
27	⊕			
28	⊙			
29	月			
30	火			
31	水		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
11 / 1	木			
2	金	本会議（第2日）	一般質問	10:00
3	⊕			
4	⊙			
5	月	本会議（第3日）	一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案	10:00
6	火			
7	水	本会議（第4日）	役員改選	15:00
8	木	本会議（第5日）	役員改選 ----- 議会運営委員会（第一委員会室）	15:00 本会議終了後

議 案 付 託 表

平成24年第3回定例会

〈総務常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成23年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定 第 4 号 平成23年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案 第 44 号 平成24年度摂津市一般会計補正予算（第2号）所管分
- 議案 第 49 号 摂津市防災会議条例及び摂津市災害対策本部条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 51 号 摂津市暴力団排除条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 52 号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

〈建設常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成23年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定 第 2 号 平成23年度摂津市水道事業会計決算認定の件
- 認定 第 5 号 平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案 第 50 号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

〈文教常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成23年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 議案 第 44 号 平成24年度摂津市一般会計補正予算（第2号）所管分

〈民生常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成23年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定 第 3 号 平成23年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定 第 6 号 平成23年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定 第 7 号 平成23年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定 第 8 号 平成23年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案 第 44 号 平成24年度摂津市一般会計補正予算（第2号）所管分
- 議案 第 45 号 平成24年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）

〈議会運営委員会〉

- 認定 第 1 号 平成23年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

〈駅前等再開発特別委員会〉

- 認定 第 1 号 平成23年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 議案 第 44 号 平成24年度摂津市一般会計補正予算（第2号）所管分

平成24年第3回定例会 一般質問要旨

質問順位

- | | | | | | |
|------|--------|------|--------|------|--------|
| 1 番 | 野原修議員 | 2 番 | 川端福江議員 | 3 番 | 上村高義議員 |
| 4 番 | 野口博議員 | 5 番 | 渡辺慎吾議員 | 6 番 | 藤浦雅彦議員 |
| 7 番 | 安藤薫議員 | 8 番 | 柴田繁勝議員 | 9 番 | 森西正議員 |
| 10 番 | 山本靖一議員 | 11 番 | 弘豊議員 | 12 番 | 原田平議員 |
| 13 番 | 南野直司議員 | | | | |

野原修議員

- 人間基礎教育の推進について
(1) 協働のまちづくりを進めていくための市政功労の取り組みについて
- JR千里丘駅西口の安全対策について
(1) 毎日放送跡地などの吹田市大型マンション開発に伴う送迎バス、マイカーなどが大幅に増加する西口駅前に対する本市の歩行者、自転車などの安全対策について
- 安全で災害に強いまちづくりについて
(1) 東南海・南海地震等に伴うライフラインの崩壊、電気、都市ガスのエネルギー供給の寸断に対する避難所の対策について
- 青色パトロールの更なる活用について

川端福江議員

- 成年後見制度について
(1) 成年後見制度に関する広報・啓発・相談について
(2) 「市民後見人」の養成・活動支援について
- 非婚母子家庭の市営住宅家賃減免や保育料の算定にあたっては、寡婦控除と同様の「みなし適用」を講じることについて
- 通学路の安全対策について
- 交通安全教育の強化について
(1) 「摂津市自転車安全利用倫理条例」の施行後の交通安全教育の強化とその取り組み状況について

上村高義議員

- 1 安威川以南のコミュニティ施設について
- 2 悪臭防止対策について
 - (1) 鳥飼本町二丁目における悪臭対応の取り組みについて
 - (2) 摂津市における悪臭防止法に対する取り組みについて

野口博議員

- 1 北摂7市の中で一番高い上下水道料金の引き下げなどについて
- 2 乳幼児医療費助成制度の対象年齢の引き上げについて
- 3 市民のくらしと第4次行財政改革について
- 4 千里丘駅西口の安全対策、交通混雑解消に向けての基本的方向について

渡辺慎吾議員

- 1 夏休みに実施された「聞いて！ホットライン」について
 - (1) どのような経緯でこの事業を実施するに至ったのか。
 - (2) 教育委員会との兼ね合いはどのように調整したのか。
 - (3) 効果はあったのか。
- 2 管理体制について
 - (1) 各部署の管理者の所在について
 - (2) 市民対応について
 - (3) 非常時における管理者の責任について
- 3 市民協働をより促進するため、ボランティアに対して顕彰制度を導入することについて
 - (1) ボランティア活動を活性化するために導入する考えはないか。

藤浦雅彦議員

- 1 市民サービスの向上について
 - (1) 行革の立場から市役所ロビーでの総合案内、受付員の市民サービスの現状と本市の目指す方向性について
 - (2) 死亡後の諸手続きの相談などは、多くの部署にまたがった手続きが必要であり、不安を抱えて訪れる市民に対し、適切に相談できるロビー対応の充実について
 - (3) 過去に作成された「せつつ市民ハンドブック」に代わる市政情報がわかる「暮らしの便利帳」を市の負担無く作成配布するよう検討することについて
- 2 摂津市の特色を更に強調する施策として市の公共施設の案内プレートや電柱取り付けの街区表示プレートまたは、各戸に設置する住居番号表示プレートを公募デザインによる摂津市らしいデザインにし、計画的に設置することについて
- 3 火災から市民を守るため、平成23年6月1日以降は義務づけされた既存住宅の住宅用火災警報器の設置を更に推進するための積極的な取り組みについて
また、一定の条件を基に低所得者・高齢者や障がい者に対する無償貸与などの制度を創設することについて
- 4 自治会加入及び再加入に向け、各関係課で連携し更に加入促進を図れるよう、転入者等に自治会加入のメリット等を丁寧に説明するなど体制の強化を図ることについて
また、新たな住宅開発が実施される場合、摂津市開発協議基準の第22条に即し、開発協議の段階から市と開発者は住宅入居者の自治会への加入促進に努め、地域との協議が必要な場合は積極的に取り組むよう指導することについて
- 5 本市からいじめを撲滅するための取り組みについて
 - (1) いじめは、いじている側が100パーセント悪いという考えを徹底することについて
 - (2) いじめ等の実態把握のため定期的にアンケートを実施することについて
 - (3) いじめは根が深く、簡単に解決できないことから、個々の事例を徹底して検証し、予兆を見逃さない態勢の整備を行うことについて
 - (4) 学校関係者は何よりも「子どもの視点」に立って対応することについて（そうすることで、いじめられている子どもたちに希望を与えられることもできる。）
 - (5) 教員が一人一人の子どもと丁寧に接することができるよう、教員各自の負担軽減と効率化を図ることについて
 - (6) スクールカウンセラーをより有効的に活用できるよう再検討することについて
 - (7) 教員と保護者や関係者との連絡を取り易くするために、職員室の電話回線を増設すると共に教職員4人に1台程度の電話機を設置することについて
- 6 発達障がい児や自閉症の幼児の増加に対する適切な対応について
 - (1) 行政対応の強化と、作業療法士が不足している状況で奨学金制度の創設などで人材の確保策について
 - (2) NPOなどの民間団体との連携について

安藤薫議員

- 1 学校給食法に基づく中学校給食の実施に向けた取り組みについて
 - (1) アンケート調査について
 - (2) 検討会議について
 - (3) デリバリー選択制について
 - (4) 学校給食に照らして、あるべき学校給食について
- 2 通学路の安全対策について
- 3 安威川以南に児童センターを設置することについて
- 4 市営鳥飼野々団地の跡地活用について

柴田繁勝議員

- 1 都市整備と文化財保護、吹田操車場跡地活用について
 - (1) 将来を見通した摂津市域の街づくりについて、防災公園の完成と周辺文化財保全について
 - (2) 正雀下水処理場の閉鎖と摂津市のクリーンセンターとの関連について
- 2 教育行政について
 - (1) 文化振興に対する市の取り組み、市の役割について

森西正議員

- 1 職員の自治会非加入について
- 2 準工業地域での企業の流出について
- 3 今後の職員体制について
- 4 全国学力・学習状況調査で正答率30%未満の子どもの割合0%について
- 5 体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表について

山本靖一議員

- 1 中期財政見通しで示されたコミュニティセンターについて
 - (1) 鯉生野団地の解体が予定されているが跡地活用について
- 2 安威川以南の雨水幹線整備について
- 3 市発注事業の落札率と市内業者の育成について

弘豊議員

- 1 障害のある人の仕事とくらしについて
 - (1) 障害の重い人の就労について
 - (2) 今年度から行われている支援施策について
- 2 保育所待機児童の現状と対策について
 - (1) 次世代育成支援後期行動計画における保育所入所定員の目標設定との関わりについて
 - (2) 早急な待機児解消の計画が具体的に検討されているのか。
- 3 旧味舌小学校の跡地利用について
 - (1) 現在の利用状況と今後の見通しについて
 - (2) 市民から寄せられている有効活用を求める要望への対応について

原田平議員

- 1 市民課窓口業務等委託事業について
- 2 市営鮎生野、鳥飼野々団地の跡地利用計画について
- 3 安威川以南にコミュニティ施設の建設について
- 4 大阪広域水道企業団について
- 5 淀川河川敷のグラウンドゴルフ場建設について
- 6 安威川ダム建設について
- 7 都市計画道路の見直しについて
- 8 消防行政の広域化について

南野直司議員

- 1 住民票など各種証明書が、全国のコンビニで交付できるサービスの導入について
- 2 集中豪雨における浸水被害の再発防止計画について
- 3 乳幼児医療費助成制度について、近隣市の状況を鑑み、通院に関しても対象年齢の拡充を検討することについて
- 4 中学校の給食実施に向けての取り組みについて
- 5 介護保険を一定期間利用されなかった元気な高齢者の方に表彰状や健康グッズなどを贈呈できるような施策を検討することについて
- 6 地域福祉活動支援センターが中心になって、協働での（仮称）地域安心ふれあい・いきいき・元気サポート制度の導入について

選任名簿

常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件

《常任委員会》

委員会名	委員長	副委員長	委員
総務常任委員会	三好 義治	上村 高義	藤浦 雅彦 南野 直司 三宅 秀明 野口 博
建設常任委員会	野原 修	村上 英明	山本 靖一 木村 勝彦 原田 平
文教常任委員会	大澤千恵子	柴田 繁勝	川端 福江 渡辺 慎吾 安藤 薫
民生常任委員会	森内 一蔵	本保加津枝	弘 豊 山崎 雅数 森西 正 嶋野浩一朗

《議会運営委員会》

委員会名	委員長	副委員長	委員
議会運営委員会	森西 正	村上 英明	大澤千恵子 上村 高義 山崎 雅数 嶋野浩一朗 原田 平

特別委員会委員選任の件

委員会名	委員長	副委員長	委員
駅前等再開発 特別委員会	藤浦 雅彦	渡辺 慎吾	大澤千恵子 上村 高義 弘 豊 森西 正 三好 義治

議会運営委員会の所管事項に関する調査表

(平成24年第3回定例会)

調 査 事 件	調 査 期 限
1. 議会の運営に関する事項について	委員の任期満了まで

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
	議案第38号 摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例訂正の件	10月22日	承認
報告第5号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(10月22日 報告)	
報告第6号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(10月22日 報告)	
報告第7号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(10月22日 報告)	
報告第8号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(10月22日 報告)	
報告第9号	平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件	(10月22日 報告)	
認定第1号	平成23年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件	10月22日	閉会中の継続審査
認定第2号	平成23年度摂津市水道事業会計決算認定の件	10月22日	閉会中の継続審査
認定第3号	平成23年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	10月22日	閉会中の継続審査
認定第4号	平成23年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件	10月22日	閉会中の継続審査
認定第5号	平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件	10月22日	閉会中の継続審査
認定第6号	平成23年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件	10月22日	閉会中の継続審査
認定第7号	平成23年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	10月22日	閉会中の継続審査
認定第8号	平成23年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件	10月22日	閉会中の継続審査
議案第38号	摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	11月5日	可決
議案第44号	平成24年度摂津市一般会計補正予算(第2号)	11月5日	可決
議案第45号	平成24年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)	11月5日	可決
議案第46号	教育委員会委員の任命について同意を求める件	10月22日	同意
議案第47号	教育委員会委員の任命について同意を求める件	10月22日	同意
議案第48号	公平委員会委員の選任について同意を求める件	10月22日	同意
議案第49号	摂津市防災会議条例及び摂津市災害対策本部条例の一部を改正する条例制定の件	11月5日	可決
議案第50号	摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件	11月5日	可決
議案第51号	摂津市暴力団排除条例の一部を改正する条例制定の件	11月5日	可決
議案第52号	摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件	11月5日	可決
議会議案第7号	「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書の件	11月5日	可決
議会議案第8号	気象事業の整備拡充を求める意見書の件	11月5日	可決
議会議案第9号	中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書の件	11月5日	可決
議会議案第10号	自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書の件	11月5日	可決

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
議会議案 第 11 号	摂津市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件	1 1 月 5 日	可決
	議長辞職許可の件	1 1 月 7 日	可決
議 選 第 2 号	議長選挙の件	1 1 月 7 日	決定
	副議長辞職許可の件	1 1 月 7 日	可決
議 選 第 3 号	副議長選挙の件	1 1 月 7 日	決定
議 案 第 53 号	監査委員の選任について同意を求める件	1 1 月 7 日	同意
	常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件	1 1 月 8 日	選任
	特別委員会委員選任の件	1 1 月 8 日	選任
議 選 第 4 号	淀川右岸水防事務組合議会議員補欠選挙の件	1 1 月 8 日	決定
	議会運営委員会の所管事項に関する調査の件	1 1 月 8 日	閉会中の 継続調査